

広島市報

第93号

発行
昭和29年1月20日
(水曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九番地

目次

広島市税条例の一部改正	一頁
広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正	二
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部改正	三
広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正	三
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部改正	三
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	三
広島市と畜場条例	三
広島市と畜場使用料条例	三
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例	三
広島市保健所運営協議会条例	三
広島市職員定数条例の一部改正	三
地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専断処分事項に関する条例	三
広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部改正	三
職員の退職手当に関する条例	三
広島市労働者就業規則の一部改正	三
広島市公共事業労働者就業規則の一部改正	三
広島市火葬場建設委員会規則	三

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正	九
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	九
広島市保健所組織規程	九
広島市手数料規則の一部改正	九
広島市と畜場業務規則	九
広島市護国神社建設対策委員会規則	九
広島市職員住宅建設運営委員会規程	九
広島市吏員退職料等審議会規則	九
広島市消防吏員給与品及び貸与品規則	九
広島市消防吏員の制限に関する規則の一部改正	九

告示

第二十七回未指定地補充換地予定地指定並びに第四十一回換地予定地変更指定中未発表のもの及び第四十二回換地予定地変更指定の発表について	三
議決追加更正予算について(一般会計)	三
議決追加更正予算について(公益質屋費)	三
議決追加更正予算について(建設費)	三
議決追加更正予算について(市民病院費)	三
議決追加更正予算について(水道事業会計)	三
出納員に対する事務の委任について	三
広島都市計画事業章津町附近地区土地区画整理施行規程	三
第十五回換地予定地借地権指定、第四十三回換地予定地変更指定の発表について	三
建築基準法に基づく公開聴聞について	三
土地立入について	三

訓令

保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する規程	三
社会保険広島市民病院院長及び同事務局長専決規程の一部改正	三
下水道使用料徴収事務委任に関する規程	三
公安委員会事項	三
広島市公安委員会聴聞規程の一部改正	三
道路の交通制限について	三

選挙管理委員会事項

選挙管理委員会開催について	三
広島市における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに三分の一の数について	三

市議会事項

市議会議決事項	三
雑報	三
出張所々管区別人口及び世帯状況について	三
戸籍上の市勢について	三

条例

広島市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。	三
昭和二十八年十二月十八日	三
広島市条例第四十九号	三
広島市税条例(昭和二十五年八月三十日広島市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。	三

第七條の二第一号中「相続人」を「相続人（包括受遺者を含む。以下本条において同様とする。）に改め、同条第二号を次のように改める。

二 清算人が分配若しくは引渡を受けた者若しくは限定承認をした相続人が当該解散又は相続若しくは遺贈に因り取得した財産の価額
第七條の二第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 相続人が二人以上ある場合においては、当該相続人が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額
第二十二條第一項及び第二項中「四月三十日」を「三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三十二條の二 市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、且つ、同日において給与の支払を受けているものである場合においては、当該納税義務者に対して課する市民税の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収する。
第三十二條の三第一項中「当該特別徴収税額」を「当該年度の初日の属する年の前年中に当該納税義務者に支払われた給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計額（以下本条及び第三十二條の四から第三十二條の六までにおいて「特別徴収税額」という。）に、「四月十五日」を「四月三十日」に改める。

第三十二條の六第一項中「徴収されないこととなつた場合においては、」の下に「特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、」を加える。
第三十五條及び第三十五條の二を次のように改める。

第三十五條 削除
第三十七條から第三十九條までを次のように改める。
第三十七條から第三十九條まで 削除
第四十一條中「同項第十号の固定資産を除く。」を削る。

第四十二條第二項を削る。
第四十二條の次に次の三條を加える。
（発電、送電又は変電施設に対する固定資産税の税率の特例）
第四十二條の二 昭和二十七年四月一日以後において新たに建設された発電所又は変電所の家屋（もつばら発電又は変電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産並びに送電施設に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、前条の規定にかかわらず、百分の〇・八とする。
（外航船舶に対する固定資産税の税率の特例）
第四十二條の三 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第二條の外航船舶で同条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係るものに対して課する固定資産税の税率は、当該利子補給金を支給されている年度（同法第十二條の規定によつて当該利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならぬこととされる決算期）に係る事業年度の直後の事業年度の末日を含む年度を除く。分の固定資産税に限り、第四十二條の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。
（日本航空株式会社航空機に係る昭和二十八年度分の固定資産税の税率の特例）
第四十二條の四 日本航空株式会社が所有し、且つ、運航する航空機に対して課する昭和二十八年度分の固定資産税の税率は、第四十二條の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

第五十一條を削り、第五十一條の二を第五十一條とする。
第六十九條を次のように改める。

第六十九條 削除
第八十三條を次のように改める。
第八十三條 削除
附則

この条例は、公布の日から施行し、市民税に関する改正規定中第二十二條、第二十二條の二及び第三十二條の三の改正規定は昭和二十九年年度から、その他の改正規定は昭和二十八年度分の市民税から適用する。
昭和二十七年年度分以前の市税については、なお、従前の例による。

廣島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月十八日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例
廣島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年廣島市条例第八号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「二百五十円」を「千円」に改め、同条第二項を次のように改める。
報酬は、翌月上旬に支給する。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月十八日
廣島市長 浜 井 信 三
廣島市条例第五十一号
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例

例の一部を改正する 条例
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年廣島市条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。
2 左に掲げる職に在る者に対しては、前項の規定にかかわらず、特別手当のうち期末手当を支給する。
市議会議員
選挙管理委員
公安委員会委員
教育委員会委員（市議会議員である委員を除く。）
監査委員（市議会議員である委員を除く。）
公平委員会委員
附則
この条例は、公布の日から施行する。

廣島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する 条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十一日
廣島市長 浜 井 信 三
廣島市条例第五十二号
廣島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する 条例
例
廣島市報酬並びに費用弁償条例（昭和二十二年七月二十八日廣島市条例第十号）の一部を次のように改正する。
第四條の二 市議会議員に対しては、調査手当を支給する。
2 前項の調査手当は、左に掲げる額とし、六月及び十二月の二期にわけて支給する。
市議会議員 年額 六万円
市議会副議長 年額 四万八千円
市議会議員 年額 三万六千円
附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月一日から適用する。
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十一日
廣島市長 浜 井 信 三
廣島市条例第五十三号
例の一部を改正する 条例
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年廣島市条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
（特別手当の支給期）
第四條 特別手当の支給期は、毎年六月及び十二月とする。
第五條を次のように改める。
（期末手当）
第五條 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき給与月額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五
第五條の次に次の一條を加える。
（勤勉手当）
第五條の二 勤勉手当は、それぞれその支給日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。
一 六月 支給日以前六月以内の期間
二 十二月 支給日以前十二月以内の期間

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月一日から適用する。
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例
例の一部を改正する 条例
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年廣島市条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
（特別手当の支給期）
第四條 特別手当の支給期は、毎年六月及び十二月とする。
第五條を次のように改める。
（期末手当）
第五條 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき給与月額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五
第五條の次に次の一條を加える。
（勤勉手当）
第五條の二 勤勉手当は、それぞれその支給日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。
一 六月 支給日以前六月以内の期間
二 十二月 支給日以前十二月以内の期間

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月一日から適用する。
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例
例の一部を改正する 条例
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年廣島市条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
（特別手当の支給期）
第四條 特別手当の支給期は、毎年六月及び十二月とする。
第五條を次のように改める。
（期末手当）
第五條 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき給与月額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五
第五條の次に次の一條を加える。
（勤勉手当）
第五條の二 勤勉手当は、それぞれその支給日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。
一 六月 支給日以前六月以内の期間
二 十二月 支給日以前十二月以内の期間

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月一日から適用する。
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例
例の一部を改正する 条例
廣島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年廣島市条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
（特別手当の支給期）
第四條 特別手当の支給期は、毎年六月及び十二月とする。
第五條を次のように改める。
（期末手当）
第五條 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき給与月額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五
第五條の次に次の一條を加える。
（勤勉手当）
第五條の二 勤勉手当は、それぞれその支給日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。
一 六月 支給日以前六月以内の期間
二 十二月 支給日以前十二月以内の期間

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその支給日現在において受けるべき給与月額に、各任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。
この場合において、勤勉手当の支給総額は、その所属職員がそれぞれその支給日現在において受けるべき給与月額の合計額に、左の各号に掲げる支給期の区分に応ずる割合を乗じて得た額の総額をこえてはならない。
一 六月 百分の二十五
二 十二月 百分の五十
附則
この条例は、公布の日から施行する。
昭和二十八年十二月二十二日
廣島市長 浜 井 信 三
廣島市条例第五十四号
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例をここに公布する。

廣島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十六年十月二十五日廣島市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
第一条及び第二條を次のように改める。
第一条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四十八條第一項の規定に基づき本市の保健所に設置される結核検査協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。
第二条 協議会の名称には、その置かれた保健所の名称を冠する。
第九条中「廣島市保健所」を「保健所」に改める。

廣島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例
廣島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十六年十月二十五日廣島市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
第一条及び第二條を次のように改める。
第一条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四十八條第一項の規定に基づき本市の保健所に設置される結核検査協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。
第二条 協議会の名称には、その置かれた保健所の名称を冠する。
第九条中「廣島市保健所」を「保健所」に改める。

第二条 広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年広島市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島市保健所」を削る。

第三条 広島市保健所使用料及び手数料条例（昭和二十五年四月四日広島市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島市」を削る。

第四条 広島市衛生保健相談所条例（昭和二十八年広島市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「広島市保健所」を「広島市東保健所」に改める。

第四条第二項中「広島市保健所」を「広島市東保健所」に改める。

第五条 広島市性病診療所設置条例（昭和二十五年四月四日広島市条例第四号）の全部を次のように改正する。

1 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）第六十条の規定に基づき、性病診療所を設置する。

2 性病診療所の名称及び位置は、左の通りとする。

一 名称 広島市性病診療所

二 位置 広島市富士見町七七之三 広島市東保健所内

第六条 広島市性病診療所使用料及び手数料条例（昭和二十五年四月四日広島市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 前条の使用料及び手数料の額、徴収方法等については、広島市保健所使用料及び手数料条例（昭和二十五年四月四日広島市条例第六号）の規定を準用する。

附則
この条例は、保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例施行の日から施行する。

広島市と畜場条例をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五十五号
広島市と畜場条例

(設置)
第一条 獣畜の処理の適正を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、と畜場を設置する。

(名称及び位置)
第二条 と畜場の名称及び位置は、左の通りとする。

一 名称 広島市と畜場

二 位置 広島市福島町三百八十八番地

(職員)
第三条 と畜場に左の職員を置く。

一 場長

二 事務吏員

三 その他の職員

2 場長は、上司の命を受けて場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務吏員及びその他の職員は、場長の命を受けて事務又はその他の職務に従事する。

4 場長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

(取扱獣畜の種類)
第四条 と畜場において取り扱う獣畜の種類は、牛、馬、豚、めん羊及び山羊とする。

(使用料)
第五条 と畜場の使用者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

第六条 この条例に定めるものの外、と畜場の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

広島市と畜場使用料条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日

昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五十六号
広島市と畜場使用料条例

広島市屠場使用料条例（明治四十二年六月広島市条例第二号）の全部を改正する。

広島市と畜場の使用者から、左表の区分により使用料を徴収する。

畜畜の種類	使用料の額（一頭につき）	
	と畜場開場時間内	と畜場開場時間外
牛	成牛（生後一年以上のもの） 二〇〇円 仔牛（一年未満のもの） 一五〇円	三〇〇円 二〇〇円
馬	二〇〇円	三〇〇円
豚	一五〇円	二〇〇円
めん羊	三〇〇円	四〇〇円
山羊	三〇〇円	四〇〇円
病畜	四〇〇円	六〇〇円

2 前項の使用料は前納しなければならない。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五十七号
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例

保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一条の規定に基づき本市に設置する保健所の名称、位置及び所管区域は、次の通りとする。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十号
地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、左に掲げる事項は、市長がこれを専決するものとする。

一 市営住宅の不正入居者に対する住宅明渡しについての和解及び調停に関すること。

二 一件三十万円以下の法律上の義務に属する損害賠償額の決定に関すること。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分について（昭和二十八年三月十八日広島市議会決議）
昭和二十八年三月十八日広島市告示第五十号（二）は、廃止する。

名称	位置	所管区域
広島市東保健所	広島市富士見町七之三	広島市役所出張所設置条例（昭和二十五年十一月一日広島市条例第三十六号）に定める出張所の所管区域中、牛田、尾長、青崎、品比治山、仁保、大河、皆実、宇城、比治山、仁保、大河、皆実、宇城以外の区域（本庁直轄区域）
広島市西保健所	広島市舟入幸町六五〇	広島市役所出張所設置条例に定める出張所の所管区域中、十日市、舟入、福音、己斐、三篠及び草津の各出張所の所管区域

附則
この条例は、公布の日から施行する。

1 広島市保健所設置条例（昭和二十三年十月四月広島市条例第四十八号）は、廃止する。

2 広島市保健所運営協議会条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五十八号
広島市保健所運営協議会条例

(この条例の趣旨)
第一条 保健所法（昭和二十二年法律第一号）第六十条第一項の規定により本市の保健所に設置される保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。

(名称)
第二条 協議会の名称には、その置かれた保健所の名称を冠する。

(委員の任期)
第三条 委員の任期は、二年とする。但し、その職に基づいて任命された委員の任期は、当該職に在る期間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

委員長の職務は、市長が定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五十九号
広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を次のように改め、「合計三、二二九人」を「合計三、二六〇人」に改める。

吏員 一〇〇人
その他の職員 三〇〇人
計 四〇〇人

水道局の職員

附則
この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十一号
広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部を改正する条例

死亡給与金条例の一部を改正する条例

広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例（昭和二十四年広島市条例第二十七号）の一部を

昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十一号
広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部を改正する条例

死亡給与金条例の一部を改正する条例

広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例（昭和二十四年広島市条例第二十七号）の一部を

附則
この条例は、公布の日から施行する。

委員長の職務は、市長が定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五十九号
広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を次のように改め、「合計三、二二九人」を「合計三、二六〇人」に改める。

吏員 一〇〇人
その他の職員 三〇〇人
計 四〇〇人

水道局の職員

附則
この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十一号
広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部を改正する条例

死亡給与金条例の一部を改正する条例

広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例（昭和二十四年広島市条例第二十七号）の一部を

次のように改正する。
第八条中「恩給金庫」を「国民金融公庫及び別に定める金融機関」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた退職料又は遺族扶助料については、昭和二十八年十月分以降、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。
- 3 前項の規定による退職料又は遺族扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

職員の退職手当に関する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十二号

職員の退職手当に関する条例

広島市職員退職手当支給条例(昭和二十四年十一月九日広島市条例第五十号)の全部を改正する。

(目的及び効力)

第一条 この条例は、職員(地方公営企業法)昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条の企業職員を除く。以下「職員」という。の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 この条例は、広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給付金(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第二十七号)の規定による給付、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給、広島市共済組合条例(昭和二十四年四月一日広島市条例第十六号)の規定による給付、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付及びこの条例

の規定による退職手当を総合する新たな退職給付制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。
(退職手当の支給)

- 1 この条例の規定による退職手当は、職員が退職した場合に支給する。
- 2 職員(第八条第一項第四号に規定する職員であつて同条第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七條第三項において同じ。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は支給しない。

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が月額で定められてゐる者については、その手当月額の百分の八十に相当する額、給料が日額で定められてゐる者については、給料の日額の二十五日分に相当する額)とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十
二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五
三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十
四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の七十五

2 前項に規定する者に対する退職手当の額は、その者が左の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にか

かわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 1 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の五十五
 - 2 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五
- (傷、疾病に因る退職等の場合の退職手当)

第四条 国家公務員共済組合法別表第二に掲げる程度の障害の状態にある傷、疾病に因り退職した者、死亡に因り退職した者、退職の日以前二十年以上禁以上の刑に処せられることなく、且つ、懲戒処分を受けることなく勤続し、勸し、うを受け退職した者であつて次条第一項の規定の適用を受けないもの及び定数の減少、職制の改廃又は勤務公署の移転に因り退職した者で、任命権者が市長の承認を得て定めるものに該当する者であつて、次条第一項の規定の適用を受けないものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 1 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
- 2 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の九十五
- 3 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百
- 4 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

2 前項に規定する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする。

3 前項の基本給月額は、給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とする。

(整理退職の場合の退職手当)

第五条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員又は騰職を生ずることにより退職した者で、市長が定めるものに対する退職手当の額は、第三条第一項の規定

により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定する者で、左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前条第三項の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額を退職手当の額とする。
- 1 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 2 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
- 3 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
- 4 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

第六条 前条の規定は、過去の退職につき既に同条の規定の適用を受け、且つ、その退職の日の翌日から一年以内の適用を受けた者が、その再び職員となつた日から起算して一年以内に退職した場合においては、適用しない。

(勤続期間の計算)

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間(第八条第二項に規定する職員としての在職期間)については、六月以上引き続いた在職期間に限る。以下「在職期間」という。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

3 職員が退職した場合(次条第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由に因り現職に職務に従事することを要しない期間のある月(現職に職務に従事することを要する月のあつた月を除く。)が一以上あつたときは、その月の二分の一に相当する月数を前三項の規定により計算したに在職期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する者、以下「職員以外の地方公務員等」という。が、引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第十三条の規定により退職手当を支給されない職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員となつた地方公務員等として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等として引き続き在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、第四項の規定を適用する。但し、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 前五項の規定により計算した勤続期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満(第四条又は第五条の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満)の場合には、これを一年とする。

(退職手当の支給制限)

第八条 第三条から第五条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

- 1 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
 - 2 地方公務員法第二十八条第六項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
 - 3 地方公務員法第三十七条第二項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者
- 四 常勤を要しない者

2 常勤を要しない職員のうち期間を定めて雇用されるものであつて、常勤職員について定められてゐる勤務時間以上勤務した日が二十日以上ある月が引き続き六月以上あるものに対しては、前項の規定にかかわらず、その者が前項第一号から第三号までの一に該当する場合を除き、第三条(傷、疾病又は死亡に因り退職した場合)においては(第四条)の規定により、退職手当を支給する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第九条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条又は船員法(昭和二十二年法律第九号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十日分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法

の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨て)に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する。

3 第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十日分に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い支給する。

4 本条の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（遺族の範囲及び順位）

第十一条 第二条に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

第十三条 職員が、引き続き職員の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

（委任規定）

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和二十八年十一月三十日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 昭和二十八年十一月三十日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、同年十二月一日以後引き続き職員の地方公務員等となつた者の同年十一月三十日以前における勤続期間については、なお従前の例による。

4 昭和二十八年十一月三十日に現に在職する職員が、同日以後第四条第一項及び第五条第一項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき広島市職員退職手当支給条例（昭和二十四年広島市条例第五十号。以下「旧条例」という。）第二条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

5 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和二十八年十一月三十日以前における勤続期間については、附則第三項又は同項及び附則第六項の規定により、同年十二月一日以後における勤続期間については、第七条の規定による。

6 昭和二十八年十一月三十日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、同年十二月一日以後引き続き職員の地方公務員等となつた者の在職期間に引き続き旧恩給法

規 則

の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第三項の規定にかかわらず、その者の勤続期間として通算するものとする。

7 昭和二十八年十二月一日以後の死亡に因り退職した職員（第八条第二項の規定に該当する職員を除く。）に対する退職手当の額は、当分の間、国家公務員共済組合法第五十条の規定による遺族一時金を受ける場合を除き、第四条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額に、その者の給料月額に百分の四百を乗じて得た額を加算した額とする。この場合においては、死亡一時金その他これに類するものは支給しない。

広島市労働者就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十八日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十五号
広島市労働者就業規則の一部を改正する規則
広島市労働者就業規則（昭和二十五年七月五日広島市規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
第十六条を削り、第十五条を第十六条とし、第三章第十四条の次に次の一条を加える。
（失業保険料及び健康保険料の控除）
第十五条 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により、失業保険又は日雇労働者健康保険の被保険者である労働者が負担すべき保険料は、その者に支払う賃金から控除する。
第四章の章名を次のように改める。
第四章 災害補償
附 則

2 前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十条の規定による退職手当の額以下であるときは、前項但書の規定による退職手当は、支給しない。（職員以外の地方公務員等となつた者の取扱）

3 退職手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。（起訴中に退職した場合の退職手当の取扱）
第十二条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

6 昭和二十八年十一月三十日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、同年十二月一日以後引き続き職員の地方公務員等となつた者の在職期間に引き続き旧恩給法

この規則は、昭和二十九年一月十五日から施行する。

広島市公共事業労働者就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十八日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十六号
広島市公共事業労働者就業規則の一部を改正する規則
広島市公共事業労働者就業規則（昭和二十五年十月二十四日広島市規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
第十九条の次に次の一条を加える。
（失業保険料及び健康保険料の控除）
第十九条之二 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により、失業保険又は日雇労働者健康保険の被保険者である労働者が負担すべき保険料は、その者に支払う賃金から控除する。
第五章の章名を次のように改める。
第五章 安全衛生及び災害補償
第三十一条を次のように改める。
第三十一条 削除
附 則
この規則は、昭和二十九年一月十五日から施行する。
広島市火葬場建設委員会規則をここに公布する。
昭和二十八年十二月十八日
広島市長 浜 井 信 三
広島市規則第八十七号
広島市火葬場建設委員会規則
（設置）
第一条 本市に火葬場建設委員会（以下「委員会」といふ。）を置く。

（任務）
第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、火葬場建設について必要な事項を審議する。
（委員）
第三条 委員会は、七人以内の委員をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（招集）
第五条 委員会は、委員長が招集する。
（議事）
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（庶務）
第七条 委員会の庶務は、厚生局衛生課において処理する。
（委任規定）
第八条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する

る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十八号
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
例施行規則の一部を改正する規則
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第八十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「但書」を削る。
第六条第一号を次のように改める。
第一条第二号第二項に掲げる者 報酬の月額
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十九号
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
行に伴う関係規則の整理に関する規則
第一条 広島市衛生事務委任に関する規則（昭和二十三年十二月一日広島市規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
第一条を削り、第二条中「広島市保健所長」を「保健所長」に改め、第三十二号及び第三十三号を削り、以下二号づつ繰り上げ、同条に次の四号を加え、同条を第一条とする。
五十八 と畜場法（昭和二十八年法律第四十四号）第九十条第一項第一号の規定に基づく届出の受理及び同条第三項の規定に基づく畜場以外の場所において獣畜をと殺

し、又は解体する者に対する指示に関する事
 五十九 畜場法第十条の規定による獣畜のと殺、解体等の検査に関する事
 六十 畜場法第十二条の規定による公衆衛生上必要な限度において、獣畜のと殺解体を禁止する措置に関する事
 六十一 と、畜場法第十三条第一項の規定による報告の徴取及び検査に関する事
 第三條を第二條とする。

第二條 食品衛生監視員服務規則（昭和二十五年六月八日広島市規則第十八号）の一部を次のように改正する。
 第二條中「民生局保健課」を「厚生局衛生課」に改める。
 第四條中「保健課長」を「厚生局衛生課長」に改める。

第四條 広島市環境衛生監視員服務規則（昭和二十五年八月三十日広島市規則第四十三号）の一部を次のように改正する。
 第二條中「保健課」を「厚生局衛生課」に改める。
 第四條中「保健課長」を「厚生局衛生課長」に改める。
 第五條 広島市狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月二十八日広島市規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中
 第 号1
 第 号1
 第 号1
 第 号1

第十四條中「広島市保健所」を「保健所」に改める。
 第六條 広島市臨時伝染病防疫対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
 第三條中「広島市保健所運営協議会委員」を「保健所運営協議会委員」に改める。
 第六條 左に掲げる規則は、廃止する。
 一 広島市保健所運営協議会規程（昭和二十三年十二月一日広島市規則第五十八号）
 二 広島市保健所文書取扱規程（昭和二十三年十二月一日広島市規則第五十七号）

この規則は、保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例施行の日から施行する。
 広島市保健所組織規程をここに公布する。
 昭和二十八年十二月二十二日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市規則第九十号
 広島市保健所組織規程

第一条 保健所に左の課及び室を置く。
 東保健所
 総務課
 衛生課
 予防課
 普及課
 衛生試験室
 西保健所
 総務課
 予防課
 普及課
 衛生試験室

第二条 各課及び室に左の係を置く。
 東保健所
 総務課 庶務係、医務係、薬務係
 衛生課 環境衛生係、食品獣疫係
 予防課 予防係、防疫係、結核係
 普及課 衛生教育係、衛生統計係
 衛生試験室 化学試験係、細菌病理検査係
 西保健所 庶務係、医務係、普及係
 総務課 庶務係、衛生係
 予防課 予防係、衛生係
 第三条 課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。
 2 課長及び室長は、保健所長（以下「所長」という。）の命を受け所属職員を指揮監督し、課又は室の事務を掌理する。
 3 係長は、上司の命を受け係の事務を掌理する。
 第四条 各課及び室の分掌事務は、左の通りとする。
 東保健所
 総務課
 一 公印の管守に関する事。
 二 人事及び給与に関する事。
 三 企画に関する事。
 四 文書の収発及び保存に関する事。
 五 予算及び決算に関する事。
 六 使用料及び手数料の徴収、減免並びに徴収猶予に関する事。
 七 医療及び精神衛生に関する事。
 八 整容師及び美容師に関する事。
 九 薬事、麻薬取締及び毒物劇物営業取締に関する事。
 十 衛生資材に関する事。
 十一 他課及び室の主管に属さないこと。
 衛生課
 一 環境衛生に関する事。

この規則は、公布の日から施行する。
 広島市と畜場業務規則をここに公布する。
 昭和二十八年十二月二十三日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市規則第九十二号
 広島市と畜場業務規則

この規則の目的
 第一条 この規則は、広島市と畜場条例（昭和二十八年広島市条例第五十五号。以下「条例」という。）第六條の規定に基づき、広島市と畜場（以下「と畜場」という。）の運営に關し定めることを目的とする。
 第二条 と畜場に技術主任を置く。
 2 技術主任は、場長の命を受けて獣畜のと殺、解体及び清掃の作業を掌理し、関係職員を指揮監督する。
 第三条 と畜場は、左に掲げる日を除く外、毎日開場するものとする。
 日曜日
 国民の祝日
 八月六日
 年末年始（十二月三十一日から翌年一月三日まで）
 第四条 と畜場の開場時間は、左の通りとする。但し、市長が必要と認めるときは、伸縮することがある。
 六月一日から八月三十一日まで 午前七時から午後三時まで

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 三百円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 二百円
 めん羊、山羊 一頭につき 三十円
 病畜 一頭につき 三百円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 二百五十円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 百五十円
 めん羊、山羊 一頭につき 二十円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 二百五十円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 百五十円
 めん羊、山羊 一頭につき 二十円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 三百円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 二百円
 めん羊、山羊 一頭につき 三十円
 病畜 一頭につき 三百円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 二百五十円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 百五十円
 めん羊、山羊 一頭につき 二十円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 二百五十円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 百五十円
 めん羊、山羊 一頭につき 二十円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 三百円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 二百円
 めん羊、山羊 一頭につき 三十円
 病畜 一頭につき 三百円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 二百五十円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 百五十円
 めん羊、山羊 一頭につき 二十円

二 畜場開場時間外
 牛（生後一年以上のもの）馬 一頭につき 二百五十円
 仔牛（生後一年未満のもの）豚 一頭につき 百五十円
 めん羊、山羊 一頭につき 二十円

九月一日から翌年五月三十一日まで 午前八時から午後四時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合において、開場時間外の使用を許可することができる。

第五條 畜場の正門及び裏門は、獣畜の引入れその他必要ある場合を除く外、危険防止のため、開場時間中においても閉じるものとする。

第六條 獣畜は、と畜場裏門から引入れ、未検査けい、留場に搬入し、留しなければならぬ。

第七條 畜場を使用し、と畜場を殺す者(以下「使用者」という)は、第八條の生体検査を受ける前に、左の各号の場合にそれぞれ当該各号に規定する検査申請書及び使用願に広島市と畜場使用料(昭和二十八年広島市条例第五十六号)に定める使用料及び広島市手数料規則(昭和二十六年六月一日広島市規則第十八号)に定める手数料を添えて、市長に提出して許可を受けなければならない。

一 開場時間内にと畜場 別記第一号様式のと畜場使用願場を使用する場合 及び別記第三号様式のと畜場検査申請書

二 開場時間外にと畜場 別記第二号様式のと畜場使用願場を使用する場合 及び別記第三号様式のと畜場検査申請書

第八條 獣畜は、と畜場係員の指示に従い、生体検査場において、と畜検査員の検査を受けなければならない。

第九條 前条の検査に合格した獣畜は、既検査けい、留場に搬入し、留しなければならない。

第十條 獣畜のと畜解体は、検査に合格した獣畜はと畜場に搬入し、留しなければならない。

おいて、病畜と診断された獣畜は病畜と畜場において、使用者がと畜係員の助力を受けて行うものとする。

第十二條 解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、と畜検査員の検査を受け、且つ、肉、内臓及び皮にあつては検査合格の検印の押印を受けなければ、と畜場外又は病畜と畜場外に持ち出してはならない。

第十三條 前条の検査の結果、不合格と決定された肉、内臓、血液等は、と畜検査員の指示を受け、廃棄消毒その他の処置をしなければならない。

第十四條 左の各号の一に該当する場合は、と畜場の使用を拒否することができる。

一 獣畜が盗難品であるとき又は盗難品の疑があるとき。

二 使用者が法令又はこの規則の規定に違反したとき。

三 その他市長においてと畜場の使用が不相当と認めるとき。

第十五條 場長は、と畜場の業務を妨害若しくは秩序を乱し、又はこれらの行為をしようとした者に対しては、直ちに退場を命ずることができる。

第十六條 使用者は、と畜場において取り扱う獣畜以外の動物をと畜場内に引き入れてはならない。

第十七條 使用者は、と畜場の建物、設備その他の物件を滅失又は損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第十八條 本市は、第十四條の規定により、と畜場の使用を拒否したことにより、又は天災事変その他不可抗力に因り使用者が損害をこうむつた場合においては、その賠償の責を負わない。

第十九條 畜場附属の肉取引所を使用しようとする者は、場長に届け出て、その許可を受けなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号 畜場使用願

一、と畜場使用者住所氏名 市 町 番地

二、と畜場使用する獣畜

Table with columns for animal type, sex, age, and slaughter date.

右によりと畜場を使用したいので御許可願います。

昭和 年 月 日 右願出人 住所 氏名

広島市長 殿 畜場使用願(時間外) 別記様式第二号 使用者住所氏名 市 町 番地

Table for livestock inspection application form with columns for animal type, sex, age, and slaughter date.

右によりと畜場を使用したいので御許可願います。

昭和 年 月 日 右願出人 住所 氏名

広島市長 殿 畜検査申請書 別記様式第三号

Table for livestock inspection application form with columns for animal type, sex, age, and slaughter date.

右の家畜について、と畜法第十條の規定による検査を受けたいので申請します。

昭和 年 月 日 申請者 氏 名

広島市長 殿 畜検査申請書 別記様式第三号

広島市護国神社建設対策委員会規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十三日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第九十三号 広島市護国神社建設対策委員会規則

第一条 本市に護国神社建設対策委員会(以下「委員会」という)を置く。

第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、広島護国神社建設の対策について必要な事項を審議する。

第三条 委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。

第四条 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員

二 市議会議員

三 学識経験者

委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

昭和二十九年一月五日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第一号 広島市職員住宅建設運営委員会規程

第一条 本市に職員住宅建設運営委員会(以下「委員会」という)を置く。

第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、職員住宅の建設及び運営に關し必要な事項を審議する。

第三条 委員会は、委員をもつて組織する。

第四条 委員は、市職員のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員

二 市議会議員

三 学識経験者

委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会

議を開くことができない。
 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。
 (庶務)
 第七条 委員会の庶務は、総務局総務課において処理する。
 (委任規定)
 第八条 この規則に定めるものの外、委員会に必要なる事項は、委員会が定める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市吏員退職料等審議会規則をここに公布する。
 昭和二十九年一月十四日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二号

広島市吏員退職料等審議会規則

(設置)
 第一条 本市に広島市吏員退職料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)
 第二条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市職員の退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、九人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員

二 市議会議員

(委員長及び副委員長)
 第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
 3 委員長は、会務を総理する。
 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 (招集)
 第五条 審議会は、委員長が招集する。
 (議事)
 第六条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、議を開くことができない。
 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 (幹事及び書記)
 第七条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。
 2 幹事及び書記は、市職員のうちから、市長が命ずる。
 3 幹事及び書記は、審議会の庶務を処理する。
 4 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。
 (委任規定)
 第八条 この規則に定めるものの外、審議会の運営に必要なる事項は、審議会が定める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市吏員給与品及び貸与品規則をここに公布する。
 昭和二十九年一月十四日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三号

広島市消防吏員給与品及び貸与品規則

第一条 本市消防吏員(以下「消防吏員」という。)に対する被服及び附屬品の給与又は貸与については、この規則の定めるところによる。

第二条 消防吏員に給与する品目、員数及び使用期限は、別表のとおりとする。

別表のとおりとする。
 第三条 消防吏員に貸与する品目は、左のとおりとする。
 一 襟章
 一 バンド
 一 草脚絆
 2 前項の外、勤務の性質により、防火被服を貸与する。
 第四条 給与品又は貸与品は、就職又は使用期限満了の際、現品で給与又は貸与するものとする。
 第五条 貸与品及び使用期限の終らない給与品は、退職、休職又は死亡の際は、これを返納しなければならない。
 第六条 貸与品又は使用期限の終らない給与品を、き損又は紛失したときは、代品を交付する。但し、そのき損又は紛失が自己の怠慢によるときは、この限りでない。
 2 前項但書の場合においては、当該消防吏員は、その弁償の責を負わなければならない。
 第七条 この規則の施行に必要なる事項は、消防局長がこれを定める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則施行の際、既に支給した現品の使用期限は、それを支給したときからこれを起算する。

品目	員数	使用期限
帽	一箇	二箇年
日 覆	一箇	一箇年
冬 服	一着	二箇年
合 服	一着	三箇年
盛 夏 衣	一着	一箇年
甲種外と、	一着	三箇年
乙種外と、	一着	二箇年

広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十九年一月十四日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四号

広島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

第一条 本市消防吏員(以下「消防吏員」という。)の服制に関する規則(昭和二十六年九月一日広島市規則第四十二号)の一部を次のように改正する。
 「第一条」を削り、「消防組織法」の下に「昭和二十二年法律第二百二十六号」を加え、「規定により」を規定に基き」に改める。
 別表冬上衣の部裁式の款中胸章の項を次のように改める。

階級章
 黒色の台地に、上下両縁に金線し、しゅう、を施し、中央に平織金線及び銀色消防章をつけた階級章を右胸部につける。但し、消防士長及び消防士の場合には、平織金線をつけない。形状及び寸法は、図の通りとする。

消防長章
 消防長は、階級章のはかに、円形の中央に金色の消防章をつけ、その上部に消防長の文字を浮き出させた消防長章を左胸、部につける。形状及び寸法は、図の通りとする。

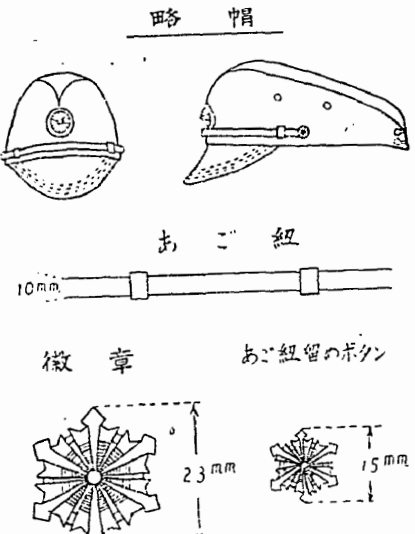
別表中帽の部に次のように加える。

略	地質	製式
略	黒又は濃紺の綿布	地質と同じもので作つた前庇及びあご紐をつける。あご紐の両端は、帽の両側において消防章をつけた金色ボタン各一個でとめる。形状及び寸法は、図の通りとする。

階級章
 銀色金属製消防章とする。台地は、地質と同様とする。形状及び寸法は、図の通りとする。

胸章
 別表胸章の図中「胸章」を「階級章」に、「消防長」を「消防監補」に改める。
 別表袖章図及び帽子巻ひもの図中「消防長」を「消防監補」に改める。

別表帽子の図の次に次のように加える。



この規則は、公布の日から施行する。
 昭和二十八年十二月十五日
 広島市長 浜 井 信 三

別表のとおりとする。
 第二十七回未指定地補充換地予定地指定中未発表のもの

町	地所	番	土地所有者名
土	名地	所	在
町	中島本町	一〇五ノ二三	廣島市
町	町	一〇五ノ二三	廣島市
町	町	一〇五ノ二〇〇	廣島市
町	町	一〇五ノ二四一	廣島市
町	町	一〇五ノ二四二	廣島市
町	町	一〇五ノ二四二	廣島市

第四十一回換換地予定地変更指定中未発表のもの

町	地所	番	土地所有者名
町	町	一ノ一外二第	吉本邦宏
町	町	二五ノ八	廣島市
町	町	一一二ノ一外一第	中島寛六
町	町	一一二ノ一外一第	谷川カ子
町	町	一一二ノ一	坂井 悟
町	町	一一三ノ一	坂井 篤次郎
町	町	一一三	平林新一

町	一三三ノ二	坂井滝次郎
3	第四十二回仮換地予定地変更指定	
土	地所	土地所有者
町	名	名
国	二〇ノ一	津島 吉兵衛
台	一、二〇九ノ一四外一筆	津島 吉兵衛
屋	八五の三外一筆	佐々木 増太郎
町	八五ノ一	高松 恒子
千	六四一ノ五外一筆	井原 正美
田	六四一ノ一	村島 静夫
町	六四一ノ一	木村 時將
千	五八ノ四外二筆	古本 秀雄
田	五八ノ一	石崎 勝
町	七七七ノ九外一筆	本 運 寺
大	二一ノ一外三筆	田川 徳一
手	七八ノ六外一筆	品川 真吾
町	七八ノ六外一筆	岩田 このゑ
下	五五ノ一外一筆	藏田 明
柳	四五ノ六外三筆	中国 銀行
町	四五ノ三	物 資 社
八	六〇ノ二外一筆	物 資 社
丁	六〇ノ一外二筆	株 式 会 社
堀	六〇ノ一外二筆	株 式 会 社
千	六五九ノ九外二筆	株 式 会 社
田	三ノ一外一筆	沢 原 数 子
町	三ノ四外三筆	坂 元 一 夫
材	三ノ四外三筆	長 松 輝 夫
木	三ノ四外三筆	小 田 定 義
町	三ノ四外三筆	
白	一九三	
島	七八八ノ一	
北		
町		
千		
田		
町		
二		
丁目		

七	厚生諸費	金壹千貳拾八万七千円
八	公園墓苑費	金百六拾五万円
九	児童福祉費	金貳千七百九拾八万五千円
十	母子寮費	金九拾八万五千円
十一	失業対策事業費	金貳億六千六百拾参万参千円
十二	失業者者更正授産所費	金参百貳拾七万八千円
十三	引揚者住宅建設費	金四百四拾参万六千円
十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
二十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
三十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
四十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
五十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
六十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
七十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
八十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十一	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十二	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十三	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十四	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十五	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十六	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十七	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十八	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
九十九	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円
一百	引揚者住宅建設費	金六百五拾万六千円

千田町一丁目 五七一ノ一外二筆 菅野カツ

若草町 九五二ノ三外一筆 田中政一

胡町 五一外二筆 広島銀行

下流川町 四七ノ六外一筆 大鳥勝康

愛宕町 一六七 小田芳次郎

関係図審電場所
 広島市基町一番地
 広島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第四百十号
 十二月二十二日市議会の議決を経た昭和二十八年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十八年十二月二十二日
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度廣島市歳入出予算追加更正

一市 歳入

一 普通 通 税 金九億四千九百五拾五万零千円

二 旧法による税収入 金七億七千七拾万零千円

二 地方財政平衡交付金 金参億零百六拾参万参千円

一 地方財政平衡交付金 金参億零百六拾参万参千円

三 公企業及び財産収入 金四千六百拾参万参千円

五 財産売却代金 金四千五百拾五万参千円

五 使用料及び手数料金 老億参千五百八拾六万五千円

一 使用 料 金老億零百五拾五万七千円

二 手 数 料 金参千零百拾八万八千円

六 国 庫 支 出 金 五億六千六百零万零千円

一 国 庫 補 助 金 金五億六千六百零万零千円

七 県 支 出 金 金参千七百九拾六万参千円

二 補 助 金 金式千六百六拾八万四千円

七 諸 支 出 金 金式億九千四百参拾五万五千元

一 公 金 取 扱 費 金老百拾万四千円

六 過 年 度 支 出 金 五百九拾八万八千円

五 繰 上 充 用 金 金老億零千七百拾参万八千円

歳 出 合 計 金式拾六億参千九百六万式千円

歳入出差引残金なし

廣島市告示第四百一十号
 十二月二十二日市議会の議決を経た昭和二十八年年度廣島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十八年十二月二十二日
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度廣島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加

六 市 債 入 金 金百五十万五千元

一 市 債 金 金百五十万五千元

二 貸 付 金 金百五十万五千元

一 貸 付 金 金百五十万五千元

歳 出 合 計 金百五十万五千元

歳入出差引残金なし

廣島市告示第四百一十二号
 十二月二十二日市議会の議決を経た昭和二十八年年度廣島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十八年十二月二十二日
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度廣島市特別会計建設費歳入出予算追加

一 公企業及び財産収入 金五拾七万八千円

八 寄 附 金 金九百九拾四万五千円

一 寄 附 金 金九百九拾四万五千円

二 寄 附 金 金七千七百九拾参万参千円

三 寄 附 金 金老千貳拾参万四千円

四 寄 附 金 金六百拾拾四万式千円

五 寄 附 金 金老千七百七拾七万八千円

六 寄 附 金 金五千貳百八拾六万零千円

七 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

八 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

九 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十一 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十二 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十三 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十四 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十五 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十六 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十七 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十八 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

十九 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十一 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十二 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十三 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十四 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十五 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十六 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十七 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十八 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

二十九 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十一 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十二 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十三 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十四 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十五 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十六 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十七 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十八 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

三十九 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十一 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十二 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十三 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十四 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十五 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十六 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十七 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十八 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

四十九 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

五十 寄 附 金 金四億八千八百参拾万五千元

一 財 産 売 払 代 金 金五拾七万八千円

二 国 庫 支 出 金 金式億貳千五百九拾参万四千円

一 国 庫 補 助 金 金式億貳千五百九拾参万四千円

五 雑 収 入 金式百貳拾九万七千円

一 雑 収 入 金式百貳拾九万七千円

六 繰 越 金 金老千円

一 前 年 度 繰 越 金 金老千円

七 徴 収 金 金老千零百五拾六万式千円

一 換 地 清 算 徴 収 金 金老千零百五拾六万式千円

八 市 債 金 金式億零百五拾六万式千円

一 市 債 金 金式億零百五拾六万式千円

歳入合計 金五億九千五百零万七千円

歳出合計 金五億九千五百零万七千円

歳入出差引残金なし

一 区 画 整 理 費 金老億六百七拾参万参千円

二 幹 線 街 路 費 金九百貳拾九万五千円

三 補 助 街 路 費 金老千六百九拾参万参千円

四 瓦 斯 及 び 軌 道 費 金老千零百四拾五万七千円

五 公 共 空 地 整 備 費 金六百八拾参万八千円

六 水 道 施 設 費 金参千九拾八万六千円

七 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

八 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

九 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十一 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十二 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十三 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十四 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十五 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十六 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十七 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十八 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

十九 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十一 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十二 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十三 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十四 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十五 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十六 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十七 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十八 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

二十九 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十一 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十二 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十三 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十四 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十五 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十六 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十七 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十八 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

三十九 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十一 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十二 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十三 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十四 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十五 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十六 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十七 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十八 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

四十九 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

五十 橋 梁 施 設 費 金四千九拾八万四千円

広島市告示第百四十三号
 十二月二十二日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。
 昭和二十八年十二月二十二日

広島市長 浜 井 信 三
 昭和二十八年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加更正
 歳入 歳出
 一 使用料及び手数料 金五千七百拾万九千円
 二 歳入 金五千六百拾万六千円
 歳入合計 金五千七百五拾八万七千円
 歳出合計 金五千六百八拾九万五千円
 歳入出差引残金なし

広島市告示第144号

12月22日市議会の議決を経た昭和28年度広島市水道事業会計追加更正予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。
 昭和28年12月22日

広島市長 浜 井 信 三

昭和28年度広島市水道事業会計追加更正予算

(総則)

第1条 昭和28年度広島市水道事業会計追加更正予算は、以下に定めるところによる。

(収入及び支出)

第2条 収入及び支出の予定を次のとおり追加する。

収 入		支 出	
(科 目)	(既定予定額)	(追加更正予定額)	(計)
第1款 水道事業収入	207,265,420円	8,283,146円	215,548,566円
第1項 営業収益	172,885,529円	8,279,046円	181,164,575円
第3項 営業外収益	2,225,368円	4,100円	2,229,468円
第2款 資本収入	342,781,400円	29,110,248円	371,891,648円
第1項 資本収入	342,781,400円	29,110,248円	371,891,648円
第3款 引継卸資産	626,948円	22,171,975円	22,798,923円
第1項 引継卸資産	626,948円	22,171,975円	22,798,923円
収 入 合 計	550,673,768円	59,565,369円	610,239,137円
支 出			
(科 目)	(既定予定額)	(追加更正予定額)	(計)
第1款 水道事業費	197,288,390円	18,631,766円	215,920,156円
第1項 営業費用	97,233,922円	7,767,688円	105,001,610円
第3項 一般管理費	55,146,997円	7,530,947円	62,677,944円
第4項 営業外費用	12,767,890円	3,333,131円	16,101,021円
第2款 建設改良費	347,268,275円	27,433,603円	374,701,878円
第1項 改良費	20,610,969円	4,316,231円	24,927,200円
第2項 施設費	72,657,306円	23,117,372円	95,774,678円
第3款 企業債償還金	6,117,103円	12,500,000円	18,617,103円
第1項 企業債償還金	6,117,103円	12,500,000円	18,617,103円
第4款 予備費	—	1,000,000円	1,000,000円
第1項 予備費	—	1,000,000円	1,000,000円
支 出 合 計	555,673,768円	59,565,369円	615,239,137円

第3条 中の金額を次のとおり追加する。
 (既定額) (追加額) (計)
 50,000,000円以内 30,000,000円 80,000,000円以内
 (議会の議決を経なければ流用できない経費)

第4条 中経費の金額を次のとおり追加する
 / 職員給与費
 (既定額) (追加額) (計)
 50,609,842円 14,709,314円 65,319,156円
 (剰余金処分)

第5条 繰越利益剰余金のうち10,956,148円は、これを次に掲げるとおり処分するものと定める。
 (事 項) (金 額)
 建設改良費へ繰入 10,956,148円

広島市告示第百四十五号

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市西保健所における広島市保健所使用料及び手数料の収納並びに広島市収入証紙売捌に伴う現金の収納事務を、出納員国安栄に委任させた。
 昭和二十八年十二月二十三日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第一号

広島都市計画事業章津町附近地区土地区画整理施行規程 (昭和十七年三月七日広島県知事認可) の全部を次のように改正する。
 昭和二十九年一月五日
 広島市長 浜 井 信 三

広島都市計画事業章津町附近地区土地区画整理施行規程

第一章 総 則
 第一節 目的
 第一条 この規程は、主務大臣の命令により、都市計画事業として本市が施行する章津町、庚午町及び古田町の一部の地区の土地区画整理(以下「土地区画整理」という。)に關し、都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号。以下「施行令」という。)(第十七条の規定により、土地区画整理に要する費用の負担方法及び耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)の規定に基く規約に代るべき必要事項を定めることを目的とする。

(名称)
 第二条 前条の土地区画整理施行地区は、広島都市計画事業章津町附近土地区画整理地区という。

第二章 地積、等位、評定価格及び換地予定地の指定

(従前の地積の決定)
 第三条 換地交付の標準となる従前の土地の各筆の地積は、市長が実測して定める。

2 前項の実測の場合においては、土地所有者は、市長の指定する期限までに、土地の各筆ごとに植こぎを施し、境界線を表示しなければならない。
 3 市長は、土地所有者が前項の期限までに植こぎをしない土地については、土地台帳附屬図及び現地により実測をすることができ、
 4 土地所有者は、前項の規定による市長の実測について、異議を申し立てることはできない。

(等位及び評定価格)
 第四条 従前の土地及び整理後の土地の各筆の等位及び評定価格は、その位置、区画、形質、地積、高低、用途、固定資産評価額及び周囲の状況等(以下「価値」という。)を参し、よくして定める。
 (換地予定地の指定)
 第五条 市長は、換地予定地を指定することができる。
 2 第十六条の規定は、前項の換地予定地の指定に準用する。

(換地予定地の表示及び通知)
 第六条 換地予定地を指定したときは、その旨を現地に表示し、且つ、土地所有者に通知する。これを変更したときも、また、同様とする。
 (換地予定地の使用収益)
 第七条 従前の土地の所有者は、前条の換地予定地の指定通知を受けた日の翌日から耕地整理法第三十条第一項の規定による換地処分が効力を生ずる日までの間は、換地予定地の全部又は一部について、従前の土地に存する権利の内容である使用収益と同じ使用収益をすることができ、但し、従前の土地については、その使用収益をすることができない。

2 換地予定地に建築物その他の工作物があるとき、その

他市長において特別の事由があると認めるときは、換地予定地について、別に使用開始の日を定めることができる。この場合においては、従前の土地又は換地予定地の所有者にその旨を通知する。
 (換地予定地の異議)
 第八条 土地所有者において換地予定地について異議がある場合においては、その指定通知を受けた日から十日以内に不服の理由を具し、市長に申立てなければならない。
 2 前項の期間を経過したときは、異議を申し立てることができない。但し、市長において、特別の事由があると認めるときは、期間経過後であっても、これを受理することができる。
 3 市長において、第一項の申立に正当な理由があると認められた場合は、換地予定地を変更する。
 4 換地予定地に関する異議の申立が、丈量の誤り、理由とするものについては、再調査をする。再調査の結果、誤り、ない場合は、その調査費は、申立人の負担とする。
 5 再調査地積と通知地積との差が、宅地において百分の二以内、田畑において百分の三以内、池沼、原野、雑草地及び悪水溜において百分の五以内であるときは、通知地積に誤り、ないものと認定する。
 (土地、建築物及び工作物の形質変更)
 第九条 従前の土地又は換地予定地において、土地の形質変更、建築物及び工作物の新築、改築、増築、大修繕若しくは大変更又は物件の附加増設をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 2 市長の承認を受けないで、前項の行為をしたため、地区に損害を及ぼした場合は、市長は、損害賠償又は現状回復を命ずる。
 (仮清算)
 第十条 換地予定地を指定したときは、仮清算を行うことができる。
 2 第十八条の規定は、前項の仮清算に準用する。

3 仮清算により徴収又は交付する金額は、一回又は数回に分けて、市長が定める期限までに、徴収し、又は交付する。

4 先取特権、質権又は抵当権の目的である土地について、仮清算により交付すべき金額があるときは、耕地整理法第二十五条の例による。

第三章 損害補償

第十二条 市長は、土地区画整理施行のため必要があるときは、整理施行地区内の土地にある物件又は毛上を移転、除却又は破却する必要がある場合においては、その期限並びに損害補償の範囲及び金額について市長は、その物件の所有者若しくは占有者又は毛上の所有者（以下「物件の所有者等」という。）と協議して決定する。

第十三条 市長は、土地区画整理施行のため必要があるときは、整理施行地区内の土地にある物件又は毛上を移転、除却又は破却する。この場合においては、市長は、その移転、除却又は破却によつて生じた損害を補償する。

第十四条 耕地整理法第十八条第二項及び第二十一条第二項の規定による請求に基いて支払うべき損害補償の額は、関係土地所有者の意見を聞いて、市長が定める。

第十五条 関係土地所有者に対して前項の損害補償金を請求する。

第四章 費用の負担及び換地処分

第十六条 換地は、第三条の地積及び第四条の価値を標準として、従前の位置又はその附近にこれを交付する。但し、特別の事由がある場合においては、市長が適当と認める位置にこれを交付することができる。

第十七条 換地の地積は、第十五条第二項の規定による減歩率を適用して交付する。

第十八条 換地交付については、徴収し、又は交付しなればならない清算金額は、整理後の総額を基準として算出する。

第十九条 前項の規定により算出した清算金額と、第十条の規定による仮清算金額との差額は、耕地整理法第三十条第三項の規定による換地処分認可後、期限を定めて徴収し又は還付する。

第五章 雑則

第二十条 代理人の届出
土地所有者であつて、広島市内に住所又は居所を有しないものは、整理施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、広島市内に代理人を選定して市長に届け出なければならぬ。代理人を変更したときも、また同様とする。

第二十一条 前項の届出をしないために生じた損害については、異議を申し立てることができない。

第六章 納付の督促

第二十二条 第十条第三項の規定により徴収する仮清算金、第十四条第二項の規定により徴収する損害補償金及び第十八条の規定により徴収する清算金（以下「徴収金」という。）を期限内に完納しない場合においては、広島市税外収入金督促手数料徴収条例（昭和二十二年九月一日広島市条例第二十号）を適用する。

第二十三条 徴収金を期限内に完納しないときは、当該徴収金に、その納付期限の翌日から徴収金完納又は滞納処分の日までの前日までの日数に応じ、当該未納付金額について日歩四銭の割合で計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。但し、市長において特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(登記完了通知)
第二十二條 市長は、土地区画整理登記簿の通知を受けたときは、換地説明書の抄本を添付して、関係土地所有者に通知する。
(委任規定)
第二十三條 この規程の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所協議の上取り運び願いたい。万が一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すこととなることあるから、是非連絡方実行願いたい。

4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び仮借地権その他の権利については、追つて指定する。

広島市告示第二号
昭和二十九年一月七日
広島市長 浜井信三

第十五回仮換地予定地借地権指定、第四十三回仮換地予定地変更指定の発表について

一 仮換地予定地借地権指定
広島市東部復興事務所
行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地の借地権が決定したから、関係者は、東部復興事務所、詳細承知されたい。

二 前記仮換地予定地の借地権使用開始の時期については、追つて指定する。

町名	地番	土地所有者	借地権者
下柳町	三七ノ一	原信嗣	午来克見
胡町	五三外一	広島銀行	山田法義
町名	番	氏名	氏名

二 仮換地予定地変更指定
広島市東部復興事務所
行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更決定したから関係者は、東部復興事務所詳細承知されたい。

2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有者を提出済の者にも送達する。なお、土地所有者をまだ提出していない者は、至急提出された。

関係図書統覧場所
広島市基町一
広島市建設局東部復興事務所

町名	地番	土地所有者	借地権者
新川場町	四二ノ一外一	海雲寺	小川恒夫
〃	四二ノ六	外一名	白石蔵枝
大手町九丁目	二四外四	白石蔵枝	〃
〃	三〇	〃	〃
〃	一四一ノ七	中義典	〃
昭和町	五六五ノ二外一	西谷義男	〃
〃	五六五ノ一五	宮田博光	〃
京橋町	八五ノ一	横山庄助	〃
金屋町	一〇四ノ一外一	西本省三	〃
千田町二丁目	八〇五ノ八外四	長神九助	〃
築研堀	三三ノ一	佐々木チサ子	〃

町名	地番	土地所有者	借地権者
松川町	一〇七ノ外三	妙詠寺	〃
〃	一一五ノ一	川野豊吉	〃
比治山本町	一一六〇ノ四	滝本光次郎	〃
京橋町	三五ノ一	松井亮吉	〃
〃	三五ノ四	野上陸男	〃
〃	三五ノ六	野上春男	〃
新川場町	四二ノ一外一	海雲寺	小川恒夫
〃	四二ノ六	外一名	白石蔵枝
大手町九丁目	二四外四	白石蔵枝	〃
〃	三〇	〃	〃
〃	一四一ノ七	中義典	〃
昭和町	五六五ノ二外一	西谷義男	〃
〃	五六五ノ一五	宮田博光	〃
京橋町	八五ノ一	横山庄助	〃
金屋町	一〇四ノ一外一	西本省三	〃
千田町二丁目	八〇五ノ八外四	長神九助	〃
築研堀	三三ノ一	佐々木チサ子	〃

広島市告示第三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年一月十一日
広島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年一月十四日午前十時
二 開催場所 広島市国泰寺町三九三
三 申請者住所 広島市庁舎内教育委員会委員室（三階）
四 申請者氏名 大津弘弘一
五 建築場所 広島市東白島町八の一

関係図書統覧場所
広島市基町一
広島市建設局東部復興事務所

六 用途概要 製綿工場、木造平家建延二一坪、動力
三、五馬力
七 地 域 住居地域
八 理 由 建築基準法第四十九條第一項(別表第一)項第一号(別表第一(3)項第三号の十一)の建築制限に該当する。

廣島市告示第四号
土地立入に關して日本国有鉄道下関工事事務所所長から昭和二十九年一月七日付左記事項について通知があつたので、土地収用法第十二條第二項の規定により公告する。
昭和二十九年一月十二日
廣島市長 浜 井 信 三

一 立入目的 太田川河川改修工事に伴う測量及び地質調査のため。
二 起業者 日本国有鉄道下関工事事務所
三 期 間 昭和二十九年一月十二日から(日の出から日没まで)
四 場 所 廣島市(榑木町、横川町、山手町、三滝町、打越町及び三篠本町)

訓 令

廣島市訓令第五十五号 庁中一般

保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例の施行に伴う關係訓令の整理に關する規程を次のように定め、保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例施行の日から施行する。
昭和二十八年十二月二十二日
廣島市長 浜 井 信 三

保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例の施行に伴う關係訓令の整理に關する規程

第一条 廣島市臨時伝染病防疫対策規程(昭和二十七年廣島市訓令第四十五号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。
第四条 対策部の構成員は、次の通りとする。
一、対策部長 担当助役
一、対策副部長 厚生局長
一、対策部員 舟入病院長
東保健所長
西保健所長
厚生局衛生課長
労政課長
福祉事務所長
舟入病院事務長
東保健所予防課長
西保健所予防課長
東保健所予防課防疫係長
西保健所予防課防疫係長
東保健所衛生課長
西保健所衛生課長
東保健所衛生課環境衛生係長
西保健所衛生課食品防疫係長
厚生局衛生課長
厚生局衛生課保健係長
福祉事務所保健係長
厚生局衛生課長
厚生局衛生課清掃係長
東保健所普及課長
東保健所普及課衛生教育係長

一、防疫班長
防疫副班長
一、庶務班長
庶務副班長
一、衛生班長
衛生班副班長

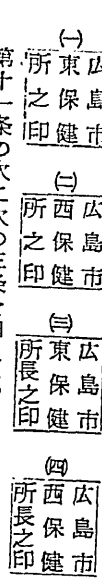
一、施設班長
施設副班長
一、医療救護班長
医療救護副班長
一、清掃班長
清掃副班長
一、広報班長
広報副班長

一、治療班長 西保健所総務課普及係長
舟入病院院長
一、検査班長 東保健所衛生試験室長
検査副班長 東保健所衛生試験室細菌検査係長

第二条 廣島市保健所規程(昭和二十八年廣島市訓令第一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「主管課長」を「主管の課長」に改める。
第三条を次のように改める。
第三条 所長が不在のときは、主管の課長又は室長がその事務を代理し、所長及び主管の課長又は室長がいずれも不在のときは、総務課長がその事務を代理する。
第四条中「課長」の下に「又は室長」を加える。
第七条中「代理決定」を「代理決定又は代理決定」に改める。
第八条を削り、第九条を第八条とし、以下一条ずつ繰り上げる。
第八条第一項中「及び支所」を削る。
第九条中「厚生局長」を「市長」に改める。
第十条中「及び支所」を削る。
第十一条を次のように改める。
第十一条 保健所の公印は、左の通りとする。

公印の種類	形	寸法	使用区分	印材個数
廣島市西保健所長印	(四)	方二三	廣島市西保健所長名をもつて発する文書	木印 一
廣島市東保健所長印	(三)	方二三	廣島市東保健所長名をもつて発する文書	木印 一
廣島市西保健所印	(二)	方三〇	廣島市西保健所名をもつて発する文書	木印 一
廣島市東保健所印	(一)	方三〇	廣島市東保健所名をもつて発する文書	木印 一

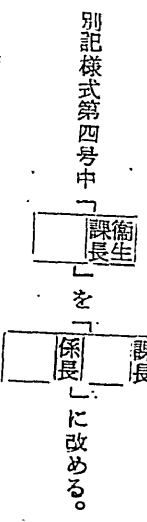
公印のひな形



第一条の次に次の三條を加える。
第十二條 保健所における文書の取扱については、この規程に定めるものを除く外、廣島市文書取扱規程(昭和二十七年廣島市訓令第一号)の規定を準用する。
第十三條 発送を要する決裁済の文書は、主管課において簿書、校合の上、文書整理簿に登記整理し、所長印又は所印を要するものは総務課に、市長印又は市役所印を要するものは総務局総務課にそれぞれ原簿書とともに提出して原簿書と契印し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。
第十四條 文書の種類及び保存期間は、別に定があるものを除く外、左の通りとする。

種類	標準
永年	許可、屈出受理及び登録者名簿合帳並びに衛生人口動態統計書類で永年保存の必要があるもの
二十年	免許登録書類で資格を証するため二十年保存の必要があるもの
十年	営業許可開設及び廃止等の届書類で十年保存の必要があるもの

第三条 廣島市狂犬病予防に關する事務取扱規程(昭和二十五年十一月二十八日廣島市告示第七号)の一部を次のように改正する。



別記様式第五号中「廣島市保健所長」を「保健所長」に改める。

廣島市訓令第五十七号

厚生局
社会保険廣島市民病院院長及び同事務局長専決規程(昭和二十七年廣島市訓令第五十六号)の一部を次のように改正する。
昭和二十八年十二月二十三日
廣島市長 浜 井 信 三

第二条第十一号を第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。
十一 異例に属さない診療契約に關すること。

廣島市訓令第一号之三

庁中一般
下水道使用料徴收事務委任に關する規程を次のように定める。
昭和二十八年一月一日
廣島市長 浜 井 信 三

下水道使用料徴收事務委任に關する規程
廣島市下水道条例(昭和二十七年廣島市条例第十八号)の規定に基づく下水道使用料の徴収に關する事務は、廣島市水道事業管理者に、これを委任する。

公安委員会事項

廣島市公安委員会告示第十二号

廣島市公安委員会職權規程(昭和二十四年七月一日廣島市公安委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。
昭和二十八年十二月一日
廣島市公安委員会

第二条を次のように改める。
第二条 この規程に基き決定する行政処分は、左の通りとする。

一 風俗営業若しくは古物商、市場主及び質屋を営む者(以下「営業者」という。)並びに銃砲刀剣類所持者(以下「所持者」という。)に対する営業許可の取消又は営業の停止及び所持許可の取消
二 自動車運転者(以下「運転者」という。)に対する運転免許(原動機付自転車の運転許可を含む。以下同じ。)の取消若しくは九十日以上以上の運転免許の停止
第三条を次のように改める。
第三条 公安委員会は、廣島市警察本部長から行政処分につきべき事実の報告を受けたときは行政処分につきべき事実の概要並びに聴聞の期日及び場所を記載した通告書(第一号様式又は第一号様式之二)をもつて聴聞期日前一週間までに当該聴聞に付される事実の該当者(以下「該当者」という。)に通告するものとする。
2 前項の場合において、公安委員会は、聴聞の期日及び場所を記載した文書(第二号様式第二号様式之二)を廣島市警察本部長及び営業者に対してはその者の住所、運転者に対しては主たる運転地を管轄する警察署前の掲示場に掲示して公示する。
第三条の次に次の一條を加える。
第三条之二 公安委員会は、第二号第二号に關する聴聞を行う場合において必要があるときは、道路交通に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の關係人に対し聴聞会に出頭を求めることができる。
2 前項の出頭を求めるときは、依頼書(第二号様式)によるものとする。
第四条中「前条」を「第三条」に改める。
第十六条中「第三号様式」を「第四号様式」に、「第四号様式」を「第五号様式」、運転者に対する運転免許の取消については第六号様式、運転者に対する運転免許の停止については第七号様式」に改める。
第一号様式の次に第一号様式之二として次のように加える。

第一号様式の一

聴聞 通告書
貴殿に係る道路交通取締法第九条第五項(同法第九
条の二第四項)に規程する事案につき左記により聴聞
を行うから出頭されたい。

追つて出頭の節は本書持参せられたい、代理人を
出頭せしむるときは委任状を携帯させること。聴聞
を希望しないとき又病氣その他により出席できない
ときはその旨書面で期日までに届出られたい。尚聴
聞を希望しないとき又正当の事由なくして出頭しな
いときは欠席のまま書面により審理する。

一、聴聞の期日 昭和 年 月 日 時 分
二、聴聞の場所 広島市警察本部
三、事案の概要
昭和 年 月 日 広島市公安委員会 印

第二号様式の次に第二号様式の一として次のように加え
る。
第二号様式の一

公 示
被聴聞者の住所
自動車運転免許種別番号
氏 名
右者に対する道路交通取締法第九条第五項(同法第九
条の二第四項)に規程する事案につき左記により聴聞
を行う。

一、日時 昭和 年 月 日 時 分
二、場所 広島市警察本部
昭和 年 月 日 広島市公安委員会 印

第三号様式を第四号様式、第四号様式を第五号様式とし

第二号様式の一の次に第三号様式として次のように加え
る。
第三号様式

聴聞会出頭方依頼書
昭和 年 月 日 時 分頃
市 町 郡
におい
て
発生した交通事故(又は何々の事案)により
自動車運転者 住所 氏 名
年 令

一、聴聞の日時 昭和 年 月 日 時 分
二、聴聞の場所 広島市警察本部
昭和 年 月 日 広島市公安委員会 印

第五号様式の次に第六号様式及び第七号様式として次の
ように加える。
第六号様式

行政処分指令書
広公委第 号
自動車運転免許種別番号
住所 氏 名
年 令
道路交通取締法第九条第五項(同法第九条の二第四項)
によりこの指令書交付の日から自動車運転免許(許可)
はこれを取消す
昭和 年 月 日 広島市公安委員会 印

第七号様式

行政処分指令書
広公委第 号
自動車運転免許種別番号
住所 氏 名
年 令
道路交通取締法第九条第五項(同法第九条の二第四項)
によりこの指令書交付の日から向う
運転免許(許可)を停止する。
昭和 年 月 日 広島市公安委員会 印

附 則
この規程は昭和二十八年十二月一日から施行する。
広島市公安委員会告示第十四号
昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号の一
部を次のように改正する。
昭和二十八年十二月二十八日 広島市公安委員会

一、8の次に次のように加える。
9 広島市愛宕町一番地先より同市猿猴橋町五四番地先
までの間車馬(但し、軽自動車、原動機付自転車及び
自転車を除く。)の西行禁止
附 則
この告示は、昭和二十八年十二月二十八日からこれを施
行する。

選挙管理委員会告示

広選管告示甲第四十三号
広島市選挙管理委員会を左記により開催する。
昭和二十八年十二月二十一日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

一、日時 昭和二十八年十二月二十四日午後二時
二、場所 広島市役所
一、議題 人事に関する件

広選管告示甲第四十二号

昭和二十八年九月十五日現在において調製した基本選挙
人名簿は、同十二月二十日確定したので地方自治法第七十
四条第四項及び第七十六条第四項の規定による広島市にお
ける選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに三分
の一の数は、左記の通りである。

昭和二十八年十二月二十一日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

五十の一の数 三、五二一名
三分の一の数 五八、六七一名
備考
選挙人名簿に登録された者の総数 一七六、〇一二名

広選管告示第一号

昭和二十九年一月十四日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

昭和二十九年一月十四日

第一群
竹本 賢
美代子
井上 芳子
山田 清治
小島 完治

第二群
山田 朝吉
谷本 岩吉
蒲原 平雄
新野 敬行
上野 令子
羽村 真吾
田窪 操
坂川 方次郎
小浦 信世
高阪 信世
大門 シゲノ
寺本 一夫
小林 まつ
佐野 基夫
堀生 惠美子
石堂 ヨシユ
岡山 ヨシユ
黒沼 一之
空野 四郎
河野 四郎
坂井 賢夫
高田 賢夫
久保田 勝義
岡田 源吉
前河内 恂一
山村 恂一
新谷 千代子
三輪 千代子
橋本 彌四郎
原田 久代子
金丸 久親
桑野 多恵
吉本 園子
山中 賀代子

第三群
小浜 忠雄
福井 スエノ
東木 光造
鈴木 芳子
近藤 加子
鳥海 守子
前川 房子
豊島 トシエ
越智 トシエ
池田 夏子
道下 秋江
上野 ツネヨ
前部 サトノ
井上 誠一
今井 誠一
竹内 カズエ
林田 カズエ
味本 謙造
山岡 冬雄
手嶋 卓雄
山崎 三郎
藤井 喜代子
藤賀 正一
志賀 ヒサ子
谷岡 ヒサ子
田中 五一
永山 幸枝
遠山 キヨ子
佐々木 芳枝
川口 アヤ子
西脇 俊子
八津川 ミツ子
金川 ミツ子
笠井 雅次
平井 雅次
上土 セツ子

第四群

山本美子	宇根崎コト	大谷初恵	沖本重信	小島壽美子	角正政世	末次やすの	松本成子	重田修三	中村トク	河野チヨ	森貞陸奥夫	戸部亮	木谷一枝	石田笑子	武内軍二	吉田実	若林むる	近藤静子	運川文子	鈴木文子	川村茂	大空ヨネ子	白石高興	酒井紀子	三浦源次郎	稲住格	保田ツタヨ	大木一太	深江太	沢村アキミ	竹田武夫	杉本政子	野田繁
------	-------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	------	-----	-------	------	------	-------	-----	-------	------	-----	-------	------	------	-----

山田五枝	佐野二郎	合田礼三	矢口武雄	大橋スヅエ	木村清子	山中康	山能松子	山田繁太郎	舛井義己	秋山園江	山本信昭	島原露子
------	------	------	------	-------	------	-----	------	-------	------	------	------	------

◎ 監査委員事項

監査公表第二号

地方自治法第九十九条第三項の規定により、昭和二十七年定期監査を執行したので、同条第七項の規定によりその結果を左のとおり公表する。

昭和二十八年七月九日

第一 市議会事務局	宮本正夫
第二 産業局	木山正二
第一 市議会事務局	上原三衛
第二 市議会事務局	三原清

一、監査の種類 昭和二十七年定期監査

二、監査の時期 自昭和二十八年六月十一日 至昭和二十八年六月十三日

三、監査の対象 市議会事務局

本監査は昭和二十七年における市議会事務局所管事務の

中、法規による議会の本来的事務についてはこれを対象とせず、もつぱら予算の執行及び出納経理、その他これに関連した事務の処理状況について実施したのであるが、その結果は以下に述べるところ概ね適正に処理されていると認められたが、なお、次の諸点については将来改善の要あることを指摘して注意を喚起したい。

一、予算の整理について

予算差引簿の記帳整理については、予算現在額、支出果計額並びに差引予算残額等の記載されていないものがあり、又補助簿中科目口座においても予算訓令額が記載されていないが、来るべき決算に備えて早急に記帳整理せられたい。

二、前渡金の取扱

当事務局において取扱う前渡金のほとんどは、交際費（儀礼費）及び借料及び損料であるが、これが処理状況をみるに精算過金の戻入が著しく遅延しており、甚だしきは精算後二カ月余数万円の現金を資金前渡取扱者が課内金庫に保管しているようであるが、これは盗難、紛失など事故発生の起因ともなり、且つ、資金運用上の面からも適当でないから、財務、会計両課とも連絡の上、すみやかに処理するよう努められたい。

三、物品管理の状況

(一) 備品中亡失したものを破損として返納手続をしたものが多数あるが、適当と認められないから将来本物品取扱規則第十七条に基づき適正に処理するよう注意せられたい。

(二) 郵便切手受払簿及び乗車券受払簿の年度末における残数は、次年度へ繰越しとして明確に記載しておかれたい。なお、乗車券受払簿の用務欄はすべて市会用語とのみ記載しているが、これらについても具体的に記入する等明確なる処理が望ましい。

(三) 物品購入においても現品を受領したときは決定金額並びに物品受領月日を請求書簿に記載して、予算差引簿の整理及び支出の手続きをなすのであるがこれが整理も充分でなかつた。

四、事務局規定について

(一) 現在市議会事務局の規定としては広島市議会事務局事務分掌条例があるが、市議会、監査、選挙管理委員会の各事務局長共通の事務決裁規定としては、単に収入、支出並びに振替命令に関して各事務局局長共通の専決規程があるのみで、その他についてはなんらの規定も設けられていない実情である。しかるに現状においては、市役所の関係諸規定を準用上、処理されているが、妥当と認め難いので、すみやかに条例の改正を行い正確なる事務処理をなす要があるものと認められた。

(二) 病休又は出張日において超過勤務に服したごとく処理されたもの、超過勤務と休日勤務の区分が誤記されているもの、あるいは深夜業として計算するが適当と認められるものを普通超過勤務として処理したものが多数あつたが、すみやかに整理すると共にこれが取扱に充分研究をなし過誤なきを期する要がある。

第二 産業局

一、監査の種類 昭和二十七年定期監査

二、監査の時期 自昭和二十八年六月十八日 至昭和二十八年七月九日

三、監査の対象 産業局 商工課、農水産課、中央卸売市場、家畜市場、園芸指導所、観光案内所

今回監査を実施した産業局は、商工及び農水産業の振興を図ることを目的とし、社会経済状況の変遷に即応して、これが指導育成の行政を所掌しており、しかしてその所属各課における事務処理は概ね適切と認められたが、なお将来注意改善を要するものがあるので、その概要を記述する。

なお、当局所管業務中、競輪競馬事務局並びに工業指導所については別途監査を実施したので、ここでは省略する。

商 工 課

一、職員の仕事状況

職員は課長以下二十五名にして、昭和二十七年中の出勤率は九六%であつて概ね良好であつたが、職員中七日以

上の病気休暇を実施したものが六名（延三百二十一日）となつていたが職員の仕事状況については特に注意を払われたい。

二、事務の処理

(一) 歳入において店舗住宅使用料中、皆奥店舗住宅外一カ所の使用料九千二百七十円が未収入となつていたが、督促を致し、これが徴収に努力せられたい。

(二) 各種団体に対する補助金の交付状況をみるに、補助金交付に当つては、一定の条件が附されているが、これを履行していないものがあつた。

即ち、事業年度終了後二カ月以内に事業報告書及び収支決算書提出しなければならぬとあるにもかかわらず、これらについては、すみやかに提出せしめるよう厳重に督促せられたい。

(三) 事業証明書を発行したもので課備付けの証明番号簿と一致しないものがあると共に、収入証紙の貼付もれが一件あり、その他証紙の消印もれ、あるいは氏名の相違等があつたが取扱に一層注意を要する。

(四) 消耗品の取扱について

消耗品受払簿の記帳整理が充分でなく、残数の相違せるもの、年度末残高が次年度への繰越整理ができていないもの、あるいは使用者の捺印もれ等があつたが、すみやかに整理を要する。

農 水 産 課

一、職員の仕事状況

職員は課長以下三十一名と他に臨時職員三名で昭和二十七年中の出勤率は九六%となつており、成績は概ね良好であるが、職員中無届欠勤者が一名あり将来注意を要する。

二、事務の処理状況

(一) 農業生産施設再建貸付金三百万円に対する貸付利息四万一千六百三十三円余が収入済となつていないが、当初予算編成の際、当該の歳入に予算計上されていないが、不当でない。

(二) 鯉魚放流事業施行に当り鯉苗一万尾を購入し、二十七年六月十三日に納入されているがその検収は九月四日となつており、甚しく期間的の矛盾があるが、今後の処理については充分注意せられたい。

(三) 狩猟法第三条による狩猟免状の交付に関し、これが取扱に当つては、申請者三十四名分の申請書につき、狩猟税八万一千六百円の県税証紙を貼付するのが正規であるが、広島県手数料証紙を貼付し消印の上提出した事故が発生している。

県の善処により損害を蒙ることなく解決しているが将来担任事務につき充分研究し過誤なきを期せられたい。

(四) 乗車券を交付したもので事由が明確でないものがあり、また月額旅費を支給されている常務出張者に対し乗車券を交付したものが多数あつたが、これらはすみやかに戻入を要すると共に今後の取扱に注意せられたい。

(五) 証明手数料として貼付する本市収入証紙の消印については、広島市収入証紙規則に定めるところであるが、規定の消印を使用せざるものがあり、且つ、消印もれのものがあつたから、すみやかに整理を要する。

なお、現在受理している証明願文書の様式は、多種多様であつて、中には証明事項の記載不明瞭なものもあり、これが書式の統一と事務の簡素化あるいは願出人の便を計る上からも一定用紙を備付ける等考慮が望ましい。

中央卸売市場

内 超過勤務命令簿中該当予算のない農業者職員に対し超過勤務手当を支給したものがあつたが妥当でない。また休暇及び出張日に超過勤務をなしたるごとく記載したものが七件あつたが、これらについては係員の不注意による事務処理の結果と認められるから将来注意せられたい。

本市の年間取引額は約十三億円にして、これが取扱量は、本市への供給量に対し、そ六〇%、果九〇%に達

し、立地条件の不良にもかかわらず概ね良好な業績を挙げているが、市場の運営に関しては各種の改善を要する問題が残されており、今後、なお一段の努力を要するものである。

一、職員の仕事状況

職員は局長以下三十八名(臨時職員十名を含む)で管理業務の二課に配置され、これが出勤率は九六%にして、長期欠勤者もなく概ね良好であった。

二、事務の処理状況

(一) 会計簿籍中歳入歳出予算整理簿の記帳が充分でなかつた。今後は本市会計規則により合規の処理をなすよう改善すべきである。

(二) 市場使用料の徴収は業務条例第四十六条及び細則第六十二条の規定により売上高の千分の二額を徴収してあるが、昭和二十七年十月分の売上高の売上報告高は三百八十二万二千七百七十七円であるが、売上伝票月計は七百七十六万九千八百五十六円となつており、僅か四九%余の報告をなしている。

かくては市場使用料の測定にも影響するところが極めて大であつて市収入の確保の面から正確なる売上高を報告せしめるよう一段と指導を要するものと認められた。

なお、売上報告書は毎日提出するのを本則とするのであるが、月報告となり、また数ヶ月遅延する場合もあつて事務処理上甚だしく支障を来してある現状であるが、中央卸売市場法第十五条により卸売業者に対し正確、迅速に報告せしめるよう指導に努められた。

(三) 昭和二十六年度未収入となつた使用料六十七万三千三百円を過年度収入として二十七年に徴収し、二十七年に徴収した七十八万四千一百四十四円の未収入額を生じているが、これら滞納繰越額は年々増加の傾向にあるから将来当該年度収入は当該年度において徴収完了するよう特段の努力を払われたい。

(四) 昭和二十七年市場使用電力料金総額は百六十一万五千九百二十二円にして、これを市場側と場内業者に

よつて各使用数量に応じて分担するのであるが、その全額を市場費をもつて一応支出し、その後において業者より使用料金を徴収し繰替収入として繰入れていく。

昭和二十七年に於いては二十八万三千二百二十五円が未収入となつて居るが、これらについては督促を厳にして完全徴収に努めるは勿論、これが予算措置及び整理記帳等についても遺憾なきを期せられたい。

(四) 冷蔵庫、荷揚場は増改築によつて市有財産に異動を生じて居るので、台帳への登録事項は至急整理する必要がある。

(五) 電車バス乗車券、郵便切手、はがき、各種消耗品等はそれぞれ受払簿によつて整理しているが、年度末における使用残高の次年度への繰越整理ができていないからこれらの整理を早急に実施されたい。

また乗車券の使用についても交付枚数と残数の不具合等があつたから、取扱上過誤なきを期せられたい。

(六) 営業証明発行に当り場長名をもつて証明したものがあつた。手数料を徴する限り市長名をもつてするが正当であるから注意を要する。

(七) 冷蔵庫の出入庫については伝票によつて整理されており、昭和二十七年四月及び十一月の実績について抽出調査したところ出庫数量の相違したものが二件あつたが、手数料の算定その他に影響があるので、これが出入庫については特に注意を払われたい。

三、事業の運営について

(一) 市場本来の行き方であるせり売は鮮魚を初めとし、昭和二十六年果菜部に、昭和二十八年四月を菜部にせり売取引を実施しているが、殊に菜部においては実施後日も浅くせり売に馴れない関係もあつて運営は必ずしも充分ではなかつたから、その原因と制度の研究に努めその運営に遺憾なきを期せられたい。なおせり売参加者にして場外市場で購入するもの防止処置は交通対策と並んで市場振興のため重要施策であると思料する。

(二) 試験、研究、指導材料として栽培した菜、花卉等これが目的達成後において売却処分をなし、市の収入とするは当然であるが市場その他への搬出及び売却方法あるいは優良種普及の目的で頒布する菜、花卉の種苗取扱については処理規定を設け適正なる処理による要あるものと認められた。

本市場は家畜取引の円滑公正を図るため設置されたものであつて、本市定期家畜市場条例により運営されている。

職員は局長以下六名であるが、業者の便を計るために早朝より開場し、土曜日午後引き続き執務する等勤務状態は概ね良好であつた。

二、事務の処理状況

(一) 歳入中使用料は予算額八十五万四千六百六十円に対し収入額九十七万七千五百五十四円即ち一割四分四厘の増収を示しており相当努力の跡が認められるが、これが使用料は現金徴収をなす関係上現金を数日間保管する場合があるが、盗難紛失等の危険もあるから市金庫納付制又は収入証紙貼付の方法によるか再検討を要するものと認められた。

(二) 本歳出予算の他に諸支出金中より見舞金として二万円を支出しているが、これは家畜市場内放牧中の牛が同じ放牧中の馬一頭を飼死せしめたものに対する見舞金であつたが、これは本市定期家畜市場業務規則第二十三条及び第二十四条の規定により処理すべきが適当であり、今後の場内取締には特に注意を要する。

視光案内所

当案内所は昭和二十七年十一月二十日広島駅前広島百貨店内に設置され、視光案内及び本市特産品の紹介、あつせんを行つて居る。

一、建物は大島百貨店内の一部で、一階案内所十坪、物産陳列室十坪、二階会館(貸会議場)三十九坪七九である。

二、職員は女子事務員二名で、他に広島市視光協会職員一名が執務している。当所の取り扱ひ視光案内、紹介等は

(一) 市場卸売人として許可されたものは次の二二店である。

種別	店名	数
蔬菜部	三	三
果実部	六	六
加工水産部	五	五
生鮮水産物部	三	三
びん、かん詰部	三	三
漬物部	一	一
鳥卵部	一	一
計		二二

これら卸売人の濫立は無意味な競争等によつて自らの経営を弱体化し、市場取引をも混乱に陥れる虞なしとしな

るので、卸売人の数は市場の取引経済能力の限外に出でざるよう考慮を要し、なかつたが、鮮魚卸売人は広島中央水産会社であるが実際の業務は三業者が行なつており、卸売人としての発展性は少いので会社機構の整備につき考慮を払う要がある。

(二) 指定買出人制は菜、果実について実施されているが、鮮魚については未だ実施していない。

機を見てこれを実施し統制ある取引の促進に努める要ありと認められた。

(三) 場内附属営業として許可されているものは三十一店であるが、台帳名簿人と相違したものが四店あつたが、業者の異動には特に注意を払い、これが管理に遺憾なきを期せられたい。

(四) 買出人送迎用自動車は沿線買出人吸収のため昭和二十五年より引き続き実施し、二十七年でも予算額三十五万五千円の内三十万円で支出しているが、自動車の運行に関する資料が作成されていないため、利用状

一カ月平均五百件となつており、これが利用状況は必ずしも良好とはいえないようである。

これは当案内所が販路内より相当離れている関係もあつて旅客の不安内によるものが大なる原因をなしているものと思料せられるので、将来一見して案内所の所在が判明し得るようこれが周知の方法を講ずる要ありと認められた。

三、当視光案内所と同様広島百貨店内二階の一部を本市が使用権を持ち、各種催し場として一般に貸与しているが、これが会場賃料収入は昭和二十七年(開設後四カ月間)において五件、六、四〇〇円であつたが、この会場の出入口には店内商店の商品陳列台がおかれ出入に支障を来たしていたが、将来への悪慣例とならないよう充分注意せられたい。

監査公表第三号

地方自治法第九十九条第三項の規定により昭和二十七年定期監査を執行したので、同条第七項の規定によりその結果を左のとおり公表する

昭和二十八年十二月三日

広島市監査委員 三宅 峯 吉

同 同 鈴木 貞 吉

同 同 三宅 清 吉

目 次 上 原 三 衛

第一 選挙管理委員会事務局

第二 工芸指導所

第一 選挙管理委員会

一 監査の種類 昭和二十七年定期監査

所管に係る事務の執行状況について実施したのであるが、これが実施に当つては選挙関係法規に基き委員会の管理に属する選挙事務は別として、主として予算の執行関係及び会計経理事務を対象として実施した。

その結果全般的には概ね適正なりと認められたが、なお改良考慮を要する点につきその概要を記述する。

一、職員の仕事状況

職員は局長以下四名と外に臨時職員十名であつて、勤務状態は概ね良好と認められたが、職員中には胸部疾患のため休養中のものが七名あり、これが病休休暇日数は延九七八日に及んでいるが職員の健康については特に意を用いられた。

二、予算関係事務について

予算の執行及び会計経理事務については概ね適正に処理されていたが、次の事項についてはなお検討、改善の要があるものと認められた。

- (一) 衆議院議員選挙公営費並びに県市教育委員選挙公営費は本市教育委員会と選挙管理委員会に対し各別に予算訓令が行われており、従つてこれが経理事務についても双方別途に行わなければならないことは当然である。然るに当事務局においては県市教育委員選挙公営費を含めた選挙公営費の予算全体を記帳整理していたが、これらについては本市教育委員会事務局と連絡の上事務にそごを来さないよう善処すべきである。
- (二) 条例の改正に伴い費用弁償の支給額に異動を生じ、これが追給、戻入等の手続において誤算のものがあつたが今後充分注意を要する。
- (三) 資金前渡又は概等扱を受けた者がなすべき精算過金の返納期限については、広島市予算決算及び会計規則第五十六条及び第五十九条にそれぞれ規定されているところであるが、これが返納の甚しく遅延しているものがあり、その累積額も相当多額に上り甚しきは二ヵ月乃至四ヵ月の長期に亘り、課内金庫に保管しているなど取扱上妥当と認め難いから速かに適切なる措置を講ぜられたい。

要とするにもかかわらず、僅か一名をもつてこれが業務を担当している実情であつた。これらについては当所の設置目的達成の上からも充分考慮の要があると認められた。

木材材料においても係長の外技手及び臨時技術員一名でその人員配置も充分とはいへなかつた。

- 二、一般事務処理について
 - (一) 歳入中使用料及び手数料が相当減収となつていたがこれは当初の機構整備に伴い、二十七年七月より工作機械の貸与制を廃止したこと及び建物工作物修復のため試験製作、作業不如意であつたことが主たる原因であり、また雑収入においても予算額に比し著しく減収となつてはいるが、これは不用工作機械の売却処分が予定価格に達しなかつたためであり、これらについては適時予算の減額更正をなすべきであつた。
 - (二) 当指導所における各種工作設備の使用料及び手数料に關しては、本市条例によつて規定されているところであつて昭和二十七年四月一日条例改正が行われたが昭和二十七年五月電力料金約三割の値上げが実施され電気動力を主体とする当所動力機械の動力費は極度に上昇した。

- (四) 証明及び閲覧事務について公簿の閲覧手数料は一回につき二十円であるにかかわらず三十円を徴収したものがあつた。
- なお証明書発行に当つては証明番号簿を備付け、これに登録するを要する。
- (四) 出張を命ぜられ帰庁したときは上司へ随行したときを除き、三日以内に復命書を提出することとなつていながらこれが実行されていないものが多かつた。
- (四) 選挙課日誌は二十七年八月九日より九月三十日まで記載がなく、又会計年度によつて処理していたがこれは曆年によるべきである。
- 三、物品の管理について
 - (一) 選挙に關する記録写真撮影用として購入したフィルムは数量は二百七本であつて、これは三百二十四枚の写真撮影をしたのであるがその保存数は僅かに五十二枚となつており、その内印画したものは公明選挙関係二十九枚、投票、開票場その他のものが若干あつたがフィルム購入数量と著しく相違しているから特にこれら消耗材料の受払については明確にする必要がある。
 - (二) 備品保管簿中写真機用三脚二組を各別の口座に記帳していたが、同一口座へ併記すべきである。
 - (三) 公明選挙宣伝のため立会演説会場、講演会、投票所選挙事務所等に配布の目的で広告用マツチ二万個を購入しているが、これが、受払についての記録がないため配布状況は不明であつた。将来これらについても明確に処理するよう留意せられたい。
 - (四) 啓蒙宣伝用レコード二枚(せんきよぶし)は消耗器材として保管に充分注意せられたい。

第二 工業指導所

- 一、監査の種類 昭和二十七年定期監査
 - 二、監査の時期 昭和二十八年八月五日
 - 三、監査の対象 広島市工業指導所
- ま え が き
- 本監査は昭和二十七年定期における本市工業指導所所管に

制度を活用するより更に積極的な努力が必要であると認められた。

なお、伝習生として取り扱うべき性質のものを研究生として条例に規定なき名称を用い、伝習料を免除しているものが木材科に二名と金属科に一名あつたが適正でない。

(四) 当所小使室に将来臨時技術員として採用見込の者を入居せしめ、同所内外の巡視、警戒及び金属科の試験製作、作業の補助を行わせていたが、これら未採用者を入居あるいは就業せしめる等は甚しく妥当を欠くものといふべきであるから、すみやかに適當なる措置を講ずる必要がある。

市議會事項

市議會議決事項

(十二月十八日)

- 一、第九十九号議案 地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に關する条例制定について 原案可決
- 一、第二百十号議案 広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、議員提出第二十二号 大和紡績株式会社広島工場の再開要望決議案提出について 原案可決
- 一、議員提出第二十三号 単科制商業高等学校開設並びに学区制改正に対する意見書提出について 原案可決
- 一、第三百二十九号議案 広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、議員提出第二十四号 広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

- 一、議員提出第二十五号 保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例の施行に伴う関係条例の整理に關する条例制定について 原案可決
- 一、議員提出第二十六号議案 昭和二十八年年度広島市六・三制整備事業費公債方法中変更について 原案可決
- 一、議員提出第二十七号議案 昭和二十八年年度広島市学校整備事業費公債方法中変更について 原案可決
- 一、議員提出第二十八号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計公益質屋賃借入出予算追加 原案可決
- 一、議員提出第二十九号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、議員提出第三十号議案 昭和二十八年年度広島市第一期下水道築造事業費繰上り及支出方法中更正 原案可決
- 一、議員提出第三十一号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計社 会保険広島市民病院費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、議員提出第三十二号議案 昭和二十八年年度広島市水道事業会

係る事務事業の執行状況について実施したのであるがその結果は全般的には概ね適正に処理されているものと認められたが、一部の点については将来検討、考慮を要するものがあり以下その概要を記述する。

当指導所は工業技術を改良し以て本市工業の振興、発展を図るの目的のもとに設置されたものであつて、その事業内容は工業技術の調査及び研究に關すること、木工品の製作、研究、設計及び工作に關すること、鋳造及び金属工業の試作研究に關すること、各種原材料の測定、検査、試験及び化学分析に關すること、その他一般意匠図案に關すること等である。

従来は主として機械部門に重点がおかれていたが、既設の工作機械も次第に破損、腐蝕あるいは磨滅等のため使用出来なくなつたものもあり、殊に入尺旋盤外三十数台の使用を廃止する等これら工作機械の大量整理を行ったのである。

しかしながら、これは必ずしも指導所の事業を縮小したものでないであつて、これを機に従来の工業指導所を工業指導所と改称すると共に機構を整備し、在来の貸機械制を廃止しつばら試作研究に必要限度の優秀工作機械のみにとどめたものである。また金属科では更に鋳造に關する研究計画を進めており、太田川より採取した鋳物砂の利用価値の研究は大いに期待が寄せられている。

一方木材科においては二十七年年度に入台の木工機械を新設すると共に、木工塗料、意匠、設計等相当飛躍した研究が行われており、これが完成については、相当期待されているようである。

一、服務状況

職員は局長以下十一名と他に臨時技術員一名であるが、これが勤務状況は概ね良好であつた。なお、現在の当所の業務内容よりしてその人員配置は充分といへなかつた。

特に金属科のごときは科長、鋳造係長、分析係、材料試験係等各一名ずつであつて、中でも鋳造場のごときは特殊技術経験者を必要とすると共に當時数名の人員を必

(十二月二十二日)

- 一、第二百一十一号議案 昭和二十八年年度広島市歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第二百二十二号議案 広島市職員定数条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第二百二十三号議案 広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第二百二十四号議案 職員の退職手当に關する条例制定について 原案可決
- 一、第二百二十五号議案 保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例の施行に伴う関係条例の整理に關する条例制定について 原案可決
- 一、第二百二十六号議案 昭和二十八年年度広島市六・三制整備事業費公債方法中変更について 原案可決
- 一、第二百二十七号議案 昭和二十八年年度広島市学校整備事業費公債方法中変更について 原案可決
- 一、第二百二十八号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計公益質屋賃借入出予算追加 原案可決
- 一、第二百二十九号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第二百三十号議案 昭和二十八年年度広島市第一期下水道築造事業費繰上り及支出方法中更正 原案可決
- 一、第二百三十一号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計社 会保険広島市民病院費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第二百三十二号議案 昭和二十八年年度広島市水道事業会

◎ 辞 令

計追加更正予算
 一、第三百三十四号議案 契約締結の承認について 原案可決
 一、第三百三十五号議案 契約締結の承認について 承認
 一、第三百三十六号議案 契約締結の承認について 承認
 一、第三百三十七号議案 契約締結の承認について 承認
 一、第三百三十八号議案 契約締結の承認について 承認
 一、第三百四十一号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について 同意
 一、第三十八号議案 契約締結の同意について 同意
 一、第三十九号議案 予算外義務負担について 原案可決
 一、昭和二十七年年度広島市各経路歳入出決算の認定について 閉会中審査
 一、請第三十四号 広島県新聞会館建設に対し助成金下附閉会中審査
 一、請第三十六号 元相生橋通貫道存置について 閉会中審査
 一、請第四十六号 旭町下水道の改修について 閉会中審査
 一、請第四十二号 広島聖光学園の事業遂行のため助成金下附について 閉会中審査
 一、請第三十九号 二葉地区小学校新設について 閉会中審査
 一、請第四十五号 比治山小学校々舎増築について 閉会中審査
 一、請第四十七号 中広中学校々地拡張について 閉会中審査
 一、諮問第六号 公有水面埋立について 建設委員会付託
 一、請第四十八号 三篠小学校々地拡張について 文教委員会付託
 一、請第四十九号 向西館移転要望について 閉会中審査
 一、請第五十号 基町、寺町地区を結ぶ吊橋の架設について 建設委員会付託
 一、請第五十一号 江波小学校附近に下水管設置について 閉会中審査

(市長の事務部局)
 市議会議員 池永清 杉村政太郎 真田義三
 市議会議員 大横田義三 中田睦元
 市議会議員 佐々木英一 原法夫
 市議会議員 井上貞雄 福田稜威夫
 市議会議員 宮西宗憲 宮西宗憲
 市議会議員 竹林清三 竹林清三
 広島市固定資産評価審査委員会委員に選任する (十二月二十二日)
 技術職員 後藤文彦
 西保健所予防課長事務取扱を命ずる 国安栄
 西保健所総務課長を命ずる 手島悟
 西保健所総務課庶務係長を命ずる 立上正男
 西保健所総務課庶務係長を命ずる 藤蘭市
 西保健所総務課普及係長を命ずる 藤蘭市

技術職員 前川武之
 技術職員 石津雄彦
 技術職員 西川弘
 技術職員 立川匡義
 技術職員 山田千秋
 技術職員 外野茂蘆
 技術職員 川村正男
 技術職員 為田哲郎
 技術職員 向井一正
 技術職員 小里未喜
 広島市事務職員に任命する
 主事に補する
 九級特に二〇、〇〇〇を給する
 西保健所予防課予防係長を命ずる 山口富子
 保健婦長を命ずる 津田野裕嗣
 西保健所総務課勤務を命ずる 紙本春三
 西保健所総務課勤務を命ずる 檜山秋次郎
 西保健所総務課勤務を命ずる 八島秋次郎
 西保健所総務課勤務を命ずる 石井寛
 西保健所総務課勤務を命ずる 福島国博
 西保健所予防課勤務を命ずる 山崎博

事務職員 辻隆
 技術職員 原田巖
 技術職員 山口保
 東保健所衛生課勤務を命ずる 藤井省三
 西保健所予防課勤務を命ずる 佐久間信夫
 広島市事務職員に任命する 佐野辰夫
 七級特に一三、四〇〇円を給する
 七級八号給を給する
 西保健所総務課勤務を命ずる 水口豊
 広島市事務職員に任命する 長登秀夫
 書記に補する
 六級特に一一、五五〇円を給する
 東保健所普及課勤務を命ずる (各通)
 石橋脩三
 重藤文雄
 榎川順二
 今川卓二
 広島市東保健所結核検査協議会委員を委嘱する
 広島市西保健所結核検査協議会委員を委嘱する
 技術職員 中川行夫
 広島市東保健所結核検査協議会委員を命ずる

技術職員 後藤文彦
 技術職員 定光尙生
 技術職員 竹本毅
 長谷川三郎
 西保健所予防課勤務を命ずる (以上十二月二十三日)
 事務職員 林春三
 菅原道義
 高橋明徳
 小林巖陽
 小野群三
 植野野三
 田中千道
 青木正一
 坂田修一
 佐々木一
 丹羽諦順
 市議会議員 八百千頭夫
 市議会議員 吉本寿一
 市議会議員 内藤徳松
 市議会議員 新関貞夫
 広島市火葬場建設委員会委員を委嘱する (以上十二月二十五日)
 事務職員 山田謙治
 事務職員 石友務
 総務局財務課勤務を命ずる (以上十二月二十六日)
 技術職員 末盛朝記
 広島市水道局へ出向を命ずる

事務職員 笹野口裕
 事務職員 大崎正幸
 事務職員 船倉康郎
 事務職員 船田芳雄
 事務職員 山路監
 休職の期間を一年間更新する
 休職の期間を三箇月間更新する
 休職の期間を一箇月間更新する (以上一月一日)
 助役 高山一三
 坂田修一
 合田寿治
 江口松夫
 加藤政夫
 丹羽諦順
 佐々木一
 正田四三
 向井一貫
 奥井忠太郎
 広島市職員住宅建設運営委員会委員を命ずる
 市議会事務局長代理 小林延
 広島市職員住宅建設運営委員会委員を委嘱する (以上一月五日)
 市議会議員 鈴木貢
 広島市町界町名地番整理審議会委員を委嘱する (以上一月十二日)
 (水道局)
 広島市事務職員
 加藤愛治
 入田信
 山田義
 武田康
 奥田生

廣島市事務吏員に任命する
書記に補する
(各通) 廣島市技術員
久保正弘
砂堀春之
横山幸夫
柳川哲夫
西迫幸夫
廣島市技術吏員に任命する
藤沢朝博
廣島市技術吏員
末盛朝記
七級特に老万珍千四百円を給する
會計課勤務を命ずる
(以上一月一日)

(市議会事務局)
(各通) 書記
小里米喜
佐野辰夫
佐久間信夫
水口信夫
長登秀夫
願により本職を免ずる
(以上十二月二十二日)
廣島市議会事務局調査係長を命ずる
山田貞雄
廣島市議会事務局書記に任命する
庶務課庶務係長を命ずる
(以上十二月二十六日)
(警察本部)
廣島市巡査に任命する
一級四号給を給する
東警察署勤務を命ずる
日之迫久登

廣島市巡査に任命する
一級四号給を給する
宇品警察署勤務を命ずる
(各通) 大林正孝
坂雄造
廣島市巡査に任命する
一級四号給を給する
西警察署勤務を命ずる
(以上一月一日)
東警察署
廣島市巡査 吉岡武夫
願により本職を免ずる
(以上一月七日)

◎ 雑 報

出張所々管区別人口及び世帯状況について (二九、一、一)

出張所別	人 口	増との比較	世 帯	増との比較
牛田	一〇、〇九一	四六	二、五七八	△一八
尾長	一五、〇〇一	一〇四	三、七〇一	△二九
青崎	一〇、一三六	一	二、四九三	△七
段原	二一、六四五	△六四	五、八二九	△一〇
比治山	一八、三七一	六八	四、五八三	一四
仁保	五、八九〇	二四	一、五二九	一〇
大河	一一、九五一	四九	三、〇一四	一一
大実	一八、三六〇	六一	四、五四二	一一
皆実	二六、二四〇	一一八	六、八八〇	三九
宇品	二、二一七	七	五〇二	四
似島				

戸籍上の市勢について(二八、二、二)

種別	件数	同上一日分	前年同	増△減
婚姻	三六	三六	三六	〇
離婚	二七	二七	二七	〇
出生	二二	二二	二二	〇
死亡	二一	二一	二一	〇
合計	三三〇	三三〇	三三〇	〇

種別	件数	同上一日分	前年同	増△減
婚姻	三六	三六	三六	〇
離婚	二七	二七	二七	〇
出生	二二	二二	二二	〇
死亡	二一	二一	二一	〇
合計	三三〇	三三〇	三三〇	〇

住 転入	三三	六	二二三
民 転出	二六	一	二二七
登 転居	四八	三	一、四〇〇
録 他	六〇八八	四二	二四、二三六

一、市内の出生と死亡から見た増数
男一六七人 女一七二人 計三三九人
一日平均 一〇・九二人
一、前年右同
男一六六人 女一六九人 計三三五人
一日平均 一〇・八人
一、()は本籍地以外での事件を本籍である本市へ郵送届出たもの
婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、その他は二十四日分で計算したもの

正 誤

昭和二十八年十一月三十日市報水道事業の業務状況
中次の通り誤植。

頁	行	誤	正
一	下から十二行目	まいました	まいりました
三	上から十一行目	バスガード	バスガード
四	上から十八行目	①遊技場	①遊業取締
〃	下から二十行目	70,942,128	76,858,374
〃	〃	126,346,262	120,430,016
〃	下から十五行目	20,610,996	20,610,966
〃	下から十三行目	72,657,300	72,657,306
〃	下から四行目	155,369,358	161,285,604

四 下から四行目	395,304,410	389,388,164
五 上から三行目	20,180	220,180
六 〃	15,657,533	5,657,533

種別	件数	同上一日分	前年同	増△減
婚姻	三六	三六	三六	〇
離婚	二七	二七	二七	〇
出生	二二	二二	二二	〇
死亡	二一	二一	二一	〇
合計	三三〇	三三〇	三三〇	〇

広島市報目録(第八十七号から第九十二号まで)

◎条 例

番号	件名	月日	市報 号数	頁
三〇	広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部改正	六、一六	七〇	一
三〇	広島市家畜人口授精料条例	六、二〇	七〇	一
三〇	昭和二十八年年度における広島市の公務員に対する期末手当の支給の特例に関する条例	八、三	六九	一
三〇	広島市競輪条例の一部改正	八、三	六九	一
三〇	広島市家畜人工授精実施規則	六、一	六九	二
三〇	広島市議会事務局設置条例	八、三	六九	二
三〇	市長の附屬機関の設置に関する条例	八、八	六九	一
三〇	審査会、審査会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例	八、八	六九	二
三〇	広島市東部復興土地区画整理委員会委員の報酬及び費用弁償条例	八、八	六九	二
三〇	広島市保育園条例の一部改正	八、八	六九	二
三〇	広島市職員定数条例の一部改正	一〇、一	六九	二
三〇	広島市道路交通取締条例の一部改正	一〇、一	六九	二
三〇	広島市公安委員会が行う許可等手数料徴収条例の一部改正	一〇、一	六九	二
三〇	広島市港灣施設使用条例	一〇、一	六九	二
三〇	競馬法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する条例	一〇、一	六九	三
三〇	社会保険広島市民病院条例の一部改正	一〇、一	六九	三
三〇	広島市舟入病院条例の一部改正	一〇、一	六九	三
三〇	広島市営住宅管理条例の一部改正	一〇、一	六九	三
三〇	広島市立浅野図書館設置条例の一部改正	一〇、一	六九	三

◎規 則

三〇	広島市営墓苑使用条例の一部改正	一三、四	六九	一
三〇	広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正	六、一六	七〇	二
三〇	広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正	六、二〇	七〇	二
三〇	消防に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則	七、一	七〇	二
三〇	広島市町界町名地番整理審議会規則の一部改正	七、七	七〇	三
三〇	広島市工業指導所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正	八、一	七〇	七
三〇	広島市競輪勝者投票及び払いもとし規則の一部改正	八、三	六九	八
三〇	広島市競輪実施規則の一部改正	八、三	六九	二
三〇	広島市公印保管使用規則の一部改正	八、三	六九	二
三〇	広島市競輪参加選手の治療費及び療養見舞金支給規則	八、三	六九	二
三〇	広島市財政調査委員会規則の一部改正	八、八	六九	三
三〇	広島市消防委員会規則の一部改正	八、八	六九	三
三〇	広島市同和対策推進審議会規則の一部改正	八、八	六九	三
三〇	広島市審判財産管理委員会規則	八、八	六九	三
三〇	広島市賠償審議会規則の一部改正	八、八	六九	三
三〇	広島市保育園条例施行規則の一部改正	八、八	六九	四
三〇	広島市更生資金運営審議会規則の一部改正	八、八	六九	四
三〇	広島市町界町名地番整理審議会規則の一部改正	八、八	六九	四

三〇	広島市中小企業融資委員会規則の一部改正	八、八	六九	五
三〇	社会保険広島市民病院運営規則の一部改正	八、八	六九	五
三〇	広島港灣委員会規則の一部改正	八、八	六九	五
三〇	広島市競輪運営委員会規則の一部改正	八、八	六九	五
三〇	広島市中央卸売市場運営委員会規則の一部改正	八、八	六九	六
三〇	広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規則	八、八	六九	六
三〇	広島市農業生産施設再建融資諮問委員会規則	八、八	六九	六
三〇	広島市平和記念都市建設協議会規則	八、八	六九	七
三〇	広島市園芸指導所研究生規程	八、八	六九	七
三〇	広島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則の一部改正	八、八	六九	七
三〇	広島市予算、決算及び会計規則の一部改正	八、八	六九	九
三〇	広島市消防職員及び消防団員の消防操法に関する規則	九、一	六九	九
三〇	広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会規則	九、三	六九	四
三〇	広島市港灣施設使用条例施行規則	一〇、一	六九	五
三〇	広島市競馬事務局規程等を廃止する規則	一〇、一	六九	七
三〇	広島市市営住宅入居者診察審議会規則の一部改正	一〇、一	六九	一
三〇	広島市電鉄問題対策委員会規則	一〇、三	六九	九
三〇	広島市民生委員事務所設置規程の廃止	一〇、三	六九	九
三〇	広島市保健院管理規則の一部改正	一〇、四	六九	九
三〇	広島市乳児院管理規則の一部改正	一〇、四	六九	九
三〇	広島市産院管理規則の一部改正	一〇、四	六九	一〇

七 広島市保健院使用料及び手数料条 例施行規則の一部改正	1014	六	10
六 広島市乳児院使用料及び手数料条 例施行規則の一部改正	1014	六	10
五 広島市産院使用料及び手数料条 例施行規則の一部改正	1014	六	10
四 広島市母子寮使用料徴収条例施行 細則の一部改正	1014	六	10
三 広島市診療所使用料及び手数料条 例施行規則の一部改正	1014	六	10
二 広島市立浅野図書館設置条例の一 部改正	1016	六	10
一 広島市家畜人工受精実施規則の一 部改正	1016	六	10
九 広島市営住宅管理条例施行規則の 一部改正	1117	六	10
八 図書館建設委員会規則	1117	六	10
七 広島市事務改善委員会規則の一部 改正	1117	六	10
六 広島市税条例施行規則の一部改正	1117	六	10
五 広島市立中央診療所使用料及び手 数料条例施行規則	1117	六	10
四 広島市営墓苑使用条例施行規則の 一部改正	1117	六	10
三 昭和二十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
二 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
一 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
九 道路の位置指定について	1117	六	10
八 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
七 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
六 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
五 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
四 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
三 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
二 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
一 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10

三 定並びに評価基準の改正について	1017	六	10
二 臨時市議会招集について	1017	六	10
一 臨時市議会付議事件について	1017	六	10
九 公示送達について	1017	六	10
八 公示送達について	1017	六	10
七 公示送達について	1017	六	10
六 公示送達について	1017	六	10
五 公示送達について	1017	六	10
四 公示送達について	1017	六	10
三 公示送達について	1017	六	10
二 公示送達について	1017	六	10
一 公示送達について	1017	六	10
九 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
八 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
七 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
六 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
五 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
四 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
三 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
二 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
一 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10

水道局規程

一 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
二 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
三 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
四 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
五 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
六 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
七 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
八 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
九 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10

選挙管理委員会告示

一 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
二 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
三 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
四 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
五 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
六 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
七 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
八 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10
九 昭和三十八年十二月に広島市の公 務員に支給する特別手当の支給日 の特例を定める規則	1117	六	10

市議会規程

公安委員会告示

その他

広島市報

第94号

発行

昭和29年2月20日 (土曜日)

発行所

広島市役所
 広島市国泰寺町三九番地

目次

◎規 則	頁
広島市営住宅管理條例施行規則の一部改正	一
広島市復興土地地区画整理問題処理対策審議会規則	二
失業者の退職手当支給規程	二
◎告 示	
建設基準法に基づく公開聴聞について	九
市道路線認定について	九
道路区域決定について	九
市道の供用開始について	九
市道路線変更について	九
市道路線廃正について	九
道路区域決定について	九
市道の供用開始について	九
建設基準法に基づく公開聴聞について	九
建設基準法に基づく公開聴聞について	九
建設基準法に基づく公開聴聞について	九
広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関の変更について	〇
建設基準法に基づく公開聴聞について	〇
第四十四回仮換地予定地変更指定の発表について	二
建設基準法に基づく公開聴聞について	二
緊急臨時市議会付議事件について	二
緊急臨時市議会付議事件について	二

規 則

◎水道局事項
 広島市水道局臨時職員の手当に関する特例について……………二
 ◎教育委員会事項
 青年学級に関する規則……………二
 ◎選挙管理委員会事項
 広島市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について……………二
 政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……………二
 広島市選挙管理委員会開催について……………二
 広島市農業委員会委員選挙人名簿に関する異議申立に對する委員会決定について……………二
 広島市選挙管理委員会選考人名簿の修正について……………二
 広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………四
 ◎辞 令
 ◎雜 報
 出張所々管区別人口及び世帯状況について……………六
 戸籍上の市勢について……………六
 ◎規 則
 広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十九年一月十九日
 広島市長 浜 井 信 三

◎規 則
 広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規
 則をここに公布する。
 昭和二十九年一月二十六日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市規則第六号
 広島市復興土地地区画整理問題処理対策審議会規則
 (設置)
 第一条 本市に復興土地地区画整理問題処理対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 (任務)
 第二条 審議会は、市長の諮問に依りて、復興土地地区画整理施行に伴つて起る諸問題について、必要な事項を審議する。
 (委員)
 第三条 審議会は、九人以内の委員をもつて組織する。
 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委
 嘱する。
 一 市職員
 二 市議會議員
 三 学識経験者
 四 東部復興土地地区画整理委員会委員
 3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 (会長及び副会長)
 第四条 委員のうち一人を会長とし、一人を副会長とする。

印刷所 旭印刷株式会社
 広島市大手町八丁目

2 会長及び副会長は、委員が互選する。
 3 会長は、会務を総理する。
 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 (招集)
 第五条 審議会は、会長が招集する。
 (議事)
 第六条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
 (庶務)
 第七条 審議会の庶務は、建設局東部復興事務所庶務課において処理する。
 (委任規定)
 第八条 この規則に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、審議会が定める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 失業者の退職手当支給規程をここに公布する。
 昭和二十九年一月三十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第七号
 失業者の退職手当支給規程
 (目的)
 第一条 この規則は、職員の退職手当に關する条例(昭和二十八年広島市条例第六十二号)第十条の規定による失業者の退職手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。
 (失業者の退職手当の支給要件)
 第二条 勤続期間六月以上で退職した者が、退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合においては、左の各号に掲げる金額を失業者の退職手当として、

その失業の日に依りて支給する。
 一 退職に際し、退職手当の支給を受けないものにあつては、その者につき失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十分分に相当する金額
 二 退職に際し、退職手当の支給を受けた者については、その退職手当の額が前号の規定による金額に満たないときに限り、その差額に相当する金額
 (失業保険金の日額)
 第三条 前条の失業保険金の日額は、別表の失業保険金額表において、退職者の給与日額の属する等級に依りて定められている保険日額とする。
 2 前項の退職者の給与日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月。以下「退職の月前六月」という。)に支払われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。
 3 前項の額が左の各号の額に満たないときは、給与日額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。
 一 給与が労働した日によつて算定されている場合においては、前項の期間に支払われた給与の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額
 二 前号の場合において、給与の一部が月によつて定められている場合においては、その部分の総額をその期間の総日数(一月を三十日として計算する)で除して得た額と前号の額との合計額
 4 前二項の給与の総額は、給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜動手当、当直手当及び特別手当その他労働の対価として支払われたすべての給与によつて計算する。
 5 給与が月によつて定められているものが、退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつたときは、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわ

らず、左の各号の額とする。
 一 退職の月前六月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、その六月の各月において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の六月分の合計額
 二 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の支給を全く受けなかつた月の場合においては、その月において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額
 三 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の全部又は一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額。但し、その期間において現に支給を受けた額が合計額よりも多いときは、その額
 (失業者の退職手当の待期)
 第四条 第二条第二号の規定による失業者の退職手当は、その退職手当の支給を受ける資格を有する者が、退職の日の翌日以後最初にその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、求職の申込をした日から起算して、その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)に等しい失業の日数(以下「待期日数」という。)を経過した後において支給する。
 2 前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保険法若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又はこの規則による退職手当の支給を受ける資格を得ないうちに再び失業した場合においては、その再び失業した日から起算して待期日数の残日数を経過した後において前項の失業者の退職手当を支給する。
 3 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が、離職の日の翌日から起

算して一年以内に職業に就き、失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)となつた場合においては、その者の待期日数の計算は、失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることのできる日数を経過した日から起算して行つた日数に對する分の失業者の退職手当を支給しなければならない。
 8 市長又はもとの任免権者は、失業者の退職手当を支給した場合に、ただちに支給台帳にその旨を記載しなければならない。
 (失業者の退職手当と失業保険金との調整)
 第九条 受給資格者がその勤続期間に依りて、失業保険法又は船員保険法の規定による失業者の退職手当に相当する給付の支給を受ける資格を有する場合には、失業者の退職手当に支給しない。
 2 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が、離職の日の翌日から起算して一年以内に職業に就き、この規則による受給資格者となつた場合においては、失業保険金の給付を受けることのできる日数(第二条第二号の規定による失業者の退職手当の支給資格者にあつては、その日数に第四条の待期日数を加えた日数)が経過するまでは、失業者の退職手当は支給しない。
 3 受給資格者が給付日数又は待期日数の経過しないうちに職業に就き、第四項第一号但書に規定する失業保険金の支給を受ける資格を得た場合においては、その失業保険金の支給を受けることのできる日数又はその日数に待期日数の残日数を加えた日数が経過するまでは失業者の退職手当は支給しない。
 4 受給資格者が待期日数又は給付日数の経過しないうちに職業に就き、左の各号の一に掲げる給付の支給を受ける資格を得た場合においては、従前の資格に基く失業者の退職手当は支給しない。
 一 失業保険法の規定による失業保険金。但し、失業保険法第五章(日雇労働被保険者に関する特別)の規定による失業保険金を除く。

算して一年以内に職業に就き、失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)となつた場合においては、その者の待期日数の計算は、失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることのできる日数を経過した日から起算して行つた日数に對する分の失業者の退職手当を支給しなければならない。
 (失業者の退職手当の給付日数)
 第五条 失業者の退職手当は、左の各号に掲げる失業の日数(以下「給付日数」という。)に對して支給する。
 一 第二条第一号の規定による退職手当は、百八十日
 二 第二条第二号の規定による退職手当は、前号の日数から待期日数を控除した日数
 2 前項の給付日数の期間内に職業に就き、失業保険法若しくは船員保険法の規定による失業保険金又はこの規則による退職手当の支給を受ける資格を得ないうちに再び失業した場合においては、また失業者の退職手当の支給されていない給付残日数について失業者の退職手当を支給する。

(失業者の退職手当の日額)
 第六条 失業者の退職手当の日額は、失業の日数一日につき失業保険金の日額に相当する金額とする。
 (失業者の退職手当の支給期日)
 第七条 失業者の退職手当の支給期日は、毎月一日及び十六日とし、それぞれその前日までの分を支給する。但し、最後の分については、支給期日にかかわらず支給することができ、

2 特別の事情に因り、前項の支給期日に支給を受けることができなかった場合には、支給期日を繰り延べて支給することができる。
 (失業者の退職手当の支給手続)
 第八条 受給資格者が退職する場合には、市長又は任免権者から別記様式第一に定める失業者の退職手当受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。

その失業の日に依りて支給する。
 一 退職に際し、退職手当の支給を受けないものにあつては、その者につき失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十分分に相当する金額
 二 退職に際し、退職手当の支給を受けた者については、その退職手当の額が前号の規定による金額に満たないときに限り、その差額に相当する金額
 (失業保険金の日額)
 第三条 前条の失業保険金の日額は、別表の失業保険金額表において、退職者の給与日額の属する等級に依りて定められている保険日額とする。
 2 前項の退職者の給与日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月。以下「退職の月前六月」という。)に支払われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。
 3 前項の額が左の各号の額に満たないときは、給与日額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。
 一 給与が労働した日によつて算定されている場合においては、前項の期間に支払われた給与の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額
 二 前号の場合において、給与の一部が月によつて定められている場合においては、その部分の総額をその期間の総日数(一月を三十日として計算する)で除して得た額と前号の額との合計額
 4 前二項の給与の総額は、給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜動手当、当直手当及び特別手当その他労働の対価として支払われたすべての給与によつて計算する。
 5 給与が月によつて定められているものが、退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつたときは、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわ

らず、左の各号の額とする。
 一 退職の月前六月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、その六月の各月において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の六月分の合計額
 二 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の支給を全く受けなかつた月の場合においては、その月において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額
 三 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の全部又は一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額。但し、その期間において現に支給を受けた額が合計額よりも多いときは、その額
 (失業者の退職手当の待期)
 第四条 第二条第二号の規定による失業者の退職手当は、その退職手当の支給を受ける資格を有する者が、退職の日の翌日以後最初にその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、求職の申込をした日から起算して、その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)に等しい失業の日数(以下「待期日数」という。)を経過した後において支給する。
 2 前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保険法若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又はこの規則による退職手当の支給を受ける資格を得ないうちに再び失業した場合においては、その再び失業した日から起算して待期日数の残日数を経過した後において前項の失業者の退職手当を支給する。
 3 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が、離職の日の翌日から起

算して一年以内に職業に就き、失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)となつた場合においては、その者の待期日数の計算は、失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることのできる日数を経過した日から起算して行つた日数に對する分の失業者の退職手当を支給しなければならない。
 (失業者の退職手当の給付日数)
 第五条 失業者の退職手当は、左の各号に掲げる失業の日数(以下「給付日数」という。)に對して支給する。
 一 第二条第一号の規定による退職手当は、百八十日
 二 第二条第二号の規定による退職手当は、前号の日数から待期日数を控除した日数
 2 前項の給付日数の期間内に職業に就き、失業保険法若しくは船員保険法の規定による失業保険金又はこの規則による退職手当の支給を受ける資格を得ないうちに再び失業した場合においては、また失業者の退職手当の支給されていない給付残日数について失業者の退職手当を支給する。
 (失業者の退職手当の日額)
 第六条 失業者の退職手当の日額は、失業の日数一日につき失業保険金の日額に相当する金額とする。
 (失業者の退職手当の支給期日)
 第七条 失業者の退職手当の支給期日は、毎月一日及び十六日とし、それぞれその前日までの分を支給する。但し、最後の分については、支給期日にかかわらず支給することができ、

別記様式第一

失業者の退職手当受給資格者証

合帳番号

昭和 年 月 日交付

受給資格者	本籍地			
	現住所			
	元職名	氏名	年 令	歳
	退職年月日	昭和 年 月 日		

退職の理由	最後の六月に支払った給与総額																																																								
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 給料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2. 扶養手当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 勤務地手当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 特殊勤務手当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 超過勤務手当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 特別手当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円(B)</td> </tr> </table>	1. 給料	日	円	円	円	円	円	円	2. 扶養手当								3. 勤務地手当								4. 特殊勤務手当								5. 超過勤務手当								5. 特別手当								合計							円(B)
1. 給料	日	円	円	円	円	円	円																																																		
2. 扶養手当																																																									
3. 勤務地手当																																																									
4. 特殊勤務手当																																																									
5. 超過勤務手当																																																									
5. 特別手当																																																									
合計							円(B)																																																		
退職時支給された退職手当(A)	円																																																								
失業者の退職手当の額(E) (D×180日)-A	円																																																								
待期日数 $\frac{A}{D}$ (F) 日	円 銭(C)																																																								
給与日数 180日-F日 日	円 銭(D)																																																								

昭和 年 月 日

広島市長
(もとの任免権者)

- 二 船員保険法の規定による失業保険金
 - 三 条例第十条の規定による退職手当
- (受給資格証の再交付)
- 第十条 受給資格者は、受給資格証を滅失又は損した場合には、その旨を、市長又はもとの任免権者に申し出て、受給資格証の再交付を受けなければならない。
- 1 市長又はもとの任免権者は、前項の申出によつて受給資格証を再交付する場合には、受給資格証に再交付の旨を記載しなければならない。
 - 2 受給資格証の再交付があつた場合には、従前の受給資格証はその効力を失ふ。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月一日から適用する。
 - 2 広島市職員退職手当支給条例施行細則(昭和二十四年十一月十日広島市規則第四十九号)は、廃止する。

別表 失業保険金額表

等級	給与日額	日保額	等級	給与日額	日保額
15	三七二円以上	三九七円未満	30	七七〇円以上	四六〇円
14	三四六円以上	三七二円未満	29	七三〇円以上	四四四円
13	三三〇円以上	三四六円未満	28	七〇四円以上	四三〇円
12	二九五四円以上	三三〇円未満	27	六八〇円以上	四一五円
11	二六七円以上	二九五四円未満	26	六五三円以上	四〇〇円
10	二四三円以上	二六七円未満	25	六二七円以上	三八五円
9	二一八円以上	二四三円未満	24	六〇三円以上	三七〇円
8	一九二円以上	二一八円未満	23	五七七円以上	三五五円
7	一六八円以上	一九二円未満	22	五五〇円未満	三四〇円
6	一四一円以上	一六八円未満	21	五二六円以上	三二五円
5	一一七円以上	一四一円未満	20	五〇〇円以上	三〇五円
4	九一円以上	一一七円未満	19	四七四円以上	二九〇円
3	六六円以上	九一円未満	18	四四九円以上	二七五円
2	四二円以上	六六円未満	17	四二三円以上	二六〇円
1	四二円未満	二〇円	16	三九七円以上	二四五円

(裏面)

支	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
	給付残日数			日	給付残額		円					
	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
給	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
	給付残日数			日	給付残額		円					
	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
経	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
	給付残日数			日	給付残額		円					
	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
過	第 回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
	給付残日数			日	給付残額		円					
	最終回	自至 昭和 昭和	昭和 年 年	年 月 月	日 日 日	間 日 日	日分	円	受付給 日支給	支給願 整理番号	責任者	㊦
待期日数の期間内に打切りとなつた場合		打切りとなつた年月日		昭和 年 月 日								
給付残日数があるうちに打切りとなつた場合		打切りとなつた年月日		昭和 年 月 日								
備考	1	失業の証明を行う公共職業安定所		所在地		名称						
	2											
	3											
	4											
作成者	氏 名		部 局		総務局職員課給与係							

別記様式第二

失業者の退職手当支給合帳

(表)

受給資格者	氏 名			旧勤務場所			局 課 係			合帳番号
	現住所			性別			年 齢			
	本籍地			満 歳			月			
受給資格証	交付年月日	昭和	年	月	日	交付責任者				
退職年月日	昭和	年	月	日	退職の理由					
退職時支給した退職手当の金額										円 (A)
失業者の退職手当の金額			円 (E)		最後の六月に支払つた給与総額					
同上日額			円 (Dの金額)		1. 給 料 円					
待期日数			日 (F)		2. 扶養手当 円					
給付日数			日 (180-F)		3. 勤務地手当 円					
失業者の手当の支給ができる年月日										昭和 年 月 日
同上の支給ができなくなる年月日										昭和 年 月 日
待期日数										$\frac{A}{D}$ 但し一未満の端数は切り捨てる
給付日数										円 (B)
給付日数										円 (C)
給付日数										円 (D)
給付日数										円 (E)
給付日数										円 (F)
給付日数										円 (G)
給付日数										円 (H)
給付日数										円 (I)
給付日数										円 (J)
給付日数										円 (K)
給付日数										円 (L)
給付日数										円 (M)
給付日数										円 (N)
給付日数										円 (O)
給付日数										円 (P)
給付日数										円 (Q)
給付日数										円 (R)
給付日数										円 (S)
給付日数										円 (T)
給付日数										円 (U)
給付日数										円 (V)
給付日数										円 (W)
給付日数										円 (X)
給付日数										円 (Y)
給付日数										円 (Z)

別記様式第三

(表)

失業者の退職手当支給願

今回の請求日数 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分 円

右の通り失業者の退職手当の支給を請求します。

昭和 年 月 日

現住所 元広島市 局 課 係 氏名 (満 歳)

元職名 氏名

広島市長 (もとの任免権者) 殿

右の失業の事実を証明する保証人

住所 氏名

住所 氏名

右請求人は、左の期間失業していたことを証明する。

昭和 年 月 日 市町村長

一、退職の日の翌日から 間(待期日数)

二、自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日(請求日数)

(備考) 一、請求の都度新しい支給願を提出すること。

二、右失業の事実の保証人二名のうち、一名は公職にあるもの、例えば民生委員等をいう。

三、第二回目以後は、待期日数の間の失業の証明は不用であること。

(裏面)

計算の基礎	退職年月日	年 月 日
	待期日数	日
	給付日数	日
	日 額	円
前回までの受給日数	1	年 月 日 日間
	2	年 月 日 日間
	13	年 月 日 日間
	14	年 月 日 日間
	摘要	

◎ 告 示

広島市告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年一月二十二日

広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年一月二十五日午前十時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地 広島市庁舎内教育委員会委員室
- 三 申請者住所 広島市元宇品町三五七番地
- 四 申請者氏名 瀬 戸 正 義
- 五 建築場所 広島市元宇品町三五七番地
- 六 用途概要 製氷場並びにジュース工場木造二階建築 増築面積一四六、八五坪 原動機 既存六二馬力 増設七五馬力
- 七 地 域 商業地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表第一(一)(第二号)の建築制限に該当するものである。

広島市告示第六号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八条の規定に基き、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年一月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
六	旧陸軍運輸部競輪場線	中国海運局東南端	宇品町地内(宇品駅前通り)	

広島市告示第七号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年一月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

七	八	九
船溜宇品停車場	江波埋立地第一号線	江波埋立地第二号線
宇品駅前三又路	江波町一四六九番地	江波町一四六八番地
宇品船溜東南端	江波町一四六八番地	江波町一四六八番地
同	江波町地内	同

路線名	区 間	敷地の幅員	延長	備考
旧陸軍運輸部競輪場線	中国海運局東南端から競輪場東南端まで	七四・七五メートル	〇・五三	
船溜宇品停車場線	宇品駅前三又路から宇品船溜東南端まで	一〇二・二三	〇・〇三	
江波埋立地第一号線	江波町一四六番地から江波町一四六番地まで	一〇一	〇・〇一	
江波埋立地第二号線	江波町一四六番地から江波町一四六番地まで	六	〇・二三	

広島市告示第八号

市道の供用開始に関する告示

左記の通り、道路の供用を開始するので道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基き、公示する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年一月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期 日	備 考
旧陸軍運輸部競輪場線	全 線	昭和二十九年一月二十三日	
船溜宇品停車場線	"	"	
江波埋立地第一号線	"	"	
江波埋立地第二号線	"	"	

広島市告示第九号

市道路線変更に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定に基き、次のように市道の路線を変更する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年一月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

整理番号	新 旧 別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
一〇	新	宇品第二号線	宇品町三二八の三番地	宇品町三二八の八番地	宇品町地内
	旧	宇品第一号線	宇品町三二八の七番地	宇品町三二八の四番地	

広島市告示第十号
市道路線廃止に関する告示(昭和二十七年法律第百八十号)第十條第一項の規定に基き、次の市道の路線を廃止する。
その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
昭和二十九年一月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
一〇	宇品第一号路線	宇品町三二八の七番地地先	宇品町三二八の三〇番地地先	宇品町地内

広島市告示第十一号

道路区域決定に関する告示
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第一項の規定に基き、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
昭和二十九年一月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

路線名	区 間	敷地の幅員	延長	備考
宇品第二号路線	宇品町三二八の二番地地先から宇品町三二八の三〇番地地先まで	一〇・四〇m	一一・一〇m	

広島市告示第十二号

市道の供用開始に関する告示
左記の通り、道路の供用を開始するので道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第二項の規定に基き、公

示する。
その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
昭和二十九年一月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

路線名	供用開始の期日	備 考
宇品第二号路線	昭和二十九年一月一日	

広島市告示第十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十九條第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基き、次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月二日
広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年二月五日午後二時
- 二 開催場所 広島市打越町七四番地の九
- 三 申請者住所 尾道市十四日町六三番地
- 四 申請者氏名 廣川政太郎
- 五 建築場所 広島市横川町一丁目一〇三九番地の五
- 六 用途概要 石油類地下槽及び給油場、敷地面積一七〇〇平方メートル、地下貯蔵量八、〇〇〇リットル二基
- 七 地 域 商業地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二項(別表第一)項第一号(ハ)項第一号(一)の建築制限に該当する。

広島市告示第十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十九條第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基き、次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月六日

- 一 開催日時 昭和二十九年二月九日午後二時
- 二 開催場所 広島市打越町七四番地の九
- 三 申請者住所 広島市横川町一丁目一、〇七四番地
- 四 申請者氏名 中田 文一
- 五 建築場所 広島市横川町一丁目一、〇七四番地
- 六 用途概要 給油所敷地面積六六、五七坪
- 七 地 域 商業地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二項(別表第一)項第一号(ハ)項第一号(一)の建築制限に該当する。

広島市告示第十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十九條第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基き、次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月六日
広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年二月九日午後二時
- 二 開催場所 広島市打越町七四番地の九
- 三 申請者住所 広島市横川町一丁目一、〇七四番地
- 四 申請者氏名 中田 文一
- 五 建築場所 広島市横川町一丁目一、〇七四番地
- 六 用途概要 給油所敷地面積六六、五七坪
- 七 地 域 商業地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二項(別表第一)項第一号(ハ)項第一号(一)の建築制限に該当する。

広島市告示第十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十九條第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十六條第一項の規定に基き、次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月九日
広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年二月十二日午前十時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
- 三 申請者住所 広島市千田町三丁目八二八番地
- 四 申請者氏名 広島電機株式会社
- 五 建築場所 広島市千田町三丁目八二八番地の一
- 六 用途概要 自動車整備工場延面積五五四、八九坪、動力六三馬力
- 七 地 域 住居地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第一項(別表第一)項第一号(ニ)項第二号及(三)項第二号(イ)の建築制限に該当する。

広島市告示第十七号

第四十四回仮換地予定地変更指定の発表について
一 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が変更決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知された。

土 地 名	地 所	在 番	土地所有者氏名
昭 和 町	五六五ノ一二		寺川 スエヨ
同 町	五六五ノ一〇外一筆		佐藤 隆
基 町	一		大 蔵 省
田 中 町	四ノ一		興 徳 寺
平 塚 町	四七ノ二外一筆		木村 常吉
同 町	四六外一筆		寺 西 マサヲ
下 流 川 町	四一ノ二外一筆		鈴 川 只 一
上 流 川 町	五六ノ四		鈴 木 惣三郎
鉄 砲 町	五八ノ一外一筆		新 谷 岩 男
同 町	五八ノ三		今 田 寿 盛
大 手 町二丁目	二七ノ二		原 田 義 夫
同 町	二七ノ一		木 村 周 治 郎
白 島 西 中 町	四一		中 田 太 一
白 島 中 町	甲六四ノ一		保 田 広 一

広島市告示第十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十九條第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基き、次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月十三日
広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年二月十七日午後二時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
- 三 申請者住所 広島市宇品町埋立地
- 四 申請者氏名 沖野 一市
- 五 建築場所 広島市宇品町埋立地
- 六 用途 石油貯蔵庫延面積一、二八平方メートル、鉄製地上槽丸型五、四キロリットル、丸型一、〇〇キロリットル、基
- 七 地 域 準工業地区
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二項(別表第一)項第二号(イ)の建築制限に該当する。

広島市告示第十九号

地方自治法第百一条第二項但書の規定により左記の通り緊急臨時市議会を招集する。
昭和二十九年二月十五日
広島市長 浜 井 信 三

- 一、招集日時 昭和二十九年二月十九日午後一時
- 一、招集場所 広島市役所

広島市告示第二十号

二月十九日招集の緊急臨時市議会に付する事件は左記通り。
一、警察法改正反対について

◎水道局事項

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例を次のように定める。

昭和二十八年十二月二十六日

広島水道事業管理者
広島市水道局長 寺西正雄

広島市水道局規程第三十号

昭和二十九年一月一日現在において、継続勤務年数一年を超える臨時職員については、広島市水道局就業規則（昭和二十八年広島市水道局規程第一号）第十四条第二項に規定する休日並びに第二十一条の規定にかかわらず第十七条から第二十条までの休暇を与えた場合は有給とし、危険作業に従事する職員には、広島市水道局職員の特種勤務手当に関する規程（昭和二十七年広島市水道局規程第二十号）第一条の規定にかかわらず、同条第二号の手当を支給する。

附則
この規程は、昭和二十九年一月一日から施行する。

◎教育委員会事項

青年学級に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月十二日

広島市教育委員会
委員長 吉中良雄

広島市教育委員会規則第一号
青年学級に関する規則
（開設の申請の期日）

第一条 青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百一十一号）以下「法」という。第六条第三項の規定による開設の申請の期日は、当該青年学級の開設を希望する年度の前年度の二月一日から二月末日までとする。
（申請書の様式）

第二条 青年学級の開設の申請書の様式は、別記様式によるものとする。
（入級及び退級）

第三条 青年学級の入級の許可は、その青年学級を実施する市立学校又は中央公民館（以下「実施機関」という）の長が行うものとする。

2 法第六条第二項の規定により青年学級の開設の申請に署名した者は、別に入級の手続を要せず当該青年学級の開設の日から入級を許可されたものとする。

3 前二項に定めるもののほか、青年学級の入級及び退級に關し必要な事項は、実施機関の長が定める。
（修了）

第四条 青年学級の学習の修了の認定は、実施機関の長が行う。

2 前項により学習の修了を認定された者に対しては、青年学級の修了証書を授与する。
（帳簿）

第五条 実施機関には、左に掲げる帳簿をそなえつけねばならない。

一 学級生の学習に関する帳簿

二 学級生の出欠に関する帳簿

三 経理に関する帳簿

四 学級日誌
（委任規定）

第六条 この規則に定めるもののほか、青年学級の運営に關し必要な事項は、実施機関の長が定める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式
青年学級開設申請書
青年学級振興法第六條第三項の規定に基き、左記の青年学級の開設を申請いたします。

◎選挙管理委員会事項

申請者署名
広島市教育委員会殿

一 開設期日 年 月 日

二 開設期間 年 月 日

三 開設場所

四 学習内容

五 学習間時表

六 申請者の氏名及び住所

氏名 年令 職業 住所

七 代表者の氏名

◎選挙管理委員会事項

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

二期間
自昭和二十七年八月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出
自昭和二十八年六月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出
自昭和二十八年七月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出

三 報告書の要旨
自昭和二十七年八月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出
自昭和二十八年六月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出

Table with columns for party/organization names, income, and expenses. Includes entries for '政治、協会その他の団体名' and '旅館組'.

四 主要な寄附者及び支出
（一）寄附者
自昭和二十七年八月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出
自昭和二十八年六月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出

（二）支出
自昭和二十七年八月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出
自昭和二十八年六月三十一日
至昭和二十八年七月三十一日
在広能美出

選挙管理委員会
一、日時 昭和二十九年二月八日午後一時
二、場所 広島市役所
三、議題 昭和二十八年十二月一日現在で調製した広島市選挙管理委員会委員選挙人名簿の異議の申立決定について
四、決定 広島市選挙管理委員会
五、決意 昭和二十八年十二月八日
六、決意 広島市選挙管理委員会
七、決意 昭和二十八年十二月八日
八、決意 昭和二十八年十二月八日
九、決意 昭和二十八年十二月八日
十、決意 昭和二十八年十二月八日

法第二十三条の規定によりこれを受理し、審査を行つた結果、右関係人は、昭和二十八年十二月一日現在本市において選挙権を有し名簿登録要件を具備している者と認め、次の通り決定する。

異議申立に關する。藤原恒定外九名は、昭和二十八年十月

氏名	住所	選挙区	氏名	住所	選挙区
藤原恒定	牛田町(早稲田区) 八三八	(丹土区)	藤原恒定	牛田町(早稲田区) 八三八	(丹土区)
藤原きみ代	藤原きみ代	(丹土区)	藤原きみ代	藤原きみ代	(丹土区)
吉竹直太郎	吉竹直太郎	(丹土区)	吉竹直太郎	吉竹直太郎	(丹土区)
吉竹カヨ子	吉竹カヨ子	(丹土区)	吉竹カヨ子	吉竹カヨ子	(丹土区)
竹本光行	竹本光行	(丹土区)	竹本光行	竹本光行	(丹土区)
竹本フサヨ	竹本フサヨ	(丹土区)	竹本フサヨ	竹本フサヨ	(丹土区)
竹本マサ子	竹本マサ子	(丹土区)	竹本マサ子	竹本マサ子	(丹土区)
古田登一郎	古田登一郎	(丹土区)	古田登一郎	古田登一郎	(丹土区)
古田シズノ	古田シズノ	(丹土区)	古田シズノ	古田シズノ	(丹土区)
古田トキヨ	古田トキヨ	(丹土区)	古田トキヨ	古田トキヨ	(丹土区)

氏名を告示し、市議会議長に通知しなければならぬ。

第二章第六條の二を第八條とし、以下二條ずつ繰り下げ、第一章第六條の次に次の一條を加える。

第七條 委員長及び委員は、その就任後直ちにその所属する政党、協会その他の団体名を委員会に報告しなければならぬ。

2 前項の規定は、その所属の政党、協会その他の団体に異動があつたときに準用する。

3 第五條から本条までの規定は、補充員について準用する。

改正後の第八條中「毎月第一水曜日(午後二時)」を「毎月第一水曜日(午後一時)」に改める。

改正後の第九條の規定を次のように改める。

二月現在により調製した広島市農業委員会委員選挙人名簿に登録せらるべき者である。

昭和二十九年二月八日

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

第九條 委員会の招集には、招集の日時、場所及び議題を附記し、開会の日前二日までに書面によりこれを告知しなければならぬ。但し、委員長において急を要すると認めるときは、この規定にかかわらず適宜の処置をなすことができる。委員の請求による委員会招集の告知には、その旨を附記しなければならぬ。

2 改選後の委員会の招集は、前の委員長がなすものとする。

3 定例委員会の告知には、第一項の議題を省略することができる。

改正後の第十三條中「市会の一一般の例による。」を「市議会の一般の例による。」に改める。

改正後の第十九條中選挙課の事務分掌を次のように改め、同条に次の二項を加える。

選挙課

東部調査係、中部調査係、西部調査係(各係共通)

一、有権者資格調査に關する事項

一、選挙人名簿の調製及び縦覧に關する事項

一、選挙人名簿についての異議申立に關する事項

一、投票区、開票区、選挙区の設定改廃に關する事項

一、選挙人名簿及び資格調査資料の保管に關する事項

一、検査審査会法に關する事項

一、選挙の公營に關する事項

一、直接請求に關する事項

一、選挙の結果報告に關する事項

一、政治資金規正法に關する事項

一、課内文書、簿冊等の整理、保存に關する事項

一、選挙の諸証明に關する事項

一、諸統計及び諸調査に關する事項

一、その他課内庶務一般に關する事項

2 選挙課各係共通事項は、委員長においてその係を指定して分担せしめることができる。

3 選挙執行に關する事務分担任は、前二項の規定にかかわらず委員長において指命するものとする。

改正後の第二十條の規定を次のように改める。

第二十條 同局長、次長、課長、係長を置き、職員の中から委員長がこれを補職する。

改正後の第二十一條中「事務員」の次に「技術員」を加ふる。

改正後の第三十條の規定を次のように改める。

第三十條 委員会、委員長及び委員会が選任した者の告示その他公表を要する事項は、市役所前の掲示場に掲示することをもちつて公告式とする。その他公告に關しては、市の公告式条例によるを例とする。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第二十一條の規定は、昭和二十九年二月一日から適用する。但し、この規定は、昭和二十九年二月一日から適用する。但し、この規定は、昭和二十九年二月一日から適用する。

の規程施行の際現にその職にある者の改正後の第七條の規定の報告は、公布の日から三十日までの間においてしなればならぬ。

広選管告示第六號

昭和二十八年十二月一日現在により調製の広島市農業委員会選挙人名簿に關する異議申立に対し、二月八日の委員会決定に基き農業委員会法第十一條において準用する。公職選挙法第二十三條第二項の規定により該名簿を左記要領により修正した。

昭和二十九年二月八日

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

記

世帯主の続柄

生年月日

耕作面積

修正要領

世帯主の続柄	生年月日	耕作面積	修正要領
本人	明治三二、一一、八	一反〇畝〇步	新登録
妻	明治三五、八、二五	"	"
本人	明治三〇、六、六	"	"
妻	明治四一、一、一三	"	"
本人	大正一四、五、九	一反五畝〇步	"
母	明治二九、二、一五	"	"
妻	昭和二、一〇、四	"	"
本人	明治二二、一〇、二〇	"	"
妻	明治二六、六、一五	"	"
長女	明治四四、九、一三	"	"

西保健所予課勤務を命ずる

事務吏員 辻 隆

東保健所予課勤務を命ずる

事務吏員 斧 城 通 康

社会保険広島市民病院庶務課勤務を命ずる

事務吏員 渡 島 庫 吉

東保健所庶務課勤務を命ずる

事務吏員 森 田 昭 裕

社会保険広島市民病院会計課勤務を命ずる

事務吏員 北 条 三 千 雄

建設局庶務課勤務を命ずる

事務吏員 大 島 浅 人

東保健所予防課係長兼事務を命ずる

事務吏員 北 条 三 千 雄

広島市固定資産評価補助員を解任する

(以上二月二十日)

事務吏員 山 路 監

休職の期間を二箇月間更新する

(二月一日)

事務吏員 藤 本 千 万 太

東京出張所勤務を命ずる

事務吏員 吉 岡 勉

秘書課勤務を命ずる

(以上二月五日)

技術吏員 石 黒 礼 藏

舟入病院事務を命ずる

事務吏員 辻 隆

舟入病院事務を命ずる

(以上二月六日)

助 役 高 山 一 三

技術吏員 佐 々 木 鏡

事務吏員 丹 羽 謙 順

広島市護国神社建設対策委員会委員を命ずる

(各通)

市会議員 吉 中 良 雄

秋 田 正 之

伊 藤 忠 郎

中 村 藤 太 郎

松 坂 義 正

波 多 野 要 藏

東保健所予防課勤務を命ずる

事務吏員 渡 島 庫 吉

社会保険広島市民病院庶務課勤務を命ずる

事務吏員 斧 城 通 康

西保健所予課勤務を命ずる

事務吏員 辻 隆

事務吏員 林 和 夫

技術吏員 林 和 夫

願により本職を免ずる

(二月十二日)

廣島市技術吏員に任命する
技師に補する
東保健所予防課勤務を命ずる
(二月十一日)
(警察本部)

廣島市巡查 平野正義
二級十一号給を給する
願により本職を免ずる
(二月二十六日)
廣島市巡查 大前正文
願により本職を免ずる
(二月三十一日)
廣島市巡查 綿木信二
願により本職を免ずる
(二月十一日)
廣島市巡查 佐々木芳市
願により本職を免ずる
(二月十五日)

◎ 雑 報

出張所々管區別人口及び世帯状況について
(一九二九、二、一現在)

出張所別	人 口	同上前月 分との比 較増△減	世 帯	同上前月 分との比 較増△減
牛田	10,118	△ 26	2,586	△ 6
尾長	10,011	△ 55	2,751	△ 2
背崎	10,181	△ 10	2,824	△ 2
段原	10,181	△ 10	2,824	△ 2
比治山	10,181	△ 10	2,824	△ 2
仁保	10,181	△ 10	2,824	△ 2

種別	件数	同上月 最大	同上月 最少	同上月 平均	前年同 期件数	差引 増△減
大 河	2,200	1,800	1,500	1,800	2,000	△ 200
皆 実	1,800	1,500	1,200	1,500	1,500	△ 300
宇 品	1,500	1,200	900	1,200	1,200	△ 300
似 島	1,200	900	600	900	900	△ 300
基 町	900	600	300	600	600	△ 300
本 区	600	300	0	300	300	△ 300
直 轄	300	0	0	150	150	△ 150
十 日	150	0	0	75	75	△ 75
舟 入	100	0	0	50	50	△ 50
親 音	50	0	0	25	25	△ 25
己 斐	25	0	0	12.5	12.5	△ 12.5
三 條	12.5	0	0	6.25	6.25	△ 6.25
草 津	6.25	0	0	3.125	3.125	△ 3.125
合 計	10,000	8,000	6,000	8,000	8,000	△ 2,000

種別	戸籍上の市勢		前年同 期件数	差引 増△減
	出生	離婚		
種別	出生	離婚	前年同 期件数	差引 増△減
計	1,000	500	1,000	△ 500
男	500	250	500	△ 250
女	500	250	500	△ 250

死 亡	男	女	計
計	1,000	800	1,800
前年同	900	700	1,600
差引	△ 100	△ 100	△ 200

一、市内の出生と死亡から見た増数
男一九一人 女一七六人 計三六七人
一日平均 一一・八二人

一、前年右同
男一五九人 女一三二人 計二九一人
一日平均 九・三八人

一、() は本籍地以外での事件を、本籍である本市へ郵送届出たもの
婚姻、離婚、生、死亡は三十三日分、その他は三十三日分で計算したもの

廣島市報

第95号

発行

昭和29年3月20日

(土曜日)

発行所

廣島市役所

廣島市国泰寺町三九番地

目次

廣島市公舎利塔建設対策委員会規則	一頁
廣島市供養塔建設対策委員会規則	二
廣島市公印保管使用規則の一部改正	二
廣島市尿尿汲取手数料条例施行規則の一部改正	三
廣島市當住宅入居者選考審議会規則の一部改正	四
廣島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部改正	四
廣島市有財産取得管理処分条例施行細則の一部改正	五
建築基準法に基づく公開聴聞について	五
建築基準法に基づく公開聴聞について	五
建築基準法に基づく公開聴聞について	五
計画法に基づく広島西部地区の計量器定期検査について	五
更正票の紛失による無効について	六
建築基準法に基づく公開聴聞について	六
建築基準法に基づく公開聴聞について	六
建築基準法に基づく公開聴聞について	六
定例市議会の招集について	七
建築基準法に基づく公開聴聞について	七
狂犬病予防法に基づく昭和二十九年度畜犬登録及び定期狂犬病予防注射(前期分)の実施について	七
建築基準法に基づく公開聴聞について	七
換地予定地指定通知書について	八

昭和二十九年固定資産課税台帳の縦覧について

◎公安委員会事項

昭和二十三年廣島市公安委員会告示第二号の一部改正について

◎選挙管理委員会事項

廣島市農業委員会委員選挙人名簿の確定による廣島市における選挙権を有する者の総数の二分の一の数について

◎市議会事項

議決報告

◎雑報

出張所々管区別人口及び世帯状況について

◎規則

廣島市公舎利塔建設対策委員会規則をここに公布する。

昭和二十九年二月十八日 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第八号

廣島市公舎利塔建設対策委員会規則

(設置)

第一条 本市に公舎利塔建設対策委員会(以下「委員会」という)を置く。

(任務)

第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、公舎利塔建設の対策について必要な事項を審議する。

(委員)

第三条 委員会は、九人以内の委員をもって組織する。委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員

二 市議会議員

三 学識経験者

第四条 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

第六条 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

第七条 委員長は、会務を総理する。

第八条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第九条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第十条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

第十一条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、厚生局社会課において処理する。

(委任規定)
 第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十九年二月十八日
 廣島市長 浜井信三

廣島市供養塔建設対策委員会規則をここに公布する。

廣島市規則第九号

廣島市供養塔建設対策委員会規則

(設置)
 第一条 本市に供養塔建設対策委員会(以下「委員会」といふ)を設置する。

(任務)

第二条 委員会は、市長の諮問に應じて、供養塔建設の対策について必要な事項を審議する。

(委員)

第三条 委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。
 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
 一 市職員
 二 市議会議員
 三 学識経験者

委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 (委員長及び副委員長)
 第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

委員長及び副委員長は、委員が互選する。
 委員長は、会務を総理する。
 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)
 第五条 委員会は、委員長が招集する。
(議事)
 第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
 第七条 委員会の庶務は、厚生局社会課において処理する。

(委任規定)
 第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。

別表

公印の種類	書体	寸法	保管課	使用区分	印材	個数
市印	てん書	方三五	総務局総務課	辞令	木印	一
市役所印	てん書	方四五	総務局総務課	市役所名をもつて発する文書	木印	一
市長印	てん書	方二四	総務局総務課	市長名をもつて発する文書	木印	一
市長印	てん書	方二六	総務局総務課	会計事務に關する文書	木印	一
市長印	てん書	方二五	総務局市民税課	税務事務に關する文書	木印	一
市長印	てん書	方二五	各出張所	戸籍及び印鑑証明に關する文書	木印	二
市長印	てん書	方二五	各出張所	住民登録その他主管事務に關する文書	木印	一八
市長職務代理者印	てん書	方二四	各出張所	配給関係の文書	木印	一八
市長職務代理者印	てん書	方二四	各出張所	市長欠員又は事故あるとき市長職務代理者名をもつて発する文書	木印	二二
市長職務代理者印	てん書	方二四	各出張所	市長欠員又は事故あるとき市長職務代理者名をもつて発する配給関係文書	木印	一八

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十九年二月十八日
 廣島市長 浜井信三

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

廣島市規則第十号
 廣島市公印保管使用規則(昭和二十七年廣島市規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

収入役印	収入役職務代理者印	局長印	建築指導課長印	建築指導課員印	建築指導課員出張所印	建築指導課員出張所長印	建築指導課員出張所員印	建築指導課員出張所員長印
てん書	てん書	てん書	てん書	てん書	てん書	てん書	てん書	てん書
方二五	方一八	方二五	方二五	方二五	方二五	方二五	方二五	方二五
総務局総務課	會計課	會計課	建築指導課	建築指導課	建築指導課	建築指導課	建築指導課	建築指導課
収入役名をもつて発する文書	収入役職務代理者名をもつて発する文書	局長名をもつて発する文書	建築指導課長名をもつて発する文書	建築指導課員名をもつて発する文書	建築指導課員名をもつて発する文書	建築指導課員名をもつて発する文書	建築指導課員名をもつて発する文書	建築指導課員名をもつて発する文書
木印	木印	木印	木印	木印	木印	木印	木印	木印
一	一	一	一	一	一	一	一	一

公印のひな形

(一) 廣島市印	(二) 廣島市役所印	(三) 廣島市長之印	(四) 廣島市長職務代理者之印	(五) 廣島市長職務代理者之印	(六) 廣島市長職務代理者之印	(七) 廣島市長職務代理者之印	(八) 廣島市長職務代理者之印
----------	------------	------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

廣島市尿尿汲取手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月二十日
 廣島市長 浜井信三

第二号様式

(一荷券)

尿尿汲取券 一荷

廣島市

一、汲取を終了したときは、一荷(二樽)につき本券一枚を汲取人に渡して下さる。

二、本券に取扱者印のないものは、無効です。

(二荷券)

尿尿汲取券 二荷

廣島市

尿尿汲取券 三ノ一

廣島市

尿尿汲取券 三ノ一




廣島市

尿尿汲取券 三ノ一

廣島市

表

250円 廣 島 市



	廣 島 市	尿 尿 汲 取 券 五ノ一	取 扱 者 印
	廣 島 市	尿 尿 汲 取 券 五ノ一	取 扱 者 印
	廣 島 市	尿 尿 汲 取 券 五ノ一	取 扱 者 印

廣 島 市 長 浜 井 信 三

(五荷券)

裏

廣 島 市

	廣 島 市	尿 尿 汲 取 券 五ノ一	取 扱 者 印
	廣 島 市	尿 尿 汲 取 券 五ノ一	取 扱 者 印

廣 島 市 長 浜 井 信 三

第三号様式中「第四条並びに同施行細則第五条」を「第三条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市市営住宅入居者選考審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月二十日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第十二号

廣島市市営住宅入居者選考審議会規則の一部を改正する規則

廣島市市営住宅入居者選考審議会規則（昭和二十四年八月十二日廣島市規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「委員長、副委員長各一名及び」を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第七条を次のように改め、第八条を第七条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

第六条 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、臨時に委員長の職務を代理する者を委員が互選する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月一日

廣島市規則第十三号

廣島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸売市場業務条例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 廣島市中央卸売市場業務条例（昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第三十二号）以下「業務条例」という。第四条の規定による市場の定期休業日は、左の通りとする。

一 生鮮水産物部

イ 毎月三日及び十六日

ロ 年始（一月一日から一月三日まで）

二 その他の部

イ 十一月から翌年四月までの間は、毎月五日、十五日及び二十五日

ロ 五月から十月までの間は、毎月五日及び十五日

ハ 年始（一月一日から一月三日まで）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市有財産取得管理処分条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月十一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第十四号

廣島市有財産取得管理処分条例施行細則の一部を改正する規則

廣島市有財産取得管理処分条例施行細則（昭和二十四年七月七日廣島市規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

廣島市告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九条第二項但書並びに第三項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年二月十六日

廣島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和二十九年二月十九日午前十時

二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地 廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 呉市今西通り三丁目一〇番地 檜 垣 昌 人

四 申請者氏名 檜 垣 昌 人

五 建築場所 廣島市荒神町二五七番地ノ一

六 用途概要 ガソリンスタンド地下槽七、〇〇〇立突一基

七 地 域 商業地域

八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項（別表第一の項第一号（は）項第二号）の建築制限に該当する。

廣島市告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年二月十八日

廣島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和二十九年二月二十二日午前十時

二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地 廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市宇品町三三七番地

四 申請者氏名 沢 井 肇

五 建築場所 廣島市西観音町二丁目九五四番地ノ二

六 用途概要 石油移動槽 容量第一石油 六〇〇〇立、第二石油 六〇〇〇立、第三石油 〇〇〇〇立

七 地 域 住宅地域

八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一の項第一号（は）項第二号）の建築制限に該当する。

廣島市告示第二十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の規定に基き廣島西部地区の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十九年二月二十日

廣島市長 浜 井 信 三

実施区	検査実施期	検査実施場所
江波町	四月二十二日	江波消防署前
舟入川口町、舟入幸町、舟入本町（南部）	二十四日	舟入小学校
河原町、舟入本町、舟入仲町、舟入町	二十七日	神崎小学校

鐵道局町	左官町	油屋町	四月三十日	日本川小学校
小網町	西地町	西新町		
北四町	西大町	櫻町		
北瀬町	廣瀬町	寺町	五月六日	廣瀬小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	十一月十一日	大芝小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	八月三日	三篠小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	十三日	天満小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	十五日	観音小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	十八日	県営グラウンド前
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	二十日	己斐小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	二十二日	己斐出張所前
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	二十五日	古田小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	二十七日	草津小学校
三浦町	新庄町	大芝町		
三浦町	新庄町	大芝町	三十一日	廣島市役所
三浦町	新庄町	大芝町		

左記の証票は、昭和二十九年一月二十八日紛失したので以後無効とする。
昭和二十九年二月二十二日
廣島市長 浜井信三

医療法第二十五条の規定による当該吏員の証票
第十号
豊岡 三

廣島市告示第二十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九條第八項の規定に基づき公開による聴聞を行うことについて請求があつたので、同項後段の規定により次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月二十四日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年二月二十七日午前十時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市平野町六六二ノ七番地
伊藤 仁一

四 申請者氏名 伊藤 仁一

五 理由 由 廣島市南竹屋町四六六番地プロック所在の建築物は廣島市平野町六六二の七番地伊藤仁一名義でさきに倉庫として建築確認をしたものであるが、同建築物の一部を同人が無断で鉄工所として、使用しているため、建築基準法第四十九條第一項の規定に違反するので、同法第九條第七項の規定に基づき昭和二十九年二月十六日作業場部分の使用禁止を仮命令したところ、同人から同法第九條第八項の規定により公開による聴聞を行うことの請求があつたのである。

一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年二月二十六日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年三月一日午前十時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市八丁堀二八番地
高木 光雄

四 申請者氏名 高木 光雄

五 建築場所 廣島市八丁堀二八番地

六 用途概要 石油給油場(移動槽一基増設)容量六〇〇立

七 地 域 商業地域

八 理由 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二項(別表第一ノ項第一号(ハ)項第二号)の建築制限に該当する。

廣島市告示第二十七号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九條第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年三月二日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年三月五日午前十時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市東千田町廣島大学内
阪本、岩 楠

四 申請者氏名 阪本、岩 楠

五 建築場所 廣島市東千田町廣島大学構内
自動車庫(鉄筋コンクリート平家建)

六 用途概要 建築面積八三、四〇平方メートル
住居地域

七 地 域 住居地域

八 理由 由 当該建築物は、建築基準法第四十九條第一項(別表第一ノ項第四号)の建築制限に該当する。

廣島市告示第二十八号
昭和二十九年三月三日
廣島市長 浜井信三

左記の通り定例市議会を招集する。
記

一 招集日時 昭和二十九年三月十日午後一時
一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第二十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九條第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年三月五日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年三月八日午前十時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市八丁堀二八番地
中村 嘉明

四 申請者氏名 中村 嘉明

五 建築場所 廣島市宇品町埋立地
石油貯蔵庫、地上槽二基増設

六 用途概要 容量 重油タンク二〇〇キリットル
軽油タンク一〇〇キリットル
敷地面積一、〇六七、五〇平方メートル

七 地 域 商業地域

八 理由 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二項(別表第一ノ項第一号(ハ)項第二号)の建築制限に該当する。

一 開催日時 昭和二十九年三月八日午後二時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市上柳町六九番地

廣島市告示第三十号
狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第四條及び第五條の規定による昭和二十九年年度狂犬病登録及び定期狂犬病予防注射(前期分)を左記の通り実施するから、所定の期間内に狂犬病登録及び狂犬病予防注射を受けられたり、なお、登録を受けず、若しくは鑑札を付けていない犬、又は予防注射を受けず、若しくは注射済票を付けていない犬は捕獲され、その飼主は狂犬病予防法第二十七條の規定により、三万円以下の罰金に処せられることがある。
昭和二十九年三月九日
廣島市長 浜井信三

記

一 畜犬登録の実施
一 実施期間 昭和二十九年四月一日から
昭和三十年三月三十一日まで
(日曜日及び祝日を除く。)

二 実施場所 廣島市東保健所
(なお、別記注射場でも特別に取り扱)

三 登録手数料 三〇〇円

三 狂犬病予防注射の実施期日及び場所
昭和二十九年年度第一回(春期)狂犬病予防注射日程表

月	日	曜日	時間	場 所	場 所	場 所
四月	六日	火	自正時 至六時	大河小学校	瀨崎西福寺	桶那小学校

七日	水	草津小学校	庚午中学校	古田小学校
八日	木	鐵町小学校	市役所基町	己斐小学校
九日	金	宇品警察署	市役所宇品	廣陵高校
十日	土	古田保育園	己斐小学校	市役所己斐
十一日	日	牛田小学校	白鳥小学校	基町和光園
十二日	月	段原女子商	皆美小学校	段原中学校
十三日	火	南観音巡査	派所	観音小学校
十四日	水	千田小学校	千田町	廣島市役所
十五日	木	矢賀小学校	大須賀	尾長小学校
十六日	金	本川小学校	廣瀬小学校	中広中学校
十七日	土	獣医畜産会	中島小学校	吉島青年会
十九日	月	舟入病院	江波小学校	神崎小学校
二十日	火	荒神小学校	大洲巡査派	青崎小学校
二十一日	水	西隣保館	大芝小学校	三篠小学校
二十二日	木	東警察署	東保健所	市役所似島
二十三日	金			

備考 小雨でも行う。
廣島市告示第三十一号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九條第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年三月九日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年三月十二日午前十時
二 開催場所 廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市舟入川口町五六七番地
伊藤 徳助

四 申請者氏名 伊藤 徳助

五 建築場所 廣島市中島町四番地

六 用途概要 石油貯蔵所(地下槽)
敷地面積 一三六、〇〇平方メートル
容積 二三八〇リットル

七 地域 住居地域

八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九條第一項(別表第一)第一項第一号(第一号)の建築制限に該當する。

廣島市告示第三十二号

廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行地区内の土地所有者及び関係者に対し特別都市計画法第十三條の規定による換地予定地指定通知書を交付したが、そのうち別紙の通り居所不明、受領拒否、その他のため交付不能につき耕地整理法第三十五條の規定に基き公示する。

昭和二十九年三月十日

廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行者

公示送達に関する調書

町名	地番	表示符号	住土地所	所有者	住居	保	氏名	事由
皆央町一丁目	一八九六ノ三	B 61	平塚町五二ノ三	熊本林治			氏名	一月二十九日現地及び出張所を調査せるも不明
中島本町	七七一ノ二	155-1	中島本町一四〇	河部平助	外一名		氏名	"
下柳町	二六ノ一	258-1	賀茂郡西志和村三五二	橋内嘉忠			氏名	再度通知せるも不参
大手町八丁目	一四四四ノ四	392-1	大手町八丁目一四四四	占部清登			氏名	一月二十九日現地及び出張所を調査せるも不明
白島九軒町	九七ノ一	13-2	白島九軒町九七ノ一	岩部茂			氏名	換地異議により受領拒否
下柳町	五ノ一	145	佐伯郡井口村甲七九八	多山恒次郎			氏名	"
東白島町	八九ノ五	5-4	連絡先 東白島町 渡辺寅次郎	太田チエコ			氏名	一月二十九日現地及び出張所を調査せるも不明
比治山本町	一二〇九ノ三	B 46-2	南竹屋町五七五	小森定一			氏名	"

八

換地予定地を使用することが出来ない。現在道路の一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは使用収益出来ない。これ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。

一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上の権利の内容も当然ついでにゆくの土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せられたい。

一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築する場合は当方の現場明示を必ず受けること。

一、換地予定地指定地区内の土地を売買、譲渡する場合は、当方に連絡し協議の上でないこと測の御迷惑を生ずる事がある。

一、調査及び図面記載の坪数は将来多少増減する事がある。

一、その他不審の点は廣島市東部復興事務所にお問い合わせられたい。

(図面省略)

町名	地番	表示符号	住土地所	所有者	住居	保	氏名	事由
千田町三丁目	七四七ノ一	435-3	吉島羽衣町三二五ノ一	松林為吉			氏名	換地異議により受領拒否
白島北町	一五〇ノ三	2-1	安佐郡原村東原一二八	築山清己			氏名	再度通知せるも不参
雑魚場町	二一七	321	安芸郡矢賀町六四四八	今田恭三			氏名	"
富士見町	六六一	321	南竹屋町六一	三浦忠助			氏名	一月三十日現地及び出張所を調査せるも不明
千田町一丁目	五五二ノ一九	419	千田町一丁目五五二ノ一九	船本五一			氏名	"
"	五九四ノ一	436	賀茂郡造賀村一六六一	加藤秀太郎			氏名	再度通知せるも不参
石見屋町	三四ノ二	136	石見屋町四三ノ二	住田利右衛門			氏名	一月三十日現地及び出張所を調査せるも不明

廣島市公安委員会

廣島市告示第三十三号

地方税法第四百十五條の規定により昭和二十九年年度固定資産課税台帳を左記により関係者の縦覧に供する。

昭和二十九年三月十日

廣島市長 浜井信三

- 一 縦覧期間 三月十二日から同月三十一日まで
但し日曜日を除く。
- 二 縦覧場所 廣島市役所資産課

公安委員会事項

廣島市公安委員会告示第一号

廣島市自動車運転免許並びに原動機付自転車運転免許可規程(昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年二月二十七日

廣島市公安委員会

第五條第一号中「六ヶ月」を「三月」に改める。

第五條第二号及び第三号を次のように改め、第八号中「又公共の安全と福祉に有害であると信ずるに足りる相当の理由あり」を削り、第四号を第三号とし以下一号ずつ繰り上げる。

廣島市告示第二号

道路交通取締法及び道路交通取締法施行令による道路の交通に関する必要制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年三月一日

- 一 第九條第二項による身体検査の結果不合格となつた者 第二章第五條の次に次の一条を加える。
- 第五條之二 運転免許試験に合格し免許証の交付を受けな期間中に、自動車運転し又は許可を受けないで原動機付自転車運転した者は、免許については三月間、許可については一月間、それぞれ免許又は許可を保留することが出来る。
- 第十二條第一号中「三月」を「一月」に改める。
- 第十二條第二号から第四号までを次のように改める。
- 第九條第二項による身体検査の結果不合格となつた者
- 一 両眼又は片眼の視力〇・四以下の者
- 二 発作的に精神又は、身体に異常を来たし病状が原動機付自転車運転に不適当な者
- 三 しばしば交通法令に違反せる者
- 四 前各号の外性質、行状又は、身体に著しい欠陥があつて原動機付自転車運転するに不適当と認められた者
- 附則
- この規程は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会事項

廣島市告示第八号

昭和二十八年十二月一日現在において調製した廣島市農業委員会選挙人名簿は昭和二十九年三月五日確定したので、農業委員会法第十四條第五項の規定による廣島市における選挙権を有する者の総数の二分の一の数は左記の通りである。

昭和二十九年三月五日

廣島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

九

基町	本郷区	直轄区域	十日市	舟入	観音	己斐	三篠	草津	合計
三,七七七	八,〇七七	三,〇〇〇	一六,七七七	三〇,七〇六	二九,八三三	一七,八三五	三,八三五	三,〇〇〇	三三,〇〇〇
六	四八	七	一四	一四	一四	一四	二	一	一三三
八,二六六	三,九三三	五,六八八	四,七〇〇	五,〇〇九	五,〇六六	四,〇〇九	三,六一	五,九七〇	三三,〇〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

戸籍上の市勢のうつり

(一九九二年二月)

種別	件数		前年同月期件数	増減
	最大	最少		
婚姻	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	△
離婚	(五)	(五)	(五)	△
出生	(二七三)	(二七三)	(二七三)	△△
出生計	(二七三)	(二七三)	(二七三)	△△
死亡	(一三)	(一三)	(一三)	△△

亡		住転入		民転出		登転居		録他	
計	女	計	女	計	女	計	女	計	女
(二〇)	(一〇)	(三)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

一、市内の出生と死亡から見た増数
 男一四七人 女一四二人 計二八九人 一日平均一〇、三人強
 前年右同
 男一七六人 女二九人 計二〇五人 一日平均一〇、九人
 一、()は事件発生地から、本籍である本市へ郵送届出たもの。
 婚姻、離婚、出生、死亡は二十八日分、その他は二十四日分で計算したもの。

廣島市報

第96号

発行
昭和29年4月20日
(火曜日)

発行所
廣島市役所
廣島市国泰寺町三九番地

目次

廣島市役所出張所設置条例の一部改正	二
一般職の職員給与に関する条例の一部改正	二
特別職の職員給与に関する条例の一部改正	七
廣島市教育長の給与等に関する条例の一部改正	七
廣島市競輪条例の一部改正	七
廣島市証明及び閲覧手数料条例の一部改正	七
廣島市職員定数条例の一部改正	七
職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正	八
廣島市児童文化会館条例の一部改正	八
廣島市立学校授業料並びに入学考査料条例の一部改正	八
廣島市中央公民館条例の一部改正	八
廣島市火葬場使用条例の一部改正	九
廣島市運動場使用条例の一部改正	九
廣島市保育園条例の一部改正	九
廣島市診療所使用料及び手数料条例の一部改正	一〇
廣島市病院使用料及び手数料条例	一〇
廣島市定期家畜市場使用条例の一部改正	一〇
中央卸売市場業務条例の一部改正	一〇
地方自治法第八十條第一項の規定による市長の専断処分事項に関する条例の一部改正	一一

規 則

廣島市公益質屋条例の一部改正	二
廣島市事務分掌条例の一部改正	二
廣島市汚物処理対策委員会規則	二二
廣島市生活保護対策委員会規則	二二
廣島市失業対策委員会規則	二二
廣島市職員昇給規則の一部改正	二三
廣島市競輪競馬特別会計規則の一部改正	二三
職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正	二三
廣島市児童文化会館条例施行規則の一部改正	二四
廣島市火葬場使用条例施行規則の一部改正	二四
廣島市運動場使用条例施行規則の一部改正	二四
廣島市保育園条例施行規則の一部改正	二五
廣島市隣保館条例施行規則の一部改正	二五
廣島市国有財産抵下対策委員会規則	二七
廣島市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正	二七
一般職の職員給与に関する条例施行規則の一部改正	二七
廣島市公益質屋条例施行規則の一部改正	二七
廣島市中央卸売市場取引改善委員会規則を廃止する規則	二八
廣島市診療所使用料及び手数料条例施行規則	二八
廣島市市有財産評価委員会規則	二八
廣島市事務組織規程	二九
廣島市事務組織規程の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	三三

告 示

出納事務の委任について	三三
出納事務の委任について	三三
出納事務の委任について	三三
建築基準法に基づく道路の位置の指定について	三三
建築許可に関する公開聴聞について	三三
昭和二十八年年度歳入出予算追加更正について	三三
昭和二十八年年度特別会計建設費歳入出予算追加更正について	三三
換地予定地指定通知書公示送達について	三三
換地予定地変更指定の発表について	三三
土地立入について	三三
昭和二十八年年度廣島市歳入出予算追加更正について	三三
昭和二十八年年度廣島市特別会計建設費歳入出予算追加更正について	三三
換地予定地変更指定の発表について	三三
建築許可に関する公開聴聞について	三三
昭和二十九年年度廣島市歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計用品調達費歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計奨学資金歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計公益質屋費歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付金歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計天満町外部落有財産歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計建設費歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計社会保険廣島市民病院費歳入出予算について	三三
昭和二十九年年度廣島市特別会計競輪事業費歳入出予算について	三三

算について……………
 昭和二十九年度廣島市水道事業会計予算について……………
 昭和二十九年度廣島市歳入出予算の追加について……………
 昭和二十九年度廣島市特別会計建設費歳入出予算の追加について……………
 昭和二十九年度特別会計社会保険廣島市民病院費歳入出予算追加について……………
 昭和二十九年度廣島市歳入歳出決算について……………
 昭和二十九年度廣島市特別会計公益質屋費決算について……………
 昭和二十七年年度廣島市特別会計奨学資金決算について……………
 昭和二十七年年度廣島市特別会計用品調達費決算について……………
 昭和二十七年年度廣島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付資金決算について……………
 昭和二十七年年度廣島市特別会計建設費決算について……………
 昭和二十七年年度廣島市特別会計競馬事業費決算について……………
 昭和二十七年年度廣島市特別会計競馬事業費決算について……………
 出納事務の委任について……………
 出納事務の委任について……………
 出納事務の委任について……………
 廣島市競輪条例に基づく廣島競輪場の特別席使用料の額について……………
 市道路線変更に関する告示……………
 市道路線停止に関する告示……………
 道路区域決定に関する告示……………
 市道の供用開始に関する告示……………

市道路線認定に関する告示……………
 道路区域決定に関する告示……………
 市道の供用開始に関する告示……………
 ◎訓令
 水道事業管理者が行う事務の専決事項に関する規程……………
 事務組織の一部改正実施について……………
 廣島市事務決裁規程の一部改正……………
 廣島市事務組織規程及び廣島市役所事務決裁規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係訓令の整理に関する規程……………
 ◎消防局事項
 廣島市消防署設置規程の一部改正……………
 ◎教育委員会事項
 廣島市中央公民館条例施行規則……………
 廣島市児童文化会館条例施行規則……………
 廣島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正……………
 ◎選挙管理委員会事項
 政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……………
 政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……………
 政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……………
 ◎市議会事項
 議決報告……………
 議決報告……………
 議決報告……………
 ◎雑報
 ◎辭令

領収書及び滞納処分命令票無効(公告)について……………
 出張所管区別人口及び世帯状況について……………
 戸籍上の市勢について……………
 ◎条例
 廣島市役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 昭和二十九年三月十九日
 廣島市長 浜井信三
 廣島市条例第一号
 廣島市役所出張所設置条例の一部を改正する条例
 廣島市役所出張所設置条例(昭和二十五年十一月一日廣島市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第三項から同条第五項までを次のように改める。
 附則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年二月一日から適用する。
 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 昭和二十九年三月二十二日
 廣島市長 浜井信三
 廣島市条例第二号
 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日廣島市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第三項第三項から同条第五項までを次のように改める。
 この条例の定める給料表は、左に掲げるとおりとする。
 一 一般給料表(別表第一)

例第二号(附則別表第一)に改める。
 第十一條第三項中「百分の二十」を「百分の十五」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

二 特別給料表
 警察、消防職員(警察長、消防長を除く)給料表(別表第二)
 高等学校教育職員給料表(別表第三)
 前項の給料表に掲げる額は、月額とする。
 一般給料表は、特別給料表の適用を受ける者以外にす

この職員に適用する。
 第四條第一項中「六百円」を「七百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同條第三項中「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十九年廣島市条例第八十号)附則別表」を「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十九年廣島市条例第二号)附則別表第一」に改める。

別表第一

一般給料表

職務の級	給料	給料月額額										
		一号給	二号給	三号給	四号給	五号給	六号給	七号給	八号給	九号給	十号給	十一号給
一級	1,000	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
二級	800	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300
三級	600	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100
四級	400	400	450	500	550	600	650	700	750	800	850	900
五級	300	300	350	400	450	500	550	600	650	700	750	800
六級	200	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700
七級	150	150	180	210	240	270	300	330	360	390	420	450
八級	100	100	120	140	160	180	200	220	240	260	280	300
九級	80	80	95	110	125	140	155	170	185	200	215	230
十級	60	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
十一級	40	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90
十二級	30	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80
十三級	20	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70
十四級	15	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45
十五級	10	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30

別表第二

警察、消防職員（警察長、消防長を除く。）給料表

職務の級	給料												
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
一級	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200	8,400
二級	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200
三級	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000
四級	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800
五級	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600
六級	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400
七級	4,800	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200
八級	4,600	4,800	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000

別表第三

高等学校教育職員給料表

職務の級	給料										
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
一級	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700	7,900	8,100
二級	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700	7,900
三級	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700
四級	5,500	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100	7,300	7,500
五級	5,300	5,500	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100	7,300
六級	5,100	5,300	5,500	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100
七級	4,900	5,100	5,300	5,500	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900

級	八	九	十	十一
級	3,600	3,800	4,000	4,200
級	3,400	3,600	3,800	4,000
級	3,200	3,400	3,600	3,800
級	3,000	3,200	3,400	3,600

附則

- この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。
- 昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員（附則第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号給は、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に該当するこの条例の附則別表第一に掲げる新給料月額に對應するそれぞれの給料表に定める号給とする。
- 切替日において高等学校教育職員給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級は、改正前の条例の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の条例別表第一に掲げる一般給料表に定める職務の級に對應するこの条例の附則別表第二に掲げる高等学校教育職員給料表の職務の級とし、その号給は、改正前の条例の適用により切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた給料月額に相當する一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十七年広島市条例第八十号）附則別表の新給料月額欄の直近上位の額とする。）に對應するこの条例の附則別表第一に掲げる新給料月額に對應する高等学校教育職員給料表に定める号給とする。
- 昭和二十九年一月二日以後この条例施行の際までの期間内の日に於ける職員の職務の級は、当該期間内の日に

附則別表第一

- この条例施行前改正前の条例の規定に基いてすでに職員に對してなされた昇給は、改正後の条例の規定による昇給とみなす。
- 附則第二項から附則第四項までの規定の適用については、職員が属し、又は受けていた職務の級、号給及び改正前の条例の適用により切替日において受けていた給料月額は、条例及びこれに基く規則その他の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

附則別表第一
給料の新旧対照表

号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額
一	4,400円	4,900円
二	4,500円	5,000円
三	4,600円	5,100円
四	4,700円	5,200円
五	4,800円	5,300円
六	4,900円	5,400円
七	5,000円	5,500円
八	5,100円	5,600円
九	5,200円	5,700円
一〇	5,300円	5,800円

級	八	九	十	十一
級	3,600	3,800	4,000	4,200
級	3,400	3,600	3,800	4,000
級	3,200	3,400	3,600	3,800
級	3,000	3,200	3,400	3,600

一	五、四〇〇	五、九〇〇
二	五、五五〇	六、〇五〇
三	五、七〇〇	六、二〇〇
四	五、八五〇	六、四〇〇
五	六、〇〇〇	六、六〇〇
六	六、二〇〇	六、九〇〇
七	六、四〇〇	七、二〇〇
八	六、六五〇	七、五〇〇
九	六、九〇〇	七、八〇〇
一〇	七、一五〇	八、一〇〇
一一	七、四〇〇	八、四〇〇
一二	七、六五〇	八、七〇〇
一三	七、九〇〇	九、〇〇〇
一四	八、一五〇	九、三〇〇
一五	八、四〇〇	九、六〇〇
一六	八、六五〇	一〇、〇〇〇
一七	八、九〇〇	一〇、四〇〇
一八	九、一五〇	一〇、八〇〇
一九	九、四〇〇	一一、二〇〇
二〇	九、六五〇	一一、六〇〇
二一	九、九〇〇	一二、〇〇〇
二二	一〇、一五〇	一二、六〇〇
二三	一〇、四〇〇	一三、一〇〇
二四	一〇、六五〇	一三、六〇〇
二五	一〇、九〇〇	
二六	一一、一五〇	
二七	一一、四〇〇	
二八	一一、六五〇	
二九	一一、九〇〇	
三〇	一二、一五〇	
三一	一二、四〇〇	
三二	一二、六五〇	
三三	一二、九〇〇	
三四	一三、一五〇	

三五	一二、〇〇〇	一四、一〇〇
三六	一二、四五〇	一四、六〇〇
三七	一二、九〇〇	一五、一〇〇
三八	一三、四〇〇	一五、六〇〇
三九	一四、〇〇〇	一六、三〇〇
四〇	一四、六〇〇	一七、〇〇〇
四一	一五、二〇〇	一七、七〇〇
四二	一五、八〇〇	一八、四〇〇
四三	一六、四〇〇	一九、一〇〇
四四	一七、〇〇〇	一九、八〇〇
四五	一七、六〇〇	二〇、五〇〇
四六	一八、二〇〇	二一、二〇〇
四七	一八、八〇〇	二一、九〇〇
四八	一九、四〇〇	二二、六〇〇
四九	二〇、〇〇〇	二三、三〇〇
五〇	二〇、六〇〇	二四、〇〇〇
五一	二一、二〇〇	二四、七〇〇
五二	二一、八〇〇	二五、四〇〇
五三	二二、四〇〇	二六、一〇〇
五四	二三、〇〇〇	二六、八〇〇
五五	二三、六〇〇	二七、五〇〇
五六	二四、二〇〇	二八、二〇〇
五七	二四、八〇〇	二八、九〇〇
五八	二五、四〇〇	二九、六〇〇

五九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇
六〇	三一、九〇〇	三五、三〇〇
六一	三三、二〇〇	三六、七〇〇
六二	三四、五〇〇	三八、一〇〇
六三	三五、九〇〇	三九、六〇〇
六四	三七、三〇〇	四一、一〇〇
六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
六九	四四、八〇〇	四九、一〇〇
七〇	四六、三〇〇	五〇、七〇〇
七一	四七、八〇〇	五二、三〇〇
七二	四九、三〇〇	五三、九〇〇
七三	五一、〇〇〇	五五、五〇〇
七四	五二、六〇〇	五七、一〇〇
七五	五四、二〇〇	五八、七〇〇
七六	五五、八〇〇	六〇、三〇〇
七七	五七、四〇〇	六一、九〇〇
七八	五九、〇〇〇	六三、五〇〇
七九	六〇、六〇〇	六五、一〇〇
八〇	六二、二〇〇	六六、七〇〇
八一	六三、八〇〇	六八、三〇〇

八二	六九、〇〇〇	七二、〇〇〇
八三		
八四		
八五		
八六		
八七		
八八		
八九		
九〇		
九一		
九二		
九三		
九四		
九五		
九六		
九七		
九八		
九九		
一〇〇		

附則別表第二
高等学校教育職員給料表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の条例の適用により職員が属していた一般給料表の職務の級

高等学校教育職員給料表の職務の級

一 〇 級
二 一 級
三 二 級
四 三 級
五 四 級
六 五 級
七 六 級
八 七 級
九 八 級

昭和二十九年三月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第五号
広島市競輪条例の一部を改正する条例
広島市競輪条例(昭和二十七年広島市条例第六十四号)の一部を次のように改正する。
第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。
(特別席使用料)
第七條 特別席を使用しようとする者は、特別席使用料を前納しなければならない。
2 特別席使用料の額は、一人一日につき二百円以下の範囲において市長が定める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六号
広島市証明及び閲覧手数料条例の一部を改正する条例
広島市証明及び閲覧手数料条例(昭和二十二年九月一日広島市条例第十七号)の一部を次のように改正する。
「三十円」を「五十円」に、「二十円」を「三十円」にそれぞれ改める。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第七号
広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第三号
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條中「一般職の職員の例により一定の割合」を「百分の十五」に改める。
附則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。
2 昭和二十九年一月一日における給与月額が、その前日における給与月額に満たない場合においては、その差額を暫定手当として支給する。
3 この条例施行前改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和二十九年一月一日以後この条例施行の際までの期間に係る給与と改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による給与との差額は、改正後の条例の規定による暫定手当の支払とみなす。

広島市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第四号
広島市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
広島市教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年広島市条例第十八号)の一部を次のように改正する。
第三條中「附則(昭和二十七年広島市条例第八十号)」を「附則(昭和二十九年広島市条例第四号)」に改める。
附則
1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。
2 この条例施行前改正前の広島市教育長の給与等に関する条例の規定に基いてすでに支払われた昭和二十九年一月一日以後この条例施行の際までの期間に係る給与は、改正後の広島市教育長の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

広島市競輪条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第七号
広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市職員定数条例の一部を改正する条例
 広島市職員定数条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中第一号、第十号及び第十一号を次のように改め、「合計三、二六〇人」を「合計三、二八八人」に改める。

一 市長の事務部局の職員	計	一、〇三三人
二 教育委員会の事務部局の職員	計	四七〇人
三 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
四 市長の事務部局	計	一、〇三三人
五 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
六 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
七 市長の事務部局	計	一、〇三三人
八 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
九 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
十 市長の事務部局	計	一、〇三三人
十一 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
十二 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
十三 市長の事務部局	計	一、〇三三人
十四 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
十五 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
十六 市長の事務部局	計	一、〇三三人
十七 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
十八 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
十九 市長の事務部局	計	一、〇三三人
二十 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
二十一 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
二十二 市長の事務部局	計	一、〇三三人
二十三 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
二十四 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
二十五 市長の事務部局	計	一、〇三三人
二十六 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
二十七 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人
二十八 市長の事務部局	計	一、〇三三人
二十九 教育委員会の事務部局	計	四七〇人
三十 教育委員会の所管に属する学校の他の職員	計	四八三人

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八号
 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
 第二条に次の一号を加える。
 七 消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当
 第十四条の次に次の二条を加える。
 第十四条之二 消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当

当は、消防自動車の運転作業に従事する消防職員に対して、支給する。
 第十四条之三 前条に規定する手当の額は、勤務一日につき百円の範囲内で、市長が定める。
 附則
 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市児童文化会館条例の一部を改正する条例
 広島市児童文化会館条例（昭和二十六年四月一日広島市条例第一号）の一部を次のように改正する。
 「市長」を「教育委員会」に改める。
 附則
 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第九号
 広島市児童文化会館条例の一部を改正する条例
 広島市児童文化会館条例（昭和二十六年四月一日広島市条例第一号）の一部を次のように改正する。
 「市長」を「教育委員会」に改める。
 附則
 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十号
 広島市立学校授業料並びに入学考査料条例の一部を改正する条例
 広島市立学校授業料並びに入学考査料条例（昭和二十七年広島市条例第六十号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「次に定める額」を「別表に定める額」に改め、「全日制高等学校 四五〇円
 定時制高等学校 二八〇円」を削る。
 附則の次に別表として次のように加える。
 別表

区	分	授業料額
全日制高等学校	年間取得単位数二単位以上	五五〇円
	同 一五単位以上二一五単位未満	三〇〇円
	同 一〇単位以上一五単位未満	二二〇円
同	一〇単位未満	一一〇円
	一〇単位未満	七〇円

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

3 その他の職員は、館長の命を受け、所掌事務に従事する。
 4 館長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。
 （運営審議会）
 第四条 中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、二十四人以上の委員会をもつて組織する。

使用時間	使用料
午前八時三十分から	一、五〇〇円
正午から	二、〇〇〇円
午後五時から	二、五〇〇円
午後八時三十分から	二、五〇〇円
午後十時から	四、〇〇〇円
午後十時三十分から	五、〇〇〇円

附則
 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 2 頼山陽文徳殿使用条例（昭和二十四年九月八日広島市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

使用時間	使用料
午前八時三十分から	二〇〇円
正午から	二〇〇円
午後五時から	四〇〇円
午後八時三十分から	四〇〇円
午後十時から	六〇〇円
午後十時三十分から	八〇〇円

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3 前二項に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、教育委員会が定める。
 第八条から第十六条まで中「市長」を「教育委員会」に改め、第八条を第五条とし、以下三条ずつ繰り上げる。
 別表を次のように改める。

使用時間	使用料
午前八時三十分から	一、五〇〇円
正午から	三、〇〇〇円
午後五時から	三、七五〇円
午後八時三十分から	三、七五〇円
午後十時から	六、〇〇〇円
午後十時三十分から	七、五〇〇円

第二条中「第八条から第十五条まで」を「第五条から第十二条まで」に改める。
 第三条中「市長」を「教育委員会」に改める。
 別表を次のように改める。

使用時間	使用料
午前八時三十分から	二〇〇円
正午から	二〇〇円
午後五時から	四〇〇円
午後八時三十分から	四〇〇円
午後十時から	六〇〇円
午後十時三十分から	八〇〇円

区	分	授業料額
全日制高等学校	年間取得単位数二単位以上	五五〇円
	同 一五単位以上二一五単位未満	三〇〇円
	同 一〇単位以上一五単位未満	二二〇円
同	一〇単位未満	一一〇円
	一〇単位未満	七〇円

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十一号
 広島市中央公民館条例の一部を改正する条例
 広島市中央公民館条例（昭和二十四年九月八日広島市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
 第一条から第七条までを次のように改める。
 （設置）
 第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。
 （名称及び位置）
 第二条 公民館の名称及び位置は、左の通りとする。
 一 名称 広島市中央公民館
 二 位置 広島市基町一番地
 （職員）
 第三条 広島市中央公民館（以下「本館」という。）に館長その他の職員を置く。
 2 館長は、上司の命を受け館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市火葬場使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市火葬場使用条例の一部を改正する条例
 広島市火葬場使用条例（昭和二十三年十月四日広島市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一号中「七百五十円以内」を「千円以内」に改める。
 附則
 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 昭和二十九年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

区分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	練習のため使用する場合
一般	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円
	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円
学生	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円	最高入場料の五〇人分につき一日一五〇円

附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十四号
広島市保育園条例の一部を改正する条例
広島市保育園条例(昭和二十三年十月四日広島市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
別表中南観音保育園の項を削る。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
広島市診療所使用料及び手数料条例(昭和四年八月広島市条例第六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「の範囲内」を削り、同項第二号を次のように改める。
二 手数料の額
診断書料 一通につき 五十円
証明書料 一通につき 五十円
検査書料 一通につき 百円
処方箋料 一通につき 五十円
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

広島市条例第十五号
広島市診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
広島市診療所使用料及び手数料条例(昭和四年八月広島市条例第六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「の範囲内」を削り、同項第二号を次のように改める。
二 手数料の額
診断書料 一通につき 五十円
証明書料 一通につき 五十円
検査書料 一通につき 百円
処方箋料 一通につき 五十円
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

広島市産院使用料及び手数料条例をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市産院使用料及び手数料条例
広島市産院使用料及び手数料条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十八号)の全部を改正する。
(使用料及び手数料の徴収)
第一条 広島市産院(以下「本院」という。)において、診療、検査その他の業務を行うときは、この条例により使用料及び手数料を徴収する。
(使用料及び手数料の額)
第二条 本院の使用料及び手数料の額は、左の各号に規定する額とする。
一 健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号)の規定する範囲内において市長が別に定める額
二 前号の規定によりがたいものについては、市長が別に定める額
(使用料及び手数料の減免)
第三条 前条の使用料及び手数料は、市長が特別の事由があるとき認めるときは、減免することができる。
(委任規定)
第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 広島市産院条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

広島市条例第十六号
広島市産院使用料及び手数料条例
広島市産院使用料及び手数料条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十八号)の全部を改正する。
(使用料及び手数料の徴収)
第一条 広島市産院(以下「本院」という。)において、診療、検査その他の業務を行うときは、この条例により使用料及び手数料を徴収する。
(使用料及び手数料の額)
第二条 本院の使用料及び手数料の額は、左の各号に規定する額とする。
一 健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号)の規定する範囲内において市長が別に定める額
二 前号の規定によりがたいものについては、市長が別に定める額
(使用料及び手数料の減免)
第三条 前条の使用料及び手数料は、市長が特別の事由があるとき認めるときは、減免することができる。
(委任規定)
第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 広島市産院条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市定期家畜市場使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市定期家畜市場使用料条例の一部を改正する条例
広島市定期家畜市場使用料条例(昭和二十二年九月一日広島市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一号中「五十円」を「百円」に、同項第二号中「三十五円」を「五十円」に、同項第三号中「七十五円」を「百五十円」に、同項第四号中「五十円」を「百円」に、同項第五号中「二十円」を「五十円」に、同項第七号中「二十円」を「三十円」に、同項第九号中「四十円」を「百円」に、同項第十号中「三十円」を「五十円」にそれぞれ改める。
第一条第三項中「二十円」を「五十円」に改め、同項の次に次の一項を加える。
4 第一項第五号及び第六号に規定する入場の場合における使用料は、売買又は交換が成立した場合においては、これを徴収しない。
第二条を次のように改める。
第二条 使用料は、前条第一項第一号から第四号までの場合においては売買又は交換が成立したときに、同項第五号から第七号までの場合においては家畜が退場するとき、同項第八号の場合においては当該施設が終了したときに、同項第九号及び第十号の場合においては違約したときにこれを徴収する。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日

広島市定期家畜市場使用料条例の一部を改正する条例
広島市定期家畜市場使用料条例(昭和二十二年九月一日広島市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一号中「五十円」を「百円」に、同項第二号中「三十五円」を「五十円」に、同項第三号中「七十五円」を「百五十円」に、同項第四号中「五十円」を「百円」に、同項第五号中「二十円」を「五十円」に、同項第七号中「二十円」を「三十円」に、同項第九号中「四十円」を「百円」に、同項第十号中「三十円」を「五十円」にそれぞれ改める。
第一条第三項中「二十円」を「五十円」に改め、同項の次に次の一項を加える。
4 第一項第五号及び第六号に規定する入場の場合における使用料は、売買又は交換が成立した場合においては、これを徴収しない。
第二条を次のように改める。
第二条 使用料は、前条第一項第一号から第四号までの場合においては売買又は交換が成立したときに、同項第五号から第七号までの場合においては家畜が退場するとき、同項第八号の場合においては当該施設が終了したときに、同項第九号及び第十号の場合においては違約したときにこれを徴収する。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十八号
広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例
広島市中央卸売市場業務条例(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
第四十六条第一項第二号中「一〇〇円」を「三〇〇円」に、同項第三号中「二〇〇円」を「三〇〇円」に、同項第四号中「売店使用料」を「附属営業所使用料」に、「三〇〇円」を「四五〇円」に、同項第五号中「三五〇円」を「五三〇円」に、同項第六号中「二五〇円」を「三三〇円」に、「一五〇円」を「二〇〇円」に、同項第八号中「二八〇円」を「三七〇円」に、同項第九号中「二二〇円」を「三〇〇円」に、同項第十号中「一六〇円」を「二二〇円」に、同項第十一号中「六〇円」を「八〇円」に、同項第十二号中「一〇円」を「三三円」にそれぞれ改める。
附則
この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例
地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例(昭和二十八年広島市条例第六十号)の一部を次のように改正する。
本則に次の二号を加える。
三 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二十四条第一項の規定に基づき、市営住宅を譲渡する場合

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

規則

この条例は、公布の日から施行する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

附則

この規則は、公布の日から施行する。

- 第一条 本市に汚物処理対策委員会(以下「委員会」という)を置く。
(設置)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、本市の汚物処理の対策について必要な事項を審議する。
(委員)
第三条 委員会は、七人以内の委員をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
第七条 委員会の庶務は、厚生局衛生課において処理する。
(委任規定)
第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市生活保護対策委員会規則をここに公布する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

- 第一条 本市に生活保護対策委員会(以下「委員会」という)を置く。
(設置)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、生活保護対策について必要な事項を審議する。
(委員)
第三条 委員会は、七人以内の委員をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。
(議事)
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
第七条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。
(委任規定)
第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市失業対策委員会規則をここに公布する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

- 第一条 本市に失業対策委員会(以下「委員会」という)を置く。
(設置)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、失業対策について必要な事項を審議する。
(委員)
(招集)
(議事)
(委任規定)
(庶務)
(附則)

規則

この条例は、公布の日から施行する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

附則

この規則は、公布の日から施行する。

- 第一条 本市に汚物処理対策委員会(以下「委員会」という)を置く。
(設置)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、本市の汚物処理の対策について必要な事項を審議する。
(委員)
第三条 委員会は、七人以内の委員をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
第七条 委員会の庶務は、厚生局衛生課において処理する。
(委任規定)
第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市生活保護対策委員会規則をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

- 第一条 本市に生活保護対策委員会(以下「委員会」という)を置く。
(設置)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、生活保護対策について必要な事項を審議する。
(委員)
第三条 委員会は、七人以内の委員をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。
(議事)
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
第七条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。
(委任規定)
第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市失業対策委員会規則をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

- 第一条 本市に失業対策委員会(以下「委員会」という)を置く。
(設置)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、失業対策について必要な事項を審議する。
(委員)
(招集)
(議事)
(委任規定)
(庶務)
(附則)

- 第三条 委員会は、十一人以内の委員をもつて組織する。
2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。

広島市規則第十八号
広島市職員昇給規則の一部を改正する規則
広島市職員昇給規則(昭和二十三年四月五日広島市規則第六号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「六百円」を「七百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同条第二項中「一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(昭和二十七年広島市条例第八十号)附則別表」を「一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(昭和二十九年広島市条例第二号)附則別表」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。
1 一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(昭和二十九年広島市条例第二号)の給料の切替に關する規定によつて給料月額に異動を生じた場合における昇給の規定の適用については、異動直前の給料月額を受けていた期間は、異動直後の給料を受けていた期間とみなす。

職員の特種勤務手当の支給に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三
広島市規則第二十号
職員の特種勤務手当の支給に關する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に關する規則(昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の一条を加える。
(消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当の支給)
第八条の二 条例第十四条の三に規定する市長が定める消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当の額は、別表第五に掲げる額とする。
2 消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当の支給に關しては、別記様式第六号による消防自動車運転作業従事職員の勤務実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。
3 消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当は、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給するものとする。
別表第三を次のように改める。

- 第六條 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
第七條 委員会の庶務は、厚生局労働課において処理する。
(委任規定)
第八條 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市職員昇給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

広島市競輪競馬特別会計規則の一部を改正する規則
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三
広島市規則第十九号
広島市競輪競馬特別会計規則の一部を改正する規則
広島市競輪競馬特別会計規則(昭和二十八年広島市規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号を次のように改める。
一 入場料及び特別席使用料の収納
附則
この規則は、公布の日から施行する。

別表第三
危険作業従事職員の特殊勤務手当
種別 危険作業 支給額
第一種 地上二十メートル以上の高所における作業(屋内作業を除く) 三十円
1 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
2 ラヂウム放射線、エックス線その他の有放射線にさらされる業務

昭和二十九年三月二十二日
広島市長 浜 井 信 三

昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

第二種

- 水銀、砒素、黄りん、ふつ化水素 二十円
- 酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害物を取り扱う業務
- 地上十メートル以上の高所における作業(屋内作業を除く。)
- 水中において行う作業
- 地下掘るく作業(地下四メートル以上)
- 高圧電線、高熱物、爆発物を取り扱う作業又はこれに近接して行う作業
- と殺
- 六の捕獲

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五 消防自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当

種別	職別	支給日額
第一種	消防自動車運転作業の経験年数が十年以上の者	百円
第二種	消防自動車運転作業の経験年数が五年以上十年未満の者	七十円
第三種	消防自動車運転作業の経験年数が三年以上五年未満の者	五十円

別記様式第五号の次に次の一様式を加える。

別記様式第六号 消防自動車運転作業従事者履歴簿

昭和 年 月 日	所属名	職名	氏名	備考

火葬場名	区分	単位	金額
中広町向、西館火葬場	十五歳以上	一死体につき	一、〇〇〇円
	十五歳未満	一死体につき	七〇〇円
	死産児	一死胎につき	五〇〇円
		一死体につき	一五円

備考 一動機田が二田にわたる場合は、その動機田の面積の概する田をもつて、その作業の金額とする。

種別	面積	金額
第一種	一〇〇坪	一〇〇円
第二種	一〇〇坪	七〇円
第三種	一〇〇坪	五〇円

この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十一号

広島市児童文化会館条例施行規則を廃止する規則

広島市児童文化会館条例施行規則(昭和二十六年四月一日広島市規則第二号)は、廃止する。

附則

この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

広島市児童文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十二号

広島市火葬場使用条例施行細則の一部を改正する規則

広島市火葬場使用条例施行細則(昭和二十三年十月四日広島市規則第四十一号の二)の一部を次のように改正する

この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

附則

この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

広島市運動場使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十三号

広島市運動場使用条例施行規則の一部を改正する規則

広島市運動場使用条例施行規則(昭和二十六年六月二十日広島市規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則

この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十四号

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行細則(昭和二十三年十月四日広島市規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条 市長は、本園の管理上必要があると認めるときは、受託を許可した乳幼児の受託許可を取り消すことがある。

第三条 広島市保育園条例(昭和二十三年十月四日広島市条例第四十四号。以下「条例」という。)第六条により本園に乳幼児を委託しようとするときは、別記様式による保育申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

第四条 条例第七条の規定による本園の乳幼児受託定数は、左の通りとする。

名	称	受託定数
青崎	保育園	七〇
仁保	"	八五
楠那	"	七〇
大河	"	九五
元字品	"	六五
基町	"	一五
己斐	"	一五
草津	"	一五
江波	"	一〇
神崎	"	五五
古田	"	四〇
竹屋	"	六〇
三篠	"	六〇

こぼと	庚午	わかき	南三篠	千田
七〇	五〇	四〇	五五	六〇

区分	単位	金額
十五歳以上	一死体につき	一、〇〇〇円
十五歳未満	一死体につき	七〇〇円
死産児	一死胎につき	五〇〇円
	一死体につき	一五円

附則
この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。
広島市隣保館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十五号
広島市隣保館条例施行細則の一部を改正する規則
広島市隣保館条例施行細則(昭和二十三年十一月二十六日
日広島市規則第五十二号の三)の一部を次のように改正す
る。
本則中「受託する定数は、」を「受託する乳幼児の定数は、」に改め、本則但書を削り、本則の表受託数の欄中「二〇〇」を「八〇〇」に、「一五〇」を「九〇〇」に改める。
附則
この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。
広島市国有財産私下対策委員会規則をここに公布する。
昭和二十九年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十六号
広島市国有財産私下対策委員会規則
(設置)
第一条 本市に国有財産私下対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。
(任務)
第二条 委員会は、市長の諮問に依りて、国有財産私下の対策について必要な事項を審議する。
(委員)
第三条 委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。
委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委
任する。

一 市職員
二 市議会議員
委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)
第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
第五条 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
第六条 委員長は、会務を総理する。
第七条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。
(議事)
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
第七条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
第七条 委員会の庶務は、建設局管財課において処理する。
(委任規定)
第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
広島市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十七号
広島市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十八号
一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十九号
一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則
この附則は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。
広島市公益質屋条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十号
広島市公益質屋条例施行細則の一部を改正する規則
昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

第一条 広島市公益質屋の取扱時間及び休業日は、左の通

別記様式
保 育 申 請 書 昭和 年 月 日 受付

注意
一 方は収入申告書その他参考となる書類を添付して下さい。
二 本申請書には必ず別紙様式による給与証明書又は給与証明書を、徴収不能の家族の状況を必要とする理由欄に該事項の数字を〇で囲んで下さい。
世帯内不在者欄の性別はそれぞれ当該事項

本籍地	希望所名		希保育所名				
現住所	保 育 児 名		保 氏 名				
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	職 業	入 手 取 額	健 康 状 態
		世帯主	男 女	年 月 日			健 否
			男 女	年 月 日			健 否
			男 女	年 月 日			健 否
			男 女	年 月 日			健 否
			男 女	年 月 日			健 否
世帯内不在者	氏 名	続 柄	性 別	年 令	住 所	理 由	
保育児童既往症	無 有 (病名)						
保育を必要とする理由	1. 両親が共稼ぎを志して他に児童をみるものがない。 2. 夫が病氣又は母子世帯等で母親が労働に従事して他に児童をみるものがない。 3. 自家営業のため両親又は母親が就労して他に児童をみるものがない。 4. 親が長期にわたり就床して他に児童をみるものがない。 5. 母親が死亡その他でならないため児童の保育に欠ける。 6. その他(理由明記のこと)						
住所 略 図							
上記の通り相違ないことを誓約し、児童福祉法第二十四条による保育を受けたく申請します。							
昭和 年 月 日				申請者氏名			
広島市福祉事務所長				殿			
児童委員意見	左記の通り意見を具申します。 昭和 年 月 日 児童委員氏名 広島市福祉事務所長 殿						

別表を次のように改める。

りとする。

一 取扱時間 午前十一時から午後八時まで。但し、日曜日、午前八時三十分から午後零時三十分まで

二 休業日 月曜日、国民の祝日、年末年始(十二月三十一日から翌年一月五日まで)及び八月六日

第二条 貸出を受けようとする者は、質物及び自己の主要食糧購入通帳を提示し、住所、氏名及び職業並びに借受金の用途及びその金額を申し出なければならぬ。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市中央卸売市場取引改善委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十号 広島市中央卸売市場取引改善委員会規則を廃止する規則

広島市規則第四十四号)は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十一号 広島市産院使用料及び手数料条例規則

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十六年八月一日広島市規則第三十六号)の全部を改正する。

(この規則の目的)

第一条 この規則は、広島市産院使用料及び手数料条例(昭和二十九年広島市条例第十六号。以下「条例」という。)第四条の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 条例第二条に規定する使用料及び手数料の額は、左の通りとする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、雇労働者健康保険法(昭和十八年法律第二百四十五号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)若しくは国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の適用を受けらるものについては、健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号。以下「告示」という。)に基づいて算定した額
- 二 前号に該当しない者で本市に住所を有するものについては、告示の一点単価を十三円として算定した額
- 三 その他の使用料及び手数料

- イ 使用料
- 分焼料 一回につき 七百元
- 寝具使用料 一日につき 五十円
- 洗濯料 一日につき 三十円
- ロ 手数料
- 普通診断書料 一通につき 六十円
- 特別診断書料 一通につき 百二十円
- 証明書料 一通につき 六十円

第三条 使用料及び手数料は、外来患者にあつては診療又はその他の処置をした都度、入院患者にあつては七日ごとに本人又は身元保証人から徴収する。但し、納期が休日にあたる場合は、その翌日に徴収する。

第四条 市長は、使用料又は手数料を納付すべき者が左の各号の一に該当すると認めるときは、使用料又は手数料を後納又は分納させることがある。

一 応急の診療を要し、即納する暇がないとき。

二 その他即納しがたい特別の事情があると認めたと

第五条 条例第三条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し、別記様式第二号による料金減免願を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市産院管理規則(昭和二十六年八月十一日広島市規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

別記様式第一号

料金後納(分納)認可申請書

一本籍 府 市 町 番地

二 現住所 広島市 町 番地

三 氏名 年齢 職業

とに本人又は身元保証人から徴収する。

第四条 市長は、使用料又は手数料を納付すべき者が左の各号の一に該当すると認めるときは、使用料又は手数料を後納又は分納させることがある。

一 応急の診療を要し、即納する暇がないとき。

二 その他即納しがたい特別の事情があると認めたと

第五条 条例第三条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し、別記様式第二号による料金減免願を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市産院管理規則(昭和二十六年八月十一日広島市規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

別記様式第一号

料金後納(分納)認可申請書

一本籍 府 市 町 番地

二 現住所 広島市 町 番地

三 氏名 年齢 職業

第十條 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市土地評価規程(昭和十一年十二月達甲第十号)は、廃止する。

広島市事務組織規程をここに公布する。

昭和二十九年四月三日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十三号 広島市事務組織規程

広島市事務分掌規程(昭和二十六年六月十九日広島市規則第二十号)の全部を改正する。

第一章

(この規程の目的)

第一条 この規程は、広島市事務分掌条例(昭和十六年六月十九日広島市条例第九号。以下「条例」という。)第三条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理するため必要な組織を定めることを目的とする。

四 病名

五 使用料及び手数料の額 円

六 後納(分納)の期日及び方法

七 後納(分納)申請理由

右の通り料金後納(分納)を認可下さるようお願いいたします。

昭和 年 月 日 右氏 名 印

広島市長 殿

別記様式第二号

料 金 減 免 願

一本籍 府 市 町 番地

二 現住所 広島市 町 番地

第一条 この規則は、広島市産院使用料及び手数料条例(昭和二十九年広島市条例第十六号。以下「条例」という。)第四条の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第一条 この規程は、広島市事務分掌条例(昭和十六年六月十九日広島市条例第九号。以下「条例」という。)第三条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理するため必要な組織を定めることを目的とする。

課長を置く。

- 2 必要があるときは、局及び室に次長を置く。
- 3 係に係長を置く。但し、係を置かない課においては、必要があるときは、主任を置く。

(長の職務)

- 第四条 局長、事務所長、室長又は課長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 次長は、局長又は室長を補佐し、その所掌事務について関係職員の担任する事務を監督する。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。
- 4 主任は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。

第二章 組織

第五条 本市の事務組織は、左の通りとする。

- 市長室
- 秘書係
- 連絡係
- 広報係
- 会計課
- 出納係
- 用度係
- 自動車課
- 東京事務所
- 総務局
- 総務課
- 庶務係
- 文書係
- 職員課
- 人事係
- 給与係
- 財務課
- 財務係
- 資金係
- 管財係

- 調査課
- 戸籍課
- 戸籍係
- 登録係
- 市民税課
- 庶務係
- 市民税係
- 資産税課
- 土地資産係
- 家屋資産係
- 償却資産係
- 徴収課
- 徴収第一係
- 徴収第二係
- 徴収第三係
- 厚生局
- 社会課
- 庶務係
- 福利係
- 援護係
- 衛生課
- 保健係
- 清掃係
- 労務係
- 労働係
- 厚生係
- 産業局
- 商工課
- 庶務係
- 商工係
- 計量係
- 視光係
- 農水産課

- 農産係
- 水産係
- 耕地係
- 建設局
- 総務課
- 庶務係
- 経理係
- 土地係
- 計画課
- 調査係
- 計画係
- 土木課
- 庶務係
- 橋梁係
- 港湾係
- 工事係
- 維持係
- 緑地課
- 管理係
- 下水課
- 庶務係
- 管理係
- 計画係
- 工事係
- 建築指導課
- 監理係
- 指導係
- 営繕課
- 計画係
- 工事係
- 住宅課
- 計画係
- 工事係

東部復興事務所

- 庶務課
- 庶務係
- 清算係
- 補償係
- 調査係
- 補償係
- 工務課
- 測量係
- 工事係

第三章 分掌事務

(係の分掌事務)

第六条 事務所に置く課並びに室及び課の係の分掌事務については、局長が、局に属しない室又は課の係の分掌事務については、室長又は課長が市長の承認を得て定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市事務組織規程の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月三日

広島市長 浜井 信三

広島市規則第三十四号

広島市事務組織規程の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

- 第一条 広島市助役事務担任規則(昭和二十二年七月十五日広島市規則第八号)の一部を次のように改正する。
- 第一条 高山助役の項第一号を次のように改める。
- 一 市長室、会計課、自動車課及び東京事務所に関する事務
- 第一条 坂田助役の項各号を次のように改める。
- 一 厚生局に関する事務

二 産業局に関する事務

- 第三条 第二項を削る。
- 第二条 広島市同和対策推進審議会規則(昭和二十八年広島市規則第二十号)の一部を次のように改正する。
- 第七条 中「市長室」を「厚生局社会課」に改める。
- 第三条 広島市保健所組織規程(昭和二十八年広島市規則第九十号)の一部を次のように改正する。
- 第二条 東保健所の項中「医務係、業務係」を「医薬務係」に改め、「結核係」及び「衛生教育係、衛生統計係」を削る。
- 第三条 第一項中「係に係長を置く。」を「係に係長を置き、係を置かない課にあつては主任を置く。」に改め、同条に次の一項を加える。
- 4 主任は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。
- 第四条 広島市中央卸売市場規程(昭和二十四年六月三日広島市規則第十七号)の一部を次のように改正する。
- 第一条 及び第二条を次のように改める。
- 第一条 広島市中央卸売市場(以下「市場」という。)に左の課を置く。
- 管理課
- 業務課

- 第三条 管理課の項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、以下第八号までを三号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第六号とし、同条業務課の項に次の四号を加え、同条を第二条とする。
- 六 営業者の経理事務の指導、監督に関する事。
- 七 営業成績審査に関する事。
- 八 営業者の身元調査に関する事。
- 九 貯蔵庫、冷蔵庫並びに倉庫に関する事。
- 第四条 第五条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。
- 第三条 課に係長及び主任を置く。
- 2 課長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

三 属職員を指揮監督する。

- 3 主任は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。
- 第四条 局長が専決できる事項は、次の通りとする。
- 一 広島市事務決裁規程(昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二)第十條中課長共通事項の各号に掲げる事項
- 二 中央卸売市場業務条例による事件処理に関する事項
- 第五条 広島市営住宅管理條例施行規則(昭和二十七年広島市規則第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 様式第一号中「噴霧器」を「貯水器」に改め、様式第二号中「管財課」を「住宅課」に、「管財課管理係」を「住宅課」に改め、様式第四号の二中「管財課」を「財務課」に改め、様式第十二号中「建設局管財課」を「総務局財務課」に改める。
- 第六条 広島市有財産事務取扱規則(昭和二十四年十月十日広島市規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第三条 中「建設局管財課長(以下管財課長という。)」を「財務課長」に改める。
- 第六条 中「管財課長」を「財務課長」に改める。
- 第七条 広島市競輪競馬特別会計規則(昭和二十八年広島市規則第十号)の一部を次のように改正する。
- 第四条 中「広島市役所事務決裁規程」を「広島市事務決裁規程」に改める。
- 第八条 広島市東京出張所設置規則(昭和二十四年四月八日広島市規則第二号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市告示第二十八号の二
広島市収入役の権限に関する事務のうち、広島市産院における広島市収入証紙発給に伴う現金の収納事務を広島

告示

この規則は、公布の日から施行する。

市障院に勤務する出納員尾森唯男に委任させた。

昭和二十九年三月四日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第二十八号の三

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市保健院における広島市収入証紙発給に伴う現金の収納事務を広島市保健院に勤務する出納員矢吹憲道に委任させた。

昭和二十九年三月四日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第二十八号の四

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市役所十日市出張所における広島市収入証紙発給に伴う現金の収納事務を広島市役所十日市出張所に勤務する出納員教佐春男に委任させた。

昭和二十九年三月四日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により道路の位置を次の通り指定した。関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年三月十七日

広島市長 浜 井 信 三

- 一 指定番号 第一号
二 指定年月日 昭和二十九年三月四日
三 道路の位置 広島市二葉の里七七番地の一
四 幅員及び延長 幅員四メートル延長六三・一メートル
五 表示 図面 別紙のとおり

広島市告示第三十四号の二

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による喚聞を行う。

昭和二十九年三月十八日

広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年三月二十二日午前十時
二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
三 申請者住所 広島市宇品町神田通十丁目五一五番地
四 申請者氏名 万谷寿幸
五 建築場所 広島市翠町一七五七番地
六 用途概要 鉄工場、延面積一九八・八二平方メートル
七 地域 住居地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第二)第一項(第二号)の建築制限に該当する。

広島市告示第三十四号の三

三月十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市歳入予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十九年三月十八日

広島市長 浜 井 信 三

- 一 市 税 金九億五千八百四拾七万七千円
二 普通税 金九億五千八百四拾七万七千円
三 公企業及び財産収入 金四千六百拾九万八千円
四 財産収入 金五拾六万六千円
五 財産売却代金 金四千五百拾九万八千円
五 使用料及び手数料 金九億零千四百参万八千円

一 使用料 金九億零千七百七拾参万円

- 六 国庫支出金 金五億六千六百四拾八万九千九百円
一 国庫補助金 金五億六千六百四拾八万九千九百円
七 県支出金 金参千九百参万七千円
二 補助金 金式千七百七拾五万八千円
四 雑収入 金七千九百四拾参万七千円
六 雑収入 金八百八拾四万四千円
六 雑収入 金五千四百拾八万九千九百円
歳入合計 金式拾六億五千式拾七万七千円
歳出
一 議会費 金参千五拾四万五千円
一 市議会費 金参千五拾四万五千円
二 役所費 金参億六千九百拾七万七千円
一 役所費 金参億参千式拾参万七千円
四 警察消防費 金参億参拾六万七千円
二 消防費 金参億八千七百七拾七万四千円
三 消防団費 金参億四百五拾参万六千円
六 教育費 金四億四千九百四拾式万参千円
一 教育委員会費 金参千八百五拾式万七千円
二 小学校費 金五千八百拾七万七千円
四 高等学校費 金四千式百五拾式万六千円
七 社会労働施設費 金五億七千四百式拾参万七千円
四 隣保館費 金百六拾四万式千円
十一 失業対策事業費 金式億六千六百八拾八万式千円
十八 傷い軍人等援護委託費 金五拾七万六千円
二十 引揚者住宅建設費 金四百拾参万参千円
九 産業経済費 金八千八百五拾六万五千円
三 農水産諸費 金参千式百七拾九万七千円
八 中央卸売市場費 金七百五万九千円
十 財産費 金参千八百八拾五万八千円
二 財産管理費 金参千八百七拾七万六千円
十二 選挙費 金参千七百五万四千円

広島市告示第三十四号の四

三月十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加別会計建設費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十九年三月十八日

広島市長 浜 井 信 三

- 一 選挙費 金参千零百拾六万式千円
十七 諸支出金 金式億九千五百七拾六万九千九百円
四 特別会計繰出金 金参億五千六百五拾七万七千円
六 過年度支出 金六百九拾八万八千円
歳出合計 金式拾六億五千式拾七万七千円
歳入出算引残金なし

広島市告示第三十五号

広島市告示第三十五号 広島市告示第三十五号 広島市告示第三十五号

- 一 建設費 金五拾九万九千九百円
一 区画整理費 金拾五万四千円
三 建設諸費 金四拾参万七千円
歳出合計 金五拾九万九千九百円
歳入出算引残金なし

広島市告示第三十五号 広島市告示第三十五号

昭和二十九年三月二十日

広島市告示第三十五号 広島市告示第三十五号

換地予定地指定通知書

広島市告示第三十五号 広島市告示第三十五号

公示送達に関する調査

Table with columns: 町名, 地番, 表示, 符号, 住所, 氏名, 関係者, 事由. Rows include 八丁堀, 東白島町, 白島東中町, 大手町八丁目, 大手町九丁目.

大須賀町	豊ノ一	A72	2.6	大須賀町豊ノ一	藤原 イツ	二月十八日現地及び出張所を調査せるも不明
白鳥九軒町	七ノ二	12-1	6.13	牛田町合ノ三	中本 タミ	"
"	三ノ九	14-3	4	白鳥九軒町三ノ二	畑村 正明	"
"	三ノ三	"	5	白鳥九軒町三ノ一	秋田 千代子	"
愛宕町	三ノ四	A145	17	猿橋町三ノ三	西野 ヤス	二月十九日現地及び出張所を調査せるも不明

広島市告示第三十六号

昭和二十九年三月二十日

広島市長 浜 井 信 三

第四十五回仮換地予定地変更指定の発表につ

一 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更し決定したから、関係者は、東部復興事務所より詳細通知されたい。

二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出されたい。

三 今回発表の土地売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上、取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すこととなることあるから、是非連絡方実行されたい。

四 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

土地所在地	土地所有者名
白鳥東中町	橋本健次
六九ノ一四	守屋 誠

土流川町	七四ノ七外二筆	田坂重実
南竹屋町	一〇三ノ一	中丸敏夫
同町	一〇三ノ二〇	大本政蔵
堀川町	九九ノ一	高野一成
同町	九八ノ二外二筆	中村利之
大手町九丁目	一九五	倉田アヤマ
同町	一六二	倉田アヤマ
同町	一九六外六筆	住友銀行
皆実町一丁目	一三三ノ一	津石製作所
同町	一三三ノ五	板垣義彦
鉄砲屋町	一外二筆	堀田詰吉
堀川町	一九ノ六外二筆	川上貞登
同町	七ノ一外一筆	川上貞登
同町	七ノ三	日本ミシン製造株式会社
皆実町一丁目	一九三二ノ九外一筆	鈴木化学工業株式会社
大手町九丁目	二二四ノ一外二筆	広島県木材株式会社
同町	二二四ノ八外一筆	大成建設株式会社

広島市告示第三十七号

昭和二十九年三月二十五日

広島市長 浜 井 信 三

広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理及び広島都市計画事業草津町附近地区土地区画整理施行のため、測量法第三十九条及び都市計画法第十二条第二項において準用する耕地整理法第七条の規定に基づき、土地区画整理に従事する市の職員が、左記により、その区域内の土地に立ち入ることがある。

一 目的 土地測量又は調査のため

一 区域 広島市東部復興土地区画整理区域内及び広島都市計画事業草津町附近地区土地区画整理区域内並びにその周辺の土地一円(添附図面のとおり)

一 期間 自昭和二十九年四月一日 日出から日没までの間

一 備考 右の目的に従事するものは、身分証明書を持する。

関係図書縦覧場所
広島市基町一番地
広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第三十八号
三月二十九日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市

歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十九年三月二十九日

広島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市歳入出予算追加更正

一 地方財政平衡交付金	金式億九千六百参拾九万七千七百円
二 地方財政平衡交付金	金式億九千六百参拾九万七千七百円
三 国庫支出金	金五億六千七百八拾八万七千九百円
一 国庫補助金	金五億六千七百八拾八万七千九百円
一 雑収入	金七億九千九百四拾万七千九百円
六 雑収入	金七億九千九百四拾万七千九百円
一 市債	金四億六千七百九拾万九千九百円
一 市債	金四億六千七百九拾万九千九百円
歳入合計	金式拾七億四千八百式万六千九百円
歳出	金四億九千五百拾参万九千九百円
六 教育費	金四億九千五百拾参万九千九百円
九 学校運営費	金式億九千五百拾参万九千九百円
一〇 諸費	金四百九拾七万七千九百円
一七 諸支出金	金参億四千五百七拾万九千九百円
四 特別会計繰出金	金式億六千五百拾参万九千九百円
歳出合計	金式拾七億四千八百式万六千九百円
歳入出予算追加更正	金式拾七億四千八百式万六千九百円

広島市告示第三十九号

昭和二十九年三月二十九日

広島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

歳入

四 繰入金	金式億参百九拾万七千九百円
一 一般会計よりの繰入金	金式億参百九拾万七千九百円
八 市債	金七億六千九百九拾万九千九百円
一 市債	金七億六千九百九拾万九千九百円
歳入合計	金六億零千参百五拾四万八千九百円
歳出	金四億六千八百参拾参万九千九百円
六 水路費	金参百八拾参万九千九百円
十二 住宅建設費	金七億四千四百七拾五万四千九百円
十六 不良住宅改良費	金七千八百式拾九万参千九百円
歳出合計	金六億零千参百五拾四万八千九百円

別紙

四 借地権その他の権利については、追つて指定する。

土地所在地	土地所有者名
草津東町	稲田仁一
草津東町	稲田仁一
草津東町	伊藤 昇
草津東町	伊藤 正行
草津東町	今津清美
草津東町	今西綾子
草津東町	今村直子
草津東町	石田友一
草津東町	出雲孫市
草津東町	出雲群一
草津東町	和泉 明
草津東町	岩崎 義春
草津東町	池田啓一
草津東町	畑 貞之助
草津東町	畑 貞之助
草津東町	橋本 静七

Table with columns for names, addresses, and categories (e.g., 草津東町, 古田町). Includes names like 橋本清兵衛, 吉田直郎, 吉田喜太郎.

Table with columns for names, addresses, and categories. Includes names like 田中義雄, 岡村武雄, 岡村直太郎.

Table with columns for names, addresses, and categories. Includes names like 中村市太郎, 川口隆夫, 加藤悦蔵.

Table with columns for names, addresses, and categories. Includes names like 橋本清兵衛, 原信一, 西川新一.

Table with columns for names, addresses, and categories. Includes names like 力山誠一, 岡村力三郎, 岡村武雄.

Table with columns for names, addresses, and categories. Includes names like 大崎周三郎, 太田和一, 大西初治.

昭和27年度広島市歳入歳出決算

Table of fiscal income and expenditure for Hiroshima City in 1952. Columns include '款' (Category), '予算現額' (Budgeted amount), '調定額' (Set amount), '収入額' (Income amount), '不納損額' (Non-payment loss), '収未額' (Unreceived amount), '予算現額に比し増減' (Increase/decrease vs budgeted amount).

歳出

Table of fiscal expenditure for Hiroshima City in 1952. Columns include '款' (Category), '予算額' (Budgeted amount), '予支' (Budgeted expenditure), '備出' (Expenditure), '費用額' (Expense amount), '予算現額' (Budgeted amount), '支出額' (Expenditure amount), '翌年度繰越額' (Carryover to next year), '不用額' (Unused amount).

歳入歳出差引残金、式千九百八拾参円八拾参銭基金へ繰入

Table of fiscal income and expenditure for Hiroshima City in 1953. Columns include '款' (Category), '歳入' (Income), '歳出' (Expenditure), and '歳入歳出' (Income and Expenditure).

広島市長 浜井信三
昭和二十九年三月三十一日
広島市告示第五十三号
三月三十一日市議会の議決を経た昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。

広島市長 浜井信三
昭和二十九年三月三十一日
広島市告示第五十四号
三月三十一日市議会の議決を経た昭和二十九年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。

広島市告示第五十四号の五

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計天満町外部落有財産決算の要領は、次の通りである。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入歳出決算

Table with 7 columns: 款, 予算現額, 調定額, 収入済額, 不納欠損額, 収入未済額, 予算現額に比し増△減. Rows include 財産収入 and 歳入合計.

歳出

Table with 7 columns: 款, 予算額, 予支備出費額, 予算現額, 支出済額, 翌年度繰越額, 不用額. Rows include 財産費 and 歳出合計.

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第五十四号の六

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計用品調達費決算の要領は、次の通りである。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計用品調達費歳入歳出決算

Table with 7 columns: 款, 予算現額, 調定額, 収入済額, 不納欠損額, 収入未済額, 予算現額に比し増△減. Rows include 繰入金, 繰越金, 繰替金収入, 雑収入, and 歳入合計.

歳出

Table with 7 columns: 款, 予算額, 予支備出費額, 予算現額, 支出済額, 翌年度繰越額, 不用額. Rows include 用品調達費 and 歳出合計.

歳入歳出差引残金 七拾万八千六百九拾八円翌年度へ繰越

広島市告示第五十四号の七

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付資金決算の要領は、次の通りである。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜井信三

広島市告示第五十四号の三

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計公益質屋費決算の要領は次の通りである。昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計公益質屋費歳入歳出決算

Table with 7 columns: 款, 予算現額, 調定額, 収入済額, 不納欠損額, 収入未済額, 予算現額に比し増△減. Rows include 貸付金より生ずる収入, 雑収入, 貸付金戻入, 繰入金, 前年度繰越金, 市債, and 歳入合計.

歳出

Table with 7 columns: 款, 予算額, 予支備出費額, 予算現額, 支出済額, 翌年度繰越額, 不用額. Rows include 事務費, 貸付金, 諸支出金, 予備費, and 歳出合計.

歳入歳出差引残金 老万老千九百八拾九円七拾銭翌年度へ繰越

広島市告示第五十四号の四

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計奨学資金決算の要領は、次の通りである。昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計奨学資金歳入歳出決算

Table with 7 columns: 款, 予算現額, 調定額, 収入済額, 不納欠損額, 収入未済額, 予算現額に比し増△減. Rows include 資金収入 and 歳入合計.

歳出

Table with 7 columns: 款, 予算額, 予支備出費額, 予算現額, 支出済額, 翌年度繰越額, 不用額. Rows include 奨学費 and 歳出合計.

歳入歳出差引残金 老千六百四拾六円七拾八銭基金へ編入

3公債費	44,165,000	0	44,165,000.00	43,034,639.57	0	360.43
4路支出金	7,534,557	0	7,534,557.00	7,113,852.00	0	420,705.00
歳出合計	490,358,725	0	490,358,725.00	467,999,440.57	19,810,000.00	2,549,284.43

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第五十四号の九
三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計競馬事業費決算の要領は、次の通りである。
昭和二十九年三月三十一日 広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計競馬事業費歳入歳出決算
歳入

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増△減
1競馬事業費	60,962,200	25,101,909.00	25,101,909.00	0	0	△ 35,860,291.00
歳入合計	60,962,200	25,101,909.00	25,101,909.00	0	0	△ 35,860,291.00

歳出

款	予算額	予備費額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1競馬事業費	60,912,200	0	60,912,200.00	25,101,909.00	0	35,810,291.00
2予備費	50,000	0	50,000.00	0	0	50,000.00
歳出合計	60,962,200	0	60,962,200.00	25,101,909.00	0	35,860,291.00

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第五十四号の十
三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計競輪事業費決算の要領は、次の通りである。
昭和二十九年三月三十一日 広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計競輪事業費歳入歳出決算
歳入

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増△減
1競輪事業収入	525,290,000	194,362,655.18	194,362,655.18	0	0	△ 330,927,344.82
歳入合計	525,290,000	194,362,655.18	194,362,655.18	0	0	△ 330,927,344.82

歳出

款	予算額	予備費額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1競輪事業費	524,290,000	0	524,290,000.00	194,362,655.18	0	329,927,344.82
2予備費	1,000,000	0	1,000,000.00	0	0	1,000,000.00

昭和27年度広島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付資金歳入歳出決算

歳入

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増△減
1貸付金より生ずる収入	10,950	1,810.10	1,810.10	0	0	△ 9,139.90
2貸付金戻入	380,000	108,106.00	108,106.00	0	0	△ 271,894.00
3繰入金	382,549	61,126.90	61,126.90	0	0	△ 321,422.10
4雑収入	1	0	0	0	0	△ 1.00
歳入合計	973,500	171,043.00	171,043.00	0	0	△ 602,457.00

歳出

款	予算額	予備費額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1事務費	173,500	0	173,500.00	7,543.00	0	165,957.00
2貸付金	600,000	0	600,000.00	163,500.00	0	436,500.00
歳出合計	773,500	0	773,500.00	171,043.00	0	602,457.00

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第五十四号の八

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年広島市特別会計建設費決算の要領は、次の通りである。
昭和二十九年三月三十一日 広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計建設費歳入歳出決算
歳入

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増△減
1国庫支出金	180,283,631	180,283,631.00	180,283,631.00	0	0	0
2繰入金	158,035,506	136,227,774.57	136,227,774.57	0	0	△ 21,807,731.43
3雑収入	1,967,587	1,584,284.00	1,340,304.00	0	243,980.00	△ 627,283.00
4繰入金	1	0	0	0	0	△ 1.00
5徴収金	500,999	576,731.00	576,731.00	0	0	75,732.00
6市債	149,200,000	149,200,000.00	149,200,000.00	0	0	0
7公企業及び財産収入	1	0	0	0	0	△ 1.00
8県支出金	160,000	160,000.00	160,000.00	0	0	0
9寄附金	211,000	211,000.00	211,000.00	0	0	0
歳入合計	490,358,725	468,243,420.57	467,999,440.57	0	243,980.00	△ 22,359,284.43

歳出

款	予算額	予備費額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1建設費第一期下水道築造事業費本年度支出額	352,658,168	0	352,658,168.00	349,148,854.00	1,382,000.00	2,127,314.00
2	86,001,000	0	86,001,000.00	67,572,095.00	18,428,000.00	905.00

330,927,344.82

歳出合計 525,290,000 0 525,290,000 194,362,655.18 0

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第五十四号の十一

三月三十一日市議会の認定を経た昭和二十七年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費決算の要領は、次の通りである。

昭和二十九年三月三十一日

広島市長 浜井信三

昭和27年度広島市特別会計社会保険市民病院費歳入歳出決算

Table with columns: 款, 予算現額, 調定額, 収入落額, 不納欠損額, 収入未済額, 予算現額に比し増減. Rows include 1 国庫支出金, 2 使用料及び手数料, 3 寄附金, 4 雑収入, 5 繰入金, 歳入合計.

Table with columns: 款, 予算額, 予備費, 予算現額, 支出落額, 翌年度繰越額, 不用額. Rows include 1 病院費, 2 予備費, 歳出合計.

歳入歳出残金なし

広島市告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年四月二日

広島市長 浜井信三

- 一 開催日時 昭和二十九年四月五日午後二時
二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
三 申請者住所 広島市皆実町二丁目
四 申請者氏名 日本専売公社広島地方局長 藤原武
五 建築場所 広島市富士見町三四六番地
六 用途概要 自動車々庫、延面積五七、七五平方メートル
七 地域 住居地域
八 理由 当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一（五）項第四号）の建築制限に該当する。

広島市告示第五十五号の二

広島市収入役の権限に属する事務の一部を左記の通り委任させた。

昭和二十九年四月二日

広島市長 浜井信三

Table with columns: 委任させた事務, 委任させた出納員, 勤務場所, 氏名. Rows include 市税に關する徴収金の収納, 徴収課 奥田一平, 広島市役所舟入出張所, 舟入出張所 伊藤勇, 伴う現金収納事務, 伴う現金収納事務, 伴う現金収納事務, 伴う現金収納事務.

広島市役所青崎出張所における現金収納事務 青崎出張所 池内 邦政
広島市役所牛田出張所における現金収納事務 牛田出張所 川本 照男
伴う現金収納事務 伴う現金収納事務 伴う現金収納事務
伴う現金収納事務 伴う現金収納事務 伴う現金収納事務
伴う現金収納事務 伴う現金収納事務 伴う現金収納事務

広島市告示第五十五号の三

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市中央庭球場及び広島市中央排球場における広島市収入証紙発割に伴う現金の収納事務を広島市教育委員会事務局に勤務する広島市出納員山根力男に委任させた。

昭和二十九年四月三日

広島市長 浜井信三

広島市告示第五十五号の四

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市営競輪実施に伴う会計事務をその開催期間中競輪競馬事務局に勤務する出納員桑原茂に委任させた。

昭和二十九年四月五日

広島市長 浜井信三

広島市告示第五十六号

広島市競輪条例（昭和二十七年広島市条例第六十四号）第七条第二項の規定に基き、広島競輪場の特別席使用料の額を次の通り定める。

昭和二十九年四月六日

広島市長 浜井信三

特別席使用料一人一日につき百円

広島市告示第五十七号

市道路線変更に関する告示 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基き、

定に基き、次のように市道の路線を変更する。その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年四月八日

広島市長 浜井信三

Table with columns: 整理番号, 路線名, 終起点, 重要な経過地. Rows include 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷.

広島市告示第五十八号

市道路線廃止に関する告示 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基き、次の市道の路線を廃止する。

昭和二十九年四月八日

広島市長 浜井信三

Table with columns: 整理番号, 路線名, 終起点, 重要な経過地. Rows include 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷.

広島市告示第五十九号

市道路線決定に関する告示 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように決定する。

昭和二十九年四月八日

広島市長 浜井信三

昭和二十九年四月八日 広島市長 浜井信三

市道の供用開始に関する告示 左記の通り、道路の供用を開始するので道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基き、公示する。

昭和二十九年四月八日

広島市長 浜井信三

Table with columns: 路線名, 区間, 幅員の延長, 備考. Rows include 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷.

広島市告示第六十号

市道路線決定に関する告示 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条の規定に基き、市道の路線を次のように認定する。

昭和二十九年四月八日

広島市長 浜井信三

Table with columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日, 備考. Rows include 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷, 宇品町元拓洋会館敷.

整理番号	路線名	終起	地点	重要な経過地
一二	白島北町牛田町(工兵橋)	白島町北町		
一三	宇品公共職業補導所	宇品町一七七番地の六の地先		
一四	宇品旧軍隊集合場 第一号	市営宇品町引揚者住宅		
一五	" 第二号	公務員住宅		
一六	" 第三号	市営宇品町住宅		
一七	" 第四号	"		
一八	" 第五号	"		
一九	" 第六号	"		
二〇	" 第七号	"		
二一	" 第八号	"		
二二	" 第九号	"		
二三	第一〇号	公務員住宅		
二四	第一一号	市営宇品町住宅		
二五	第二二号	"		
二六	第三号	"		

広島市告示第六十二号
 道路区域決定に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
 昭和二十九年四月八日
 広島市長 浜井信三

道路の種類 市道
 路線名 左記の通り
 道路の区域 同
 記

路線名	区	間	敷地の幅員	延長	備考
白島北町牛田町(工兵橋)	白島町北町	でから	メートル 五五・一八	〇・〇二五	
宇品公共職業補導所	宇品町一七七番地の六の地先	から	メートル 一四・一四	〇・一五八	
宇品旧軍隊集合場 第一号	市営宇品町引揚者住宅東北端まで	から	メートル 六二・五二	〇・三八四	
" 第二号	公務員住宅東北端まで	から	メートル 五・六	〇・〇三二	
" 第三号	市営宇品町住宅一四号西南端から	一五号西南端まで	メートル 一・二	〇・〇三二	
" 第四号	二八号西南端から	二九号西南端まで	メートル 四	〇・〇三二	
" 第五号	四二号西南端から	四三号西南端まで	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第六号	五六号西南端から	五七号西南端まで	メートル 五・九	〇・〇三二	
" 第七号	七〇号西南端から	七一号西南端まで	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第八号	八四号西南端から	八五号西南端まで	メートル 四	〇・〇三二	
" 第九号	九二号西南端から	九三号西南端まで	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一〇号	〇〇号西南端から	〇一號西南端まで	メートル 二・六	〇・〇三二	
" 第一一号	公務員住宅	西南端から	メートル 二・六	〇・〇三二	
" 第一二号	市営宇品町住宅	一四号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一三号	"	一五号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一四号	"	一六号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一五号	"	一七号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一六号	"	一八号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一七号	"	一九号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一八号	"	二〇号西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第一九号	"	二一號西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第二〇号	"	二二號西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第二一号	"	二三號西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第二二号	"	二四號西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	
" 第二三号	"	二五號西南端から	メートル 一・一	〇・〇三二	

広島市告示第六十三号
 市道の供用開始に関する告示
 左記の通り、道路の供用を開始するので道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八十条第二項の規定に基づき、公

示する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年四月八日
 広島市長 浜井信三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
白島北町牛田町(工兵橋)	全線	昭和二十九年四月八日	
宇品公共職業補導所	"	"	

宇品旧軍隊集合場第一号																				
第二号																				
第三号																				
第四号																				
第五号																				
第六号																				
第七号																				
第八号																				
第九号																				
第一〇号																				
第一一号																				
第一二号																				
第一三号																				

訓令

広島市訓令第七号

水道局

水道事業管理者が行う事務の専決事項に関する規程を次のように定める。

昭和二十九年三月二十日

広島市長 浜井信三

水道事業管理者が行う事務の専決事項に関する規程に掲げる事項は、水道事業管理者がこれを専決する。一 広島市水道使用条例（昭和二十七年広島市条例第五号）第五十条第二項の規定による給水の停止処分に關すること。

二 広島市水道使用料条例第五十条第三項の規定による使用料の増加徴収に關すること。

広島市訓令第九号

事務組織の一部改正実施について

財政緊縮及び事務能率向上を図るため、昭和二十九年四月二日から、別紙事務組織一部改正要綱の通り、現行の事務組織の一部を改正実施する。

昭和二十九年四月一日

広島市長 浜井信三

広島市訓令第十号 広島市役所事務決裁規程（昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年四月三日

広島市長 浜井信三

題名を次のように改める。

広島市事務決裁規程

題名の次に次の目次を加える。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 決裁手続（第三条―第五条の三）
 - 第三章 専決（第六条―第十条）
 - 第四章 代理決裁（第十一条・第十二条）
- 第二章を第三章とし、第一章を次のように改める。

第一章 総則

（この規程の趣旨）

第一条 本市における事務の決裁については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第二条 この規程において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 決裁 市長がその権限に属する事務の処理に關し、意思決定を行うこと。

二 専決 市長がその責任に關して、その権限に属する特定の事務の処理に關し、所管の職員に意思決定させること。

三 代理決裁 市長がその責任に關して、市長又は専決者が不在のときに、その権限に属する事務の処理に關し、所管の職員に意思決定させること。

四 不在 出張その他の事由により、決裁又は専決を得ることができない状態

五 課長 広島市事務組織規程（昭和二十九年四月三日）広島市規則第三十三号）第五条に規定する課長及び事務所の長

第二章 決裁手続

（決裁の順序）

第三条 事務は、原則として、主務係長（主任を含む。以下同じ。）の意思決定（以下「決定」という。）を受けた後、順次直接上司の決定、関係局課の合議及び助役の決定を経て市長の決裁を受けなければならない。

（代理決定）

第四条 助役が不在のときは、主務局長がその事務を代理決定する。

第五条 前項の場合において、主務局長が不在のときは、局長がその事務を代理決定する。

第六条 局長が不在のときは、主務課長がその事務を代理決定する。但し、総務局の市民税課、資産税課及び徴収課にあつては総務局長が、建設局の各課及び事務所にあつては建設局長がその事務を代理決定する。この場合に於ては、建設局長が不在のときは、主務課長がその事務を代理決定する。

第七条 局長が不在のときは、主務係長がその事務を代理決定する。

第八条 局長が不在のときは、上席の係長がその事務を代理決定する。

第九条 局長が不在のときは、上席の係長（係を置かない課の上席者を含む。）がその事務を代理決定する。

第十条 専決事項であつても、左に掲げる事項は、上司の指示を受けなければならない。

一 重要又は異例に属する事項

二 規定の解釈上疑義がある事項

三 先例となると認められる事項

四 上司の指示により起案した事項

五 将来において、市の義務負担が生ずると認められる事項

六 前各号の外、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

ては建設局長がその事務を代理決定する。この場合において、総務局長又は建設局長が不在のときは、主務課長がその事務を代理決定する。

四 前項の場合において、主務課長が不在のときは、広島市事務組織規程第五条に規定する課の配列順位により他の課長が、その事務を代理決定する。

五 課長（東部復興事務所の課長を含む。）が不在のときは、主務係長がその事務を代理決定する。

六 前項の場合において、主務係長が不在のときは、上席の係長がその事務を代理決定する。

七 係長が不在のときは、上席の係員（係を置かない課の上席者を含む。）がその事務を代理決定する。

（専決についての特例）

第五条 専決事項であつても、左に掲げる事項は、上司の指示を受けなければならない。

一 重要又は異例に属する事項

二 規定の解釈上疑義がある事項

三 先例となると認められる事項

四 上司の指示により起案した事項

五 将来において、市の義務負担が生ずると認められる事項

六 前各号の外、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

（代理決定についての特例）

第五条の二 第四条の場合においても、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものの外、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、代理決定してはならない。

（代理決定後の手続）

第五条の三 代理決定した事項については、施行後すみやかに後掲を受けなければならない。但し、軽易な事項については、この限りでない。

第六条に見出しとして「（市長の決裁事項）」を加える。

第七条に見出しとして「（助役の専決事項）」を加える。

第八条に見出しとして「（局長の専決事項）」を加え、同

条中産業局長の項を厚生局長の項の次へ入れ替える。

第九条に見出しとして「（次長の専決事項）」を加える。

第十条に見出しとして「（課長の専決事項）」を加える。

第十条市長室長の項第三号を次のように改める。

三 領外事務の調査に關すること。

第十条渉外課長の項を次のように改める。

自動車課長

一 庁用自動車（専用車を除く。）の配車に關すること。

二 庁用自動車の軽易な修理に關すること。

第十条総務局総務課長の項第六号及び第七号を削る。

第十条財務課長の項に次の一号を加える。

三 市営住宅の維持管理に關すること。

第十条戸籍課長の項に次の一号を加え、同項を調査課長の項の次へ入れ替える。

五 外国人登録法による登録に關すること。

第十条市民税課長の項、資産税課長の項及び徴収課長の項を戸籍課長の項の次へ入れ替える。

第十条中央卸売市場長の項及び工業指導所長の項を削る。

第十条労務課長の項を衛生課長の項の次へ入れ替える。

第十条建設局総務課長の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 不動産の登記事務に關すること。

第十条計画課長の項及び管財課長の項を削る。

第十条土木課長の項第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 港湾施設の占用及び使用許可に關すること。

五 屋外広告物法による犯罪事件の取締に關すること。

第十条住宅課長の項に次の一号を加える。

二 市営住宅の使用許可に關すること。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 代理決裁

（市長が不在のときの代理決裁）

第十一條 市長が不在のとき(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二條第一項の場合を除く)は、地方自治法第五百五十二條による市長代理順序(昭和二十六年六月十九日広島市規則第二十一号)に規定する順序により、助役が代理決裁する。

(専決者が不在のとき代理決裁)
第十二條 専決者が不在の場合の代理決裁については、第四條から第五條の三までの規定(第四條第七項の規定を除く)を準用する。この場合において、各条中「代理決定」とあるのは、「代理決裁」と読み替えるものとする。

広島市訓令第十一号
広島市事務組織規程及び広島市役所事務決裁規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。
昭和二十九年四月三日
広島市長 浜 井 信 三

第一条 広島市工芸指導所規程(昭和二十八年広島市訓令第三号)の一部を次のように改正する。
第一条から第三条までを次のように改める。
第一条 広島市工芸指導所(以下「工芸指導所」という。)に次の係を置く。
庶務係
木工係
金属第一係
金属第二係
第二条 係に係長を置く。
第三条 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。
代理する。この場合において、主務係長にも事故があるときは、上席の係長がその事務を代理する。

ときは、上席の係長がその事務を代理する。
2 係長に事故があるときは、上席の係員がその事務を代理する。
第四条中「庶務係及び各科係」を「係」に改め、「材料」及び「意匠図案係」の項を削り、同条木工係の項に次の四号を加え同条中「金属科」を削り、「製造係」を「金属第一係」に、「分析係」を「金属第二係」に改める。
七 木竹工芸品の意匠、図案及び調製に関すること。
八 金属工芸品の意匠、図案及び調製に関すること。
九 特産品の意匠改良及び調製に関すること。
十 意匠及び図案の試作、研究及び指導に関すること。
第五条を第六條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第四條の次に次の一條を加える。

第五條 市長が専決できる事項は、次の通りとする。
一 広島市事務決裁規程(昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二)第十條中課長共通事項の各号に掲げる事項
二 研究施設及び機械設備の使用許可に関する事項
三 模範工場の指定及び特殊指導の承認に関する事項
四 工業材料の試験及び機械器具又は工具の検査測定承認に関する事項
第二条 広島市保健所規程(昭和二十八年広島市訓令第一号)の一部を次のように改正する。
第二条及び第四條第一項中「主管係長」を「主管係長又は主任」に改める。
第五條中「係長」を「係長又は主任」に、「係員」を「係員又は課員」に改める。
第三条 広島市福祉事務所規程(昭和二十六年十月一日広島市訓令第十九号の二)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「広島市役所事務決裁規程」を「広島市事務決裁規程」に改める。
第四条 広島市文書取扱規程(昭和二十七年広島市訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
(昭和二十九年広島市規則第三十三号。以下「規則」という。)
第五条に規定する局長を、局長とはその長をいふ。課とは規則第五条に規定する課及び事務所を、課長とはその長をいふ。
第三条を次のように改める。

第三条 削除
第十二條中「秘書課長」を「市長室長」に改める。
第十五條第四号中「広島市役所決裁規程」を「広島市事務決裁規程」に改める。
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
第五条 事務組織の一部改正実施に関する訓令(昭和二十九年広島市訓令第九号)は、廃止する。

◎消防局事項

広島市消防局訓令第三号
広島市消防署設置規程(昭和二十六年十月一日広島市消防局訓令第二号)の一部を次のように改正する。
昭和二十九年四月一日
広島市消防局長 石 井 博
第七條予防係の項第四号中「立入検査及び」を削り第六号を次のように改める。
六 危険物製造所等の指導取締りに関すること。
第七條消防係の項中第一号を次のように改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。
一 水災の警戒防止、救急及び警防対策に関すること
第十二條中「管轄区域を削り、第十三條を第十四條とし、第十二條の次に次の一條を加える。
第十三條 分隊の管轄区域は、署長が定める。
署長は、分隊の管轄区域を設定したとき、又は変更したときは、文書をもつて局長に報告しなければならぬ。

別表二を次のように改める。

◎教育委員会事項

広島市中央公民館条例施行規則をここに公布する。
昭和二十九年四月一日
広島市教育委員会
委員長 吉 中 良 雄
広島市教育委員会規則第二号
(この規則の目的)
第一条 この規則は、広島市中央公民館条例(昭和二十四年九月八日広島市条例第四十四号。以下「条例」という。)第十三條の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。
(開館時間)
第二条 広島市中央公民館(以下「本館」という。)の開館時間は、午前八時三十分から午後十時までとする。但し、都合により伸縮することができる。
(休館日)
第三条 本館の定期休館日は、左の通りとする。但し、都合により臨時休館日を設けることができる。
一 毎週月曜日
二 國民の祝日
三 八月六日
四 年未年始 十二月二十九日から翌年一月三日まで(使用承認)
第四条 条例第五條の規定に基づき、本館を使用しようとする者は、館長に使用承認願(別記様式第一号)を提出するものとする。
2 館長は、前項の使用承認願を承認したときは、使用承認書(別記様式第二号)を交付する。
3 本館の使用承認期間は、引きつづき三日を越えないう限内とする。但し、館長において特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

別表二

Table with columns: 地区, 隊名称, 本部位置, 分隊名称, 位置. Rows include 広島市東消防署 段原地区隊, 広島市西消防署 舟入地区隊, 広島市東消防署 似島分隊, etc.

別表二
地区 隊名称 本部位置 分隊名称 位置
広島市東消防署 段原地区隊 広島市段原大畑町一〇番地 広島市東消防署 段原地区隊 第一分隊 広島市段原大畑町一〇番地
広島市東消防署 段原地区隊 第二分隊 広島市段原大畑町一〇番地
広島市東消防署 尾長分隊 広島市尾長町
広島市東消防署 似島分隊 広島市似島町家下三二二番地
広島市東消防署 宇品分隊 広島市宇品町海岸通三二〇の三
広島市東消防署 大手第一分隊 広島市大手町八丁目一四番地の一
広島市東消防署 大手第二分隊 広島市大手町八丁目一四番地の一
広島市西消防署 舟入地区隊 第一分隊 広島市舟入幸町三二二番地の一
広島市西消防署 舟入地区隊 第二分隊 広島市舟入幸町三二二番地の一
広島市西消防署 舟入地区隊 第三分隊 広島市三篠本町一丁目七八二番地の一
広島市西消防署 江波分隊 広島市江波町一〇〇八(二)の三番地

廣島市西消防署 己斐地区隊	廣島市己斐町戸島新開 二四七七番地の第一	廣島市西消防署 己斐地区隊 分隊	廣島市己斐町戸島新開二四七 七番地の第一
廣島市西消防署 己斐地区隊	廣島市南観音町昭和新聞二四 三五番地	廣島市南観音分隊	
廣島市西消防署 己斐地区隊 草津分隊	廣島市草津南町九六一番地の		

別記様式第一号

廣島市中央公民館使用承認願

使用者の住所、氏名 (団体等の場合は代表者の氏名)	
使用目的	
使用日時	
使用料	
備考	

右により廣島市中央公民館を使用したいので御承認願います。

昭和 年 月 日
右願出人 住所
氏 名 〇

廣島市中央公民館長殿

別記様式第二号

廣島市中央公民館使用承認書

承認番号第 号
住所 氏名

(団体等の場合は団体等名及び代表者の氏名)
昭和 年 月 日付願出のあつた廣島市中央公民館の使用は、左の条件により承認する。

昭和 年 月 日
廣島市中央公民館長名

- 一 廣島市中央公民館条例及び同条例施行規則の規定を遵守すること。
 - 二 許可なく本館(備付器具及び付属品を含む、以下同じ)の模様替、仮設工事その他原形を変更しないこと。
 - 三 本館使用後は、直ちに原状に復し、且つ清掃すること。
 - 四 許可なく本館構内において物品を販売しないこと。
- 廣島市児童文化会館条例施行規則をここに公布する
昭和二十九年四月一日
廣島市教育委員会
委員長 吉 中 良 雄

廣島市教育委員会規則第三号

廣島市児童文化会館条例施行規則

(この規則の目的)
第一条 この規則は、廣島市児童文化会館条例(昭和二十六年四月一日廣島市条例第一号。以下「条例」という)第十四条の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認)
第二条 条例第八條の規定に基づき、廣島市児童文化会館(以下「本館」という)の使用承認を受けようとする者は、館長にその承認願を提出するものとする。
2 館長は、前項の承認願を承認したときは、使用承認書(別記様式)を交付する。

(特殊器具の使用料の額)
第三条 条例第十條第二項の規定に基づき、本館備付の映写機等特殊器具の使用料の額は、左の通りとする。
一 映写機 一時間につき 二四〇円
一 拡声装置一式 一時間につき 一二〇円
2 本館備付の映写機等の特殊器具を操作する者は、館長が選定する。

(使用後の処置)
第四条 使用者が、本館又は本館備付の映写機等の特殊器具の使用を終つたとき又は使用を停止されたとき若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。
2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行する。
3 前項の場合において、その執行に要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の額)
第五条 条例第十三條の損害賠償の額は、その都度教育委員会が決定する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式
使用承認書
住所 氏名

昭和 年 月 日付願出に係る廣島市児童文化会館使用については、次の条件をつけて承認する。
一 廣島市児童文化会館条例及び同条例施行規則の規定を遵守すること。
二 許可なく会館の模様替その他原形を変更しないこと。
三 会館使用後は、速やかに原状に復するとともに充分清掃すること。
四 許可なく会館構内において物品を販売しないこと。

昭和 年 月 日
廣島市児童文化会館長名

廣島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年四月二日
廣島市教育委員会
委員長 吉 中 良 雄

廣島市教育委員会規則第四号
廣島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

廣島市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和二十六年二月一日教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第一条 中社会教育課の次に次のように加える。
体育課
第二条 中社会教育課、成人教育係の事務分掌の第八号を削り、第九号を第八号とする。
同条中社会教育課、青少年係の事務分掌の次に次のように加える。
体育課

廣島市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和二十六年二月一日教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第一条 中社会教育課の次に次のように加える。
体育課
第二条 中社会教育課、成人教育係の事務分掌の第八号を削り、第九号を第八号とする。
同条中社会教育課、青少年係の事務分掌の次に次のように加える。
体育課

選挙管理委員会事項

選挙告示第十号

政治資金規正法第十二条による報告書の要旨は、次の通りである。

- 一 市民体育に關すること。
 - 二 体育施設に關すること。
 - 三 体育団体に關すること。
 - 四 課内庶務に關すること。
- 第三条第一項中「置く」を「置き、係を置かない課においては、主任を置く」に改め、同条第二項中「係長は、」を「係長又は主任は、」に改める。
第四条第二項中「所管事務に關し係長」の下に「又は主任」を加え、同条第三項中「係長」の下に「又は主任」を加える。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

報告書の要旨

政党、協会 その他の団体名	収入又は 寄附額の		一件千円 以上の寄附		一件五百円 以上の寄附		支出の 総額	一件千円 以上の支出		報告書の 受理年月日
	総額	件数	総額	件数	総額	件数		総額	件数	
電気産業労働組合 廣島西営業所分會	なし	—	—	—	—	—	なし	—	—	昭和二九、三、二三

主要な寄付者及び支出

- (一) 寄付者
該当なし
- (二) 支出
該当なし

選挙告示第十一号

政治資金規正法第十七条の規定による報告書の要旨は、次の通りである。

昭和二十九年三月二十日

廣島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

種類	政治資金規正法第十二条による報告書	報告書の 受理年月日
一期	自昭和二十七年四月三十日 至昭和二十七年五月三十一日	
二期	自昭和二十七年五月三十一日 至昭和二十七年六月三十一日	
	自昭和二十七年六月三十一日 至昭和二十七年七月三十一日	
	自昭和二十七年七月三十一日 至昭和二十七年八月三十一日	
	自昭和二十七年八月三十一日 至昭和二十七年九月三十日	
	自昭和二十七年九月三十日 至昭和二十七年十月三十一日	
	自昭和二十七年十月三十一日 至昭和二十七年十一月三十日	
	自昭和二十七年十一月三十日 至昭和二十七年十二月三十一日	
	自昭和二十八年一月三十一日 至昭和二十八年二月三十一日	
	自昭和二十八年二月三十一日 至昭和二十八年三月三十一日	
	自昭和二十八年三月三十一日 至昭和二十八年四月三十日	
	自昭和二十八年四月三十日 至昭和二十八年五月三十一日	
	自昭和二十八年五月三十一日 至昭和二十八年六月三十日	
	自昭和二十八年六月三十日 至昭和二十八年七月三十一日	
	自昭和二十八年七月三十一日 至昭和二十八年八月三十一日	
	自昭和二十八年八月三十一日 至昭和二十八年九月三十日	
	自昭和二十八年九月三十日 至昭和二十八年十月三十一日	
	自昭和二十八年十月三十一日 至昭和二十八年十一月三十日	
	自昭和二十八年十一月三十日 至昭和二十八年十二月三十一日	

昭和二十九年三月二十日

廣島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

- 一 種類 政治資金規正法第十七条による報告書
自昭和二十六年三月三十一日 政治文化同好会
自昭和二十六年七月一日 政治文化同好会
自昭和二十六年四月十四日 廣島青年政治会
- 二 期間 自昭和二十六年三月三十一日 政治文化同好会
自昭和二十六年七月一日 政治文化同好会
自昭和二十六年四月十四日 廣島青年政治会
- 三 報告書の要旨

政 党、協 会 その他の団体名	寄付及び 収入又は 総額の		一件千円 以上の寄付 総額		一件五百円 以上の寄付 総額		支 出 の 総 額	一件千円 以上の支出 総額		一件五百円 以上の支出 総額		報 告 書 の 受 理 年 月 日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
広島青年政治会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	昭和二九、三、一八
政治文化同好会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	昭和二九、三、一八

四 主要な寄付者及び支出
 (一) 寄付者
 該当なし
 (二) 支出
 該当なし

広選管告示第十三号
 政治資金規正法第十二条の規定による報告書の要旨は、
 次の通りである。
 昭和二十九年四月十三日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平井 憲太郎

政 党、協 会 その他の団体名	寄付及び 収入又は 総額の		一件千円 以上の寄付 総額		一件五百円 以上の寄付 総額		支 出 の 総 額	一件千円 以上の支出 総額		一件五百円 以上の支出 総額		報 告 書 の 受 理 年 月 日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
福三青年会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	昭和二九、四、八

次の通りである。
 昭和二十九年四月十三日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平井 憲太郎

四 主要な寄付者及び支出
 (一) 寄付者
 該当なし
 (二) 支出
 該当なし

三 報告書の要旨
 一 種類 政治資金規正法第十七条による報告書
 二 期間 自昭和二十九年一月一日
 至昭和二十九年一月三十一日
 三 報告書の要旨

政 党、協 会 その他の団体名	寄付及び 収入又は 総額の		一件千円 以上の寄付 総額		一件五百円 以上の寄付 総額		支 出 の 総 額	一件千円 以上の支出 総額		一件五百円 以上の支出 総額		報 告 書 の 受 理 年 月 日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
福三青年会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	昭和二九、四、八

四 主要な寄付者及び支出
 (一) 寄付者
 該当なし
 (二) 支出
 該当なし

◎市議會事項

市議會議決事項
 (三月十六日)
 請第三十九号 二葉地区小学校新設について 採択
 請第四十五号 比治山小学校々舎増築について 採択
 請第四十七号 中広中学校々地拡張について 採択
 請第四十八号 三篠小学校々地拡張について 採択
 請第四十九号 向西館移転要望について 採択
 請第四十二号 広島聖光学園の事業遂行のため、助成金下付について 撤回
 (三月十八日)
 第百六十号議案 昭和二十八年年度広島市歳入出追加更正
 第百六十一号議案 一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 第百六十二号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 第百六十三号議案 広島市教育長の給与等に関する条例制定について 原案可決

例の一部を改正する条例制定について
 一 第百六十四号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加 原案可決
 二 第百六十五号議案 契約締結の承認について 原案承認
 三 第百六十六号議案 昭和二十八年年度広島市歳入出予算追加更正 原案可決
 四 第百六十七号議案 昭和二十八年年度広島市中学校整備事業費公債方法中変更について 原案可決
 五 第百六十八号議案 昭和二十八年年度広島市中学校整備事業費公債方法 原案可決
 六 第百六十九号議案 昭和二十八年年度広島市失業対策事業費公債方法中変更について 原案可決
 七 第百七十号議案 昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正 原案可決
 八 第百七十一号議案 昭和二十八年年度広島市建設事業費公債方法中変更について 原案可決
 九 第百七十二号議案 自昭和二十六年年度広島市第一期下水道築造事業費継続年次及び支出方法中更正 原案可決
 十 第百七十三号議案 財源の取得について 原案可決
 十一 第百七十四号議案 契約締結の承認について 承認
 十二 第百七十五号議案 昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加 予算委員会付託
 十三 第百七十六号議案 昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加 予算委員会付託
 十四 第百七十七号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計社 会保険広島市民病院費歳入出予算追加 予算委員会付託
 (三月三十一日)
 一 第一号議案 昭和二十九年年度広島市歳入出予算

修正可決
 一 第二号議案 広島市職員定数条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 二 第三号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 三 第四号議案 広島市証明及び閲覧手数料条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 四 第五号議案 広島市立学校授業料並びに入学考査料条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 五 第六号議案 広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 六 第七号議案 広島市定期家畜市場使用料条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 七 第八号議案 広島市火葬場使用条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 八 第九号議案 広島市運動場使用条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 九 第十号議案 広島市診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 十 第十一号議案 広島市保育園条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 十一 第十二号議案 広島市産院使用料及び手数料条例制定について 原案可決
 十二 第十三号議案 広島市中央公民館条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 十三 第十四号議案 青年学級の開設について 原案可決
 十四 第十五号議案 広島市公益質屋条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一 第十六号議案 昭和二十九年年度広島市土木事業費公債方法 原案可決
 一 第十七号議案 昭和二十九年年度広島市戦災小学校復旧事業費公債方法 原案可決
 一 第十八号議案 昭和二十九年年度広島市中学校復旧事業費公債方法 原案可決
 一 第十九号議案 昭和二十九年年度広島市戦災高等学校復旧事業費公債方法 原案可決
 一 第二十号議案 昭和二十九年年度広島市学校整備事業費公債方法 原案可決
 一 第二十一号議案 昭和二十九年年度広島市失業対策事業費公債方法 原案可決
 一 第二十二号議案 昭和二十九年年度広島市災害復旧事業費公債方法 原案可決
 一 第二十三号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計用品調達費歳入出予算 原案可決
 一 第二十四号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計奨学資金歳入出予算 原案可決
 一 第二十五号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算 原案可決
 一 第二十六号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付資金歳入出予算 原案可決
 一 第二十七号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入出予算 原案可決
 一 第二十八号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算 原案可決
 一 第二十九号議案 昭和二十九年年度広島市建設事業費公債方法 原案可決
 一 第三十号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計社 会保険広島市民病院費歳入出予算 原案可決
 一 第三十一号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計競輪事業費歳入出予算 原案可決

一 第三十二号議案 年度内一時借入金について 原案可決

一 第三十三号議案 昭和二十九年度廣島市水道事業会計 原案可決

一 第三十四号議案 昭和二十九年年度廣島市水道事業会計 公債方法 原案可決

一 第三十五号議案 廣島市児童文化会館条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一 第三十六号議案 昭和二十九年年度廣島市歳入出予算追加 加 原案可決

一 第三十七号議案 昭和二十九年年度廣島市特別会計建設 費用入出予算追加 原案可決

一 第三十八号議案 昭和二十九年年度廣島市特別会計社会 保険廣島市民病院建設歳入出予算追加 原案可決

一 第三十九号議案 地方自治法第八十條第一項の規定による市長の専断処分事項に関する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一 第四十号議案 監査委員選任の同意について 同意

一 第四十一号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について 同意

一 第四十二号議案 廣島市建築審査会委員を命ずることの同意について 同意

一 第四十六号 旭町下水道の改修について 採択

一 第五十号 基町寺町地区を結ぶ吊橋の架設について 採択

一 第五十一号 江波小学校附近に下水管設置について 採択

一 第三十四号 廣島県新聞会館建設に対し助成金下附 採択

一 請第三十六号 元相生橋通貫道存置について 閉会中審査

命令

廣島市環境衛生監視員を命ずる

廣島市環境衛生監視員を命ずる

廣島市伝染病予防吏員を命ずる

廣島市出納員を命ずる

廣島市出納員を命ずる

廣島市出納員を命ずる

廣島市出納員を命ずる

廣島市出納員を命ずる

廣島市公安委員

西保健所予防課兼務を命ずる

廣島市公安委員に任命する

廣島市監査委員に選任する

五十四

廣島市固定資産評価審査委員会委員に選任する

廣島市事務吏員に任命する

十級七号給を支給する

市長室勤務を命ずる

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

事務吏員

五十五

和野正明

高井卓三

河村政夫

野坂守三

吉田幸雄

高田秀忠

土肥幹三

横山栄水

田崎繁

阿須賀深咲

山口富子

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

脇田芳雄

(水道局)

廣島市技術吏員 平尾新

給水課勤務を命ずる (四月一日)

(警察本部)

廣島市巡査部長 田中鉄雄

廣島市警部補に任命する

願により本職を免ずる 谷岡一男

願により本職を免ずる 竹村英雄

願により本職を免ずる 奥本國雄

願により本職を免ずる 吉岡美登

願により本職を免ずる 中野静登

廣島市巡査部長 室永幹郎

廣島市巡査部長 林忠彰

廣島市巡査部長 浜名重富

廣島市巡査に任命する 児玉一二

一級四号を給する

西警察署勤務を命ずる

西警察署勤務を命ずる

陶山隆章

廣島市巡査に任命する

一級四号を給する

(教育委員会事務局)

廣島市教育委員会 坂江重雄

事務局長事務職員

願により本職を免ずる 立花一

廣島市教育委員会事務局事務職員に任命する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

主事に補する

喜多輝子

廣島市児童文化会館勤務を命ずる (各通)

事務局長事務職員

(以上四月三日)

廣島市教育委員会 田中耕作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる 土屋大作

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

兼て総務課長代理を命ずる

廣島市教育委員会 土屋大作

事務局長事務職員

分及び昭和二十九年年度過年度調定分中段原大畑町、的場町、松原町分四十枚

二 紛失月日 昭和二十九年三月三十一日

出張所管区別人口及び世帯状況について (二九、四、一現在)

出張所別	人口	同上前月分との比較増減	世帯	同上前月分との比較増減
牛田	10,133	△	2,644	△
尾崎	15,086	△	3,586	△
青崎	10,095	△	2,855	△
比治山	18,580	△	5,856	△
仁保	11,632	△	3,856	△
大井	11,632	△	3,856	△
皆井	11,632	△	3,856	△
宇品	11,632	△	3,856	△
似島	11,632	△	3,856	△
本島	11,632	△	3,856	△
直轄区	11,632	△	3,856	△
十日市	11,632	△	3,856	△
舟入	11,632	△	3,856	△
親音	11,632	△	3,856	△
己斐	11,632	△	3,856	△
三津	11,632	△	3,856	△
合草	11,632	△	3,856	△

出生		死亡		住民		登記	
計	男女	計	男女	転入	転出	転居	その他
3,856	(男) 2,122 (女) 1,734	1,234	(男) 678 (女) 556	5,123	3,456	1,234	3,456
(増)	(増)	(減)	(減)	(増)	(減)	(増)	(増)
△	△	△	△	△	△	△	△

一、市内の出生と死亡から見た増減男一八四一人女一七二人
計三五六一人日平均一一、四八八

一、前年右同 男二〇五一人女一八六一人
計三九一人日平均一一、六八八

一、(一)は事件発生地から、本籍地である本市へ郵送届出たもの。
婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、その他は二十七日分で計算したもの。

◎雑報

領収書及び滞納処分命令票無効(公告)
次の物件を紛失したので以後無効とします。
昭和二十九年三月三十一日
廣島市長 浜井信三

一品名 市税領収書No.九、二〇七号 五〇枚中No.10からNo.50まで
市税滞納処分命令票 昭和二十九年一月調定

廣 島 市 報

号 外 第 1 号

発 行 所
地 番 三 九 番 町 警 署 市 島 廣
廣 島 市 役 所
昭 和 29 年 4 月 20 日
(火 曜 日)
発 行

要 要

廣島市職員共済組合は本市職員（警察、消防及び学校職員を除く。）並びに本共済組合、広島市職員健康保険組合、社団法人全国市有物件災害共済組合の各職員で常時勤務に限り及び臨時に雇用される以外のものの相互扶助を目的として組織された組合であつて、本市共済組合条例及び同条例施行細則に基づき市長管理の下に各種事業の運営を行っているのであるが、本市は、これが組合の事務並びに事業助成のため

年度予算の範囲内において一定額を限度として助成金を交付しているのである。

然して今回の監査は地方自治法第 199 条第 6 項の規定による所謂補助団体としての共済組合を対象としたものであり、即ち本市から交付された助成金の取扱が果して本市の指令に合致し、且つ適正に処理されているか否かに重点をおき実施したのであるが、一面本組合は一般補助団体とはその性質が異り、これが運営に当る幹部はすべて市の職員であり、又事務処理の適否は、直接市の助成金にも影響するところがあるので、この併せて実施したものである。

監査の結果は次に述べる如く、本市助成金は概ね適正に処理されるものであると認められたが一部事務の運営及び事務処理の面に遺憾なる点少しとせず、以下その概要及び指摘事項を記述し、今後の改善を要望する次第である。

1 組合の組織について

本組合の組織は、28年3月一般社会情勢の平復を機に福利厚生、事業の拡張を計るため、従来の機構を改変し将来の躍進に備えて市長の管理権限を業務運営の面に浸透せしむると同時に、理事者と組合員との結集した力により組合員の福利厚生に万全を期することのできるよう改組したものであり、これが新旧組織を比較すれば次の通りである。

新 組 織

理事長（助役）1名 副理事長（総務局長）1名 常務理事（理事互選）1名
旧 組 織
組合長（委員互選）1名 副組合長（委員互選）2名 委員（選出単位毎に1名）80名

2 助成金について

本市助成金の交付状況は、次表の通りであつて昭和21年度以降27年度までの交付総額は、事務費助成金 756,750円、事業費助成金 15,238,485円合計 15,997,235円となつていて、総額においては、一応市条例の定める範囲内において交付された形となつてい

〔 目 次 〕

監 査 公 表 第 1 号 (廣 島 市 職 員 共 済 組 合) 1
監 査 公 表 第 2 号 (建 設 局) 5

監 査 公 表 第 1 号

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、昭和28年度臨時監査を執行したので同条第7項の規定により、その結果を下記の通り公表する。

なお、本監査は、下記にも掲記している通り昭和28年6月18日より同年12月1日までの間に於いて他の定期監査と並行実施したものであるが、これが監査執行半ばにおいて監査委員の更迭があり、即ち、7月10日附をもつて前監査委員宮本正夫、木山正二の両氏が退任せられたので、本公表は両氏の意見を充分尊重し作成したものであることを附言しておく。

昭和 28 年 12 月 20 日

監査の種類	臨時監査	監査の対象	広島市職員共済組合
監査の時期	昭和28年6月18日より同年12月1日まで	監査の結果	

れども、これを年度別に検討するときは必ずしも妥当といえないものがある。即ち、助成金は前述の如く毎年度予算の範囲内において事務費に充当するため、50円に、組合員の員数を乗じて得た金額及び事業費に充当するため組合員納付金の2倍に相当する金額を越えて交付した年度があると共に又交付額が限度額の半ばにも達していない年度もあるという実情である。

これについては、市財政部道の折から止むを得ない措置であると思料するも、条例に規定されている主旨はあくまでこれを実行に移すよう努力しなければならぬ。一方組合においても、これが助成金については、指合費に付された条件を履行するは勿論、最も有効適切に処理し且つこれが経理状態は常に明確にしておく必要があるのである。

然しながら実行の如く、事業全体を一会計として取扱うときは、個々の事業に対する助成金の配分状況を明確にすることは極めて困難であると思料するので、将来、助成金については、専ら給付事業に充当するものとし、福利事業は別途会計として、これに充当する場合は、一応貸借勘定によつて処理する等、これが取扱については充分検討考慮の要があるものと認めた。

助成金の交付状況

年度	組合員	事務費	事業費助成金	組合員納付金	備考
21	1,077	50,000.00	100,128.00	10,261.07	
22	1,352	65,000.00	405,774.00	52,887.71	
23	1,427	50,000.00	2,193,884.60	897,239.20	
24	1,636	300,000.00	3,128,693.50	1,547,350.11	
25	1,814	90,700.00	2,912,662.00	1,789,816.67	
26	2,057	102,850.00	2,598,121.00	2,629,575.85	
27	2,004	100,200.00	4,099,222.00	2,724,081.00	
計	11,369	758,750.00	15,238,485.10	9,651,211.61	

3 組合事業について

組合事業を大別すれば、給付事業と福利事業となり、これが事業財源は主として組合員納付金及び市助成金であつて、外に一部借入金を充当していたが、この借入金は既に昭和26年度において全額償還済となつていた。

これは関係者の言によれば、資金関係で委託販売が大部分を占めていた関係であることであるが、これらに関する帳簿の整理及び証書類等整備不良のため、其類のほとんどのものが多く、実に遺失であつた。

なお昭和26年度決算に現れた売店収益は、本市の収入部納税売上益金1,900円のみとなつていて、その他については全然処理状況が不明であつたが、これは決算の基準となるべき棚卸の記録もなく、事務処理があつたが極めて杜撰であつたためであり、従つて本売店に關する限り正確なる数字を把握することは極めて困難であると言わざるを得ない。

年度	売店利益金	備考
21	25,775.08	
22	43,138.88	任人584,211円05タカノ権公設市場内に設けた組合指定店、売上を含む。売上609,955円73、商品販売による利益7,869円33積用取扱売利益35,269円50
23	5,635.00	
24	5,437.14	
25	8,757.35	
26	1,900.00	
27	28,007.51	市収入部納税売上益金のみにて27年度に繰越計上

備考 本表利益金は、組合より提示した数字であつて、各年度共帳簿上の決算数字に過ぎず現品整理を伴う決算でない。

(2) 昭和26、27両年度の売上経営に關する決算状況は以上の通りであつて棚卸書類等は業者よりの納品書及び請求又は領収書等、重要証書類の保存整理が極めて不度でこれが調査は殆んど不可能という状態であるから将来厳に注意し、事務整理の方法を根本的に検討し、改善する要があるものと認めた。

(3) 昭和27年度において水道局が基町に庁舎を新築移転したため新たに売店を開設しているが、これが担当者の責任疏忽の欠如というか、日々々々の事務整理が全くできていなく、特に出納帳簿等は、全額手続現金として操作している関係上(監査役は水道局金庫に預けて帰つて居る)日々担当者私金と混同して自宅に持帰つており、又売店の金庫内に事業外の現金が混入されている等その取扱はまことに粗雑であつた。これらについては、有能なる職員の配置により適正に処理せしめ過誤なきを期する要があると認めた。

(4) 昭和26年度において貸出用雨傘150本(内50本は密附)を備付け、組合員に対し

なお、事業別に検討した結果は次の通りである。

(一) 給付事業 給付事業は種災給付金、脱退一時金、養老年金及び特別給付金であり、特別給付金は、再給金、分娩費及び出産手当、旅送費等となつている。

なお、これが給付事業の大半を占める旅送費の取扱については、昭和23年8月健康保険法の改正により健康保険組合に移管したため、本組合の性格も自ら給付事業より福利事業へとその主力が注がれるに至つたのである。

各給付金の支出状況

年度	種災給付金	脱退一時金	養老年金	甲励金	分娩費及び出産手当	旅送費
21	80,300	11,068	1,612	1,990	40	27,166
22	—	2,438	1,679	11,540	1,400	157,571
23	24,660	345,616	1,611	41,380	57,800	1,266,248
24	16,041	1,235,380	137,471	—	—	—
25	7,938	1,142,110	183,666	—	—	—
26	18,100	1,542,184	499,879	—	—	—
27	17,400	6,791,471	618,252	—	—	—

(二) 福利事業

福利事業は、売店経営、金銭貸付、理髮、代書貸付及び自転車置場等で、この中売店経営がその主なる部分を占めているようである。然して売店経営については、これが担当者の未経験と資金不足、加うるに終戦後の特異な経済情勢により、その業績は種々として振わが、ただ従前の慣習をそのままに認めて安易な考方をもつて事に當つていたやうであるが、本年3月の機微改良により、従来の運営を一変し、再出発したのである。

(1) 売店の運営について売店においては主として日用品雑貨、化粧品、食料品(菓子パン)、煙草等の販売をしているが、その殆んどが給料日扱で購入手帳による掛売となつており、昭和21年以降の収入状況を見ても次の通りとなつていて、多数の組合員を對つて賄われ、売店においてはただ販売に要する包装紙、シラ粗類のみ負担しているやう実情である。

1回5円で貸出していたが整理不良のため、返品されないものが多く、その他破損等もあつて僅かに年間4,260円の収入を得たのみとなつていたが、これが取扱状況は全く不明確であつた。

(5) 昭和27年度において、1679千余円を投じて業務用として自動三輪車を購入しているが、当初より運転手も採用せずして使用し、最近においては自転車置場に放置しているが、これらについても全く無計画であり、且つ甚しく経費の濫費といわなければならぬ。なお、備品台帳の備付なく備品の他財産の管理が出来ていないから速やかに整備し、これが管理に遺憾なきを期する要がある。

(6) 昭和27年12月7日及び同月25日並びに昭和28年1月2日と僅か一ヶ月間において連続3回売店が盗難にかかつて居るが、これは平素盗難予防の面に関心が払われていなかった事は勿論であり、又その都度注意を喚起せずただ慢然とこれが予防対策を講じなかつた結果によるものと思料されるから将来かまうなことをきよ厳に注意の要がある。

盗難による損害は次表の通りである。

盗難年月日	盗難品目	金額	備考
27.12.7	背広(上) 2 (下) 1	8,000.00 2,000.00	後日犯人逮捕され背広1は返る(盗難品は何れもクリーニング委託品)
27.12.25	現金 現 金 広島市収入証紙 煙草(ピース)400ヶ 靴 靴 ズボン 1 ズボン 2 その他	26,579.00 4,000.00 16,000.00 2,700.00 3,400.00 4,145.00	靴、ズボン1本、バンドは犯人逮捕され帰つたが使用していたため商品としての価値なし。
28.1.2	煙草(ピース)192ヶ “(光)246ヶ “(バット)34ヶ 靴 靴	7,680.00 7,380.00 1,020.00 100.00 83,004.00	第2回、第3回に盗難に會つた煙草は、犯人より購入したバット店より見舞金として4,000円を受け雑収入に計上して居る。
計			

(ア) 組合の役員会又は本市に対し商品を買った場合、貸借者を事務局長にあらざるもの名義をもって請求をなす市の会計課より支払いを受けていたが妥当でない。

(イ) 金融貸付について
金融貸付は、普通貸付、結婚資金貸付及び特別貸付の三種となつていて各職員の勤務年数に応じ貸付されているのであるが、これが財源は、普通貸付並びに結婚資金貸付は市助成金及び組合員納付金をもって充当されており、特別貸付は、昭和25年度において広島市農業協同組合より2百万円を借入れて貸付を開始したものであるが、これが借入金については既に述べた如く金額返済していた。

広島市農業協同組合よりの借入金及び各貸付状況は次の通りである。

年度	借入額	返済額	借入残額	備	考
25	2,000,000	1,000,000	1,000,000		
26	500,000	—	1,500,000		
27	—	500,000	1,000,000		
28	—	1,000,000	—		
計	2,500,000	2,500,000	0		

各種資金貸付状況

年度	普通貸付			結婚資金貸付金			特別貸付金		
	貸付額	戻入額	利子	貸付額	戻入額	免除額	貸付額	戻入額	利子
22	215,000	62,166	84	—	—	—	—	—	—
23	649,500	458,951	5,704	310,000	29,300	2,000	—	—	—
24	841,000	715,033	18,147	545,000	132,100	2,000	—	—	—
25	736,000	928,763	36,152	610,000	269,289	2,000	3,150,000	107,329	—
26	521,500	574,624	125,72	465,000	514,200	125,200	2,955,503	709	158,581
27	543,000	505,150	18,563	495,000	567,499	157,500	2,060,002	2,454,588	124,399

(四) 自転車置場並びに代客室貸付について
昭和26年度工費50万円にて本市東北側に完成した自転車置場並びに代客室12室は、同年5月及び7月より業務並びに貸付を開始したものであつて自転車置場は委託経営として収入の45%を使用料として納付せしめており、又代客室は現在1室700円で貸付しているが、これが使用料の収納状況は次の通りであつた。

年度	代客室使用料	自転車置場収入	備	考
26	91,500.00	73,012.00		
27	89,400.00	188,806.97		

(ウ) 理髪業務について

現在理髪室を本庁、水道局、中央卸売市場及び東部復興事務所内の4ヶ所に設けているが、その他出先の要望により東部復興事務所の理髪師を舟入病院、水源池並びに下水課分室等を巡回させている。
なお理髪師は現在本庁2名、その他は各1名で計5名であるが、これらのものが使用する理髪器具及び備品消耗品等はすべて組合で負担し、外に月手当てとして1人当り4,000円乃至4,500円を支給されており、又理髪料金金額が理髪師の所得となつてゐる。

理髪業務に対する支出状況は次の通りである。

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備	考
人件費	20,500	52,500	90,500	76,900	162,500		
消耗品費	5,891	16,042	47,146	40,376	20,048		
業務費	50	80	5,240	4,440	83,540		
備品費	2,800	60,335	74,770	41,380	106,110		

中央市場の理髪室において組合員外の理髪に対し、5円を別に徴し組合の収入としていたが、その収入状況は次の通りである。

年度	金額	備	考
25	6,865.00		
26	13,170.00		
27	9,723.00		

(ウ) その他
組合員並びにその家族の厚生慰安のため年中行事として、毎秋慰安会若しくは運動会組合員並びに市友会並びに市体育祭に対し補助金を交付し、組合員の健康保持増進に努めてゐるが、昭和21年度以降次第表の通りとなつてゐる。

年度	慰安会内訳			補助金内訳	市友会補助	体育祭補助
	区	別	経費			
21	慰安会	会	8,725.55	議事堂	—	—
22	慰安会	会	13,000.00	一中グラウンド	—	—
23	慰安会	会	115,604.00	文化会館	20,000	—
24	"	"	180,000.00	"	40,000	—
25	"	"	250,000.00	旭場	80,000	—
26	"	"	353,000.00	"	100,000	—
27	"	"	495,915.00	広栄座	100,000	—

市友会補助金は、体育各部並びに文化各部に対する補助金であり、体育祭と共に市職員の所管であるが、各年度の収支決算書が出されておらず、未整理となつてゐた。これらについては本市補助金の取扱いに準じて整理しておくべきである。
なお慰安会関係費等も毎年度毎に一括整理し、次年度の計画実施に便ならしむるよう留意が必要である。
以上本共済組合の事業の状況並びに将来改善すべき諸点について述べたのであるが、

は組合の事務はある程度官庁事務に類似しているといへ、その大半を占めている福利事業は、凡そ官庁事務とは異なり所謂商業としての経験技能を必要とするもので、組合事務局の人的機體の構成並びに指導監督に特に意を用いることが重要であると認められた。

監査公表第2号

地方自治法第169条第2項の規定により昭和28年度定期監査を執行したその結果を下記の通り公表する。

昭和29年3月9日

広島市監査委員 三宅峰 三井 鈴木 實 三 原 三 衛

1 監査の種類 昭和28年度定期監査

2 監査の対象 建設局

3 監査の時期 昭和28年11月9日より昭和29年1月10日まで

4 監査の結果

本市復興の一繁栄を担う建設局は、原爆による破壊的打撃を受けた広島市を世界の平和都市としての具現を目標に高度の技術を結集し、広範な調査及び審議に基づき、巨額の経費をもつて昭和25年度に5ヶ年計画により、平和記念都市広島建設に着手したのであるが、その後年々増大される国庫補助及び起債、あるいは諸資材の高騰等悪条件のため着手以来すでに4ヶ年を費した今日、これが進捗率は僅か40%という現状であり、このまま推移するときは事業計画の変更も又必至の状態に立ち至るものと思はれるので、更に前途の樂觀を許さざるものがある。
しかしながら現状においては職労及び理事者が渾然一体となつて残り60%の完成に日夜取組が続けられており、その努力に対し深く敬意を表するものである。
然して今回の監査は建設局各課及び東部復興事務所の事務の処理状況に就いて実施したのであるが、監査の結果、不備、欠陥を認められたものについてはその都度担当採員に注

意を促しておいたが、下記事項については各課共通に改善を要すると認められ以下各課について主なる指摘事項を記述する。

各課共通事項

- 1 完結文書の整理については、文書取扱規程に一事件を一まとめにするよう示しているが、これを履行していないため、調査上不便なものが多かった。
今後規定に従って処理し、止むを得ず分冊整理するもの或は未完成のものについては、文書の末尾に処理してん未を記入の上編纂するを要す。又一括整理の場合でも事件の当初より逐次経過に従い編纂しておかれたい。
- 2 予算整理簿の記入において、概算数として支出したものを精算記帳していないもの、概算出したものを直ちに確定額欄に記入したものの等記帳整理が充分でなかつたが、予算整理は事業の遂行上或は決算上においても極めて重要な事務であるから今後適切に処理するよう努力された。

- 3 道徳地において支出をなすための前渡金の精算は隔月後10日以内になすよう規定されているが、これが履行されていないもの多く、殊に精算過金の戻入については数ヶ月も遅延しているものがある。
これは主管において発行した収入命令書の決裁が遅れることも一因と思われるが、主管課において長時間に亘り現金を保管することは適当でないの点につき関係各課は充分考案すべき要があると認められた。
- 4 局内各課の事務は各課相互に緊密なる連絡を保持して始めて成果を挙げ得るものがあるが、各課相互間の連絡不十分のため種々の障害に遭遇し、事業の遂行を阻害したと思わせるものがあるので、将来この点特に留意せられたい。
- 5 請負工事の契約に当っては建設工事執行規則に基づき契約を締結しているが、従来の慣例により契約条項の遵守されていないものがあり、特に第一条第四項に、請負業者は、設計書、図面及び仕様書に基づき工事費内訳明細書

を作成し、契約締結後7日以内に提出しなければならないと定められているに拘らず、これを全く実行していなかつたが妥当でない。

又請負金額の大きいもの或はも入札額と設計額との懸隔の甚しいもの或は予算の面で入札不成立となり最低入札者と隨意契約を締結した場合等、請負業者の工事費明細書未提出のまま工事に着手せしめることは危険であり、且つ適切な予算措置とは認め難い。
なお、請負業者は工事目的物及び工事材料を火災保険に付し、保険証券を提出することになつてはいるが、これ又履行されていないので、今後確実に履行せしむるよう指導せられたい。

- 6 入札保証金については現在全面的に免除しているようであるが、経済状態も一応常態に復した今日においては、これが免除の必要は認められなないので、将来、不健全な業者を駆逐する上からも規則通り納付せしめるよう改善すべきであると認められた。
- 7 工事施行中諸種の事情により設計変更をなした場合は、変更手続の遅れているものが非常に多く、中には完工直前に手続をなしたものと共に中間払は変更に基づき支払をなしているものも拘らず、設計変更の手続を完了してないものがある等、処理状況は充分でなかつた。
なお請負契約締結後において設計変更をなした場合、原設計に基づき契約額はこれを踏襲し新設計による契約高金額に拘り、収入印紙を貼付せしめてはいるが、このような場合は設計変更によつて生じた増額分のみの金額を揭示し、収入印紙はその増額分のみを貼付すべきであり、従つて原契約は極力これを生かさすよう考慮すべきである。
- 8 工事の設計は技術的な面は勿論、工事費、単価等詳細に調査研究の後決定すべきであつて、入札額との懸隔著しく、設計の植威を失墜するが如き事なきようしなければならぬ。又設計が同日で然も同一種目のものであるにも拘らず単価の相違するものがあり設計金額が杜撰で

あると思せられるものもあるので、今後充分注意を要する。
なお競争入札においては、入札並びに契約保証金を納付し、施工に当つては契約書の通り工事をなすかどうかを厳重に監督するならば、仕様書の如く施工進捗し、設計書の如く完工するのであるから、入札に際し最低入札額を予定価額の4分の3と決定し、それ以上の入札額は無効とするのは研究の余地があると思われる。

直営工事については、現在事務取扱規程が各課共取扱が相違しているから早急に規程を設け、統一した取扱をなすよう改められたい。
なお、現場日誌の備付がないもの、現場日誌の記載の人員数と賃金は明書と相違するもの、資材の受取に關して全く記録を残していないもの、或は又記載内容の実際とをさするもの等あり、現場責任者としての事務を完全に果していないものも多かった。
又請負工事においても材料を支給する場合、業者の受領証がなく現在まれに本市の現場監督員の名において受領証を入れてはいる事があるが、事故に際し責任を転嫁される虞もあるから規則通り適正に処理されたい。

- 10 建築費の受領の委任状を承認するに当り手数料として30円の収入証紙を貼付せしめてはいるが、これが手数料徴収の根拠が明らかでなく適当と認め難い。

給務課について
1 道徳法(和27.法180)第53条により県の施工する道路工事の地元分担金として、広島県道路工事分担金条例により本年度において三篠、海田市約60万円、広島江原70万円を県から本市に対して賦課しているが未解決のままとなつていた。
即ち本件は当初果より賦課基準に対する意見を求められた際、本市は、広島平和記念都市法の規定に基づき、平和都市建設事業の一環として県において施行すべきものであるから、このような経費を本市において、分担することは出来ないとして、未納のまま予算措置もなさず現

在に至つては、本市においても県より入る交付金との関係もあり、関係課の事業遂行に支障を来さないよう速かに解決策を講じたければならない。

- 2 当課資材係は事務分掌規則に定められた資材の調達、検査、保管、配分等の事務は現在行つていなく、関係各課より送達された伝票により各課の資材受取事務と重複した伝票集計をなしているに過ぎず局全般の資材状況の把握は勿論、経理面での統制もなし得ない状態で全く有名無実のものとなつていたが、事務にそごを来さぬよう規則の改正が必要であると認められた。
- 3 某部復興、管財、建築指導課等に備品を借用証により貸出してはいるが係員のみで処理し、物品保管主任及び取扱主任は関知していないこととなつてはいるが要当でない。
なお当該課において購入した備品中には、購入後他課へ保管転換することを前提として購入したと思せられるものも多数あつたが、予算経理上適当と認め難いので将来充分注意せられたい。
- 4 建設費、建設諸費、食糧費中5月25日に資金前渡を受け実施の結果過金を生じ、9月14日に精算戻入をなしたものがあつたが、理由の如何を問わず適当と認め難い。

計画課について
1 屋外広告物法に基く取締事務は、現在当該課の委任を受け取り扱つており、これに要する経費も本市の負担となつてはいるが、これが許可手数料はすべて県の収入となつてはいる実情である。
又市内各所に相当数あると思われる無許可広告物の取締も人員不足と予算皆無の為、放任状態となつてはいるようであるが、これらについても早急に県と接渉し、事務費に対する補助を受けるか或は手数料を市の収入とするか、何れか財源を確保し積極的施策をなす要があると認められた。

なお広告物の申請許可書は、工事施行者である広告業者が出願者の委任を受け代行しているものが多く、且

つ、土地所有者若しくは土地管理者の承諾書を添付していないものが多いが将来問題の起さないよう周到なる審査を要する。

- 2 26年度一般会計、土木費、港湾維持修繕費、負担金補助及び交付金の負担金予算額12,671,000円より27年度地盤改良対策事業費607,856円、27年度広島港修築費地元負担金9,850,306円及び27年度港湾協会特別負担金295,500円、合計10,748,350円を流用支出していると共に、河川改修事業費負担金予算額60,054,000円より27年度太田川改修事業費地元負担金として51,166,850円並びに24年度河川改修事業費負担金3,008,339円を流用支出しているが、これは予算外支出であるばかりでなく予算の意義を甚しく没却するものであるから、将来予算の編成に当つては特に注意しなければならぬ。
- 3 港湾事務所における水道送水器使用料は、水代と共に収納、水代は当事務所内に常置する水道局事務員に渡して市金庫で納付しているようであるが、これらについては計水器を設置して水代も当該より一括水道局に納付するよう改善すべきである。

窓財課について
1 宇品郵便局舎に対する貸与契約並びに広島通信局舎に対する賃借は、共に原簿により焼失したまま現在に至つてはいるが、管理の適正を期するため早急に再調査をなすよう措置を講ずべきである。
なお、本件に關しては前回の監査においても指摘し善処方を要望してはいるところであるが、既に広島通信局は昭和27年度において建築費用に対する負債額の元利金の償還を終つてはいたのであつて、局内における他の例より考察すれば少くとも償還後5ヶ年以上外には無償譲渡をなす覚悟を交しているものと思せられるので、速やかに折衝の上、再調査をなす等処理に遺憾なきを期する要がある。

2 宇品船留用地は、原簿直前宇品郵便局と土地の交換を

なしたものであるが、未だ市有地としての登記が未済であり、終戦以来普通財産として使用料を徴収しているが、速やかに市有地として登記を完了するよう措置を講ぜられたい。

なお市有財産台帳の面積と貸与契約書の面積と相違するものも多く妥当でない。即ち、貸与契約書の方は裏側面積となつていて、財産台帳は登記面積となつており……又財産台帳では空地があることになつてはいるにも拘らず実際は貸与している等、著しく矛盾を生じているものがあるが、これらについても前項同様登記の訂正をなすよう速やかに措置することが望ましい。

- 3 市営住宅の管理については、これが台帳とも云うべき明細書の調査期日が27年度となつており、記載事項についても不備の点が多く、現状の把握に困難な状態にあるから、早急に一斉調査を行い台帳の整備をなす要がある。

なお、不正入居、無断入居、転貸、無許可増築等依然として跡を断たず、又これが使用料についても28年度12月末現在、調定額18,109,480円に対し収入済額は15,453,847円、滞納額は2,655,633円となつていて、これが滞納率も14.67%、滞納件数6,002件に達しているが、これらについては本市歳入への影響は勿論、善良なる使用者の使用料納付の意欲を失わせ、益々収納状況の悪化を招来する虞なしとしないので、将来管理機構の増設を図ると共に使用料の収納方法改善が急務であると認められた。

土木課について
1 道路占用額は、交点上支障がないという警察の副申を添付したものに限り許可しており、又都市防火、消防面では建築確認書があればよいとしてはいるが、道路占用と建築面とは各々別個に考慮しなければならぬものが多い、従つて道路占用については警察のみでなく消防署の副申も必要であると思料する。
なお占用料は、現在許可書を交付した後納付金を送

付している関係上これが滞納額も12月末現在で24件の160,944円となつていた。

これらについては、他の使用料同様料金を前納せしめられる後に許可書を交付するよう改善すべきである。

その他占用料の算出の相違するもの、許可後都合により占用しなかつたが納付書を発行しているため、滞納の型になつているもの等があり、整理が不充分であつた。

2 宇品町御幸通り2丁目より15丁目に亘る道路敷の占用許可は、1年間の期限となつており従つて期間満了の際、継続使用の許可申請をしなければならぬが、この手續を積極的に行ふものが少なく継続申請をしない以上主管課としても納付書の発行も出来ず、不法占用と云うことになつていくものが多数あるようであるから、早急に再調査の上、台帳整理を行い、料金の徴収をなすと共に将来適正な管理をなすよう留意せられたい。

3 万代橋補修工事は6月2日に着手し、9月5日設計変更の上、同月9日に完工しているが、資材等は着工当初より変更による資材を使用したこととなつており、又8月5日に中間払をしているにも拘らず出来高計算は設計変更後の出来高となつており矛盾も甚しいものである。

この外、設計変更をした工事についても本件同様手續が形式的で書類上矛盾が生じているものが多いから処理に充分注意せられたい。

なお、修繕工事の如く廢材撤去品の出る場合はこれが取扱を契約書又は仕様書に明示しておかれたい。

緑地帯について

1 平和大通り緑地帯内の花壇造成に当り、3月28日有花会と委託契約を結び3月31日は完工したととして工事終了報告書のみを検査をなし契約金の支払をなした事になつていたが、実際は5月22日に完工しており契約金は既に4月1日に支払しているが、工事終了報告書、検査書等もなく適正な処理と認め難いので将来充分注意せられたい。

2 平野公園新設工事の契約竣工期日は3月31日となつていたところ、敷地内の家屋の立退きが遅れた関係で5月31日と6月30日及び7月15日までの3回に亘つて工事の延長をなし漸く完工した事となつてゐるが、これが延期の理由が不備であり、許可決定の理由も判然としてゐなかつた。今後の処理に留意せられたい。

3 三浦蘆苑の使用許可証は、使用料並びに掃除料を納付した徴収書がないと許可証を発行しないことにしているので、使用料、掃除料の滞納は皆無であつたが、条例改正前における使用料252,000円と、掃除料223,000円、合計475,500円が滞納となつてゐるので、早急にこれが完全徴収するよう努力せられたい。

4 児童公園内の動物の飼料は、1ヶ月分を一括請求し、分割受領しているが、受払の明細が不明であるから、今後は目々明確に整理するよう努められたい。

5 比治山公園の管理事務所附近に住居の不法建築をしたものがあつたが、事情の如何を問はず、適切な管理と認め難いので、将来かかることのないよう既に注意すると共に速かに善処しなければならぬ。

管轄課について

1 競輪場上屋新築工事は設計金額227万6千円、入札予定額222万円、入札制限額166万5千円として、7月9日入札を実施しているがその結果は次の通りであつて、設計金額と入札金額の懸隔があまりにも著しきことは一考を要するものである。

(1)148万円, (2)156万円, 制限以下のための失格, (3)168万円最低入札額として落札決定, (4)170万円, (5)177万円, (6)180万円, 設計者としては、競輪開催日の間際に行う突貫工事であることと開催後における、資材の値上り等多少見越して見積した点があるとは思料するも、結果的に見て過大見積の感なしとせず、或は失格者の入札額でも設計通りの工事が可能であつたのではないかと思考せられるので、将来これらの点について特に考慮せられたい。

2 大手町中学校新築工事も前項同様設計金額と入札額との差が著しく、設計金額1,375万8千円、制限額1,029万円に對し最低入札額は937万円で失格となり、1,031万9千円で落札、施工したものである。

然も本工事は竣工期限3月31日となつてゐるに、資材の入手困難という理由で前後3回に亘り工期の延長をなし、漸く10月31日に竣工したものである。

これがため学校教育にも大なる支障を来し、止むなく10月初旬未完の校舎に生徒を収容し授業を開始したという契機である。

これは、請負業者自体の問題は別として施工監督者の責務が充分尽されているとは言えないのであつて、契は請負契約書に基き業者の提出する工事費内訳明細書等を実施してゐないこと、及び契約保証金の徴収を行つてゐないことにも起因するものと思せられるので、将来特に注意せられたい。

3 中央町市場荷揚場新築工事は工費が5百万円を超えるため、請負契約を締結に當つては議会の同意を必要としたのであるが、急務を要するという理由で12月9日局長決裁により入札を実施し、仮契約の締結をしたのである。

しかしながら本工事の施行日は9月30日に既に完了しているのであつて、12月に至り急務を要するとして、然も市長決裁のまま処理する等は甚しく妥当を欠くものであるから今後の処理に注意を要する。

4 公会堂の設計は某博士に口頭で期限を付し依頼していたが期限内に出来なかつたため依頼を取り消し、これを他に依頼したところ其後になつて特参され種々問題が起きたようであるが、当初依頼をする際契約書により明確にしておけば何等問題は無かつたものと思せられるので、今後依頼の際は必ず事前に契約締結をなす等配慮が望ましい。

下水道課について

下水道敷及び下水道用地等、下水道関係土地台帳は原

簿により焼失したため昭和25年土地台帳により抽出作製したものであるが、現地との照合が出来てゐないため、現地が何処にあるか不明のものがあり、早急に現地と台帳の照合をなし、図面を作成し、管理の万全を期する要がある。

なお、現在下水道用地その他に不法建築をなしているもの等の調査も行われてゐないようであるが、将来事業遂行に支障を来さないよう早急に調査の上善処すべきであると認められた。

2 現在下水道使用料は、調査、徴収その他一切を水道局に委任し、これが必要経費も全て水道局の負担となつてゐるが、公営企業として独立採算制を實施している水道局の会計経理上妥当と認め難いので早急に取扱規程を設け善処しなければならぬ。

3 下水道用地使用料は建築費上の建築物に対してのみ徴収しているが、現地と台帳との照合ができてゐないため徴収漏れもあり又徹底した徴収が出来ない状態である。これらについても現在の人員、機材では止むを得ないとしても早急に善処するよう努力しなければならぬ。

なお使用料の徴収は、現在調査員(臨時事務員)が使用者の家に持つて行き現金と引換に調査員名義の仮領収書を発行し届行後市金庫に納付するという方法を用いてゐるが、これは規程外の行為であり且つ事故の発生根拠となる虞もあるもので、早急に何等かの方法を考案の上善処されんことを望む。

4 下水管取付受託工事中、受付より竣工まで4、5ヶ月を要しているものがあり、これは設計に日数を要することとであるが市民へのサービス向上のためにも出来得る限り円滑に処理せられたい。

なお受託工事は設計額により予納徴収しているに拘らず、施工後概算してゐないのは適當でない。

5 宇品倉庫における危険品の貯蔵については、消防局より注意を受けていたが予算の関係で整備出来ず放置のままとなつており適當でないから速かに処置を講じなければならぬ。

ばならぬ。

住宅課について

1 ポーリング請負工事は仕様書によると標本籍並びに地質の良否、地層の状態その他を詳細に図面及び文書を作成提出するようになつてゐるが、業者の標本のみを作成してその他は標本により市で作成してゐる状態であるが妥当といえない。

2 吉島町鉄筋コンクリート造共同住宅請負工事は、設計金額1,997万円が入札を行い1,648万円で落札、9月10日に着工、3月31日に完工予定で工事が進められたが、請負業者の経営事情により工事が進捗せず、11月末現在出来高1.8%の状態に達し12月19日契約解除を申し渡し、12月28日竣工工事を入札により履行してゐるが、元來本工事は落札金額が相当低く、請負業者より工事費明細書を提出せしめ審査すれば適正なる工事が出来るか否かは自ら判断出来なかつたであつて、従来の慣例により業者よりの工事費の明細表を審査しなかつた点にも落度があると思われぬ。

なお、本工事の契約解除に關しては単に市長決裁で処理してゐるが、議会の同意を経て請負契約を締結した工事については、これが解除についても当然議会の承認を得べきであると思考する。

3 請負業者に対する支給材料の保管については充分注意を要しなければならぬことは勿論であり、特にセメント等不完全なる倉庫に長期保管して変質、硬化せしめないうちに注意を払い業者が在庫した際、使用不能の爲重ねて支給することのないようこの種資材の保管、管理に万全を期せられたい。

建築指導課について

1 建築基準法第6条に違反した場合は同法第9条第7項によつて工事の中止命令を出しているが命令によつて中止したものが、手続をして施工したもので、命令せしめておいて調査すると共に書類もてん末の判るよう処理しておかれたい。

2 建築主は建築工事着手前に建築確認申請書を提出して、建築主事の確認を受けなければならぬことになつており、又法的には建築主事は地上権に付いては云々すべきでなく、唯敷地の衛生、安全、建設率に關する技術的基準につき審査をすればよいことになつてゐるが、確認事務以外でも土地の問題は建築と密接不離なものであり、建築に關連するこれらの規制事項は積極的に指導助言しなければならぬ。又事業用地に建築する場合、立退命令書を添付すれば排地整法第17条により敷地を与えられたるものとして旧建築物より少なるものは無条件に撤去してゐる契機であるが、事業用地の賃借期限並びに目的を考慮し、円滑なる都市計画事業の推進を計るため、関係課とも連絡を密にし、処理に遺憾なきを期する要がある。

3 耐火建築帯造成補助金は建築主より補助申請書を提出せしめて、国庫補助申請をなし、確定後建築主に補助金額を通知し完成確認の後に現金を支払つてゐるが、補助金額を通知した際は、一請書を徴し完成の際は報告書を提出せしめ整理しておかれたい。

4 無街建築物において風俗営業(パチンコ)を行う業者より建築技術の面より営業を行つて支障ないかとの説明願に對し、防火、防災の見地より条件を付して説明してゐるが、これらについてはその条件履行後において確認或いは許可するのが適當である。

5 「建築基準法による確認済」の木札及び住宅金融公庫の住宅設計審査申請書は、異建築行政協会と建築法規研究会の依頼により、当課において契賣販売を行つてゐるが、受払簿、金銭出納帳、領収書等の整理が不良であるから、金銭並びに現品の収支を明確に取り扱うようになすべきである。

6 建築主の建築確認申請書の名義変更は、書類上では当初の申請人と旧名義人との印鑑は同一でなければならぬが、これが相違するものもあり適當でない。

東部復興事務所について

庶務課

- 1 予算整理線中概算払として支出したもので精算記載していないもの、或いは概算払したものを直に確定額欄に記載したものが多かったが注意せられたい。
なお、当初予算を以て合計94,788円を建設総務課の消耗品費、印刷費及び庁用器具費に充当しているが妥当でない。
- 2 備品合帳に物品取扱主任印のないものが多く、又物品を購入して合帳に記載せず直ちに現場に貸与しているもの等があつたが適当でない。
なお、当初は現場に工事用器具の貸与申のものが多い且つ出入も頻繁であるから現品員数と合帳員数とは容易に照合出来、然も間違のないよう責任者は注意しなければならぬ。
又スゴツ、ネリスコ等は合帳と現品との整理にそこがあり、照合も容易でなく、且つ現品不足となつて居るが調査の上随處に整理を要する。
- 3 銀山町地内において側溝工事施工中、石壁が倒壊し、死亡者一名を出しているが、工事設計者或いは現場監督員等責任の所在を明確にすると共に、今後かかることのないよう厳に注意しなければならぬ。
- 4 移転説明願で法人より願出のものに代表者個人の印鑑証明を付して証明したものがあり、又広島千日前商店街組合より願出の組合員28名に係る移転を要することの証明は、各人の住所も物件もそれぞれ異なるものを一括証明しているが何れも妥当と認め難い。
- 5 事業用地の使用期間は6ヶ月となつて、期間満了の際延申願を提出せしめ引続き使用許可をしてあるが、抑々事業用地は仮設建築物の建築を条件として許可するものであるが、中には永久建築と看做される家屋も相当見受けられる実情である。
今後建築主事とも連絡を密にし、本市都市計画事業の遂行に遺憾なきを期する要がある。

6 都市計画事業の促進を計るため吉島町に仮設住宅を設け、区画整理により住居のなくなつた家族を暫定的に収容しているが、その目的に反し半永久的に居るものも多数あり、当該事務所においても相当引却している実情である。

なお、本仮設住宅は、昭和24年末事業の一部をもつて建築したのであるが、これが維持修繕費が皆無の為、現状においては破損したまま放任の状態にあり、維持管理の面において適当と認め難いから、早急に善処を要する。

補償課

- 1 委託移転工事が竣工完了して引渡す際、市長名で相手方に竣工引渡通知書を発送しているが、爾後の処理が不十分であるから相手方の引取完了の証書を添付し整理を要する。
- 2 官庁の建物移転については28年度より各所領管轄部局にて予算措置をするよう建設省より通知を受けられているが、29年度及び30年度移築予定の建設省官舎等は、換地のため急を要し、既に工事を完了している実情であり、これが明年度における国庫補助金確保に万遺漏なきを期せられたい。
- 3 庚午町仮設住宅の内40戸を事業用として確保、入居者選考、管理等一切を管財課に委任しているが、管財課において是一般市営住宅と同様の取扱をなし、入居制限も付せず貸与しており妥当と認め難い。

工務課

- 1 現在市民よりの依頼により実施している補正測量については、手数料等徴収していないが、これが取扱件数も漸次増加の傾向にあるので将来手数料として実費を徴収する等考案研すべし要があるものと認めた。
- 2 道路整地及び側溝工事に附帯して市民の喫願書に基づき民地消掃をすることがあるが、一部市民間においては民地の消掃は当然市が実施するものであると誤つた考方を抱いているものがあるから、これが主旨の徹

底を図ると共に、これらについては換地清算の際当然併上考慮に入れるべきものであると思考されるので、今後の処理に遺憾なきよう注意されたい。

- 3 家屋の移転撤去等に関する喫願書等のため事業計画の運延を来しているものについて有力者の介在を意味する記載等を付していたものがあるが、かかる事例は市民に対し取扱の公平を欠くとの感を大にし事業執行上大いなる支障となる虞なしとしないから厳に注意されたい。
- 4 直営工事も目録の整理が不良で貸材要払、人夫の出面等の記載が適正に出来ていないものが多く、又人夫数及び器材数と事業能率に矛盾或いは、その記載が多く見受けられるが、現場監督員のみでなく各責任者の個別的責務遂行の為、将来遺憾のないよう措置を講ずる要がある。
- 5 道路工事材料の中割栗石、栗石等は購入請求後数ヶ月に納入される状態で作業に著しく支障を来しているようである。

これは本市よりの代金支払が遅延するため業者が納入を急がぬ関係であると思料されるので、会計課とも連絡を密にし工事に支障を来さないよう貸材の受入を円滑ならしめるよう努力をなすべきである。



第97号

発行
昭和29年5月20日
(火曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九番地

【目次】

●規則

- 広島市定期家畜市場業務規則の一部改正……………頁
- 広島市共済組合条例施行細則の一部改正……………一
- 広島市共済組合条例施行細則の一部改正……………二
- 広島市固有財産取扱い対策委員会規則の一部改正……………二
- 広島市市有財産評価委員会規則の一部改正……………二
- 広島市公印保管使用規則の一部改正……………三
- 広島市保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正……………三
- 広島市競輪場内特別席使用規則……………八
- 広島市競輪競馬特別会計規則の一部改正……………八

●告示

- 建築基準法に基く公開聴聞について……………八
- 第十三回仮換地予定地指定取消及び第四十三回仮換地予定地変更指定第四十五回仮換地予定地変更指定中未発表のもの発表について……………九
- 昭和二十九年年度固定資産税第一期の納期限の変更について……………九
- 出納事務の委任について……………九
- 建築基準法に基く公開聴聞について……………九

定例市議会の招集について……………九

●訓令

広島市役所出張所処務規程の一部改正……………二〇

●教育委員会事項

- 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正……………二〇
- 広島市教育委員会事務局課長専決規程の一部改正……………二〇
- 館長事務決裁規程の一部改正……………二〇

●公安委員会事項

- 道路交通取締法及び道路交通取締法施行令による道路の交通に関する必要な制限(昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号)の一部改正……………二二

●辞令

出張所所管区別入口及び世帯状況について……………二五

●雑報

戸籍上の市勢について……………二五

●規則

広島市定期家畜市場業務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十二号の二
広島市定期家畜市場業務規則の一部を改正する規則
広島市定期家畜市場業務規則(昭和二十八年広島市規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条中「三十円」を「四十円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市共済組合条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十二号の三
広島市共済組合条例施行細則の一部を改正する規則
広島市共済組合条例施行細則(昭和二十四年四月三十日広島市規則第十二号の二)の一部を次のように改正する。

第七章第七十八条の次に次の一章を加える。

第八章 雑 則

第七十八条の二 事務長又は事務員が故意又は過失によつて組合に損害を与えた場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、理事長は、監事の監査の結果に基づき、期限を定めてその損害を賠償させなければならない。

第七十八条の三 事務長又は事務員として採用された者は、その日から十日以内に身元保証書二通を理事長に提出しなければならない。

2 前項に定めるものの外、事務長及び事務員の身元保証については、市長の事務部に勤務する職員的身元保証の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市共済組合条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十二号の四

広島市共済組合条例施行細則の一部を改正する規則

広島市共済組合条例施行細則(昭和二十四年四月二十日

広島市規則第十二号の二)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 本細則で「遺族」とは、組合員の配偶者、子、父、母、祖父及び祖母で、組合員の死亡当時これより生計を維持し、又はこれと生計を共にした者をいう。

第十九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により同順位の方が数人あるときは、左の順位による。

一 子については、長幼の順による。

二 父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

三 祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

第三十六条次のように改める。

第三十六条 組合員が結婚したときは、結婚祝金として、初婚の場合には二千元、再婚の場合には千円を支給する。

第三十六条の二 組合員が死亡したときは、その遺族に弔慰金として千円を支給する。

第五節 貸付

第三十條 組合は、組合員が疾病、災害等により特に臨時の資金を必要とするときは、その申込により資金の貸

付を行うことができる。

第三十八條 貸付金額は、左の区分による額の範囲内とする。

一 加入期間一年以上三年未満の者 五千元

二 加入期間三年以上の者 一万元

第三十九條 貸付金は、貸付の翌月から十箇月以内に第四十一条の規定により算定した手数料とともに毎月割で償還しなければならない。

2 貸付金は、前項の規定によつて償還する場合の外、その残額の全部又は一部を手数料とともに臨時償還することができる。

第四十條 貸付を受けた者が償還を完了しないで組合員の資格を失つたときは、前条第一項の規定にかかわらず、直ちに未償還金及び手数料を償還しなければならない。

第四十一條 貸付金に対する手数料は、一箇月一分とする。

2 月の途中で貸付を受けたもの手数料は、その日が月の十五日までのときは一箇月分、十六日以後のときは半箇月分として計算する。

3 月の途中で償還するもの手数料は、その日が月の十五日までのときは半箇月分、十六日以後のときは一箇月として計算する。

4 手数料に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第四十二條 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人と連署した申込書を所属課の評議員の確認を経て理事長に提出しなければならない。

第四十三條 連帯保証人は、組合員たる期間二年以上の組合員で、且つ、この貸付に關し二件以上の連帯保証人となつていない者であつて、理事長が適当と認めるものなければならない。

第四十四條 連帯保証人が前条に定める資格を失つたときは、直ちにこれを變更しなければならない。

第四十五條及び第四十六條 削除

第六節 削 除
第四十七條から第五十四條まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に貸付を受けている普通貸付金及び結婚資金の償還等に関しては、なお従前の例による。

昭和二十九年四月二日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十五号

広島市国有財産私下対策委員会規則の一部を改正する規則

昭和二十九年四月二日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十六号

広島市国有財産評価委員会規則の一部を改正する規則

昭和二十九年四月三日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十七号

広島市市有財産評価委員会規則の一部を改正する規則

昭和二十九年四月四日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十八号

広島市市有財産評価委員会規則の一部を改正する規則

昭和二十九年四月四日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十九号

広島市市有財産評価委員会規則の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年四月二十六日
広島市長 浜井信三

広島市規則第三十七号

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

広島市公印保管使用規則(昭和二十七年広島市規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「出張所長」を「東京事務所所長及び出張所長」に改める。

第四条中「出張所」を「東京事務所及び出張所」に改める。

別表中局長印の項の次に次の一項を加える。

東京事務所 所長印	一〇〇二	てん替	方二五	東京事務所 文書	東京事務所所長名 をもつて差する	木印	一
--------------	------	-----	-----	-------------	---------------------	----	---

別表公印のひな形中(向)の次に次のように加える。

一〇〇二

広島市
東京事務所
所長之印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月一日

広島市規則第三十八号

広島市長 浜井信三

広島市保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十五年四月四日広島市規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める

第一条 広島市保健所使用料及び手数料条例(昭和二十五年四月四日広島市条例第六号)第二条に規定する使用料及び手数料の額は、左の通りとする。

一 使用料

区 分

薬劑料、手術料
処置料及び注射
料

試薬品料

エックス線

写 真 料

大 陸 版

四 っ 切

六 っ 切

八 っ 切

階科用標準型

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

撮 影 接 撮

区 分	単 位	使 用 料 の 額
大陸版	フィルム一枚につき	五百円
四っ切	フィルム一枚につき	四百五十円
六っ切	フィルム一枚につき	四百円
八っ切	フィルム一枚につき	三百五十円
階科用標準型	一枚につき	二百五十円
撮影接撮	一枚につき	二百円
撮影接撮	一枚につき	九十円
撮影接撮	一枚につき	三十円
撮影接撮	一枚につき	二十円
撮影接撮	一枚につき	十円
撮影接撮	一枚につき	五円
撮影接撮	一枚につき	四円
撮影接撮	一枚につき	三円
撮影接撮	一枚につき	二円
撮影接撮	一枚につき	一円

健康保険法及び船員保険法の規則による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号)に規定する額の百分の八十に相当する額

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

一 集 団

広島市失業対策委員会を委嘱する
 技術職員 尾島英之
 九級六号給を給する
 願により本職を免ずる
 技術職員 信原潮一郎
 建設局東部復興事務所庶務課勤務を命ずる
 波多野要蔵
 広島市護国神社建設対策委員会委員を解く
 西本寿一
 広島市護国神社建設対策委員会委員を委嘱する
 助役 高山一三
 事務職員 江口正松
 技術職員 寺西芳雄
 消防職員 石井博
 広島市吏員退職料等審議会委員を命ずる
 市議會議員 大横田義雄
 (各通) 三宅峯吉
 広島市吏員退職料等審議会幹事を命ずる
 事務職員 石田貞夫
 広島市吏員退職料等審議会書記を命ずる
 (以上四月十六日)
 事務職員 伊藤 瞭
 地方公務員法第二十八條第二項第二号により休職を命ずる
 一般職の職員に給する条例第十三條の二第四項により給する扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十を支給する
 (四月十七日)

(各通) 技術職員 甲斐太郎
 広島市職員考査委員会臨時委員を命ずる
 (以上四月二十二日)
 事務職員 永井要
 願により本職を免ずる
 事務職員 河村正三
 広島市出納員を命ずる
 (以上四月二十四日)
 事務職員 小林 肇
 総務局財務課財務係長事務取扱を免ずる
 事務職員 木村俊雄
 東保健所衛生課長を命ずる
 事務職員 宮本 勇
 厚生局社会課庶務係長を命ずる
 事務職員 山野治
 東保健所総務課庶務係長を命ずる
 技術職員 原田 寿
 社会保険広島市民病院勤務を命ずる
 事務職員 竹原 白
 総務局財務課勤務を命ずる
 事務職員 片山勉
 厚生局社会課勤務を命ずる
 事務職員 三宅繁美
 厚生局労働課勤務を命ずる
 事務職員 中谷法見
 広島市事務改善委員会幹事を命ずる
 (以上四月二十六日)
 事務職員 宮本 勇
 広島市技術職員に任命する
 技術に補する
 八級二号給を給する
 社会保険広島市民病院勤務を命ずる
 (四月二十八日)
 事務職員 吉村 栄

五級特に九、六〇〇円を給する
 願により本職を免ずる
 技術職員 高田 文人
 七級七号給を給する
 願により本職を免ずる
 事務職員 宮本 正義
 願により本職を免ずる
 技術職員 藤井 浩
 九級三号給を給する
 願により本職を免ずる
 (各通) 事務職員 小石 林 延
 小田 林 夫 恩
 向井 貞 三
 真木 賢 三
 山 路 監
 広島市共済組合理事に選任する
 事務職員 山 路 監
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により六箇月間休職を命ずる
 (以上四月三十日)
 事務職員 小林 整
 広島市出納員を命ずる
 (五月一日)
 事務職員 小 林 整
 (各通) 助役 坂田 修一
 事務職員 丹羽 八郎
 市議會議員 木村 智
 広島市生活保護対策委員会委員を委嘱する
 (各通) 事務職員 永田 百太郎
 山田 辰 男
 伊藤 忠 男
 坂田 修 一

区 分	単 位	手 数 料 の 額	二 手 数 料	
			透 視	エックス線
処方箋料	一通につき	四十円		
普通診断書料	〃	四十円		
特別診断書料	〃	八十円		
証明書料	〃	三十円		
試験成績書原本料	〃	三十円		
三 試験検査手数料				
血清学的検査				
イ ウィルダール氏反応検査	一件につき	二十円		
ロ ワイルフェリツクス氏反応検査	〃	二十円		
ハ 梅毒血液反応検査	〃	二十円		
補体結合反応検査	〃	七十円		
沈降反応検査	〃	十五円		
赤血球沈降速度測定			一般 三十円	小、中学校集団 五十円
皮膚内反応検査			一般 五十円	小、中学校集団 五十円
血 清 学 的 検 査			一般 三十円	小、中学校集団 二十円

検 査 名	検 査 手 法	検 査 費	二 手 数 料	
			透 視	エックス線
細菌学的頭微鏡検査				
イ 普通染色によるもの				
ロ 特殊染色によるもの				
イ 尿尿培養検査				
ロ 血液培養検査				
ハ 結核菌培養検査				
ニ 耐性試験				
ホ 胆汁培養検査				
ヘ その他の培養検査				
イ 直接鏡検査によるもの				
ロ 集卵法によるもの				
寄生虫卵検査				
原虫類頭微鏡検査				
動物実験				
臨床検査				
イ 血液計算(赤血球及び白血球)				
ロ 血色素測定				
ハ 血液像検査				
ニ 潜血反応検査				

検査	食品衛生試験	病理組織学的検査	手数料										
			イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	
(一) 合成保存料(防腐剤)の有無試験	(一) 定量分析	イ 診断	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	五十円
(二) 合成着色料の有無試験	(二) 定量分析	ロ 診断	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(三) 合成漂白剤の有無試験	(三) 定量分析	イ 診断	イ 共通項目	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(四) 合成調味料の有無試験	(四) 定量分析	ロ 診断	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(五) 合成着色料の有無試験	(五) 定量分析	イ 診断	イ 共通項目	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(六) 合成漂白剤の有無試験	(六) 定量分析	ロ 診断	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(七) 合成調味料の有無試験	(七) 定量分析	イ 診断	イ 共通項目	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(八) その他の添加物	(八) 定量分析	ロ 診断	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)

検査	手数料	手数料の額	手数料										
			イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	
(一) 有害金属の有無試験	八十円	八十円	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	三十円
(二) 清涼飲料水及びその原料並びに保存飲料水及びその原料の規格試験	三百円	三百円	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(三) 乳製品の規格試験	三百円	三百円	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円
(四) はちみつ乳飲料の細菌検査	三百円	三百円	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(五) 衛生上害否試験	三百円	三百円	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円
(六) 市乳の規格試験	三百円	三百円	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(七) 生乳の規格試験	三百円	三百円	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円
(八) 酒類(酒類)の純アルコール含量比	三百円	三百円	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(九) メチルアルコール含量比	三百円	三百円	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円
(十) 細菌学的検査	三百円	三百円	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	(含有成分中の一成分についての検査は、百五十円とし、成分を増すごとに百円を加算する)
(十一) ビタミン定量	三百円	三百円	イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円

検査	手数料	手数料の額	手数料										
			イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	
血清学的検査	二十円	二十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
皮膚反応検査	二十円	二十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
赤血球沈降速度測定	二十円	二十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
三 試験検査手数料	二十円	二十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
透視	二十円	二十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
証明書料	三十円	三十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
特別診断書料	四十円	四十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
普通診断書料	四十円	四十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
処方箋料	四十円	四十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円
試験成績書料	三十円	三十円	イ ウイルダール氏反応検査	ロ ワイルフェリックス氏反応検査	ハ 梅毒血液反応検査	ニ 補体結合反応検査	ヒ 沈降反応検査	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	二十円	二十円

検査	手数料	手数料の額	手数料										
			イ 共通項目	ロ 診断	ハ 血液型検査	ニ 尿化学検査	ヒ 定性	ヘ 定量	ト 直接鏡検査	チ 培養検査	リ 滲出液穿刺液検査	ホ 血液型検査	
細菌学的検査	二十円	二十円	イ 普通染色によるもの	ロ 特殊染色によるもの	ハ 尿尿培養検査	ニ 血液培養検査	ヒ 結核菌培養検査	ト 耐性試験	チ 胆汁培養検査	リ その他の培養検査	ホ 血液培養検査	二十円	二十円
頭微鏡検査	三十円	三十円	イ 普通染色によるもの	ロ 特殊染色によるもの	ハ 尿尿培養検査	ニ 血液培養検査	ヒ 結核菌培養検査	ト 耐性試験	チ 胆汁培養検査	リ その他の培養検査	ホ 血液培養検査	二十円	二十円
寄生虫卵検査	五十円	五十円	イ 直接鏡検査によるもの	ロ 集卵法によるもの	ハ 尿尿培養検査	ニ 血液培養検査	ヒ 結核菌培養検査	ト 耐性試験	チ 胆汁培養検査	リ その他の培養検査	ホ 血液培養検査	二十円	二十円
動物実験	四十円	四十円	イ 直接鏡検査によるもの	ロ 集卵法によるもの	ハ 尿尿培養検査	ニ 血液培養検査	ヒ 結核菌培養検査	ト 耐性試験	チ 胆汁培養検査	リ その他の培養検査	ホ 血液培養検査	二十円	二十円
臨床検査	三十円	三十円	イ 血液計算(赤血球及び白血球)	ロ 血色素測定	ハ 血液像検査	ニ 潜血反応検査	ト 耐性試験	チ 胆汁培養検査	リ その他の培養検査	ホ 血液培養検査	二十円	二十円	二十円
原虫類顕微鏡検査	四十円	四十円	イ 血液計算(赤血球及び白血球)	ロ 血色素測定	ハ 血液像検査	ニ 潜血反応検査	ト 耐性試験	チ 胆汁培養検査	リ その他の培養検査	ホ 血液培養検査	二十円	二十円	二十円

ニ 空气中の一酸化炭素定量	二百円
ホ 照度測定	五十円
ヘ カタ寒暖計による検査	五十円
ト 下水又は排水試験	千円
チ 水槽便所放流汚水試験	千円
リ その他の試験	実費
イ 公定書適合試験	五百円
ロ 公定書各条項試験	千円
ハ 注射薬等特殊試験	実費
ニ 衛生上害否試験	三百円
ホ 効力試験又はこれに類する試験	千円
ハ 医療用具の規格試験	四百円
ト 融点測定	百円
チ 比重測定	百円
リ 硫酸価、沃度価又は酸化価の試験	百円

医薬品、用具、化粧品、毒物劇物、農薬その他、化学薬品及びこれらの原料の試験検査

ハ びん詰、かん詰	三十円
(一) 真空度検査	二百円
(二) 微生物学的検査	二百五十円
ト 肉類及び肉製品	二百五十円
(一) 化学的検査	三百円
(二) 防腐剤の鑑定	二百五十円
(三) 肉類の鑑別	二百五十円
チ 魚介類及び加工水産食品	二百五十円
(一) 化学的検査	三百円
(二) 防腐剤の鑑定	二百五十円
リ 冷凍乳菓及び氷菓子	二百五十円
(一) 規格試験	実費
ヌ 食品の動物試験	実費
ル 飲食関係器具及び容器、包装	二百円
(一) 細菌学的検査	四百円
(二) 衛生上害否試験	四百円
(三) 規格試験	五百円
ヲ おもちゃ類	二百円
(一) 細菌学的検査	三百円
(二) 衛生上害否試験	三百円
(三) 規格試験	五百円
ワ 添加物規格試験	五百円

ニ 油分測定	百円
ル 乾燥減失量測定	百円
ヲ 微量水分定量	百円
ワ 灰分又はエキスの試験	百円
カ 抗生剤効力試験	二百円
ヨ 定性分析	五百円
タ 定量分析	千円
レ 生薬の鑑別	試験検査手数料を基準として定める額

四 前号に掲げる以外の試験検査手数料
健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号)に規定のあるものについては、その規定する額の百分の八十に相当する額、規定のないものについては、前号の試験検査手数料を基準として定める額

五 予防接種手数料

区	単位	手数料の額
B、C、G 接種	一件につき	二十円
小、中学校集団	集団	十五円

カ 水及び氷雪飲料適合試験	二百五十円
(一) 化学試験	百五十円
(2) 細菌試験	二百円
(二) 原料用水適合試験	三百五十円
(三) 氷雪の規格試験	五百円
四 細菌学的試験又は水中微生物検査	二百円
五 定性分析	五百円
六 定量分析	千円
イ 温泉適合試験(ラドン測定を除く。)	四百円
ロ ラドン測定	五百円
ハ 定量分析	千円
(一) 小折	実費
(二) その他	費
イ 空气中の炭酸ガス定量	二百円
ロ 空气中の塵埃検査	二百円
ハ 空气中の細菌検査	二百円

(含有成分中の一成分について)の検査は、百五十円とし、一成分を増すごとに百円を加算する。

(含有成分中の一成分について)の検査は、百五十円とし、一成分を増すごとに百円を加算する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市競輪場内特別席使用規則をここに公布する。

昭和二十九年五月四日
廣島市長 浜井信三

廣島市競輪場内特別席使用規則
廣島市規則第三十九号

第一条 この規則は、廣島市競輪条例（昭和二十七年廣島市条例第六十四号）第八條の規定に基き、本市競輪場内の特別席の使用について定めることを目的とする。

第二条 特別席使用料を納付した者に対しては、別記様式による特別席使用券（以下「使用券」という。）を交付する。

第三条 使用券は、本符及び原符に分け、本符は、使用者に交付し、原符は、市において保存するものとする。

2 本符及び原符には、それぞれ発行者名及び印、指定番号、使用月日を示すに足る文字、使用料金額並びに通し番号を記載するものとする。

3 使用券で前項に定める文字及び通し番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは、無効とする。

附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月十日から適用する。

別記様式

指定番号	第	号
使用月日	月	日
使用料金	金	円

右領収致しました。

昭和 年 月 日

廣島市競輪馬特別会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月四日
廣島市長 浜井信三

廣島市規則第四十号
廣島市競輪馬特別会計規則（昭和二十八年廣島市規則第十号）の一部を次ように改正する。

第八条中「入場券」の下に、「特別席使用券」を加える。

第十条第一号中「入場券」の下に、「特別席使用券」を加え、同条第四号イ中「入場券」の下に、「特別席使用券」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月十日から適用する。

使用者	出納員 氏 名
特別席使用原票	No. 1 No. 1
指定番号	第 号
使用月日	月 日
使用料金	金 円
出納員	氏 名

廣島市建設局東部復興事務所
廣島市基町一番地

廣島市告示第六十四号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九條第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年四月六日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年四月十九日午後十時
廣島市国泰寺町三九番地

二 開催場所 廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市基町一番地
星野貞夫

四 申請者氏名 廣島市基町一番地
給油場（移動槽一基）容量四〇〇リットル

五 建築場所 住居地域

六 用途概要 当該建築物は建築基準法第四十九條第一項（別表第一）項第一号（は）項第二号（の）の建築制限に該当するものであるが、同条但書の規定により許可しようとするによる。

七 地域 住居地域

八 理由 廣島市基町三九番地

九 招集日時 昭和二十九年四月十九日午後二時
廣島市国泰寺町三九番地

一〇 招集場所 廣島市庁舎内市長公室

一一 申請者住所 廣島市己斐町三四五―一三番地
杉村政太郎

一二 申請者氏名 廣島市庚午北町二丁目二八番地
給油場（移動槽一基）容量六〇〇リットル

一三 建築場所 住居地域

一四 用途概要 同上

一五 地域 住居地域

八 理由 当該建築物は建築基準法第四十九條第一項（別表第一）項第一号（は）項第二号（の）の建築制限に該当するものであるが、同条但書の規定により許可しようとするによる。

廣島市告示第六十五号
昭和二十九年四月二十日
廣島市長 浜井信三

第十三回仮換地予定地指定取消及び第四十三回仮換地予定地変更指定第四十五回仮換地予定地変更指定中未発表のもの発表について

一 仮換地予定地指定取消
廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴い決定した左記仮換地予定地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所へ、詳細承知されたい。

二 仮換地予定地変更指定
〇一五六プロック大画地 廣島市

一 廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が変更決定したから、関係者は、東部復興事務所へ詳細承知されたい。

2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出された。

3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所へ協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行されたい。

4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他

廣島市告示第六十六号
廣島市告示第六十七号

廣島市収入役の権限に属する事務のうち、廣島市東保健所における廣島市保健所使用料及び手数料の収納並びに廣島市収入証紙発給に伴う現金の収納事務を、廣島市東保健所に勤務する出納員河村正三に委任させた。

廣島市長 浜井信三

他の権利については、追つて指定する。

記

1 第四十三回仮換地予定地変更指定	土地名	所在地	土地所有者
東千田町	三九九ノ一外一筆	長見弥都	外一名
東千田町	四四六ノ四外一筆	懸川武雄	
2 第四十五回仮換地予定地変更指定	土地名	所在地	土地所有者
台屋町	一八ノ一外一筆	米金シズコ	
京橋町	四二ノ一外一筆	大和毛織株式会社	

関係図書閲覧場所
廣島市基町一番地
廣島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第六十六号
廣島市告示第六十七号

廣島市収入役の権限に属する事務のうち、廣島市東保健所における廣島市保健所使用料及び手数料の収納並びに廣島市収入証紙発給に伴う現金の収納事務を、廣島市東保健所に勤務する出納員河村正三に委任させた。

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第六十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九條第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四條第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年五月十一日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年五月十四日
廣島市国泰寺町三九番地

二 開催場所 廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市古田町高須一四二番地
西 義美

四 申請者氏名 廣島市庚午北町四丁目四六番地
石油貯蔵庫、容量 ガソリン五、〇〇〇リットル 軽油三、〇〇〇リットル

五 建築場所 木造平家延面積七九、二平方メートル

六 用途概要 住居地域

七 地域 住居地域

八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九條第一項（別表第一）項第一号（は）項第二号（の）の建築制限に該当するものであるが、同条但書の規定により許可しようとするによる。

九 招集日時 昭和二十九年五月十四日
廣島市長 浜井信三

一〇 招集場所 廣島市庁舎内市長公室

一一 申請者住所 廣島市古田町高須一四二番地
西 義美

一二 申請者氏名 廣島市庚午北町四丁目四六番地
石油貯蔵庫、容量 ガソリン五、〇〇〇リットル 軽油三、〇〇〇リットル

一三 建築場所 木造平家延面積七九、二平方メートル

一四 用途概要 住居地域

一五 地域 住居地域

一六 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九條第一項（別表第一）項第一号（は）項第二号（の）の建築制限に該当するものであるが、同条但書の規定により許可しようとするによる。

訓 令

廣島市訓令第十二号

廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月一日 廣島市長 浜井信三

- 第三条庶務係の事務分掌中第十号を第十四号とし、第九号の次に次の四号を加える。
十 市営住宅家賃の徴収に関する事。
十一 市営住宅入居者の異動に関する事。
十二 市営住宅破損報告書の受付に関する事。
十三 市営住宅不正入居及び市営住宅敷地内不正建築の取締に関する事。

教育委員会事項

廣島市教育委員会、事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月二十日 廣島市教育委員会 委員長 吉中良雄

廣島市教育委員会規則第五号
廣島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

廣島市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和二十六年二月一日教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第一条中總務課の「調査統計係」を削り、社会教育課の係を次のように改める。
庶務係、社会教育係、文化係
第二条中「総務課調査統計係」を削る。

同条中總務課事務係の事務分掌の第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同条の次に次の四号を加える。
九 教育に関する調査研究並びに統計の整備に関する事
十 教育資料の出版普及及び広報に関する事
十一 児童及び生徒の就学、入学及び転学に関する事
十二 通学区域に関する事
同条中社会教育課の係の事務と分掌を次のように改める。
庶務係
一 社会教育施設の建設並びに設置及び管理に関する事
二 社会教育関係団体に関する事
三 社会教育委員会に関する事
四 文化財保護に関する事
五 課内庶務に関する事
社会教育係
一 公民教育に関する事
二 婦人教育に関する事
三 職業教育に関する事
四 青少年団体の育成指導に関する事
五 児童及び生徒の校外指導に関する事
六 その他社会教育強化に関する事
文化係
一 視覚聴覚教育及び科学教育に関する事
二 美術、演劇、音楽その他芸術教養の普及向上に関する事
三 ユネスコ活動及び民間のユネスコ活動の助成に関する事
四 青少年に関する諸行事の開催に関する事
五 展示資料、出版、世論調査に関する事
六 各種文化団体に関する事
七 その他市民文化に関する事
附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市教育委員会訓令第一号
廣島市教育委員会事務局局長専決規程(昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正し、昭和二十九年四月二日から適用する。
昭和二十九年四月十五日 廣島市教育長 宮川造六
第二条第七号を第九号とし、同条同号の前に次の一号を加える。
八 一件十万円未満の工事の施行同に関する事。
第二条第一号を第二号とし、以下第六号まで一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。
一 所属臨時雇員の任免、賞罰、服務、給与、公傷認定等に関する事。
第二条第三号中「係長」の下に「又は主任」を加える。
第五条第一号及び第三号を削り、第二号を第一号とし、第四号を第二号とし、以下二号ずつ繰り上げる。
第六条第二号中「及び公民館」を「、公民館及び児童文化会館」に改める。
第七条を第八号とし、第六号の次に次の一条を加える。
第七条 体育課長は、次に掲げる事項を専決する。
一 体育施設の使用に関する事。
廣島市教育委員会訓令第二号
館長専決規程(昭和二十七年十一月一日教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正し、昭和二十九年四月一日から適用する。
昭和二十九年四月十五日 廣島市教育長 宮川造六
第一条中「及び中央公民館」を「、中央公民館及び児童文化会館」に改める。
第三条第十号中「(中央公民館を除く。)」を削り、同条第十一号中「及び児童児童図書館長」を「、児童児童図書館長及び児童文化会館長」に改める。

公安委員会事項

廣島市公安委員会告示第三号

道路交通取締法及び道路交通取締法施行令による道路の交通に関する必要な制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月十七日

- 六の次に次のように一項を加える。
七 法第十四条第三項による自動車の右折内小回りの交差点を指定する場所
一 廣島市基町一番地々先紙屋町交差点
附則
この告示は、公布の日から施行する。

辞 令

(市長の事務部屋)

- 助 役 高山修一
事務吏員 坂田松芳
技術吏員 江口松芳
消防吏員 佐々木博

廣島市町界町名番整理審議会委員を命ずる

- 西山本三喜
山本圭三
小野恒造
宮川徳一
西村徳一
平井憲太郎
大野合太郎
格井保治郎
中井保治郎
林村興一郎

(各通)

- 寺田坂三 友
荒木武豊
池永清
松谷徳
津賀春
木村智
網本芳
田中睦
鈴木三
中下勝
堀江守
宮本正夫
土岡恵一
任都栗一
大横北
吉本義夫
八百千頭
赤井喜一
西本吉
岩井常吉
田頭新太郎
池田新太郎
世田喜平
伊藤忠男
町井茂
藤井剛
山本定一
山本定一
小坂来兵衛
後藤来兵衛
小坂来兵衛
藤井来兵衛
高木正一
下村彦一

(各通)

- 灰谷富士人
事務吏員 和田石五郎
技術吏員 勝原三
事務吏員 正田四三
森弘助
徳永健三
向井一
桑崎幸三
寺崎幸三
住田春男
本永教恵

(各通)

- 廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島県技術吏員 西木春雄
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島県技術吏員 小久秋男

(各通)

- 廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島県技術吏員 尾原良三郎
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島県技術吏員 北野満

(各通)

- 廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる

(各通)

- 廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる
廣島市町界町名番整理審議会幹事を命ずる

廣島市失業対策委員会委員を委嘱する
 九級六号給を給する
 願により本職を免ずる
 (各通)
 建設局東部復興事務所庶務課勤務を命ずる
 廣島市護国神社建設対策委員会委員を解く
 廣島市護国神社建設対策委員会委員を委嘱する
 (各通)
 助役 高口山一
 事務吏員 江口正松 芳三
 技術吏員 寺西正雄 博
 消防吏員 石井博
 廣島市吏員退職料等審議会委員を命ずる
 市議會議員 大横田 義雄
 三宅 崇吉
 鈴木 一貢
 吉本 一
 杉村 政太郎
 廣島市吏員退職料等審議会幹事を命ずる
 事務吏員 石田 貞夫
 廣島市吏員退職料等審議会幹事を命ずる
 (以上四月十六日)
 事務吏員 伊藤 謙
 地方公務員法第二十八條第二項第二号により休職を命ずる
 一般職の職員に給する条例第十三条の二第四項により給料扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十を支給する
 (四月十七日)

土岡 喜代一
 尾島 英之
 信原 潮一郎
 金河 東伯
 小堀 義則
 波多野 要藏
 西本 寿一
 高口 山一
 江口 正松 芳三
 寺西 正雄 博
 石井 博
 大横田 義雄
 三宅 崇吉
 鈴木 一貢
 吉本 一
 杉村 政太郎
 石田 貞夫
 伊藤 謙
 (各通)
 技術吏員 甲斐 太郎
 事務吏員 永井 要
 廣島市職員考査委員会臨時委員を命ずる
 (以上四月二十二日)
 事務吏員 豊岡 三三
 願により本職を免ずる
 廣島市出納員を命ずる
 (以上四月二十四日)
 事務吏員 小林 肇
 總務局財務課係長事務取扱を免ずる
 技術吏員 木村 俊雄
 事務吏員 宮本 勇
 山野 忠治
 原田 寿
 竹原 白
 廣島市技術吏員に任命する
 技師に補する
 八級二号給を給する
 社会保険廣島市民病院勤務を命ずる
 (四月二十八日)
 事務吏員 吉村 榮

五級特に九、六〇〇円を給する
 願により本職を免ずる
 七級七号給を給する
 願により本職を免ずる
 願により本職を免ずる
 九級三号給を給する
 願により本職を免ずる
 (各通)
 廣島市共済組合理事に選任する
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により六箇月間休職を命ずる
 一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により六箇月間給料扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
 (以上四月三十日)
 事務吏員 小林 整
 廣島市出納員を命ずる
 (五月一日)
 (各通)
 助役 坂田 修一
 事務吏員 丹羽 八郎
 市議會議員 木村 智
 永田 百太郎
 山田 辰男
 伊藤 忠男
 廣島市生活保護対策委員会委員を委嘱する
 助役 坂田 修一
 事務吏員 丹羽 八郎
 市議會議員 木村 智
 永田 百太郎
 山田 辰男
 伊藤 忠男

藤本 初夫
 堀内 竹春
 土岐 八郎
 佐々木 英男
 横山 染水
 村上 幸彦
 森保 秀俊
 廣島市事務改善委員会幹事を命ずる
 事務吏員 森保 秀俊
 廣島市建築審査会書記を免ずる
 事務吏員 陳岡 雅夫
 廣島市建築審査会書記を命ずる
 事務吏員 石田 貞夫
 廣島市固定資産評価補助員を免ずる
 事務吏員 福本 徹夫
 廣島市固定資産評価補助員を命ずる
 事務吏員 向井 一貫夫
 廣島市職員考査委員会委員を免ずる
 事務吏員 石田 貞夫
 廣島市職員考査委員会委員を命ずる
 事務吏員 向井 一貫夫
 廣島市財政調査委員会幹事を命ずる
 事務吏員 原一 法
 廣島市財政調査委員会書記を免ずる
 事務吏員 秋山 福一
 廣島市財政調査委員会書記を命ずる
 事務吏員 石友 務一
 教育委員会事務局事務職員
 廣島市事務吏員に併任する
 廣島市出納員を命ずる
 (各通)
 事務吏員 川本 正爾
 松本 淨真

廣島市環境衛生監視員を免ずる
 事務吏員 岡田 繁
 廣島市伝染病予防吏員を免ずる
 事務吏員 井川 満
 廣島市環境衛生監視員を命ずる
 事務吏員 井川 満
 廣島市医療監視員を命ずる
 事務吏員 竹原 岩白
 廣島市環境衛生監視員を命ずる
 事務吏員 米重 文雄
 廣島市伝染病予防吏員を命ずる
 (以上四月三日)
 事務吏員 伊藤 肇
 厚生局社会課庶務係長を免じ厚生局社会課勤務を命ずる
 (四月九日)
 市議會議員 三宅 春吉
 津賀 一
 榎垣 満
 村田 良一
 堀江 清守
 池永 眞
 松谷 正夫
 宮本 正夫
 大横田 義雄
 田中 睦三
 増村 明一
 吉本 光夫
 猪原 政太郎
 杉野 政太郎
 木野 藤雄
 永田 百太郎
 山田 辰男
 廣島市財政調査委員会委員を解く
 市議會議員 大横田 義雄
 廣島市財政調査委員会委員を命ずる
 事務吏員 小林 肇
 總務局財務課係長事務取扱を免ずる
 技術吏員 木村 俊雄
 事務吏員 宮本 勇
 山野 忠治
 原田 寿
 竹原 白
 廣島市技術吏員に任命する
 技師に補する
 八級二号給を給する
 社会保険廣島市民病院勤務を命ずる
 (四月二十八日)
 事務吏員 吉村 榮

増田 常次郎
 江草 安彦
 高口 山一
 江口 正松 芳三
 佐々木 英男
 和原 石五郎
 勝原 一三
 向井 一貫夫
 宗里 貫三
 宗里 貫三
 松崎 幸助
 寺崎 幸助
 廣島市財産評価委員会常任委員を命ずる
 事務吏員 加藤 政夫
 福本 徹夫
 伴谷 勇夫
 木村 尚文
 奥井 忠太郎
 廣島市有財産評価委員会臨時委員を命ずる
 事務吏員 坂田 修一
 江口 正松 芳三
 丹羽 八郎
 佐々木 英男
 技術吏員 佐々木 英男
 事務吏員 丹羽 八郎
 廣島市失業対策委員会委員を命ずる
 市議會議員 八百頭 夫
 中江 敬
 堀部 守
 新関 貞夫
 宮本 正夫
 廣島市生活保護対策委員会委員を委嘱する
 助役 坂田 修一
 事務吏員 丹羽 八郎
 市議會議員 木村 智
 永田 百太郎
 山田 辰男
 伊藤 忠男

◎昭和28年度第2回広島市水道事業の業務状況

広島市告示第74号の2

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の規定に基づき、昭和28年10月1日から昭和29年3月31日までの広島市水道事業の「業務状況」を次のように公表する。

昭和29年5月30日

広島市長 濱井信三

(目次)

まえがき	1
第1 概況	1
第2 工事	2
第3 業務	3
第4 会計	3
第5 附帯事業	4
あとがき	4
附属諸表	4
第1 広島市水道事業会計予算執行状況調書	4
第2 昭和28年度広島市水道事業見込損益計算書	6
第3 昭和28年度末広島市水道事業見込貸借対照表	7

まえがき

ここに、昭和28年度第2回本市水道事業の業務状況を公表いたします。今回は、昨年10月1日より本年3月31日までの業務状況を説明し、市民各位に水道事業経営の現状を十分認識していただくとともに、水道事業本来の存立目的達成のため、今後一層の御理解と御協力を御願いする次第であります。

第1 概況

1 総括事項

当期においては、上半期に引き続き、事業の合理化と能率的運営に努め、常に市民各位の福祉の向上発展に意を用い、給水の万全を期して参りました。

事業の運営にあつては、政府の緊縮財政政策或は貿易の不振等による影響により起債枠の減少、諸物価の高騰等の経済的悪条件にもかかわらず、現行料金による増収、経費の節減、その他収入の確保に努め、6ヶ年継続事業である第四期水道拡張事業の所定の工事をい行、市内給水不良地域に対する配水管の増設、区調整理事業に伴う配水管の移設、一昨年発生のスー台風により与けた被害箇所の恒久復旧工事の完成をみ、又漏水防止、濫用取締の強化等による無効水量の排除により給水の適正化を図る等維持管理面においても格段の意を用い、着々事業効果をあげてまいりました。

なお、経理の状況は、附属表に示すとおりであります。

2 市議会議決事項

当期中の市議会において、それぞれ次の議案が議決されました。

(1) 昭和28年11月定例会

- 昭和28.12.4 第119号議案 第2号薬品沈澱池築造工事請負契約締結の同意について
- 28.12.4 第117号議案 取水枠復旧工事請負契約締結の同意について
- 28.12.22 第133号議案 昭和28年度広島市水道事業会計追加更正予算
- 28.12.23 第122号議案 広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市報

(号外)

発行
昭和29年5月30日
(水曜日)

電話
 中中中中中中中中
 五三二二二二二二二二
 四二二二二二二二二二
 (総務局) (秘書室) (市会) (代表)
 局収計書事 (代表)
 総務局 課課課課局

発行所

広島市

役所

中中中中中中中中
 二二二二二二二二二二
 五三二二二二二二二二
 (工中舟市保勞
 輸去央人民
 馬指卸 健政
 事導市 病病
 務導市 務務
 所所場院院所課
 西西西中中西
 三三三三三三三三
 五五五五五五五五
 中児消警水東
 央童 察 復
 公化防 道
 民会 本 興
 館館局部局所

配水管(50~200耗)移設工事	市内一円	布設延長 撤去延長	2,738米 497米	竣功
------------------	------	--------------	----------------	----

3 保存工事の概況

(1) 原水及び浄水設備補修工事				竣功
原取水場補助取水栓復旧工事 外5件				
(2) 配水設備補修工事				
西白島町配水管布設替工事外4件	布設 撤去	100耗 〃	延長 〃 415米 38.5米	竣功
配水管破裂修理	1270件			
(3) その他の補修工事				
浄水場ポンプ室その他補修工事 外3件				竣功
(4) 量水器補修取替	414件			
(5) 漏水防止				
各戸水栓の漏水調査及び防止	1日 平均 66件			

第3 業務

当期中又は当期末の業務量は、次のとおりであります。

1 業務量

配水量 (28.10.1~29.3.31)	13,966,451立方メートル
給水戸数 (29.3.31)	1,60,450戸
給水人口 (〃)	273,664人
水道料金徴収件数 (28.10.1~29.3.31)	調定 167,603件
	収入 191,196件

第4 会計

1 重要契約の要旨

市議会の議決を経た工事請負契約を、次のとおり締結いたしました。

契約事項	契約の方法	契約年月日	契約金額	契約の相手方	備考
取水栓復旧工事	指名競走入札	昭和28.10.31	10,940,000円	株式会社武田組広島営業所 取締役社長武田殿	
栄橋水管橋復旧工事	〃	〃29.1.8	7,600,000	日産建設株式会社広島支店 支店長武藤幸一	
第2号薬品沈澱池築造工事	〃	〃29.3.2	27,800,000	株式会社砂原組 取締役社長砂原格	

2 資産、企業債、一時借入金の概況

資産、企業債及び一時借入金の当期末現在高及び当期中の状況は、次のとおりであります。

(1) 資産の現在高及び増減状況調

- (2) 昭和29年3月定例会議案
昭和29.3.10第152号議案 栄橋水管橋復旧工事請負契約締結の承認について
〃 29.3.31第33号議案 昭和29年度広島市水道事業会計予算
〃 29.3.31第34号議案 昭和29年度広島市水道事業会計公債方法

(3) 職員に関する事項

当期末日における職員の実員数は、次のとおりであります。

事務吏員	40名	} 352名
技術吏員	58〃	
その他の職員	254〃	
臨時職員	102名	

なお、昭和28年12月23日定数条例の改正により、定数269名が400名となりました。

第2 工事

当期中に施行した主要工事の概況は、次のとおりであります。

1 建設工事の概況

(1) 第四期水道拡張工事		
ポラス混泥土実験設備工事	水槽、箱、簾一式 ポラスコンクリート版一式	昭和28.12.10竣功
薬品溶解室新築工事	鉄筋コンクリート2階建、建坪25.5坪	〃29.2.10〃
薬品溶解室電気設備工事	薬品溶解室、受電、変電、配電一式	〃29.2.15〃
各種攪拌機及び注入機製作並びに据付工事		〃29.3.15〃
第2号薬品沈澱池築造工事	鉄混コンクリート造 混和池 長18.7米 巾16.1米 深3.55米 沈澱池 長74米 巾18米 深3.5米	〃29.3.30〃
第2号薬品沈澱池緩速攪拌機製作並びに据付工事		〃29.3.30〃
(2) 配水管増設工事		
配水管(75~250耗)布設工事	市内給水不良地域 延長5,258米	竣功
(3) その他の新設工事		
大口径量水器試験装置新設工事 外4件		竣功

2 改良工事の概況

(1) 復興事業		
配水管(100~450耗)移設工事	市内一円 布設延長 7,858米 撤去延長 3,429米	竣功
(2) 災害による施設復旧工事		
取水栓復旧工事	取水栓砂利詰替 延長 121米	昭和29.3.30竣功
祇園取水場河床整理並びに取水栓集水井排砂工事	河床整理 3,550平米 排砂 387米	〃29.3.31〃
牛田浄水場建物補修工事		〃29.3.30〃
栄橋水管橋復旧工事		〃29.3.30〃
(3) 太田川改修関連配水設備工事		
中央橋、南三條橋間配水本管布設替工事外6件	口径 50~350耗 布設延長 3,032米 撤去延長 1,966米	竣功
(4) 認証外配水管移設工事		

款	項	予		算		額		計	A + B	予算との増減	予算に対する%	備考
		当初予算額	追加増減額	追加増減額	予備費未用額	円	円					
収入	水道事業収入	207,265,420	8,283,146	—	—	215,548,566	116,183,422	214,550,053	998,513	99.5		
	営業収益	172,885,529	8,279,046	—	—	181,164,575	101,858,053	193,315,515	12,150,940	106.7		
	附帯事業収益	32,154,523	—	—	—	32,154,523	13,743,897	20,383,071	11,771,452	63.4		
	営業外収益	2,225,368	4,100	—	—	2,229,468	581,472	851,467	1,378,001	38.2		
資本収入	資本収入	338,181,400	(26,508,998)	—	—	398,400,646	228,721,690	258,043,228	140,357,418	64.8		
	引継棚卸資産	338,181,400	(26,508,998)	—	—	398,400,646	228,721,690	258,043,228	140,357,418	64.8		
引継棚卸資産	引継棚卸資産	—	22,798,923	—	—	22,798,923	8,338,268	15,758,803	7,040,120	69.1		
	引継棚卸資産	—	22,798,923	—	—	22,798,923	8,338,268	15,758,803	7,040,120	69.1		
合計	合計	545,446,820	(26,508,998)	—	—	636,748,135	353,243,380	488,352,084	148,396,051	76.7		
支出	水道事業費	197,288,390	18,631,766	883,000	—	216,803,156	115,270,649	192,129,023	24,674,133	88.6		
	営業費用	97,233,922	7,767,688	—	—	105,001,610	53,690,692	100,096,506	4,905,104	95.3		
	附帯事業費	32,139,581	—	—	—	32,139,581	11,436,023	19,737,747	12,401,834	61.4		
	一般管理費	55,146,997	7,530,947	883,000	—	63,560,944	41,614,780	57,849,370	5,711,574	91.0		
	営業外費用	12,767,890	3,333,131	—	—	16,101,021	8,529,154	14,445,400	1,655,621	88.7		
	建設改良費	342,041,327	(26,508,998)	—	—	401,210,876	191,096,600	273,359,727	127,851,149	68.1		
	改良費	20,610,969	32,660,551	—	—	25,144,200	13,829,088	24,459,225	684,975	88.3		
	施設費	67,430,358	(1,416,000)	—	—	97,190,678	61,900,620	87,294,656	9,896,022	89.8		
	拡張費	254,000,000	(24,875,998)	—	—	278,875,998	115,366,892	161,605,946	117,270,152	56.0		
	企業債償還金	5,117,103	12,500,000	1,000,000	—	18,617,103	7,250,000	13,367,103	5,250,000	71.8		
企業債償還金	5,117,103	12,500,000	1,000,000	—	18,617,103	7,250,000	13,367,103	5,250,000	71.8			
予備費	1,000,000	1,000,000	—	—	1,000,000	—	—	—	—			
予備費	1,000,000	1,000,000	—	—	1,000,000	—	—	—	—			
合計	合計	545,446,820	(26,508,998)	—	—	636,748,135	313,617,249	478,855,853	157,892,282	75.2		

資産別	現在高	備考
有形固定資産	1,163,315,997円	科目別現在高及び増減状況は、附属表第3水道事業
減価償却引当金	21,708,137	貸借対照表参照
流動資産	88,665,941	
計	1,230,273,801	

(2) 企業債の現在高

目的別	28.10.1現在高	当期中額	当期中額	29.3.31現在高	総額に対する%	備考
第四期水道拡張事業	98,447,527円	115,000,000円	6,593,673円	206,853,854円	70.0%	
戦災復興増補改良事業	57,852,751	—	591,142	57,261,609	19.2	
災害復旧事業	12,300,000	19,000,000	—	31,300,000	10.5	
配水管増設工事	1,500,000	—	—	1,500,000	0.3	
計	170,100,278	134,000,000	7,184,815	296,915,463	100.0	

(3) 一時借入金の現在高

15,000,000円 昭和29.3.31支払資金として広島銀行より借入

第5 附帯事業

1 附帯事業の概況

当期中における附帯事業の概況は、次のとおりであります。

船舶給水件数	岸壁	40件
	運搬	108件
給水工事件数	新設増設	2,925件
	修繕その他	6,902件

あとがき

以上、当期中における水道事業の業務状況を説明いたしましたが、再三申し述べましたごとく、事業の運営にあたっては、経営の基本原則に基き、経営の万全を期してまいつたのであります。

然しながら、昭和26年12月水道料金改正以来今日まで経済情勢の激変による諸物価の高騰、電気料金の値上げ、給与ベース改訂等に伴う物件費及び人件費の増大、加うるに、区画整理に伴う認定外配水管の整備費、給水不良地域への配水管布設費、資産再評価後の減価償却費並びに企業債の元利償還金の増加等、これらに要する経費は、増嵩の一途をたどつております。

これが対策として、既定水道料金による収入増加の確保、経費の重点的使用及び事務的経費の徹底的節約等合理的かつ能率的経営に努めておりますが、現在の収入をもつてしては今後経営の困難が予想されますので、緊急に収入の増加対策を講じなければならない現状であります。

この公表により市民各位に、御批判と御協力を重ねて御願いたします。

附属諸表

第1 広島市水道事業会計予算執行状況調

()内は繰越額を示す

第 3 昭和28年度末広島市水道事業会計見込貸借対照表

(単位円)

昭和29年3月31日見込		
資 産 の 部		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地	29,380,744	
ロ 立木	124,000	
ハ 建物	98,671,181	
ニ 減価償却引当金	1,794,402	96,876,779
ホ 構築物	931,625,546	
ヘ 減価償却引当金	15,019,728	916,605,818
ト 機械及装置	64,058,860	
チ 減価償却引当金	2,369,852	61,689,008
リ 皿水器	17,616,012	
ヌ 減価償却引当金	880,046	16,735,966
ル 車輛運搬具	7,709,366	
オ 減価償却引当金	882,141	6,827,225
カ 器具備品	14,130,288	
キ 減価償却引当金	761,968	13,368,320
固定資産合計		1,141,607,860
2 流動資産		
(1) 現金預金	11,790,279	
(2) 未収入金	32,806,718	
(3) 有価証券	3,635,000	
(4) 貯蔵品	40,397,856	
(5) 仮払金	6,088	
(6) 雑流動資産	30,000	
流動資産合計		88,665,941
資産合計		1,230,273,801
負債の部		
3 流動負債		
(1) 一時借入金	15,000,000	
(2) 未払金	7,235,551	
(3) 未払費用	5,893,148	
(4) 前受金	829,294	
(5) 預り金	999,474	
(6) 預り保証有価証券	3,500,000	
流動負債合計		33,457,567
負債合計		33,457,567

第 2 昭和28年度広島市水道事業見込損益計算書

(単位円)

1 営業収益		
(1) 営業主益	190,862,565	
(2) 営業雑益	2,452,790	193,315,355
2 附帯事業収益		
(1) 船舶給水料	1,677,449	
(2) 給水工費収入	18,705,628	20,383,077
3 営業費用		
(1) 原水費	31,755,294	
(2) 浄水費	44,395,298	
(3) 配水費	22,928,880	
(4) 給水費	10,222,889	
(5) 量水器費	4,464,533	113,766,894
4 附帯事業費		
(1) 船舶給水費	2,816,854	
(2) 給水工事費	16,920,893	19,737,747
営業総利益		80,193,791
5 一般管理費		
(1) 総係費	27,210,439	
(2) 業務費	13,433,542	
(3) 減価償却費	17,531,892	
(4) 棚卸資産減耗費	546,852	58,722,725
営業利益		21,471,066
6 営業外収益		
(1) 受取利息	670,733	
(2) 不用品売却益	2,258,146	
(3) 発生品組替益	3,504,051	
(4) 職員納付金	128,029	
(5) 営業外雑益	52,705	6,613,654
当年度総利益		28,084,730
7 営業外費用		
(1) 支払利息	14,293,585	
(2) 固定資産除却損	15,101,899	
(3) 貸倒償却	433,384	
(4) 不用品売却損	209,020	
(5) 職員納付金	128,029	
(6) 雑損失	23,786	30,189,703
当年度純損失		2,104,973

資 本 の 部

4 資 本 金		
(1) 自己資本金		827,430,336
(2) 借入資本金		
イ 企 業 債	296,915,463	
資 本 金 合 計		1,124,345,799
5 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 建設改良補助金	29,591,000	
ロ 受贈財産評価額	6,571,020	
ハ 工事負担金	18,150,000	
資 本 剰 余 金 合 計		54,312,020
(2) 利益剰余金		
イ 法定積立金	850,000	
ロ 建設改良資金	9,050,214	
ハ 当 年 度 未処分利益剰余金		
繰越利益剰余金 年度未残高	10,363,174	
利 益 剰 余 金 合 計		20,263,388
剰 余 金 合 計		74,575,408
6 欠 損 金		
(1) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金		
当 年 度 純 損 失		2,104,973
資 合 本 計		1,196,816,234
負 債 資 本 合 計		1,230,273,801

広島市報

号外第2号

発行
昭和29年5月31日
(月曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

◎財政事情公表

広島市告示第七十五号

地方自治法第二百四十四条の規定並びに広島市「財政事情」の作成及び公表に関する条例により本市の「財政事情」を次のように公表する。

昭和二十九年五月三十一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市の財政事情

昭和二十八年年度の財政状況

【目 次】

一	まえがき	頁
一	本市財政の動向	一
(一)	昭和二十八年年度各会計予算一覧表	二
(二)	昭和二十八年年度各会計予算概要	三
(三)	昭和二十八年年度各会計収入支出の状況	六
二	市民負担の状況	二
三	財産、公債及び一時借入金金の状況	三
(一)	市有財産	三
(二)	公 債	三
(三)	一時借入金	三
四	むすび	四

ま え が き

前回は、主として昭和二十七年年度の決算について公表いたしましたので、今回は、昭和二十八年年度予算並びに収入・支出の状況（昭和二十九年三月三十一日現在）を公表し、市民の皆さんに本市財政の実情をお知らせするとともに、今後の市政の運営に關し、なお一層の御協力をお願いする次第であります。

一 本市財政の動向

本市財政の推移については、毎年二回公表して参りました財政事情により、よく御了解願っていることと存じます。

終戦以来の幾多の諸問題も市民の皆さんの御協力により遂次解決されながら、平和都市建設事業も年を追って完成に近かつきつつありますことは喜びに堪えないところであります。

然しながら諸般の国内諸制度の改革と、国際情勢を反映した経済状況の変動等により、山積した諸事業の復旧完成に要するほう大な経費等は、本市財政に至大な影響を与えており、年とともに困窮の度を加える市財政の建直しに苦慮している次第であります。

昭和二十八年年度におきましては、今日まで生じた赤字の累増を極力避ける方針を堅持し、本市財政を圧迫する諸経費の再検討と、人件費、物件費その他業務的経費の大幅削減を実施して健全財政運営の方途を構じて参つたのであります。

予算の編成に当りましては、政府が樹立した地方財政計画に準拠する方針をとりました結果、前年度に比し、概ね一四〇程度の財政規模の増大となつております。なお、編成内容といたしましては、既設事業の充実と行政効果の発揚に努めるための経費を優先的に取り扱い、平和都市建設事業の推進、道路、橋梁、下水道等の維持補強、学校建設、住宅建設の促進、更に産業振興のための中小企業者金融面の隘路打開、モデル衛生都市建設等に重点を置いた予算編成となつております。

当初予算は、総額三十五億四千八百七十三万二千円で、その後における認証事業、起債事業等の承認決定による所要経費、その他必要最少限度の経費等七億四千七百二十万八千円の増額補正を行い、最終予算総額四十二億九千五百八十六万円となつております。

予算執行に当つては、正常な収支の均衡保持に最大の目標をおき、予算編成の方針に則り、事業の効率化と財政確立を図るべく努力したのであります。昭和二十七年年度末までにおける財政の赤字を解消することは困難であり、一般会計において約一億二千万円程度の翌年度繰上充用の措置をとる結果となつた次第であります。

(1)昭和二十八年年度予算財源調

費目	予算額	財源内訳										備考
		公企業及び財産収入	分担金及び負担金	使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	寄附金	雑収入	市債	その他		
市議会費	30,545											30,545
役所費	369,270			13,354			500	27,094				328,322
公平委員会費	504											504
警察、消防費	300,362			1,954	1,913		1,710	1,667	4,000			289,118
土木費	188,507			5,321	300		2,184	1,346	10,000			169,356
教育費	495,239	25,176		13,528	111,668	888	4,672	300	102,000			237,037
社会労働施設費	574,232			29,764	370,619	20,187	598	8,420	45,000			99,644
保健衛生費	132,158		3,240	32,204	22,765	8,924	280	6,381	8,000			50,364
産業経済費	88,565		500	11,684	111	2,068		31,299	9,000			33,903
財産費	18,658	21,022		26,229				2,909				△31,302
統計調査費	3,210										1,324	1,886
選挙費	17,054										5,571	11,483
公債費	81,057											81,057
輸送費	4,500											4,500
監査委員費	2,958											2,958
災害復旧費	92,298				60,505				22,900			8,893
諸支出金	139,198					75		1				139,122
建設費	613,548	578			225,934	103		14,031	169,000			203,902
公益質屋費	14,853							13,351	1,500			2
奨学資金	2							2				
天満町外部落有財産	1										1	
用品調達費	11,010							8,001				3,009
就職貸付資金	778							607				171
計	3,178,707	46,776	3,740	134,038	793,815	39,140	9,944	115,410	371,400			1,664,444

その他 1,654,444千円

内訳

市税	958,472千円
地方財政平衡交付金	296,397千円
寄附金	1千円
繰入金	25,000千円
繰越金	574千円
赤字補填債	267,000千円
繰上充用金	120,000千円

(2) 昭和二十八年年度各会計予算概要

一般会計歳入

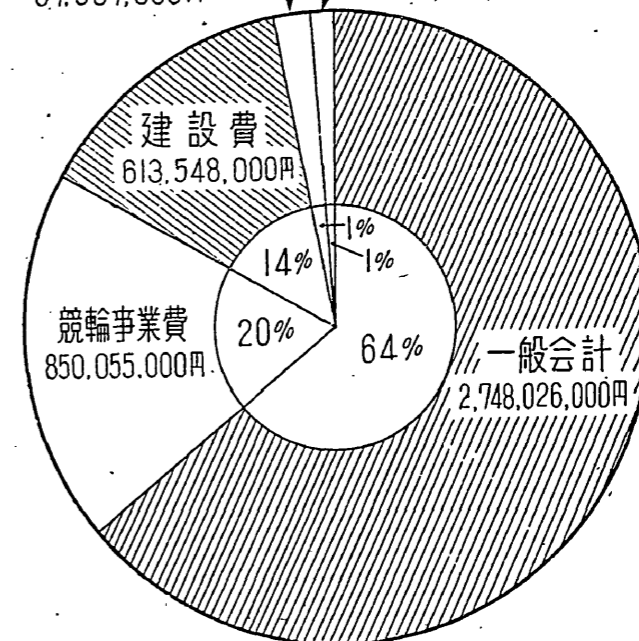
科目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 市税	916,116,000	5,308,000	37,048,000	958,472,000	35	
2 地方財政平衡交付金	232,965,000	20,498,000	36,934,000	296,397,000	11	
3 公企業及び財産収入	879,000	25,136,000	20,143,000	46,198,000	2	
4 分担金及び負担金	500,000	3,240,000		3,740,000		
5 使用料及び手数料	122,200,000	1,686,000	10,152,000	134,038,000	5	
6 国庫支出金	461,006,000	34,975,000	71,900,000	567,881,000	21	
7 県支出金	16,760,000	8,969,000	13,308,000	39,037,000	1	
8 寄附金	1,301,000	3,256,000	5,388,000	9,945,000		
9 繰入金	25,000,000			25,000,000	1	

昭和28年度各会計予算一覽表

総計 4,295,860,000円

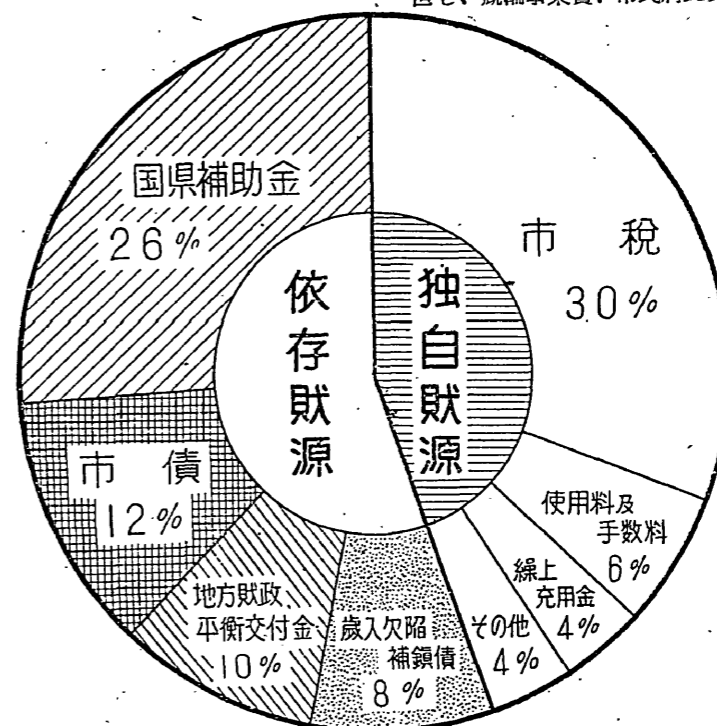
社会保険広島市民病院費 57,587,000円

その他の会計 26,644,000円



昭和28年度財源調 (統計)

但し、競争事業費、市民病院費を除く



総額 3,116,096千円

依存財源 (単位千円)		独自財源 (単位千円)	
地方財政平衡交付金	296,397	市税	958,472
国庫補助金	832,955	使用料及び手数料	191,147
市債	369,900	繰上充用金	120,000
歳入欠陥補填債	267,000	その他	130,224
計	1,766,253	計	1,399,843

排水施設整備費	4,978,000	—	4,000	4,982,000	1	
橋 梁 費	54,753,000	—	87,000	54,840,000	9	
記念館建設費	40,940,000	—	△ 8,933,000	32,007,000	5	
記念公園造成費	4,978,000	—	△ 1,503,000	3,475,000	—	
都市公共施設整備費	180,000	—	2,294,000	2,474,000	—	
住宅建設費	156,600,000	—	△ 11,846,000	144,754,000	24	
下水道施設費	5,850,000	—	△ 1,248,000	4,602,000	1	
防火建築帯造成費	6,000,000	—	—	6,000,000	1	
建設諸費	35,234,000	—	6,293,000	41,527,000	7	
不良住宅改良費	—	—	18,293,000	18,293,000	3	
2 第一期下水道築造工事費本年度支出額	53,229,000	30,000,000	△ 291,000	82,938,000	13	
下水道費	37,829,000	—	17,000	37,846,000	6	
下水道施設費	15,400,000	—	△ 2,808,000	12,592,000	2	
下水道築造費	—	30,000,000	2,500,000	32,500,000	5	
3 公 債 費	56,874,000	—	5,426,000	62,300,000	10	
歳 出 合 計	565,807,000	38,628,000	9,113,000	613,548,000	100	

特別会計 社会保険広島市民病院費
歳 入

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 国庫支出金	1,000	—	—	1,000	—	
2 使用料及び手数料	48,787,000	2,700,000	5,622,000	57,109,000	99	
3 寄 附 金	1,000	—	—	1,000	—	
4 雑 収 入	476,000	—	—	476,000	1	
歳 入 合 計	49,265,000	2,700,000	5,622,000	57,587,000	100	

歳 出

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 病 院 費	48,765,000	2,700,000	5,622,000	57,087,000	99	
業務費	47,886,000	2,700,000	6,309,000	56,895,000	99	
過年度支出	687,000	—	△ 687,000	—	—	
諸 費	192,000	—	—	192,000	—	
2 予 備 費	500,000	—	—	500,000	—	
歳 出 合 計	49,265,000	2,700,000	5,622,000	57,587,000	100	

特別会計 競 輪 事 業 費
歳 入

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 競輪事業収入	850,055,000	—	—	850,055,000	100	
入場料収入	3,085,000	—	—	3,085,000	1	
車券売上収入	846,000,000	—	—	846,000,000	99	
雑 収 入	970,000	—	—	970,000	—	
歳 入 合 計	850,055,000	—	—	850,055,000	100	

歳 出

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
-----	-------	---------------	---------------	---	-------------	----

10 繰 越 金	1,000	—	—	1,000	—	
11 雑 収 入	61,033,000	993,000	137,391,000	199,417,000	7	
12 市 債	214,700,000	318,000,000	△ 64,800,000	467,900,000	17	
歳 入 合 計	2,058,461,000	422,101,000	267,464,000	2,748,026,000	100	

歳 出

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 市 議 会 費	27,832,000	900,000	1,813,000	30,545,000	1	
2 役 所 費	318,402,000	5,271,000	45,597,000	369,270,000	13	
3 公平委員会費	504,000	—	—	504,000	—	
4 警 察、消 防 費	245,389,000	22,111,000	31,862,000	300,362,000	11	
5 土 木 費	131,079,000	46,317,000	11,111,000	188,507,000	7	
6 教 育 費	302,066,000	95,640,000	97,533,000	495,239,000	18	
7 社会労働施設費	542,303,000	10,346,000	21,583,000	574,232,000	21	
8 保 健 衛 生 費	82,070,000	15,701,000	34,387,000	132,158,000	5	
9 産 業 経 済 費	63,459,000	22,571,000	2,535,000	88,565,000	3	
10 財 産 費	18,165,000	—	693,000	18,858,000	1	
11 統 計 調 査 費	3,131,000	—	79,000	3,210,000	—	
12 選 挙 費	10,409,000	5,731,000	914,000	17,054,000	1	
13 公 債 費	60,052,000	—	21,005,000	81,057,000	3	
14 輸 送 費	4,500,000	—	—	4,500,000	—	
15 監 査 委 員 費	2,645,000	—	313,000	2,958,000	—	
16 災 害 復 旧 費	69,888,000	16,213,000	6,197,000	92,298,000	3	
17 諸 支 出 金	172,567,000	181,300,000	△ 8,158,000	345,709,000	13	
18 予 備 費	3,000,000	—	—	3,000,000	—	
歳 出 合 計	2,058,461,000	422,101,000	267,464,000	2,748,026,000	100	

特別会計 建 設 費
歳 入

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 公企業及び財産収入	1,000	—	577,000	578,000	—	
2 国庫支出金	236,544,000	—	△ 10,610,000	225,934,000	37	
3 県 支 出 金	103,000	—	—	103,000	—	
4 繰 入 金	150,542,000	—	50,359,000	203,901,000	33	
5 雑 収 入	1,615,000	—	854,000	2,469,000	—	
6 繰 越 金	1,000	1,382,000	△ 1,382,000	1,000	—	
7 徴 収 金	1,000	7,246,000	4,315,000	11,562,000	2	
8 市 債	174,000,000	30,000,000	△ 35,000,000	169,000,000	28	
歳 入 合 計	565,807,000	38,628,000	9,113,000	613,548,000	100	

歳 出

科 目	当初予算額	自四月至九月追加更正予算額	自十月至三月追加更正予算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 建 設 費	455,704,000	8,628,000	3,978,000	468,310,000	77	
区画整理費	98,613,000	7,747,000	507,000	106,867,000	17	
幹線街路費	9,288,000	—	7,000	9,295,000	2	
補助街路費	16,924,000	—	9,000	16,933,000	3	
瓦斯及び軌道費	11,449,000	—	8,000	11,457,000	2	
公共空地整備費	5,935,000	881,000	2,000	6,818,000	1	
水 路 費	3,982,000	—	4,000	3,986,000	1	

Table with 7 columns: 科, 目, 最終予算額, 自四月至九月収入額, 自十月至三月収入額, 収入総額, 予算額に対する収入額の百分比, 備考. Includes sections for '歳出合計', '特別会計 建設費', and '歳入合計'.

Table with 6 columns: 科, 目, 最終予算額, 自四月至九月収入額, 自十月至三月収入額, 収入総額, 予算額に対する収入額の百分比, 備考. Includes sections for '歳出合計', 'その他の特別会計', and '歳入合計'.

3月	55,594,209	481,230	5,910,423	43,545,670	49,937,323	5,656,886
合計	621,049,535	5,074,595	81,482,624	502,341,165	588,898,384	32,151,151

以上の通り当初の建設費、施設維持費及び開催準備事務費の合計額は、五千参拾四万式千七百七拾零円、昭和二十七年及び昭和二十八年(決算見込額)を合わせたの純益金は、参千六百八拾九万四万式拾零円であり、昭和二十八年未現在における建設費未償還額は、参千参百四拾五万零千七百五拾円となり、昭和二十九年予算においては、一般会計への繰入金式千五百万円を見込んでおる現状であります。

その他の特別会計
歳入

会計名	最終予算額	自四月至九月収入額	自十月至三月収入額	収入総額	予算額に対する収入額の百分比	備考
公益質屋費	14,853,000	2,762,339	5,576,325	8,338,664	56	
奨学資金	2,000	492	1,392	1,884	94	
天満町外部落有財産	1,000	—	—	—	—	
用品調達費	11,010,000	2,909,111	4,690,685	7,599,796	69	
失業対策事業適格者就職貸付資金	778,000	27,091	78,239	105,330	13	
計	26,644,000	5,699,033	10,346,641	16,045,674	60	

歳出

会計名	最終予算額	自四月至九月支出額	自十月至三月支出額	支出総額	予算額に対する支出額の百分比	備考
公益質屋費	14,853,000	3,549,587	4,388,793	7,938,380	54	
奨学資金	2,000	—	—	—	—	
天満町外部落有財産	1,000	—	—	—	—	
用品調達費	11,010,000	4,039,405	4,471,547	8,510,952	77	
失業対策事業適格者就職貸付資金	778,000	157,765	171,457	329,222	42	
計	26,644,000	7,746,757	9,031,797	16,778,554	63	

繰越分

第一期下水道築造事業費本年度支出額、下水道築造費

科目	繰越額	自四月至九月支出額	自十月至三月支出額	支出総額	繰越額に対する支出額の百分比
第一期下水道築造事業費本年度支出額	—	—	—	—	—
下水道築造費	18,428,000	7,239,514	9,952,176	17,191,690	93

主なる事業調 繰越事業を除く

(単位千円)

款	事業名	事業費	財源内訳				備考
			国庫補助	市債	その他	一般歳入	
役所費	草津出張所新築	1,500	—	—	500	1,000	
	電気受電盤改修	1,090	—	—	—	1,090	
	児童文化会館補修	1,000	—	—	—	1,000	
	旧職業安定所移築	890	—	—	—	890	
警防費	消防ポンプ司令車購入	5,200	—	—	—	5,200	
	火災報知機設置	4,392	1,120	—	—	3,272	
	防火貯水槽設置	3,298	793	—	—	2,505	
	東署武道場新築	2,310	—	—	—	2,310	
	宝町派出所外工事	2,200	—	—	—	2,200	
	ホース購入	1,850	—	—	—	1,850	

歳出合計	613,548,000	97,190,722	265,553,398	362,744,120	59
------	-------------	------------	-------------	-------------	----

特別会計 社会保険広島市民病院費
歳入

科目	最終予算額	自四月至九月収入額	自十月至三月収入額	収入総額	予算額に対する収入額の百分比	備考
1 国庫支出金	1,000	—	—	—	—	
2 使用料及び手数料	57,109,000	11,516,072	18,174,683	29,690,755	52	
3 寄附金	1,000	—	—	—	—	
4 雑収入	476,000	303,342	140,681	444,023	93	
歳入合計	57,587,000	11,819,414	18,315,364	30,134,778	52	

歳出

科目	最終予算額	自四月至九月支出額	自十月至三月支出額	支出総額	予算額に対する支出額の百分比	備考
1 病院費	57,087,000	18,815,366	26,958,078	45,773,444	80	
業務費	56,895,000	18,815,366	26,953,278	45,768,644	80	
諸費	192,000	—	4,800	4,800	3	
2 予備費	500,000	—	—	—	—	
歳出合計	57,587,000	18,815,366	26,958,078	45,773,444	79	

競輪事業の概況

- 建設費並びに開催準備事務費
 当初建設費 四千参百六拾九万九千五百四拾九円
 開催準備事務費 九拾九万四千七百七拾式円
 昭和二十八年施設維持費 五百六拾四万七千九百円
 合計 五千参拾四万式千七百七拾零円
- 開催別収支計算書
昭和二十七年

開催月別	車券売上額 その他収入	支 出				差引収益額
		事務費	開催費	諸費	計	
昭和27年 12月	30,536,210	318,662	7,204,136	24,237,462	31,760,260	△ 1,224,050
昭和28年 1月	45,362,390	415,290	7,563,095	35,545,316	43,523,701	1,838,689
〃 2月	41,056,400	93,522	5,929,348	31,940,143	37,963,013	3,052,627
〃 3月	37,493,414	455,732	7,110,494	28,855,184	36,421,410	1,072,004
合計	154,407,654	1,283,206	27,807,073	120,578,105	149,668,384	4,739,270

昭和二十八年

開催月別	車券売上額 その他収入	支 出				差引収益額
		事務費	開催費	諸費	計	
昭和28年 4月	45,694,900	320,422	6,446,957	36,884,704	43,652,083	2,042,817
〃 5月	48,362,250	336,653	7,038,066	39,105,364	46,480,083	1,882,167
〃 6月	43,345,940	508,891	7,643,147	34,717,275	42,869,313	376,627
〃 7月	42,469,230	351,603	6,589,985	34,392,523	41,334,108	1,135,122
〃 8月	50,915,930	392,591	6,871,176	41,529,474	48,793,241	2,122,689
〃 9月	43,050,586	302,371	6,938,474	34,793,323	42,034,158	1,016,418
〃 10月	48,987,630	345,156	6,460,396	39,500,983	46,306,535	2,681,095
〃 11月	52,394,590	494,598	6,895,094	42,607,732	49,997,424	2,397,166
〃 12月	60,355,360	643,221	7,278,550	48,994,557	56,916,328	3,439,032
昭和29年 1月	71,467,650	433,959	6,774,651	58,508,133	65,716,743	5,752,907
〃 2月	58,509,260	463,903	6,635,705	47,761,427	54,861,035	3,648,225

	計量用自動三輪車購入	550	-	-	-	550
財 産 費	庚午市営住宅用地買収	4,956	-	-	-	4,956
	市 営 住 宅 補 修	2,500	-	-	-	2,500
災 害 復 旧 費	公共土木施設災害復旧	84,896	57,554	22,900	-	4,442
	都 市 災 害 復 旧	3,850	1,924	-	-	1,926
	下 水 道 施 設 災 害 復 旧	1,547	1,031	-	-	516
特 別 会 計						
公益質屋費	西 公 益 質 屋 新 築	500	-	-	-	500
用品調達費	印 刷 用 機 械 購 入	500	-	-	-	500
建 設 費	都 市 建 設 事 業	272,747	142,257	60,000	63	70,427
	住 宅 建 設	144,693	65,231	68,000	-	11,462
	不 良 住 宅 建 設	18,292	9,726	-	-	8,566
	防 火 建 築 帯 造 成	6,000	3,000	-	-	3,000
	下 水 道 施 設 事 業	17,161	5,720	11,000	-	441
	下 水 道 築 造 事 業	32,500	-	30,000	-	2,500
	三 流 基 地 用 地 買 収 並 び に 補 修	3,331	-	-	-	3,331
	庚 午 町 区 画 整 理	2,500	-	-	-	2,500
	確 定 測 量 補 正	1,500	-	-	-	1,500
社 会 保 險 広 島 市 民 病 院 費	公 舎 新 築	1,200	-	-	-	1,200
	君 護 婦 宿 舎 新 築	2,200	-	-	-	2,200
	医 療 機 械 器 具	4,791	-	-	-	4,791
	新 設 科 分 初 度 備 品	895	-	-	-	895
	調 理 場 冷 凍 設 備 倉 庫 改 造	640	-	-	-	640

2 市民負担の状況

人 口 332,700人
世 帯 数 85,970世帯
昭和二十九年三月一日現在

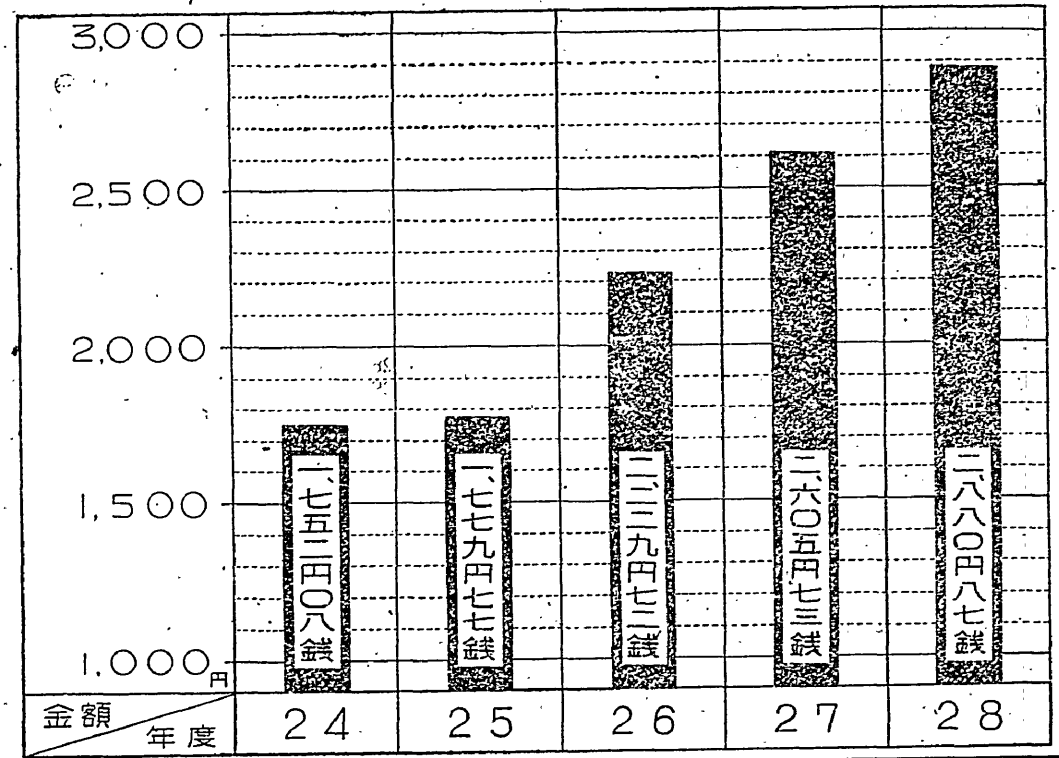
区 分	予 算 額	一人当り負担額	一 世 帯 当 り 負 担 額	備 考
普 通 税	市 民 税	540,081,000	1,623.32	6,282.20
	固 定 資 産 税	311,382,000	935.92	3,621.98
	自 転 車 税	8,538,000	25.66	99.31
	荷 車 税	853,000	2.56	9.92
電 気 ガ ス 税	90,408,000	271.74	1,051.62	
旧 法 による 税 収 入	7,210,000	21.67	83.86	
合 計	958,472,000	2,880.87	11,148.89	

	分団ポンプ車購入	1,200	-	-	-	1,200
	自動信号機設置	1,200	-	-	-	1,200
	警備線購入	1,200	-	-	-	1,200
土 木 費	舗 装 道 新 築	8,075	-	-	-	8,075
	舗 装 道 砂 利 道 補 修	15,607	-	-	-	15,607
	〃 (直営)	10,700	-	10,000	7,555	32,068
	道 路 改 良	9,250	-	-	-	9,250
	街 渠 築 造 及 び 工 事	2,200	-	-	-	2,200
	受 託、寄 附 工 事	3,791	-	-	-	3,791
	橋 梁 改 良 及 び 補 修	8,552	-	-	-	8,552
	道 路 補 修	900	300	-	-	600
	河 川 補 修	1,000	-	-	-	1,000
広 島 港 改 修 負 担	12,350	-	-	-	12,350	
太 田 川 改 修 負 担	60,000	-	-	-	60,000	
教 育 費	小 学 校 補 修	5,428	-	-	-	5,428
	中 学 校 補 修	1,914	-	-	-	1,914
	高 等 学 校 補 修	910	-	-	-	910
	図 書 館 補 修	1,590	-	-	-	1,590
	小 学 校 増 改 築 並 び に 埋 立	3,065	-	-	-	3,065
	中 学 校 増 築	18,320	-	-	-	18,320
	高 等 学 校 復 旧	9,240	-	-	-	9,240
	高 等 学 校 用 地 買 収	1,300	-	-	-	1,300
	高 等 学 校 増 築	1,882	-	-	-	1,882
	戦 災 小 学 校 復 旧	111,319	48,358	40,000	3,500	19,461
	一 般 小 学 校 復 旧	28,754	7,308	15,000	-	6,446
	危 険 校 舎 改 築	6,717	1,161	2,000	-	3,555
	中 学 校 整 備	42,535	19,195	15,000	-	8,340
戦 災 高 等 学 校 復 旧	26,404	10,328	-	-	16,076	
社 会 勞 働 施 設 費	失 業 対 策 事 業	266,882	167,371	45,000	-	54,511
	隣 保 館 建 設	6,505	4,858	-	-	1,647
	引 揚 者 住 宅 建 設	4,113	2,694	-	-	1,419
	母 子 寮 補 修	1,800	1,350	-	200	250
環 境 改 善	400	200	-	-	200	
保 健 衛 生 費	公 衆 便 所 新 築	380	-	-	-	380
	し 尿 真 空 ポ ン プ 式 車	540	-	-	-	540
	自 動 三 輪 車	1,200	-	-	-	1,200
	塵 芥 船	319	-	-	-	319
	東 保 健 所 講 堂 改 造	1,200	-	-	-	1,200
	患 者 輸 送 用 入	1,500	-	-	-	1,500
	自 動 車 購 入	450	-	-	-	450
	保 健 所 X 線 装 置	1,000	-	-	-	1,000
	保 所 三 輪 車 購 入	500	-	-	-	500
	下 水 管 布 設	500	-	-	-	500
	水 路 補 修	2,350	-	-	-	2,350
	樋 門 補 修	1,000	-	-	-	1,000
	抽 水 所 補 修	4,294	-	-	1,967	2,327
	下 水 道 維 持 補 修	14,350	5,250	-	-	9,100
保 健 所 建 設	3,000	1,500	-	-	1,500	
西 保 健 所 施 設 整 備	5,035	2,650	-	-	2,385	
舟 入 病 院 建 設	2,000	-	-	-	2,000	
産 業 経 済 費	工 芸 指 導 所 機 械 購 入	2,000	-	-	-	2,000

計	1,327,565,800	106,988,050	1,220,577,750	100		
(3) 一時借入金 財政調整資金 (単位千円)						
借入先	借入金	償還金	残額	借入年月日 借入 償還	利率	備考
大蔵省 資金運用部	70,000	20,000	50,000	28. 4.30 29. 3. 3	1銭8厘	一部繰上償還
	—	30,000	20,000	29. 3.11	//	//
	—	20,000	—	29. 3.15	//	//
郵政省 簡易保険局	50,000	50,000	—	28. 5.27 28. 8.25	//	
大蔵省 資金運用部	100,000	20,000	80,000	28. 5.28 29. 2.25	//	分割償還
	—	50,000	30,000	29. 3.18	//	一部繰上償還
	—	30,000	—	29. 3.31	//	//
広島銀行	80,000	30,000	50,000	28. 5.30 28. 7.14	2銭3厘	一部繰上償還
	—	50,000	—	29. 3.17	//	//
大蔵省 資金運用部	30,000	30,000	—	28. 7.14 29. 1.12	1銭8厘	
	30,000	30,000	—	28. 8.25 28.11.14	//	
広島銀行	10,000	10,000	—	28. 8.26 28. 9. 1	2銭3厘	
郵政省 簡易保険局	35,000	35,000	—	28. 8.31 28.11.17	1銭8厘	
広島銀行	100,000	—	100,000	29. 3.17	2銭3厘	
	50,000	10,000	40,000	29. 3.24 29. 3.29	//	一部繰上償還
	—	30,000	10,000	29. 3.31	//	//
計	555,000	445,000	110,000			

起債前借金 (単位千円)						
借入先	借入額	長期債に借替 又は償還額	残額	借入年月日 借入 借替	利率	備考
大蔵省 資金運用部	6,000	6,000	—	28.11.10 29. 3.20	1銭8厘	
郵政省 簡易保険局	10,000	10,000	—	28.11.16 29. 3.31	//	
〃	10,000	10,000	—	28.11.16 29. 3.31	//	
大蔵省 資金運用部	5,200	5,200	—	28.12.15 29. 3.31	//	
郵政省 簡易保険局	54,500	54,500	—	28.12.21 29. 3.31	//	
〃	60,000	—	60,000	28.12.21	//	
大蔵省 資金運用部	23,000	—	23,000	28.12.23	//	
〃	22,000	—	22,000	29. 3.30	//	
計	190,700	85,700	105,000			

市税の市民一人当り負担額
各年度比較表



3. 財産公債及び一時借入金の状況

(1) 市有財産

土地	416,014坪940
建物	116,939坪124
基金資金	2,539,723円

(2) 公債

借入先別市債現在高調

借入先	当初借入額	昭29.3.31現在 既償還額	昭29.3.31現在 未償還額	百分比	備考
大蔵省資金運用部	1,193,782,500	97,963,147	1,095,819,353	90%	
簡易保険局	99,433,400	4,243,045	95,190,355	8	
銀行その他	34,349,900	4,781,858	29,568,042	2	
計	1,327,565,800	106,988,050	1,220,577,750	100	

費目別市債現在高調

費目	当初借入額	昭29.3.31現在 既償還額	昭29.3.31現在 未償還額	百分比	備考
警察、消防費	27,700,000	3,294,000	24,406,000	2%	
土木費	284,079,900	11,080,399	272,999,501	22	
教育費	311,891,900	9,815,210	302,076,690	25	
社会労働施設費	265,924,000	24,861,146	241,061,854	20	
産業経済費	88,162,000	31,456,972	56,705,028	5	
保健衛生費	189,762,000	8,316,701	181,445,299	15	
災害復旧費	117,306,000	5,010,545	112,295,455	9	
建設費(戦災復旧)	19,000,000	3,706,000	15,294,000	1	
その他	23,740,000	9,446,077	14,293,923	1	

むすび

以上は、昭和二十八年年度予算の三月末日までの執行の状況であります。決算の状況につきましては、次回公表の際、詳細御説明いたします。

窮迫した本市財政の建直しには懸命の努力を払っておるのであります。昭和二十九年年度予算編成にあたりましても極力財政赤字を解消すべく新規財源の獲得に根本的な検討を加え、財政の重点的運営の万全を期すべく編成に努めたのであります。

市民の皆さんも深く本市行財政に関心と理解を持たれ、なお一層の御協力を賜わるようお願いする次第であります。

広島市報

第 98 号

発 行

昭和29年6月21日

(月曜日)

発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

【目 次】

○条 例

- 職員の仕事手当に関する条例の一部改正……………一
- 広島市事務分掌条例の一部改正……………二
- 広島市立学校授業料並びに入学検査料条例の一部改正……………三
- 広島市税条例……………四
- 広島市火葬場使用条例の一部改正……………五

○規 則

- 広島市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正……………一
- 広島市中央卸売市場醸造業使用料の特例……………二
- 広島市中央卸売市場運賃委員会規則の一部改正……………三
- 広島市危険物取締条例施行規則の一部改正……………四
- 広島市住宅対策委員会規則……………五
- 広島市被服貸与規則の一部改正……………六
- 広島市職員住宅建設運営委員会規則の一部改正……………七
- 広島市建設工事執行規則の一部改正……………八
- 広島市町界町名地番整理審議会規則の一部改正……………九
- 広島市火葬場使用条例施行規則の一部改正……………一〇
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正……………一一

○告 示

第四十六回仮換地予定地変更指定及び第二十八回未指定地補充換地予定地指定の発表について……………一

広島都市計画事業南観音町附近地区土地区画整理施行規程の一部改正……………一〇

昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正について……………二〇

昭和二十九年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加について……………二一

市金庫事務のうち収納事務の委任について……………二二

建築基準法に基づく公開聴聞について……………二三

換地予定地指定通知書の公示送達について……………二四

道路の区域の変更について……………二五

建築基準法に基づく道路の位置の変更について……………二六

バラチオン製剤による農作物害虫防除について……………二七

市議会決議事項……………二八

○雑 報……………二九

出張所管区別人口及び世帯状況について……………三〇

戸籍上の市勢について……………三一

◎条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年五月二十五日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十二号
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年広島市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」を「当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額の範囲内で、別に市長が定めるところにより決定した額とする。」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

広島市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年五月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十三号
広島市事務分掌条例の一部を改正する条例
広島市事務分掌条例(昭和二十六年六月十九日広島市条例第九号)の一部を次のように改正する。
第二条厚生局衛生課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

広島市立学校授業料並びに入学検査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十九年五月二十五日
広島市長 浜 井 信 三
広島市立学校授業料並びに入学検査料条例の一部を改正する条例
広島市立学校授業料並びに入学検査料条例(昭和二十七年)

年広島市条例第六十号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二号中「広島県広島千田高等学校」を「広島県広島市工業高等学校」に改める。
 附則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

広島市税条例をここに公布する。
 昭和二十九年六月八日
 広島市長 浜井信三

広島市条例第二十五号
 広島市税条例

広島市税条例(昭和二十五年八月三十日広島市条例第二十九号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第六条)

第二節 賦課徴収(第七条—第二十二条)

第二章 普通税

第一節 市民税(第二十三条—第五十三条)

第二節 固定資産税(第五十四条—第七十九条)

第三節 自動車荷車税(第八十条—第九十一条)

第四節 市たばこ消費税(第九十二条—第九十五条)

第五節 電気ガス税(第九十六条—第一百十条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(課税の根拠)
 第一条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。

(用語)
 第二条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市吏員をいふ。
 二 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費をいふ。
 三 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納税すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいふ。
 四 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいふ。

(税目)
 第三条 市税として課する普通税は、左に掲げるものとする。
 一 市民税
 二 固定資産税
 三 自動車荷車税
 四 市たばこ消費税
 五 電気ガス税

(徴税吏員等の証票)
 第四条 徴税吏員は、市税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合においては当該徴税吏員の身分を証明する証票を、徴収金に關して財産差押を行う場合においてはその命令を受けた徴税吏員であることを証明する証票を、市税に關する犯罪事件の調査を行う場合においてはその職務を指定された徴税吏員であることを証明する証票をそれぞれ携帯しなければならぬ。
 2 前項の証票の様式は、市長が別に定める。
 (納期限変更告知書等の様式)
 第五条 左の各号に掲げる文書の様式は、市長が別に定める。

一 納期限変更告知書
 二 過誤納金還付(充当)通知書
 三 過誤納金還付請求書
 四 納付書
 五 納入書
 六 納額告知書
 七 督促状
 八 納税管理入申告書

(条例施行の細目)
 第六条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるものの外、規則で定める。

第二節 賦課徴収
 (課税等に係る市税の取扱)
 第七条 課税に係る市税又は詐偽その他不正の行為に因り免かれた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度(法人税制にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在)の税率によつてその金額を直ちに徴収する。

(市税に係る申告又は報告義務の承継)
 第八条 地方税法(以下「法」といふ)第九条の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継した者は、当該申告又は報告をする際、左に掲げる事項をあわせて申告し、又は報告しなければならぬ。
 一 合併後存続する法人、合併により設立した法人、清算人、残余財産の分配若しくは引渡を受けた者又は相續人(包括受遺者を含む)若しくは相続財団(「合併法人等」といふ。以下本条において同様とする)の住所及び氏名又は名称
 二 清算人が分配若しくは引渡をした財産の価額又は残余財産の分配若しくは引渡を受けた者若しくは限定承認をした相續人が当該解散又は相続に因り取得した財産の価額
 三 相續人又は包括受遺者が二以上ある場合において

は、当該各相續人又は包括受遺者が相續又は遺贈に因り取得した財産の価額
 四 合併法人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日

(同族会社の納付又は納入の義務)
 第九条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合において、当該納税者又は特別徴収義務者の所有に係る同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について左の各号の一に該当する事由があり、且つ、当該納税者又は特別徴収義務者の財産(当該同族会社の株式又は出資を除く)について、滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき徴収金が徴収できないと認められる場合に限り、その有する当該同族会社の株式又は出資(当該徴収金のうち納期限の最も古いものの納期限の二年前までに取得したものを除く)の価額を限度として、当該同族会社に当該徴収金を納付させ、又は納入させるものとする。

一 再度公売しても買受人がないこと又はその価額が見積額に達しないこと。
 二 当該同族会社がその株式又は出資の譲渡について法律又は定款に制限があるためにこれを譲渡することができないこと。

(納税者若しくは特別徴収義務者の親族その他納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人又は同族会社の納付又は納入の義務)
 第十条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と地方税法施行令第三条に規定する特殊の関係がある個人又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈与し、又は若しくは低い額の対価で譲渡した財産(当該徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに

に贈与し、又は譲渡した財産を除く)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をして、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈与又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支払った額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該徴収金を納付させ、又は納入させるものとする。

(繰上徴収)
 第十一条 納税者又は特別徴収義務者が左の各号の一に該当する場合においては、既に納付義務又は納入義務が確定した市税については、納期に至つて納金又は納入金の徴収を完了することができないと認められるものに限る。納期前であつても、税金又は納入金の全額の繰上徴収をする。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
 二 強制執行を受けるとき。
 三 破産の宣告を受けたとき。
 四 競売の開始があつたとき。
 五 法人が解散したとき。

六 納税者又は特別徴収義務者について相続の開始があつた場合において、相續人が限定承認をしたとき。
 七 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないうち、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなつたとき。
 八 納税者又は特別徴収義務者に税金又は納入金を免かれようとする行為があると認められるとき。

(徴収猶予)
 第十二条 市長は、納税者又は特別徴収義務者が左の各号の一に該当することに因り、その徴収され、納付し、又は納入すべき徴収金の全部又は一部を一時に徴収され、

納付し、又は納入することができないと認める場合において、その申請によつて、その徴収され、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として一年以内の期間を限つて徴収猶予をすることができ、

一 納税者又は特別徴収義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
 二 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務を停止し、又は休止したとき。
 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務を停止し、又は休止したとき。
 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
 五 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

2 市長は、市税を課することができることとなつた時から一年を経過した後に当該市税を課した場合において、納税者又は特別徴収義務者がその徴収され、納付し、又は納入すべき当該市税に係る徴収金の全部又は一部を一時に徴収され、納付し、又は納入することができなくなつたときは、前項の規定に準じて当該市税の納期限から一年以内の期間を限つて徴収猶予をすることができ、この場合において、その徴収猶予の申請は、当該市税の納期限内にしなければならない。

3 前二項の申請をする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に、徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。
 一 年度(法人税制にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別又は月別並びに税目、税額及びその納期
 二 徴収猶予を必要とする事由
 第十三条 市長は、前条第一項の規定によつて徴収猶予をする場合において、その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度とし

2 市長は、前条第二項の規定によつて徴収猶予をする場合に於いては、その徴収猶予をする金額に相当する担保を徴しなければならぬ。但し、その徴収猶予をする金額が二万円以下である場合は、担保を徴収することとを困難とする特別の事情がある場合においては、担保を徴しないことができる。

3 市長は、前条の規定によつて徴収猶予をした徴収金に於いては、差し押えた財産がある場合において、納税者又は特別徴収義務者がその差押の解除を申請したときは、その差押を解除することができる。

4 市長は、担保物の価額が減少した場合、保証人の資力が徴収猶予をした金額の徴収、納付若しくは納入を担保することができない状態になつたと認める場合は、前項の規定によつて差押を解除した場合においては、増担保その他の担保の提供又は保証人の変更その他の担保の変更を求めるものとする。

第十四条 第十二条の規定によつて徴収猶予を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収する。

一 分割徴収を認められた徴収金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。

二 担保の提供又は変更その他の担保に関する市長の求めに応じないとき。

三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化した場合、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十一条に掲げる事由が生じた場合において、徴収猶予の期限に至つてその徴収猶予をした徴収金の徴収を完了することができないと認められるとき。

第十二条の規定によつて徴収猶予をした場合において、その徴収猶予をした徴収金について差し押えた財産中に債権又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、その徴収猶予をした後においても、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実をもつて、その徴収猶予をした徴収金に充てるものとする。

第十五条 市長は、第十二条第一項の規定によつて徴収猶予をした場合又は国税徴収法の規定による滞納処分の場合によつて滞納処分をする際、同法第十二条第一項の滞納処分の執行の停止をした場合において、その徴収猶予をした、又は滞納処分の執行の停止をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額の全部又は一部を免除するものとする。

(過納金に係る徴収金の取扱)

第十六条 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合において、当該納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、過納又は誤納に係る徴収金を未納に係る徴収金に充当する。

2 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付し、又は前項の規定によつて未納に係る徴収金に充当する場合においては、徴収吏員は、直ちに当該納税者又は特別徴収義務者に対し、過納金還付通知書又は過誤納金充當通知書を発しなければならない。

3 納税者又は特別徴収義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受領した場合又は既納の徴収金のうちに過誤納又は誤納に係る金の還付を受けようとするときは、過誤納金還付請求書を市長に提出しなければならない。

(還付又は充当加算金)

第十七条 徴収者又は特別徴収義務者の過納又は徴収に係る徴収金を還付し、又は充当する場合において、法第十八条の規定によつて当該徴収金の額に加算すべき金額は、当該徴収金の過納又は徴収であることが納税者又は特別徴収義務者の責に帰すべき事由に因るとき、又はその特別徴収義務者の責に帰すべき事由に因るとき、又はその額が十円未満であるときは、これを加算しない。

第十八条 法第二十条の規定による書類の要旨の公告は、市の公報に登載し、又は市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

(納期限後に納付し、又は納入する納金又は納入金に係る延滞金)

第十九条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその納金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該納税者又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

(督促)

第二十条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴収吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、これを発しないものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納付又は納入の期限は、その発付の日から十五日以内とする。

3 徴収の嘱託を受けた滞納に係る地方団体の徴収金については、第一項中「納期限後」とあるのは「徴収の嘱託を受けた日後」と読み替へるものとする。

(督促手数料)

第二十一条 督促手数料は督促状一通について十円とする。

(罰則)

第二十二条 督促を受けた者が督促状の指定期限までに徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更通知書を受けた者がこれを定められた納期限までに税金告知書を受けた者がこれを定められた納期限までに税金告知書を受けた日以後と読み替へるものとする。

第二十三条 市民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によつて課する。

一 市内に住所を有する個人

二 市内に事務所、事業所又は家族収を有する個人で市内に住所を有しない者

三 市内に事務所又は事業所を有する法人

第二十三条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、市内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を市長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

(市民税の納税管理人)

第二十五条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、市内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を市長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

(市民税の納税管理人)

第二十六条 市民税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納税告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(源泉徴収票又はその写の添付義務)

第三十条 第二十七条の申告書提出義務がある者で、前年中において給与の支払を受けたものは、当該申告書に所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき源泉徴収票又はその写を添付しなければならない。

(均等割の税率)

第三十一条 均等割の税率は、左の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める額とする。

一 第二十三条第一号又は第二号の者 四百円

二 第二十三条第三号又は第四号の者 千八百円

(均等割の税率の軽減)

第三十二条 左の各号に掲げる者に対して課する均等割の額は、前条の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとす。

一 均等割を納付する義務がある扶養親族を二人以上有

告知書を受けた者がこれを定められた納期限までに税金告知書を受けた日以後と読み替へるものとする。

第二十三条 市民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によつて課する。

一 市内に住所を有する個人

二 市内に事務所、事業所又は家族収を有する個人で市内に住所を有しない者

三 市内に事務所又は事業所を有する法人

四 市内に事務所又は事業所を有する法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

(個人の市民税の非課税の範囲)

第二十四条 左の各号の一に該当する者に対しては、市民税を課さない。

一 前年中において所得を有しなかつた者

二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

三 不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦(これらの者が前年中において十三万円をこえる所得を有した場合は除く。)

2 前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その

する第四十条第一項の納期がある場合においては、そのそれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 第四十五条第四項の通知によつて変更された特別徴収税額に係る市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合（徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、第十六条の規定の例によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（法人税制の申告納付）

第四十八条 法人税制を申告納付する義務がある法人は、法第三十二条の八の規定によつて同条同項の申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によつて納付しなければならない。

2 法第三十二条の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合には、第十九条の規定にかかわらず、当該税額に、当該税金に係る法第三十二条の八第一項又は第二項の納期限の翌日から納付の日までの期間（法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について二日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によつて納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合には、この限りでない。

3 第五十一条第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合には、第十九条の規定にかかわらず、当該徴収猶予を受けた税額に、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該税額

が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について二日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合には、この限りでない。

（法人税制に係る更正及び決定の通知）

第四十九条 法第三十二条の八の規定による法人税制に係る更正又は決定の通知は、市長が別に定める様式の通知書による。

（法人税制に係る不足税額の納付の手續）

第五十条 法人税制の納税者は、前条の通知書を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

（法人税制の徴収猶予）

第五十一条 市長は、法人税制を申告納付する義務がある法人が当該法人税制額の二分の一に相当する税額以下の法人税制額について当該法人税制に係る法第三十二条の八第一項又は第二項の申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を市長に提出した場合においては、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間当該税額について徴収猶予をする。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請法人の名称
二 当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地
三 代表者の氏名
四 徴収猶予を受けようとする法人税制額
五 徴収猶予を受けようとする期間
六 第十四条第一項の規定は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合において準用する。

4 市長は、前項の規定による場合の外、法人が第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額に係る法人税制額のうち当該徴収猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に

完納しなかつた場合においては、その徴収猶予をした税額についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

（市民税の納期限の延長）

第五十二条 市長は、市民税の納税者又は特別徴収義務者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者の申請によつて、納税者に対しては三月を、特別徴収義務者に対しては三十日をこえない限度において市民税の納期限の延長をすることができる。

2 前項の申請をする者は、納期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 年度（法人税制にあつては、その課税標準の算定期間）、月別、納期の別及び税額
二 延長を必要とする事由
（市民税の減免）

第五十三条 市長は、左の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

一 生活保護法の規定による保護を受ける者
二 学生及び生徒（独立の生計を営む場合を除く。）
三 民法第三十四条の公益法人
四 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者
五 前各号に掲げる者の外特別の事由がある者

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、左に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 年度（法人税制にあつては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額
二 減免を受けようとする事由

3 第一項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長

に申告しなければならない。

第二節 固定資産税

（固定資産税の納税義務者）

第五十四条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同様とする。）に対し、その所有者に課する。

2 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなし、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

（固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）

第五十五条 法第三百四十八条第二項第三号の土地又は家屋について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地又は家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては、当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 神社、寺院又は教会の設立及び境内地若しくは構内地の区域変更の年月日
三 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 宗教法人の用に供し始めた時期

第五十六条 法第三百四十八条第九号又は第十二号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地、家屋又は償却資産が学校教育法第一号若しくは第九十八条第一項の学校を設置する学校法人若しくは私

立学校法第六十四条第四項の法人、日本赤十字社、民法第三十四条の法人で図書館を設置するもの、民法第三十四条の法人若しくは宗教法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置するもの又は民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの（以下本条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 学校若しくは図書館の設立、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
三 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
五 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
六 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

第五十七条 法第三百四十八条第十号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地、家屋又は償却資産が社会福祉事業、更正保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設（以下本条において「社会福祉事業等」という。）の経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等の経営する

者に無料で使用されていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
三 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
五 償却資産の所在、種類、数量及びその用途

第五十八条 法第三百四十八条第十一号の二及び第十一号の三の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号に、家屋については第二号及び第三号に、償却資産については第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

三 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期
四 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
五 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなかつた固定資産の所有者がすべき申告）

第五十九条 法第三百四十八条第二項第三号、第九号、第十号、第十一号の二、第十一号の三又は第十二号の固定資産として同条同項本文の規定の適用を受ける固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は無料で使用させた固定資産を有料で使用することとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務）

第六十条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第三百四十八条第二項に掲げる固定資産として使用する場合は、

においては、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)
第六十一条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。
2 法第三百四十九条の二又は法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各条に定める額とする。

(固定資産税の税率)
第六十二条 固定資産税の税率は、百分の一・五とする。
(固定資産税の免状)
第六十三条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては五万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納税管理人)
第六十四条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、市内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を市長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。
(固定資産税の納税義務者に係る不申告に関する過料)
第六十五条 固定資産税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしないかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。
3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産税の賦課期日)
第六十六条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(固定資産税の納期)
第六十七条 固定資産税の納期は、左のとおりとする。
第一期 四月一日から同月三十一日まで
第二期 七月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 翌年二月一日から同月末日まで
2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(固定資産税の徴収の方法)
第六十八条 固定資産税は、普通徴収の方法によつて徴収する。
(固定資産税の徴税令書)
第六十九条 固定資産税の徴税令書は、市長が別に定める様式による。

2 前項の徴税令書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除して得た額とする。
3 前項の規定によつて算出した各納期の納付額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期の納付額に合算するものとする。
(固定資産税の納期前の納付)
第七十条 固定資産税の納税者は、徴税令書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期のて登記所に申告する義務がある者又は法第三百八十三条の規定によつて市長に申告をする義務のある者がそのすべき申告をしないかつたこと又は虚偽の申告をしたことにより法第四百七条第一項の規定によつて当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第四百七条第二項及び法第四百四十三条第二項の規定によつて通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの期間の数で除して得た額に、納期限(第七十一条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。
(固定資産に関する地籍図等の様式等)
第七十四条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に關して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。
(固定資産に係る不申告に関する過料)
第七十五条 固定資産の所有者が法第三百八十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしないかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。
3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産評価員の設置)
第七十六条 固定資産評価員の数は、一人とする。

(固定資産評価員等の証票)
第七十七条 固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合においては、当該固定資産評価員又は固定資産評価補助員の身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 前項の証票の様式は、市長が別に定める。
(固定資産課税審査委員会の設置)
第七十八条 固定資産課税台帳に登録された事項(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項及び法第三百九十八条第一項又は法第四百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができる事項を除く)に關する不服を審査決定するために、広島市固定資産課税審査委員会(以下「審査委員会」という)を置く。
(会議の期間の特例)
第七十九条 審査委員会の審査のための会議の期間は、法第四百二十八条第一項に定めるものの外、法第四百十五條第一項但書の規定によつて三月二十一日以後に固定資産課税台帳の縦覧期間を設けた場合においては当該縦覧期間の初日からその末日後四十日の間、法第四百七条第一項の規定による通知をした場合においては当該通知をした日から六十日間、法第四百九条第三項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した場合においては、当該縦覧期間の初日から六十日の間とする。

第三節 自転車荷車税
(自転車荷車税の納税義務者等)
第八十条 自転車荷車税は、自転車及び荷車に対し、その所有者に課する。
2 自転車又は荷車の所有者が法第四百四十三条の規定によつて自転車荷車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。
(自転車荷車税の課税免除)
第八十一条 自転車荷車税は、自転車及び荷車に對し、その所有者に課する。

後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする)を乗じて得た額の報奨金を交付する。但し、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

(固定資産税の納期限の延長)
第七十一条 市長は、固定資産税の納税者が、左の各号の一に当該すると認める場合においては、その申請によつて、三月をこえない限度において固定資産税の納期限の延長をすることができる。
一 災害があつた場合において、特に必要があると認めるとき。
二 納税者又は納税者と生計を一にする親族が疾病のため異常の出費をしたことにより、固定資産税の納付が著しく困難であるとき。
三 前各号に掲げるものの外、特に延長の必要があるとき。

2 前項の申請をする者は、納期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
一 年度、納期及び税額
二 延長を必要とする事由
(固定資産税の減免)
第七十二条 市長は、左の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。
一 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
二 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)。
三 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産

(固定資産課税台帳の登録)
第七十三条 固定資産課税台帳に登録された事項(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項及び法第三百九十八条第一項又は法第四百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができる事項を除く)に關する不服を審査決定するために、広島市固定資産課税審査委員会(以下「審査委員会」という)を置く。
(会議の期間の特例)
第七十九条 審査委員会の審査のための会議の期間は、法第四百二十八条第一項に定めるものの外、法第四百十五條第一項但書の規定によつて三月二十一日以後に固定資産課税台帳の縦覧期間を設けた場合においては当該縦覧期間の初日からその末日後四十日の間、法第四百七条第一項の規定による通知をした場合においては当該通知をした日から六十日間、法第四百九条第三項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した場合においては、当該縦覧期間の初日から六十日の間とする。

第三節 自転車荷車税
(自転車荷車税の納税義務者等)
第八十条 自転車荷車税は、自転車及び荷車に對し、その所有者に課する。
2 自転車又は荷車の所有者が法第四百四十三条の規定によつて自転車荷車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。
(自転車荷車税の課税免除)
第八十一条 自転車荷車税は、自転車及び荷車に對し、その所有者に課する。

においては、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)
第六十一条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。
2 法第三百四十九条の二又は法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各条に定める額とする。

(固定資産税の税率)
第六十二条 固定資産税の税率は、百分の一・五とする。
(固定資産税の免状)
第六十三条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては五万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納税管理人)
第六十四条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、市内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を市長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。
(固定資産税の納税義務者に係る不申告に関する過料)
第六十五条 固定資産税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしないかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。
3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産税の賦課期日)
第六十六条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(固定資産税の納期)
第六十七条 固定資産税の納期は、左のとおりとする。
第一期 四月一日から同月三十一日まで
第二期 七月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 翌年二月一日から同月末日まで
2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(固定資産税の徴収の方法)
第六十八条 固定資産税は、普通徴収の方法によつて徴収する。
(固定資産税の徴税令書)
第六十九条 固定資産税の徴税令書は、市長が別に定める様式による。

2 前項の徴税令書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除して得た額とする。
3 前項の規定によつて算出した各納期の納付額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期の納付額に合算するものとする。
(固定資産税の納期前の納付)
第七十条 固定資産税の納税者は、徴税令書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期のて登記所に申告する義務がある者又は法第三百八十三条の規定によつて市長に申告をする義務のある者がそのすべき申告をしないかつたこと又は虚偽の申告をしたことにより法第四百七条第一項の規定によつて当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第四百七条第二項及び法第四百四十三条第二項の規定によつて通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの期間の数で除して得た額に、納期限(第七十一条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。
(固定資産に関する地籍図等の様式等)
第七十四条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に關して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。
(固定資産に係る不申告に関する過料)
第七十五条 固定資産の所有者が法第三百八十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしないかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。
3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産評価員の設置)
第七十六条 固定資産評価員の数は、一人とする。

第八十一条 左に掲げる自転車及び荷車に対しては、自転車荷車税を課さない。

- 一 商品であつて使用しないもの
- 二 車輪直径二十寸以下の自転車であつて、もつぱら小児が使用するもの
- 三 自転車又は荷車を製造又は販売する者が車体試験のため所定の表示をして使用するもの（営業者一人につき一台に限る。）
- 四 学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人、民法第三十四条の法人が設置する図書館、社会事業法による社会事業の経営者、生活保護法による保護施設の設置者、児童福祉法による児童福祉施設の設置者、身体障害者福祉法による身体障害者更生施設施設の設置者、司法保護事業法による司法保護事業の経営者等の所有し、且つ、直接その事業の用に供する自転車又は荷車

(自転車荷車税の税率)

第八十二条 自転車荷車税の税率は、左の各号に掲げる自転車又は荷車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 自転車
 - 原動機付自転車 年額 五百円
 - その他の自転車 年額 二百円
- 二 荷車
 - 荷積牛馬車 年額 八百円
 - 荷積大車（荷台の面積一、七平方メートル以上）及び三輪車 年額 四百円
 - 荷積小車（荷台の面積一、七平方メートル未満）及びリヤカー 年額 二百円

(自転車荷車税の賦課期日及び納期)

第八十三条 自転車荷車税の賦課期日は、四月一日とする。但し、第八十四条の規定によつて新たに取得された自転車又は荷車に対して課する自転車荷車税の賦課期日は、

その新たに取得された日の属する月の翌月の二日とする。

- 2 自転車荷車税の納期は、毎年五月一日から同月三十一日までとする。
- 3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期に より難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(自転車荷車税の月割課税)

第八十四条 四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対しては、その新たに取得された日の属する月の翌月から月割をもつて自転車荷車税を課する。

(自転車荷車税の徴収の方法)

第八十五条 自転車荷車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(自転車荷車税の徴税令書)

第八十六条 自転車荷車税の徴税令書は、市長が別に定める様式による。

(自転車荷車税に関する申告の義務)

第八十七条 自転車荷車税の納税義務者は、毎年四月一日現在における左に掲げる事項を記載した申告書を同月十日までに市長に提出しなければならない。

- 一 納税義務者（所有者以外の使用者が、納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者）の住所及び氏名又は名称
- 二 自転車又は荷車の定置所
- 三 自転車又は荷車の種類、台数並びに鑑札番号

2 自転車又は荷車の所有者は、左の各号の一に該当する事実が発生した場合においては、その事実発生の日から十日以内に市長が別に定める様式により申告しなければならない。

- 一 所有権を取得又は喪失したとき。
- 二 盗難にかかり又は亡失したとき。
- 三 盗難又は亡失中のものを発見したとき。

四 定置所を移転したとき。

- 五 申告後申告事項に異動があつたとき。
- (自転車荷車税に係る不申告に関する過料)
- 第八十八条 自転車荷車税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

(自転車荷車税の納期限の延長)

第八十九条 市長は、自転車荷車税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、その申請によつて、三月をこえない限度において納期限の延長をすることができる。

(自転車荷車税の減免)

第九十条 市長は、左の各号に掲げる自転車又は荷車のうち市長において必要があると認められるものに対して課する自転車荷車税は、これを減免する。

- 一 公益のために直接専用にする自転車又は荷車
- 二 生活保護法の規定によつて生活扶助を受ける者が所有し、又は使用する自転車又は荷車
- 三 その他市長において減免を適当と認める自転車又は荷車

2 前項の規定によつて自転車荷車税の減免を受ようとする者は、納期限前十日までに、当該申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

3 第一項の規定によつて自転車荷車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(自転車又は荷車の鑑札)

第九十一条 自転車又は荷車を所有するに至つた者は、その自転車又は荷車の車体に鑑札の取付を受けなければならない。

らない。

2 自転車又は荷車の所有者が法第四百四十三条の規定によつて、自転車荷車税を課することができない者である場合において第八十条第二項の規定によつて当該自転車又は荷車について自転車荷車税を課されるべき使用者は、当該自転車又は荷車を使用するに至つたときは、自転車又は荷車の車体に鑑札の取付を受けなければならない。

3 前二項の鑑札のひな型は、市長が別に定める様式による。

4 自転車又は荷車の鑑札の取付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、その旨を直ちに市長に届け出て鑑札の再取付を受けなければならない。

- 一 鑑札をき損し、又は亡失したとき。
- 二 鑑札が滅失したとき。
- 三 鑑札の取付を損壊したとき。

5 自転車又は荷車の鑑札は、これを売買し、賃貸借し、譲渡し、又は不正使用してはならない。

6 自転車又は荷車の鑑札の取付を受けた者は、鑑札交付手数料として契費に相当する額を納めなければならない。但し、商品自転車の鑑札の交付手数料は一個について百円とする。

第四節 市たばこ消費税

(市たばこ消費税の納税義務者)

第九十二条 市たばこ消費税（以下「たばこ消費税」という。）は、日本専売公社（以下「公社」という。）がたばこ専売法第二十九条第一項に規定する小売人（以下「小売人」という。）に売渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時によるべき同法第三十四条第一項の小売定価（以下「小売定価」という。）を課税標準として、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売渡す製造たばこに対しては、その売渡の時によるべき小売定価を課税標準として、公社に課す

る。

(たばこ消費税の税率)

第九十三条 たばこ消費税の税率は、百十五分の十とする。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第九十四条 たばこ消費税は、申告納付の方法によつて徴収する。

2 公社は、毎月小売人又は直接消費者に売渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を翌月二十五日までに市長に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

3 前項の規定によりたばこ消費税を申告納付した公社が、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(たばこ消費税に係る納期限の延長)

第九十五条 市長は、災害その他特別の事由がある場合で特に必要があると認めるときは、公社の申請によつて三十日をこえない限度においてたばこ消費税に係る納期限を延長することができる。

2 前項の申請をする公社は、納期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 年度、月別及び税額
- 二 延長を必要とする事由

第五節 電気ガス税

(電気ガス税の納税義務者等)

第九十六条 電気ガス税は、電気又はガスに対し、料金（法第四百八十八条の料金相当額を含む。以下同様とする。）を課税標準として、その使用者に課する。（電気ガス税の課税免除）

る。

第九十七条 生活保護法の規定によつて保護を受ける者で特に電気又はガスの料金を免除される者に対しては、電気ガス税を課さない。

(電気ガス税の税率)

第九十八条 電気ガス税の税率は、百分の十とする。

(電気ガス税の徴収の方法)

第九十九条 電気ガス税は、電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しない他人に電気又はガスを使用させる場合、自家発電者がその自家発電に係る電気を電気事業者でない者に使用させる場合、電気事業者若しくはガス事業者又は自家発電者がその発電又は製造に係る電気若しくはガスを自ら使用する場合及び法第四百八十九条第四項の規定を受ける学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校又は地方税法施行令第五十六条に規定する学術研究機関において電気又はガスを使用する場合における電気又はガスについては、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の規定による場合を除く外、電気ガス税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(電気ガス税の特別徴収の手続)

第一百条 電気ガス税の特別徴収義務者は、電気事業者又はガス事業者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、その供給する電気又はガスの使用者の納付すべき電気ガス税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、毎月末までに前月一日から同月末日までに徴収すべき電気ガス税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した市長が別に定める様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(電気ガス税に係る更正又は決定等の通知)

第一百一条 法第四百九十六條第四項の規定による電気ガス税に係る更正若しくは決定の通知、法第四百九十八條第四項の規定による電気ガス税に係る過少申告加算金額の

別表

第三十四条第二項の規定による簡易税額表

Table with columns for '課税総所得金額' and '所得割額' in multiple increments, showing tax amounts for various income levels.

6 昭和二十八年年度分以前の市税(市民税の法人税割にあつては昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分)については、なお従前の例による。

備考 1. 本表に採用した税率は3万円以下を100分の3.75とし、3万円、5万円、7万円、10万円を超えるごとにそれぞれ超過累進税率100分の4.5、100分の5.25、100分の6.0、100分の6.75をもつて算出したものである。 2. 15万円を超える課税総所得金額を有する者に対しては次の算式を利用し所得割額を算出する。 課税総所得金額 x 7.5 / 100 - 3,000円 = 所得割額

決定の通知、同条同項の規定による電気ガス税に係る不申告加算金額の決定の通知又は法第九十九条第四項の規定による電気ガス税に係る重加算金額の決定の通知は、市長が別に定める様式の通知書による。(電気ガス税に係る不足金額等の納入等の手続) 第二百二条 電気ガス税の特別徴収義務者は、前条の通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならぬ。(電気ガス税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等) 第二百三条 電気ガス税の特別徴収義務者は、毎月二十日までに、前月中において料金を算定した電気又はガスに關し、左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならぬ。 一 電気の使用量又はガスの使用量の数 二 種類ごとに区分した電気又はガスの料金の総額及びその税額 三 電気の使用量又はガスの使用量であつて、電気ガス税を課せられない者の数 四 その他市長において必要と認める事項 前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならぬ。(電気ガス税の特別徴収義務者に係る帳簿記載等の義務違反に關する罪) 第二百四条 前条第一項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第二項の規定によつて保存すべき帳簿を一年間保存しなかつた場合においては、その者に対し三万円以下の罰金を科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(普通徴収に係る電気ガス税の納期等) 第二百五条 普通徴収に係る電気ガス税については、前月中において使用した電気又はガス(法第九十九条第四項の規定の適用を受ける者に対して課する電気ガス税にあつては、前月中に支払つた若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分)に対するものを毎月一日から末日までを納期としてこれを徴収する。 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期に於いて認められるときは、同項の規定にかかわらず同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。(普通徴収に係る電気ガス税の徴収令書) 第二百六条 普通徴収に係る電気ガス税の徴収令書は、市長が別に定める様式による。(電気ガス税に關する申告の義務) 第二百七条 普通徴収に係る電気ガス税の納税義務者は、毎月十日までに、左に掲げる事項を市長に申告しなければならぬ。 一 主たる事業所又は学校若しくは学術研究機関の所在地及び名称 二 電気又はガスの使用場所 三 電気又はガスの使用場所ごとに区分した前月中の使用量(学校又は学術研究機関にあつては前月中に支払つた若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分)及びこれに対する料金相当額又は料金(電気ガス税の不申告に關する過料) 第二百八条 電気ガス税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納税告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(電気ガス税の納期限の延長) 第二百九条 市長は、電気ガス税の特別徴収義務者又は納税者のうち特別の事情がある者に対し、その申請によつて、特別徴収義務者に対しては三十日を、普通徴収に係る納税者に対しては三月をこえない限度において納期限の延長をすることができる。(電気ガス税の非課税区分の明細書の提出) 第二百十條 法第九十九条の規定の適用を受ける電気又はガスの使用者は、前月中に使用した電気又はガス(同条第四項の規定の適用を受ける者が使用する電気又はガスにあつては、前月中に支払つた若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分)の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を電気ガス税の課税部分と非課税部分とに区分した明細書を毎月十日までに市長に提出しなければならない。 附則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除く外、市民税の法人税割に關する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分は昭和二十九年年度分の市税から適用する。 3 第三十九条の規定は、昭和二十七年以降の年において純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについて昭和二十九年年度分から、第四十八条第二項の規定は、昭和二十九年四月一日以降において同条第一項の納期限が到来する分からそれぞれ適用するものとし、同日前にその納期限が到来した法人税割額に係る延滞金額については、なお、従前の例による。 4 第六十一条第二項中法第九十九条の三の規定に係る部分は、昭和三十年年度分の固定資産税から適用する。 5 たばこ消費税に關する期限は、昭和二十九年四月一日以後小売者又は国内消費者として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

広島市火葬場使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年六月十日 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十六号

広島市火葬場使用条例の一部を改正する条例

広島市火葬場使用条例(昭和二十三年十月四日広島市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 火葬場の使用者が本市以外に住所を有する者である場合においては、前項に規定する火葬場使用料はその額の五割以内を増額して徴収することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十二号の五

広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

別表(一)使用料表中卸売人市場使用料の項から自動車庫使用料の項までを次のように改める。

卸売人市場使用料	各部共	一月につき	二二〇円
卸売人市場使用料	同	一月につき	二七〇円
卸売人市場使用料	同	一月につき	四五〇円
卸売人市場使用料	同	一月につき	二二〇円
卸売人市場使用料	同	一月につき	二七〇円
卸売人市場使用料	同	一月につき	四五〇円

卸売店 同 三三〇円

食 堂 同 四五〇円

醸造室使用料 同 二八〇円

荷受事務所使用料 同 二〇〇円

倉庫使用料 同 二〇〇円

自動車庫使用料 同 二〇〇円

事務室使用料 同 五三〇円

荷揚場使用料 同 八〇円

空地使用料 同 一三円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市中央卸売市場醸造室使用料の特例

この規則は、公布の日から施行する。

本則中「百八十円」を「二百四十円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市中央卸売市場運管委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月一日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十八号の二

広島市中央卸売市場運管委員会規則の一部を改正する規則

部を改正する規則

第三條第一項第五号中「二名」を「五名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市危険物取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月六日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四十一号

広島市危険物取締条例施行規則の一部を改正する規則

広島市危険物取締条例施行規則(昭和二十六年二月五日広島市規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「願出又は届出」を「願書、届書及び証書」に改め、同条を第十條とし、第十條を第十一條とする。

第七條中「及びこの規則」を削り、同条を第八條とし、第八條を第九條とする。

第五條を第六條とし、第六條を第七條とし、第四條の次に一條を加える。

第五條 條例第六條第一項に規定する検査合格証の有効期間満了のため、引き続き検査合格証の交付を受けようとする者は、その有効期間満了の日の二月前までに、交付の願出をしなければならない。

別表第一中「広島市長」を「広島市消防局長」に改める。

別表第二中「広島市長」を「広島市消防局長」に改める。

別表第三中「広島市」を「広島市消防局長」に改め、別表第五條による「施行規則第六條による」に改め、第六條による危険物検査合格証の様式に次の二様式を加える。

條例第六條による

一	危険物() () 検査合格証交付願
二	製造所等の所在地及び名称

設置者住所氏名

危険物の類別品名及びその最大数量

許可年月日及び番号

認可年月日及び番号

取扱主任者住所氏名及び免許証種別番号

防火責任者住所氏名

消火設備

火災覚知機

備 考

右の検査合格証の有効期間が満了いたしましたので、検査の上検査合格証を交付下さいますよう申請いたします。

昭和 年 月 日

住所 氏名 職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市住宅対策委員会規則をここに公布する。

昭和二十九年五月二十二日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四十二号

広島市住宅対策委員会規則

(設置)

第一条 本市に住宅対策委員会(以下「委員会」という)を置く。

(任務)

第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、住宅に関する問題について必要な事項を審議する。

第三条 委員会は、九人以内の委員をもって組織する。

第四条 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員

二 市議会議員

三 学識経験者

第五条 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第六条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

第七条 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

第八条 委員長は、会務を総理する。

第九条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

第十一条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

第十二条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第十三条 委員会の庶務は、建設局住宅課において処理する。

(幹事)

第十四条 委員会に幹事若干人を置く。

第十五条 幹事は、市長が任命又は委嘱する。

第十六条 幹事は、委員長の命をうけて議事を整理する。

(委任規定)

第十七条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月二十五日 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四十三号

広島市被服貸与規則の一部を改正する規則

広島市被服貸与規則(昭和二十五年一月十六日広島市規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「本市掃除監視吏員及び雇員には」を「本市職員(非常勤の職員及び臨時に雇用される者を除く)に対し」に改める。

別表第一を次のように改める。

被 貸 与 者	貸与品及びその使用期間
衛生監督及び衛生監視	三年
船長及び船舶乗組機関士	一年
守衛	二年
自動車運転者	二年
もつぱら防疫作業に従事する現業員	一年

町名	地 所 番	土地所有者 氏名
中島本町	一〇五ノ二	広島市
同 町	一〇五ノ三	同
同 町	一〇五ノ五	同
同 町	一〇五ノ五二	同
同 町	一〇五ノ五七	同
同 町	一〇五ノ五八	同
同 町	一〇五ノ五九	同
同 町	一〇五ノ六〇	同
同 町	一〇五ノ六一	同
同 町	一〇五ノ六二	同
同 町	一〇五ノ七三	同

中島本町	一〇五ノ八二	広島市
同 町	一〇五ノ八二	同
同 町	一〇五ノ八三	同
同 町	一〇五ノ九八	同

関係図書縦覧場所

広島市基町一番地

広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第七十一号

広島都市計画事業南観音町附近地区画整理施行規程(昭和十五年六月一日広島県知事認可)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月二十二日

広島市長 浜 井 信 三

第十七条第一項の次に次の一項を加える
都市計画法施行令第十六条第一項ノ費用ニ充当スル為土地所有者ノ承諾ヲ得テ其ノ従前ノ土地ヲ広島県綜合運動場敷地トシテ売却シ登記済トナリタル土地ニ対シテハ其ノ売却地積ニ対スル権利価額ニ現所有地ノ権利価額ヲ加算シタルモノヲ元地ノ権利価額トシテ換地ヲ交付スルモノトス

広島市告示第七十二号

五月二十五日市議会の議決を経た昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十九年五月二十五日

広島市長 浜 井 信 三

昭和29年度 広島市歳入出予算追加更正 歳 入

款 項	前年度の 繰上計	追加 算額	計	各 目 附 細	
				節 金 額	備 記
1市 税	1,033,631,000 ^円 △	8,524,000 ^円	1,025,107,000 ^円		
1普 通 税	1,028,728,000 ^円 △	9,513,000 ^円	1,019,241,000 ^円		
				個人納税義務者 85,131人」を「82 170人」に増額 1人につき「500円 」を「400円」に 所得割 「328,307,000円」 を「282,837,000円」 に法人税割 「158,195,000円」 を「89,920,000円」 に変更する。	
				土地「7,479,527, 000円」の「1.6」を「7 ,574,207,000円」の 「1.5」に家屋「8, 397,034,000円」の 「1.5」を「10,056 100」を「10,056 100」に増額 「3,253,561,000円」 の「1.6」を「3,582, 839,000円」の 「1.5」 」に変更する。	
				現 年 定 分 △ 123,443,000	
				現 年 定 分 △ 123,443,000	

2 固定資産税	342,277,000	12,118,000	354,395,000	①固定資産税	12,118,000	現 年 定 分 調 12,118,000		土地「7,479,527, 000円」の「1.6」を「7 ,574,207,000円」の 「1.5」に家屋「8, 397,034,000円」の 「1.5」を「10,056 100」を「10,056 100」に増額 「3,253,561,000円」 の「1.6」を「3,582, 839,000円」の 「1.5」 」に変更する。
3 自転車荷車税	—	9,714,000	9,714,000	①自転車荷車税	9,714,000	現 年 定 分 調 9,714,000		原動機付自転車1, 094台 1台につき500円 月割課税分564台1 台につき250円 その他の自転車 39,558台 1台につき200円 500円1台につき10 0円 荷車馬車 172台 1台につき800円 荷車大車16台 1台につき400円 荷車小車及びリヤ カ-2,352台 1台につき200円
4 たばこ消費税	—	102,193,000	102,193,000	①たばこ消費税	102,193,000	現 年 定 分 調 102,193,000		たばこ売上額 1,175,220,000円 の「15 」
△ 自転車税	9,365,000 ^円 △	9,365,000 ^円	9,365,000 ^円					
△ 荷車税	730,000 ^円 △	730,000 ^円	730,000 ^円					

款 項	目 的	前年度までの累計額	追加予算額	計	各 目 額		備 考
					金 額	附 記	
一 病 院 費		90,055,000	500,000	90,555,000			
一 業 務 費		75,801,000	500,000	76,301,000			
	5 交 際 費		500,000	500,000	10 交 際 費		
出 合 計		90,555,000	1,000,000	91,555,000	500,000	350,000	
					病 院 交 際 費	150,000	

歳入出差引現金なし

広島市告示第七十四号
 広島市の金庫事務を取り扱う株式会社広島銀行は、次の店舗をして、市金庫事務のうち収納事務を取り扱わせることとなつた。

昭和二十九年五月二十九日
 広島市長 浜 井 信 三

店舗の名称 所在地
 広島市農業協同組合 広島市南観音町字昭和新聞
 南観音出張所 二四四六
 広島市告示第七十五号の二

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年六月七日

- 一 開催日時 昭和二十九年六月十日午前十時
- 二 開催場所 広島市庁舎内市長公室
- 三 申請者住所 広島市広瀬北町二九番地
- 四 申請者氏名 島 猛 雄
- 五 建築場所 広島市広瀬北町二九番地
- 六 用途概要 石油給油場(地下槽) 容量八〇〇〇リット

トル
 木造二階 延延面積 四二、二七平方メートル
 商業地域
 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表(三)項第一号(は)項第二号)の建築制限に該当する。

- 一 開催日時 昭和二十九年六月十日午後二時
- 二 開催場所 広島市庁舎内市長公室
- 三 申請者住所 広島市西盤屋町四七六番地
- 四 申請者氏名 八 木 博
- 五 建築場所 広島市西盤屋町四七六番地
- 六 用途概要 石油貯蔵庫 容量六〇〇〇リットル
木造二階延延面積一八三二平方メートル
敷地面積二五四三、一平方メートル
準工業地域
- 七 地 域 準工業地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九条第三項(別表(三)項第二号)の建築制限に該当する。

四 申請者氏名 石川 定之
 五 建築場所 広島市庚午北町五丁目四二番地
 六 用途概要 綿打替工場 木造平家延延面積三五平方メートル
 動力三馬力
 住居地域
 当該建築物は建築基準法第四十九条第一項(別表(一)項第一号(ろ)項第三号(土))の建築制限に該当する。

広島市告示第七十六号
 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行地区内の土地所有者及び関係者に対し特別都市計画法第十三条の規定による換地予定地指定通知書を交付したが、そのうち別紙の通り居所不明、受領拒否その他のため交付不能につき耕地整理法第三十五条の規定に基づき公示する。

昭和二十九年六月九日
 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行者
 広島市長 浜 井 信 三

条の規定により別紙調書及び図面の通り指定する。

- 一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し、従前の土地は使用できない。
- 一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつたものについてはおつて調査の上移転方通知する。
- 一、換地予定地に他人の建物その他工作物がある時は、それ等の建物及び工作物の移転が完了するまでその土地を使用することが出来ない。それまでの間従前の土地が使えるかと言えども又使えないことになる。又従前の土地に建物その他工作物があるときはこれを取除くまでは換地予定地を使用することが出来ない。現在道路の一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは使用収益出来ない。これ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。
- 一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは換地予定地の上に権利の内容も当然ついてゆくので土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せられたい。
- 一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築する場合は当方の現場明示を必ず受けること。
- 一、換地予定地指定地区内の土地を売買、譲渡する場合は、当方に連絡し協議の上でない不測の網羅を生ずる事がある。
- 一、調整及び図面記載の坪数は将来多少増減する事がある。
- 一、その他不審の点は広島市東部復興事務所に問い合せられたい。

広島市告示第七十七号
 道路の区域の変更に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年六月十一日
 広島市長 浜 井 信 三

昭和二十九年六月十一日
 広島市長 浜 井 信 三

道路の種類 市 道
 路線名 江波東線
 道路の区域

区 間	旧新別敷地の幅員		延 長	備 考
	新	旧		
江波町埋立地東側起点から江波町三菱造船株式会社正門まで	五、五〇三〇、九六四	五、五〇七〇、九六四	キョメートル	

広島市告示第七十八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路として、昭和二十八年六月二日付第四号で指定した道路の位置を次の通り変更した。関係図面は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年六月十一日
 広島市長 浜 井 信 三

- 一 指定番号 第二号
- 二 指定年月日 昭和二十九年四月十二日
- 三 道路の位置 広島市南観音町昭和新聞
- 四 幅員及び延長 副員四、八七メートル
延長七二、五七メートル
- 五 表示図面 別紙の通り

広島市告示第七十九号
 ペラチオン製剤(殺虫剤)による農作物害虫防除を次のように実施する。
 昭和二十九年六月十四日
 広島市長 浜 井 信 三

市議会決議事項
 (五月二十一日)

実施期日	実施時間	実施生産区
六月十七日	午後一時から午後五時	尾長、矢賀下一部
十八日	〃	〃

二 水稲の螟虫(なかし)及びツママグロコビの駆除をする目的で農薬用薬剤ホリドール粉剤を散布する。ホリドールは人畜に被害を及ぼす毒物であるから特に散布には十日間立入せぬこと、また家畜類も近づけないよう充分注意すること。

市議会事項

- 一、第六十一号議案 専決処分承認について 承認
- 一、第六十二号議案 昭和二十九年度広島市歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第六十三号議案 広島市税条例制定について 原案可決
- 一、第六十四号議案 職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第六十五号議案 昭和二十九年度広島市火葬場建設事業費公債方法 原案可決
- 一、第六十六号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加 原案可決
- 一、第六十七号議案 當道物の処分について 原案可決
- 一、第六十八号議案 財産の処分について 原案可決
- 一、第六十九号議案 専決処分の承認について 承認

- 一、議員提出第二十五号 原爆障害者治療費全額国庫負担に関する決議について 決定
- 一、議員提出第二十六号 原爆水爆禁止に関する決議について 決定
- (五月二十五日)
- 一、第四十三号議案 広島市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第四十四号議案 広島市立学校授業料並びに入学料料率の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第四十五号議案 広島市火葬場使用条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第四十六号議案 財産の取得について 原案可決
- 一、第四十七号議案 財産の取得について 原案可決
- 一、第四十八号議案 契約締結の同意について 同
- 一、第四十九号議案 契約締結の同意について 同
- 一、第五十号議案 契約締結の同意について 同
- 一、第五十一号議案 契約締結の同意について 同
- 一、第五十二号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十三号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十四号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十五号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十六号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十七号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十八号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第五十九号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第六十号議案 専決処分承認について 承認
- (五月二十六日)
- 一、第七十号議案 モーターボート競走の施行について 原案可決
- 一、請第三十四号 広島県新開会館建設に対し助成金下附について 閉会中審査
- 一、請第三十六号 元相生橋通貫通存置について 閉会中審査

◎ 辞令

- 一、請第五十二号 駅前五十米道路早期完成について 建設委員会附託閉会中審査
- 一、請第五十三号 元字品町乙の三地先道路変更について 建設委員会附託閉会中審査
- 一、請第五十四号 捕那小学校校地拡張工事促進について 採択
- (市長の専務部局)
- 事務吏員 森 脇 峯 三
- 中央卸売市場業務課勤務を命ずる
- 事務吏員 石 田 貞 夫
- 広島市工場設置委員会幹事を命ずる
- 事務吏員 福 本 徹 夫
- 広島市工場設置委員会書記を命ずる
- 事務吏員 隅 田 男 三
- 広島市工場設置委員会書記を命ずる
- (以上四月三日)
- 事務吏員 佐々木 英 男
- 広島市工場設置委員会書記を命ずる
- 事務吏員 村 上 幸 彦
- 広島市工場設置委員会書記を命ずる
- (以上四月六日)
- 技術吏員 竹 原 白
- 広島市医療監視員を命ずる
- 技術吏員 原 田 寿
- 広島市環境衛生監視員を命ずる
- 技術吏員 木 村 俊 雄

- 広島市衛生監視員を命ずる
- (以上四月二十六日)
- 助 役 坂 田 修 一
- 事務吏員 江 口 松 夫
- (各通)
- 市議会議員 田 中 陸 三
- 広島市中小企業融資委員会委員を命ずる
- 事務吏員 吉 本 寿 一
- 広島市中小企業融資委員会委員を命ずる
- 事務吏員 堀 江 義 高
- (各通)
- 技術吏員 初 谷 清 一
- 広島市工場設置委員会委員を命ずる
- 事務吏員 竹 村 礼 三
- (各通)
- 市議会議員 杉 村 政 太 郎
- 広島市工場設置委員会委員を命ずる
- 事務吏員 江 口 松 夫
- (各通)
- 市議会議員 木 野 藤 雄
- 広島市工場設置委員会委員を命ずる
- 事務吏員 中 野 博 美
- (各通)
- 市議会議員 土 岡 喜 代 一
- 広島市工場設置委員会委員を命ずる
- 事務吏員 竹 村 礼 三
- (各通)
- 市議会議員 森 本 節 造
- 広島市工場設置委員会委員を命ずる
- 事務吏員 岩 井 章
- 広島市工場設置委員会委員を命ずる
- (以上四月二十七日)
- 事務吏員 多 田 博
- 休職の期間を昭和三十年四月三十日まで更新する
- (五月一日)
- 技術吏員 山 田 保 雄
- 五級特に一〇、〇〇〇円を給する
- 願により本職を免する

- 退職手当二六、六六七円を給する
- 七級十号給を給する
- 願により本職を免する
- 退職手当五四、三六〇円を給する
- (以上五月十三日)
- 木 原 康 彦
- 広島市技術吏員に任命する
- 技術師に補する
- 九級三号給を給する
- 産院勤務を命ずる
- (五月十七日)
- 石 田 定
- 広島市技術吏員に任命する
- 八級三号給を給する
- 社会保険広島市民病院勤務を命ずる
- (五月十八日)
- 事務吏員 田 窪 真 吾
- 広島市出納員を命ずる
- (五月二十日)
- 事務吏員 溝 長 昭 三
- 五級七号給を給する
- 願により本職を免する
- 退職手当一三、四四〇円を給する
- (五月二十二日)
- 百 生 一 考
- 社会保険広島市民病院運営委員会委員を解く
- (各通)
- 野 並 臣 夫
- 社会保険広島市民病院運営委員会委員を委嘱する
- 事務吏員 江 口 松 夫
- 技術吏員 佐々木 鉄 芳
- 広島市住宅対策委員会委員を命ずる

- 市議会議員 三 宅 良 吉
- 谷 本 正 一
- 秋 田 正 則
- 中 野 博 美
- 吉 野 実 之
- 山 崎 実 義
- 広島市住宅対策委員会委員を委嘱する
- 事務吏員 小 林 雄 肇
- (各通)
- 向 井 一 貫
- 奥 井 忠 郎
- 大 田 徹
- 広島市住宅対策委員会幹事を命ずる
- 事務吏員 大 田 徹
- 衛生監視に補する
- 厚生局衛生課勤務を命ずる
- (以上五月二十七日)
- 技術吏員 豊 田 尙
- 願により本職を免する
- (五月三十一日)
- 事務吏員 宮 本 光 夫
- 休職の期間を昭和二十九年十一月三十日まで更新する
- 一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により昭和二十九年十一月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
- (以上六月一日)
- 技術吏員 浅 地 広
- 休職の期間を昭和二十九年七月三十一日まで更新する
- 一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により昭和二十九年七月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
- (以上六月一日)
- 藤 田 鏡 晴
- 広島市技術吏員に任命する

- 技手に補する
- 八級八号給を給する
- 東保健所総務課勤務を命ずる
- (六月二日)
- 福 原 秀 一
- 中央卸売市場業務課勤務を命ずる
- 技術吏員 高 瀬 孝 一
- 園芸指導所勤務を命ずる
- (以上六月三日)
- 事務吏員 山 手 光
- 東保健所総務課長を命ずる
- (六月五日)
- 広島県技術吏員 北 野 満
- 広島市町界町名地番整理審議会書記を解く
- 広島県技術吏員 新 村 剛 藏
- 広島市町界町名地番整理審議会書記を委嘱する
- (以上六月七日)
- (水道局)
- 広島市事務吏員に任命する
- 書記に補する
- 六級五号給を給する
- 総務課勤務を命ずる
- (六月一日)
- 金 丸 英 昭
- 広島市消防吏員に任命する
- 消防士に補する
- (六月一日)
- 金 丸 英 昭
- 広島市消防吏員に任命する
- 広島市消防局消防士 金 丸 英 昭
- 広島市消防局消防士 堀 本 正 雪
- (以上六月十二日)

戸籍上の市勢について (二九・五分)

種別	件数	同上			前年同	増減
		最大	最少	平均		
婚姻	(三三)	(二七)	(二)	(三三)	△	
離婚	(六)	(四)	(一)	(二)	△	
出生	(二二)	(二)	(一)	(二二)	△	
死亡	(一〇)	(一)	(一)	(一〇)	△	
住民転入	(三六)	(三)	(一)	(三六)	△	
住民転出	(三三)	(一)	(一)	(三三)	△	
録転居	(四七)	(一)	(一)	(四七)	△	

一、市内の出生と死亡から見た増数
 男一三二人 女一三七人 計二六九人
 一日平均 八、六七人

一、前年右同
 男一二五人 女一二六人 計二五一一人
 一日平均 八、一人

◎ 雑 報

出張所管区別人口及び世帯状況について (二九・一、現在)

出張所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	10,310	△	2,292	△
尾崎	15,108	△	3,808	△
寄崎	10,110	△	2,511	△
段原	22,755	△	5,883	△
比治山	18,484	△	4,268	△
仁保	5,885	△	1,318	△
大河	33,088	△	7,078	△
皆実	18,184	△	4,078	△
皆品	25,768	△	5,038	△
宇島	22,298	△	4,801	△
似島	22,298	△	4,801	△
基町	22,298	△	4,801	△
本庄	22,298	△	4,801	△
区直轄	22,298	△	4,801	△
十日市	22,298	△	4,801	△
舟入	22,298	△	4,801	△
観音	22,298	△	4,801	△
巳斐	22,298	△	4,801	△
三条	22,298	△	4,801	△
草津	22,298	△	4,801	△
計	22,298	△	4,801	△

() は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出したもの
婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、その他は二十四日分で計算したもの